

藤沢市地域防災計画

資料編

藤 沢 市 防 災 会 議

藤沢市地域防災計画 [資料編] 追録加除一覧表

番号	内容現在	加除整理	備考
原本	平成 25 年度修正		
NO 1 号	平成 27 年 3 月 20 日	平成 27 年 3 月 20 日	
NO 2 号	平成 28 年 4 月 27 日	年 月 日	平成 28 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（資 料編全部差し替え）
NO 3 号	平成 29 年 7 月 25 日	年 月 日	平成 29 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（資 料編全部差し替え）
NO 4 号	年 月 日	年 月 日	
NO 5 号	年 月 日	年 月 日	
NO 6 号	年 月 日	年 月 日	
NO 7 号	年 月 日	年 月 日	
NO 8 号	年 月 日	年 月 日	
NO 9 号	年 月 日	年 月 日	
NO 10 号	年 月 日	年 月 日	
NO 11 号	年 月 日	年 月 日	
NO 12 号	年 月 日	年 月 日	
NO 13 号	年 月 日	年 月 日	
NO 14 号	年 月 日	年 月 日	
NO 15 号	年 月 日	年 月 日	
NO 16 号	年 月 日	年 月 日	
NO 17 号	年 月 日	年 月 日	
NO 18 号	年 月 日	年 月 日	
NO 19 号	年 月 日	年 月 日	
NO 20 号	年 月 日	年 月 日	

資料編 目次

1. 組織体制等

資料 1-1 藤沢市防災会議条例	1-1
資料 1-2 藤沢市防災会議委員・幹事名簿	1-4
資料 1-3 藤沢市災害対策本部条例	1-6
資料 1-4 藤沢市災害対策本部規則	1-7
資料 1-5 藤沢市災害派遣手当等の支給に関する条例	1-18

2. 市の概要及び過去の災害状況

資料 2-1 地形概要図	2-1
資料 2-2 地質概要図	2-2
資料 2-3 気象状況	2-3
資料 2-4 人口・世帯数一覧表	2-4
資料 2-5 建物の構造・用途別内訳表	2-4
資料 2-6 藤沢市に被害を及ぼした大地震	2-5
資料 2-7 関東大震災における藤沢町の被害状況	2-7
資料 2-8 藤沢市における過去の風水害一覧表	2-8
資料 2-9 揺れやすさマップ（地震ハザードマップ）	2-19
資料 2-10 地域危険度マップ	2-20
資料 2-11 津波ハザードマップ	2-21
資料 2-12 土砂災害・洪水ハザードマップ	2-22
資料 2-13 液状化危険度マップ	2-23

3. 情報収集・伝達

資料 3-1 藤沢市防災行政無線局管理運用規程	3-1
資料 3-2 藤沢市防災行政無線局運用細則	3-4
資料 3-3 防災行政無線移動系設置状況	3-7
資料 3-4 MCA 無線設置状況	3-8
資料 3-5 防災関係機関の連絡先一覧表	3-10
資料 3-6 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順	3-15
資料 3-7 被害の分類認定基準	3-22

資料 3-8 火災・災害等即報要領	3-30
資料 3-9 地区別被害状況報告	3-47
資料 3-10 災害救助に関する被害状況報告	3-49
資料 3-11 気象庁震度階級関連解説表	3-50

4. 医療救護

資料 4-1 医療救護体制	4-1
資料 4-2 災害時医療救護体制概念図	4-2
資料 4-3 市内の医療機関一覧表	4-3
資料 4-4 県内の災害拠点病院一覧表	4-4
資料 4-5 県内の災害協力病院一覧表	4-5
資料 4-6 医療機関施設状況一覧	4-7

5. 自主防災

資料 5-1 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱	5-1
資料 5-2 藤沢市防災組織連絡協議会会則	5-15

6. 災害予防対策(都市の防災化)

資料 6-1 都市施設計画図	6-1
資料 6-2 道路整備計画	6-2
資料 6-3 無電柱化状況図(平成 27 年 11 月現在)	6-3
資料 6-4 公園緑地整備計画	6-5
資料 6-5 橋りょう管理状況	6-5
資料 6-6 歩道橋とデッキの現況	6-6
資料 6-7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表	6-6
資料 6-8 急傾斜地崩壊危険区域指定地区工事概要一覧表	6-7
資料 6-9 公共建築物耐震化率(平成 27 年 1 月時点)	6-8
資料 6-10 空地に関する情報	6-8
資料 6-11 準用河川の指定状況一覧表	6-9
資料 6-12 遊水地一覧表	6-9
資料 6-13 公共下水道整備状況	6-10
資料 6-14 ポンプ場一覧	6-15
資料 6-15 重要水防区域(河川)重要度評定基準及び重要水防区域(河川)内訳表	6-16

資料 6-16 重要水防区域（海岸）重要度評価基準及び重要水防区域（海岸）内訳表	6-18
資料 6-17 水位観測所一覧表	6-19
資料 6-18 潮位波高観測所一覧表	6-19
資料 6-19 防潮扉一覧表	6-20
資料 6-20 取水堰等内訳表	6-20
資料 6-21 知事が水防警報を行う河川、海岸	6-21
資料 6-22 水防警報の種類、内容及び発表基準	6-22
資料 6-23 水防管理団体水防実施状況報告書	6-23
資料 6-24 鉄道施設の現況	6-24
資料 6-25 鉄道利用者数一覧表	6-26
資料 6-26 管種別送水管延長	6-27
資料 6-27 江の島津波避難マップ	6-28
資料 6-28 江の島津波避難計画	6-28

7. 消防

資料 7-1 消防署組織図	7-1
資料 7-2 消防団組織図	7-2
資料 7-3 高所見張場所及び見張員一覧表	7-3

8. 避難

資料 8-1 避難施設一覧表	8-1
資料 8-2 水害避難所一覧表	8-4
資料 8-3 広域避難場所一覧表	8-5
資料 8-4 福祉避難所一覧表	8-6
資料 8-5 外国人避難所一覧表	8-6
資料 8-6 各主要駅における帰宅困難者対策の一時滞在施設	8-7

9. 災害時要援護者

資料 9-1 福祉関係等施設一覧表	9-1
資料 9-2 藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画	9-10

10. 被災者救援

資料 10-1 藤沢市防災井戸の指定に関する要綱.....	10-1
資料 10-2 飲料水の供給	10-4
資料 10-3 給食施設一覧表	10-7
資料 10-4 災害救助用食料供給要請について	10-11
資料 10-5 災害用応急必需物資の調達に関する協定締結対象一覧表.....	10-15
資料 10-6 物資受入港	10-17

11. 遺体処理

資料 11-1 遺体収容関係機関・団体連絡先	11-1
資料 11-2 遺体処理に関する事務手続き	11-2
資料 11-3 死体処理票	11-3

12. 文教

資料 12-1 藤沢市内の学校一覧表	12-1
資料 12-2 社会教育施設（図書館、体育館、公民館等）一覧表.....	12-4

13. 緊急輸送

資料 13-1 緊急交通路指定想定路一覧表	13-1
資料 13-2 緊急輸送道路一覧表	13-4
資料 13-3 県及び藤沢市指定臨時ヘリポート一覧表.....	13-6
資料 13-4 緊急輸送車両運送業者一覧表	13-7
資料 13-5 漁業協同組合漁船一覧表	13-7

14. 居住環境

資料 14-1 応急仮設住宅供給要領の基本的な考え方.....	14-1
資料 14-2 建築物応急危険度判定活動実施フロー.....	14-7
資料 14-3 被災宅地危険度判定実施フロー	14-8

15. 廃棄物処理

資料 15-1 災害廃棄物等処理計画概要	15-1
資料 15-2 一般廃棄物処理施設一覧表	15-4
資料 15-3 ごみ・がれきの仮置場一覧表	15-4
資料 15-4 廃棄物処理体制一覧表	15-4
資料 15-5 トイレ整備状況	15-5

16. ボランティア

資料 16-1 災害救援ボランティア活動の連携協力体制	16-1
資料 16-2 ボランティア受付票、受付簿、個人票	16-2

17. 被災状況調査・情報提供等

資料 17-1 水害等被害状況調査票	17-1
資料 17-2 災害の被害認定基準について	17-3
資料 17-3 被災者生活再建支援法の一部を改正する政令の施行について	17-5
資料 17-4 臨時市民相談室の開設	17-6

18. (削除)

19. 津波

資料 19-1 気象庁が定める津波予報区	19-1
----------------------------	------

20. 生活再建支援

資料 20-1 災害弔慰金・見舞金等の支給フロー	20-1
資料 20-2 災害弔慰金等の支給	20-2
資料 20-3 災害援護資金の貸付フロー	20-4

資料 20-4 災害援護資金の貸付け	20-5
資料 20-5 義援金の配分フロー	20-7
資料 20-6 義援金の配分事例（仙台市の事例）	20-8
資料 20-7 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例	20-9
資料 20-8 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	20-16
資料 20-9 藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱	20-19
資料 20-10 藤沢市災害復興条例	20-21
資料 20-11 藤沢市災害復興条例の制定について（復旧と復興の考え方）	20-24
資料 20-12 藤沢市災害復興条例を適用する想定について	20-25
資料 20-13 藤沢市災害復興基金条例	20-27
資料 20-14 藤沢市災害復興基金の充用基準について	20-28

21 . 東海地震

資料 21-1 警戒宣言発令時の事前避難対象地区一覧表	21-1
資料 21-2 大規模災害発生時の交通規制計画等の改正について	21-2

22 . 火山活動

資料 22-1 富士山火山防災マップ	22-1
資料 22-2 噴火警報等の種類と発表	22-3

23 . 航空機事故

資料 23-1 県内で発生した航空機事故の被害状況一覧表	23-1
資料 23-2 航空事故等連絡協議会関係機関一覧表	23-5

24 . （削除）

25 . 協定等

資料 25-1 協定等一覧表	25-1
----------------------	------

1. 組織体制等

資料1-1 藤沢市防災会議条例

制定昭和 38 年 4 月 30 日
条例第 28 号
最終改正平成 25 年 3 月 14 日
条例第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 16 条第 6 項の規定に基づき、藤沢市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務等を定めるものとする。

(平成 9 条例 7・平成 11 条例 30・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 藤沢市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前 3 号に掲げるほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- (平成 9 条例 7・平成 24 条例 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 42 人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数を超えない範囲内において、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関の職員 2 人
- (2) 神奈川県知事の部内の職員 3 人
- (3) 神奈川県警察の警察官 2 人
- (4) 法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関又は同条第 6 号に規定する指定地方公共機関の職員 16 人
- (5) 市議会議員 2 人
- (6) 市長の部内の職員 3 人
- (7) 教育長
- (8) 消防局長
- (9) 消防団長
- (10) 陸上自衛隊の自衛官 1 人

- (11) 海上自衛隊の自衛官 1人
- (12) この市の区域内に存する県立の高等学校又は中等教育学校の校長 1人
- (13) この市の区域内に存する私立の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の校長又は大学の学長その他これに準ずる者 1人
- (14) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 1人
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 6人

4 前項第4号、第14号及び第15号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

(昭和38条例31・昭和39条例13・昭和50条例17・昭和51条例22・昭和56条例3・昭和59条例17・平成9条例7・平成11条例28・平成11条例30・平成14条例42・平成19条例6・平成24条例10・平成25条例43・一部改正)

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平成9条例7・一部改正)

(会議)

第5条 会長は、防災会議を招集し、その議長となる。

2 防災会議は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合における第2項の規定の適用については、前条第2項に規定する委員は、会長とみなす。

(平成9条例7・平成19条例6・一部改正)

(専決処分)

第6条 前条の規定にかかわらず、緊急を要し、防災会議を招集する時間的余裕がないと会長が認めたととき、又はやむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、当該専決処分した日後に初めて招集する防災会議において報告しなければならない。

(平成9条例7・平成19条例6・一部改正)

(専門委員)

第7条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平成9条例7・平成19条例6・一部改正)

(幹事)

第8条 防災会議に，幹事 32 人以内を置く。

2 幹事は，委員の属する機関の職員のうちから，市長が委嘱する。

3 幹事は，防災会議の所掌事務について，会長，委員及び専門委員を補佐する。

(平成 19 条例 6・全改)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか，防災会議の運営に関し必要な事項は，会長が防災会議に諮つて定める。

(平成 9 条例 7・一部改正)

資料1-2 藤沢市防災会議委員・幹事名簿

藤沢市防災会議委員名簿

選出基準	機関名	委員
指定地方行政機関の職員	関東農政局神奈川支局	総括農政推進官
	海上保安庁湘南海上保安署	署長
神奈川県知事の部内の職員	県湘南地域県政総合センター	所長
	県藤沢土木事務所	所長
	県企業庁藤沢水道営業所	所長
神奈川県警察	県藤沢警察署	署長
	県藤沢北警察署	署長
指定公共機関の職員	東日本旅客鉄道(株) 藤沢駅	駅長
	NTT 東日本電信電話(株) 神奈川西支店	支店長
	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社	支社長
	東京ガス(株) 神奈川支社 神奈川西支店	支店長
	日本郵便株式会社 藤沢郵便局	局長
	日本郵便株式会社 藤沢北郵便局	局長
指定地方公共機関の職員	小田急電鉄(株) 藤沢駅	藤沢管区長兼藤沢駅長
	小田急電鉄(株) 大和駅	駅長
	江ノ島電鉄(株)	総務課長
	相模鉄道(株) 湘南台駅	管区長
	湘南モノレール株式会社	総務課長
	神奈川中央交通東(株) 藤沢営業所	所長
	(公社) 藤沢市医師会	副会長
	(公社) 藤沢市歯科医師会	会長
	(一社) 藤沢市薬剤師会	会長
	(一社) 神奈川県トラック協会県南サービスセンター	県南ブロック長
市議会議員	藤沢市議会	議長
	藤沢市議会	災害対策等特別委員会委員長
市長の部内の職員	藤沢市	副市長
	藤沢市	副市長
教育委員会	藤沢市	教育長
消防局	藤沢市	消防局長
消防団	藤沢市消防団	消防団長
国の機関	陸上自衛隊第4施設群	第4施設群長
	海上自衛隊横須賀地方総監部	第3幕僚室長
藤沢市内の県立高校	神奈川県立湘南高等学校	学校長
私立小・中・高・大学	日本大学藤沢高等学校・中学校	学校長
自主防災組織を構成するもの又は学識経験のある者	藤沢市防災組織連絡協議会	会長

選出基準	機関名	委員
市長が必要と認めた者	(公社) 県 LP ガス協会湘南支部藤沢部会	湘南支部副支部長藤沢部会部会長
	(一社) 藤沢市建設業協会	会長
	藤沢市内郵便局(代表、藤沢南仲通郵便局)	局長
	横浜市交通局市営地下鉄湘南台駅	駅長

藤沢市防災会議幹事名簿

選出基準	機関名	幹事
指定地方行政機関の職員	関東農政局神奈川支局	総括農政業務管理官
	海上保安庁湘南海上保安署	次長
神奈川県知事の部内の職員	県湘南地域県政総合センター	県民・防災課長
	県藤沢土木事務所	河川砂防第2課長
	県企業庁藤沢水道営業所	工務課長
神奈川県警察	県藤沢警察署	警備課長
	県藤沢北警察署	警備課長
指定公共機関の職員	東日本旅客鉄道(株) 藤沢駅	助役
	NTT 東日本電信電話(株) 神奈川西支店	総括担当課長
	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社	次長
	東京ガス(株) 神奈川支社 神奈川西支店	副支店長
	日本郵便株式会社 藤沢郵便局	総務部長
	日本郵便株式会社 藤沢北郵便局	総務部長
指定地方公共機関の職員	小田急電鉄(株) 藤沢駅	副駅長
	小田急電鉄(株) 大和駅	副駅長
	江ノ島電鉄(株)	総務課長代理
	相模鉄道(株) 湘南台駅	助役
	湘南モノレール株式会社	運輸部運輸課長
	神奈川中央交通東(株) 藤沢営業所	副所長
	(公社) 藤沢市医師会	係長
	(公社) 藤沢市歯科医師会	専務理事
	(一社) 藤沢市薬剤師会	理事
	(一社) 神奈川県トラック協会県南サービスセンター	職員
国の機関	陸上自衛隊第4施設群	第4施設群第3科長
	海上自衛隊横須賀地方總監部	国民保護・防災主任
市長が必要と認めた者	(公社) 県 LP ガス協会湘南支部藤沢部会	藤沢部会副部会長
	(一社) 藤沢市建設業協会	統括防災作業隊長
	横浜市交通局市営地下鉄湘南台駅	湘南台駅助役
	藤沢市管工事業協同組合	理事長

資料1-3 藤沢市災害対策本部条例

制定 昭和38年12月26日

条例第29号

最終改正 平成24年9月13日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、藤沢市災害対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平成8条例32・平成24条例3・一部改正)

(職務)

第2条 災害対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(平成8条例32・一部改正)

(部等の設置)

第3条 対策本部に部その他の下部組織を置く。

2 部その他の下部組織に属すべき者は、災害対策本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平成8条例32・追加)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平成8条例32・旧第4条繰下)

資料1-4 藤沢市災害対策本部規則

制定 昭和 39 年 8 月 1 日規則第 31 号

最終改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市災害対策本部(以下「対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、次のいずれかに該当するときは、対策本部を設置するものとする。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。
- (3) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(災害対策副本部長)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもつて充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合においてその代理する順序は、藤沢市副市長事務分担規則(平成19年藤沢市規則第41号)第2条第1項第1号に掲げる副市長、同項第2号に掲げる副市長、教育長の順とする。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる職員をもつて充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民自治部長
- (5) 生涯学習部長
- (6) 福祉健康部長
- (7) 保健所長
- (8) 子ども青少年部長
- (9) 環境部長
- (10) 経済部長
- (11) 計画建築部長
- (12) 都市整備部長

- (13) 道路河川部長
- (14) 下水道部長
- (15) 市民病院長及び市民病院事務局長
- (16) 消防局長
- (17) 教育次長及び教育部長
- (18) 議会事務局長
- (19) 市民センター長
- (20) 公民館長

(本部会議等)

第5条 対策本部に、本部会議、災害対策警戒会議又は災害対策連絡会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員並びに災害対策基本法第2条第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する機関のうちから本部長が必要と認めるものをもつて組織し、第5項各号に掲げる事項の対応等について審議するものとし、本部長がこれを招集する。

3 災害対策警戒会議は、本部長、副本部長、総務部長、企画政策部長、計画建築部長及び消防局長並びに第4条各号（第1号、第2号、第11号及び第16号を除く。）に掲げる職員のうちから本部長が必要と認めるものをもつて組織し、第5項各号に掲げる事項について、緊急的な対応に関することを審議するものとし、本部長がこれを招集する。

4 災害対策連絡会議は、議長を防災安全部長とし、各副指揮本部長（保健所副所長、市民病院事務局長及び副消防局長を除く。）、市民センター長、公民館長、職員課長、秘書課長、広報課長、防災政策課長、地域保健課長、病院総務課長及び消防総務課長をもつて構成し、議長がこれを招集する。

5 本部会議、災害対策警戒会議及び災害対策連絡会議を招集する場所は、本庁とする。ただし、災害の発生又はそのおそれが特定の区域に限定しているときは、第7条第1項に規定する地区防災拠点本部その他本部長が適当であると認める場所とすることができる。

6 本部会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災活動の配備に関すること。
- (2) 災害予防及び災害応急対策に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 対策本部と各指揮本部等との連絡調整
- (5) 対策本部と第2項に規定する機関との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

7 災害対策連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報の分析に関すること。

- (2) 今後の対応策と配備体制に関すること。
- (3) 対策本部と各指揮本部等との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害全般に関すること。
(本部事務局等)

第6条 対策本部に事務局(以下「本部事務局」という。)を置き、対策本部の運営に関する事務を処理させる。

- 2 本部事務局に事務局長(以下「本部事務局長」という。)を置き、防災安全部長をもつて充てる。
- 3 本部事務局に本部副事務局長を置く。
- 4 本部副事務局長は、本部事務局長を補佐し、本部事務局長に事故があるとき、又は本部事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合においてその代理する順序は、別表第1副指揮本部長等の欄に掲げる順とする。
- 5 本部事務局の職員は、防災安全部に所属する職員及び本部事務局長が指名する職員をもつて充てる。
- 6 本部事務局の庶務は、防災安全部危機管理課がつかさどり、防災安全部防災政策課が補助する。
- 7 本部事務局の編成は、別表第1のとおりとし、所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 対策本部の運営に関すること。
 - (2) 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。
 - (3) 県及び関係機関との連絡調整
 - (4) 災害情報の受伝達に関すること。
 - (5) 被害状況及び損害額の県への報告に関すること。
 - (6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用申請に関すること。
 - (7) 災害対策本部応援職員の招集に関すること。
 - (8) 防災行政用無線の管理に関すること。
 - (9) 緊急通行車両(災害発生時)・緊急通行車両(警戒宣言発令時)確認証明申請に関すること。
 - (10) 警察、自衛隊その他の救援隊の派遣要請及び受入れに関すること。
 - (11) 罹災証明書の発行に関すること。
 - (12) 災害に関する議会報告に関すること。
 - (13) 災害状況の集計に関すること。
 - (14) 各指揮本部等との総合調整に関すること。
 - (15) 避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)等)に関すること。
 - (16) 風水害時の車の避難の調整に関すること。
 - (17) 交通規制等の応急交通対策に関すること。
 - (18) 震災復興本部の設置に関すること。

(19) 災害記録誌の作成に関すること。

8 災害対策連絡会議に事務局長を置き、危機管理課長をもつて充てる。

(下部組織及び所掌事務)

第7条 藤沢市災害対策本部条例(昭和38年藤沢市条例第29号)第3条第1項に規定する下部組織の編成は、災害対策連絡会議及び別表第2のとおりとし、指揮本部に指揮本部長を、地区防災拠点本部に地区防災拠点本部長を置く。

2 指揮本部及び地区防災拠点本部の所掌事務は、別表第3のとおりとする。

(災害対策連絡会議)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、対策本部が設置されていない場合においても、災害対策連絡会議を設置することができる。

- (1) 市内に気象警報(波浪警報を除く。)が発表されたとき。
- (2) 市内で震度4の地震を観測したとき。
- (3) 相模湾・三浦半島に近地津波に係る津波注意報が発表されたとき。
- (4) その他防災安全部長が必要と認めるとき。

(指揮本部長等)

第9条 指揮本部長は、災害応急活動について所属職員を指揮する。

2 地区防災拠点本部長は、その所管する地区内の災害応急活動について所属職員並びに地区防災拠点本部応援職員、広域避難場所従事職員、避難施設従事職員及び水害避難所従事職員を指揮する。

(副指揮本部長等)

第10条 副指揮本部長は、指揮本部長を補佐し、指揮本部長に事故があるとき、又は指揮本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合においてその代理する順序は、別表第2副指揮本部長等の欄に掲げる順とする。

2 地区防災拠点副本部長は、地区防災拠点本部長を補佐し、地区防災拠点本部長に事故があるとき、又は地区防災拠点本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策本部連絡員)

第11条 対策本部に対策本部連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

2 連絡員は、指揮本部に所属する職員のうちから指揮本部長が指名する職員をもつて充てる。

3 連絡員は、指揮本部の応急対策の実施状況並びにその配備体制及び動員の状況その他災害対策活動に必要な情報のとりまとめ並びに対策本部と指揮本部との連絡調整を行う。

(地区防災拠点本部)

第12条 第7条第1項に規定する地区防災拠点本部は、別表第4の左欄に掲げる地区ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設に置く。

2 地区防災拠点本部長は、地区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、

対策本部が設置される前であつても、地区防災拠点本部を設置することができる。

(配備体制)

第13条 防災活動の配備体制は、別表第5のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、対策本部、地区防災拠点本部、避難施設、広域避難場所及び水害避難所に従事する職員は、別に定める。

3 本部事務局長及び別表第2に規定する指揮本部長等は、第1項に規定する配備体制に必要な職員の動員計画をあらかじめ定めておかななければならない。

(防災訓練)

第14条 本部事務局長及び別表第2に規定する指揮本部長等は、職員が迅速かつ適確な防災活動を行うことができるよう防災訓練その他必要な研修を計画的に行わなければならない。

別表第1(第6条関係)

本部事務局編成表

本部事務局長	本部副事務局長	構成課等
防災安全部長	1 危機管理課長 2 防災政策課長 3 防犯交通安全課長	防災政策課 危機管理課 防犯交通安全課

別表第2(第7条, 第10条, 第13条, 第14条関係)

対策本部下部組織編成表

指揮本部等	指揮本部長等	副指揮本部長等	構成課等
総務部指揮本部	指揮本部長 総務部長	副指揮本部長 1 行政総務課長 2 職員課長 3 文書統計課長	行政総務課 職員課 文書統計課 IT推進課 行財政改革推進室
企画政策部指揮本部	指揮本部長 企画政策部長	副指揮本部長 1 企画政策課長 2 秘書課長 3 広報課長	企画政策課 秘書課 広報課 人権男女共同平和課
財務部指揮本部	指揮本部長 財務部長	副指揮本部長 1 税制課長 2 納税課長 3 市民税課長	税制課 納税課 市民税課 資産税課 財政課 契約課 管財課 検査指導課 会計課
市民自治部指揮本部	指揮本部長 市民自治部長	副指揮本部長 1 市民自治推進課長 2 市民窓口センター長 3 市民相談情報課長	市民自治推進課 市民窓口センター 市民相談情報課
生涯学習部指揮本部	指揮本部長	副指揮本部長	生涯学習総務課

	生涯学習部長	1 生涯学習総務課長 2 郷土歴史課長 3 文化芸術課長	郷土歴史課 文化芸術課 スポーツ推進課 総合市民図書館 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室
福祉健康部指揮本部	指揮本部長 福祉健康部長	副指揮本部長 1 福祉健康総務課長 2 介護保険課長 3 福祉医療給付課長	福祉健康総務課 介護保険課 保険年金課 障がい福祉課 生活援護課 福祉医療給付課 地域包括ケアシステム推進室
保健所指揮本部	指揮本部長 保健所長	副指揮本部長 1 保健所副所長 2 地域保健課長 3 保健予防課長	地域保健課 保健予防課 生活衛生課 健康増進課 子ども家庭課(子ども発達支援担当に限る。) 子ども健康課
子ども青少年部指揮本部	指揮本部長 子ども青少年部長	副指揮本部長 1 子育て企画課長 2 子ども家庭課長 3 保育課長	子育て企画課 子ども家庭課(子ども発達支援担当を除く。) 保育課 子育て給付課 青少年課
環境部指揮本部	指揮本部長 環境部長	副指揮本部長 1 環境総務課長 2 環境保全課長 3 環境事業センター長	環境総務課 環境保全課 環境事業センター 北部環境事業所 石名坂環境事業所
経済部指揮本部	指揮本部長 経済部長	副指揮本部長 1 産業労働課長 2 観光シティプロモーション課長 3 農業水産課長	産業労働課 観光シティプロモーション課 農業水産課
計画建築部指揮本部	指揮本部長 計画建築部長	副指揮本部長 1 建設総務課長 2 建築指導課長 3 公共建築課長	建設総務課 都市計画課 街なみ景観課 開発業務課 建築指導課 公共建築課 住宅政策課 江の島地区周辺整備担当
都市整備部指揮本部	指揮本部長 都市整備部長	副指揮本部長 1 都市整備課長 2 公園課長 3 みどり保全課長	都市整備課 公園課 みどり保全課 藤沢駅周辺地区整備担当 西北部総合整備事務所 柄沢区画整理事務所 北部区画整理事務所
道路河川部指揮本部	指揮本部長 道路河川部長	副指揮本部長 1 道路河川総務課長 2 道路管理課長 3 道路整備課長	道路河川総務課 道路管理課 河川水路課 道路整備課 道路維持課
下水道部指揮本部	指揮本部長	副指揮本部長	下水道総務課

	下水道部長	1 下水道総務課長 2 下水道管路課長 3 下水道施設課長	下水道管路課 下水道施設課
市民病院指揮本部	指揮本部長 市民病院長	副指揮本部長 1 市民病院事務局長 2 病院総務課長 3 医事課長	病院総務課 医事課 看護専門学校
消防局指揮本部	指揮本部長 消防局長	副指揮本部長 1 副消防局長 2 消防総務課長 3 警防課長	消防総務課 予防課 査察指導課 警防課 救急救命課 南消防署 北消防署
教育部指揮本部	指揮本部長 教育部長	副指揮本部長 1 教育総務課長 2 教育指導課長 3 学務保健課長	教育総務課 教育指導課 学務保健課 学校給食課 学校施設課
行政委員会指揮本部	指揮本部長 議会議務局長	副指揮本部長 1 議会議務局総務課長 2 監査事務局長 3 選挙管理委員会事務局長	議会議務局総務課 議会議務局議事課 監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 オンブズマン事務局
地区防災拠点本部	地区防災拠点本部長 市民センター長 公民館長	地区防災拠点副本部長 地区防災拠点本部長が 指名する職員	地区防災拠点本部所属職員 地区防災拠点本部応援職員 広域避難場所従事職員 避難施設従事職員 水害避難所従事職員

別表第3(第7条関係)

対策本部各指揮本部の所掌事務

1 各指揮本部等に共通する事項

共通事項	所掌事務
	1 指揮本部の災害応急対策計画の策定に関する事。 2 指揮本部の設置及び運営に関する事。 3 指揮本部内の配備及び動員に関する事。 4 災害情報の伝達，収集及び報告に関する事。 5 本部事務局との連絡調整に関する事。 6 施設の保全に関する事。 7 他の指揮本部の応援に関する事。 8 津波応急対策に関する事。 9 人命救助活動に関する事。 10 帰宅困難者支援に関する事。

2 各指揮本部等の所掌事務

指揮本部等	所掌事務
総務部指揮本部	1 公用令書の発行に関する事。 2 災害対策基本法の規定に基づき派遣された職員の身分の取扱に関する事。 3 災害対応職員の安全衛生管理に関する事。 4 災害対応時の職員の食料及び飲料水の確保及び配分に関する事。 5 各指揮本部の所掌事務に属さないものに関する事。 6 本部事務局の補助に関する事。
企画政策部指揮本部	1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 2 被害状況の県への報告に関する事。 3 要配慮者のうち外国人への支援及び外国人関係団体との連絡調整に関する事。 4 震災復興計画の調整に関する事。 5 空地情報の管理と活用に関する事。 6 災害現場の写真記録に関する事。 7 災害広報及び情報周知に関する事。 8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関する事。 9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関する事。
財務部指揮本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金、救援物資等の受入れ及び配分の総合調整に関する事。 2 食料、生活物資等の受入れ及び配分の総合調整に関する事。 3 食料、生活物資等の搬送に関する事。 4 非常炊き出しに関する事。 5 災害時の予算編成に関する事。 6 災害関係経費の支払いに関する事。 7 災害救助法に基づく求償請求に関する事。 8 建物に関する被害及び損害額の調査及び集約に関する事。 9 災害に伴う税の減免に関する事。 10 燃料及び資機材等の調達に関する事。 11 車両の調達及び管理に関する事。 12 災害対応業者の調整に関する事。
市民自治部指揮本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 臨時市民相談室の開設及び被災市民の相談に関する事。 2 応急給水対策(調達及び搬送)に関する事。 3 食料、生活物資等の配分の支援に関する事。 4 要配慮者のうち外国人であるものの相談に関する事。 5 地区防災拠点本部との連絡調整に関する事。 6 安否情報の収集管理及び照会の対応に関する事。 7 消費者保護に関する事。
生涯学習部指揮本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。 2 緊急物資輸送拠点の開設及び食料、生活物資等の配分に関する事。 3 救援物資の要請に関する事。 4 救援物資の受入れに関する事。 5 文化財の保護に関する事。 6 遺体安置所開設の補助に関する事。
福祉健康部指揮本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者のうち高齢者、身体障がい者、知的障がい者等の救援に関する事。 2 日本赤十字社その他の諸団体との連絡調整に関する事。 3 災害見舞金及び災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 4 災害救援ボランティアに関する事。 5 被災者生活再建支援制度事務に関する事。 6 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬に関する事。
保健所指揮本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動の総合調整に関する事。 2 医師会及び医療関係機関との連絡調整に関する事。 3 被災地の防疫その他の保健衛生活動に関する事。 4 食品衛生対策に関する事。 5 動物対策に関する事。 6 避難所の保健衛生対策に関する事。 7 被災者への精神保健対策に関する事。 8 要配慮者のうち難病者、人工透析患者、妊婦、乳幼児等の救援に関する事。 9 感染症等の防疫に関する事。 10 歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。 11 医薬品、衛生材料等の調達、搬送等に関する事。 12 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬の補助に関する事。
子ども青少年部指揮本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者のうち未就学児童等の救援及び保護に関する事。 2 所管施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。
環境部指揮本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害地の清掃及び消毒に関する事。 2 災害地のし尿その他災害による廃棄物の処理に関する事。 3 災害時における公害防止に関する事。

	<p>4 がれき等の災害廃棄物の処理，処分に関すること。</p> <p>5 災害時における生活ごみ対応に関すること。</p> <p>6 放射性物質の測定及び測定結果の取りまとめに関すること。</p>
経済部指揮本部	<p>1 商工業，農林水産業，観光施設等の被害及び損害額の調査に関すること。</p> <p>2 食料，生活物資等の調達に関すること。</p> <p>3 家畜伝染病及び農産物病害等の防疫に関すること。</p> <p>4 災害を受けた商工観光業者，農林業者及び水産業者に対する応急融資等に関すること。</p> <p>5 被災者の雇用の支援に関すること。</p> <p>6 災害を受けた中小企業等への支援に関すること。</p>
計画建築部指揮本部	<p>1 公共施設の災害情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>2 建設業協会に対する応援の要請に関すること。</p> <p>3 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。</p> <p>4 公共施設の損害額の調査及び報告に関すること。</p> <p>5 公共施設の応急修理及び保全に関すること。</p> <p>6 応急危険度判定(土)及び被災宅地危険度判定(土)に関すること。</p> <p>7 一般住宅の応急修理に関すること。</p> <p>8 応急仮設住宅に関すること。</p> <p>9 被災者の住宅入居相談に関すること。</p> <p>10 被災市街地における建築制限及び仮設建築物に関する制限の緩和に関すること。</p>
都市整備部指揮本部	<p>1 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。</p> <p>2 土地区画整理事業施行地区内の災害現場の応急対策及び被害の調査に関すること。</p> <p>3 応急活動，復旧活動用の空地確保の補助に関すること。</p> <p>4 応急活動，復旧活動用の空地配分の調整の補助に関すること。</p> <p>5 公園施設，緑地等の応急対策に関すること。</p> <p>6 奥田公園駐車場の遺体安置所用地としての整備に関すること。</p>
道路河川部指揮本部	<p>1 道路，橋等の災害対策に関すること。</p> <p>2 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。</p> <p>3 障害物の除去に関すること。</p> <p>4 浸水地の排水作業に関すること。</p> <p>5 緊急救助資機材等の搬送に関すること。</p> <p>6 道路，橋等の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。</p> <p>7 河川及び水路の管理に関すること。</p> <p>8 河川，堤防，水位等の監視に関すること。</p> <p>9 河川の災害現場の写真撮影，記録等に関すること。</p> <p>10 河川のパトロールに関すること。</p> <p>11 湘南台駅地下自動車駐車場の遺体安置所用地としての整備に関すること。</p>
下水道部指揮本部	<p>1 下水道の災害対策に関すること。</p> <p>2 災害危険個所のパトロール及び応急対策に関すること。</p> <p>3 浸水地の排水作業に関すること。</p> <p>4 浄化センター，ポンプ場等の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。</p> <p>5 下水道施設の災害現場の写真撮影，記録等に関すること。</p> <p>6 浄化センター，ポンプ場等のパトロールに関すること。</p>
市民病院指揮本部	<p>1 災害拠点病院としての傷病者等の受入れ及び搬送に関すること。</p> <p>2 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣及び受入れに関すること。</p> <p>3 災害時における入院及び外来患者等への医療の提供及び安全の確保に関すること。</p> <p>4 病院施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。</p> <p>5 看護専門学校等の災害対策に関すること。</p>
消防局指揮本部	<p>1 気象情報及び災害情報の受信及び伝達に関すること。</p> <p>2 避難の勧告，指示及び誘導に関すること。</p> <p>3 被害状況の把握及び報告に関すること。</p> <p>4 現場広報に関すること。</p> <p>5 防災行政用無線の運用に関すること。</p>

	<p>6 消防及び水防活動に関すること。 7 救急及び救助活動に関すること。 8 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。 9 消防団に関すること。</p>
教育部指揮本部	<p>1 学校施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 2 学校プール及びろ水機の管理並びに災害時の飲料水の活用に関すること。 3 避難施設従事職員の招集の補助及び配備状況の把握に関すること。 4 避難施設の応援に関すること。 5 文教関係義捐金及び救援物資の受取及び配分に関すること。 6 災害による応急教育活動並びに災害を受けた児童及び生徒に係る学用品給与対策に関すること。 7 教職員の動員に関すること。 8 非常炊き出しの応援に関すること。 9 要配慮者のうち児童生徒等の救援及び保護に関すること。</p>
行政委員会指揮本部	<p>1 議会関係の連絡調整に関すること。 2 議会関係の視察者、見学者等の来庁者の接遇に関すること。 3 ボランティアの受入れ、活動支援等の補助に関すること。</p>
地区防災拠点本部	<p>1 地区防災拠点本部応援職員、避難施設従事職員、水害避難所従事職員及び広域避難場所従事職員の招集に関すること。 2 自主防災組織、自治会、町内会等の連携調整に関すること。 3 避難施設、水害避難所及び広域避難場所の管理及び運営に関すること。 4 安否情報の収集管理及び照会の対応に関すること。 5 防災行政用無線等の通信施設の確保に関すること。 6 飲料水、救援物資等の供給に関すること。 7 救助及び救護活動に関すること。 8 臨時市民相談室の開設に関すること。 9 要配慮者の保護及び支援に関すること。 10 ボランティア活動の支援に関すること。 11 災害広報に関すること。 12 地区内各団体に対する応援の要請に関すること。 13 罹災証明書の発行補助に関すること。 14 風水害時の車の避難場所に関すること。</p>

別表第4(第12条関係)

地区防災拠点本部

地区	地区防災拠点本部
藤沢東部地区 藤沢西部地区	藤沢公民館
村岡地区	村岡公民館
鶴沼地区	鶴沼市民センター
片瀬地区	片瀬市民センター
辻堂地区	辻堂市民センター
明治地区	明治市民センター
湘南大庭地区	湘南大庭市民センター
善行地区	善行市民センター
六会地区	六会市民センター
湘南台地区	湘南台市民センター
長後地区	長後市民センター
遠藤地区	遠藤市民センター
御所見地区	御所見市民センター

別表第5(第13条関係)

配備体制

配備時期		配備体制	配備区分
地震津波対策	風水害・都市災害等対策		
	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想されるも、警戒配備に至らないと判断したとき。	警戒配備以上の体制に移行するための、連絡に必要な最小限の人員を配備する体制	連絡配備
1 市内で震度4の地震を観測したとき。 2 相模湾・三浦半島に津波注意報が発表されたとき。	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想されるも、事態の発生までに時間的余裕があるとき。	情報収集、連絡及び危険箇所のパトロール等、災害に対する警戒態勢を取るとともに、状況によつては1号配備に移行できる体制	警戒配備
市域に地震による小規模な被害が発生したとき。	1 市内の一部に避難準備・高齢者等避難開始を発令したとき。 2 気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき。	小規模災害が発生した場合に、対処しうる人員を配備する体制	1号配備
1 市内で震度5弱の地震を観測したとき。 2 市域に地震による被害が発生したとき。 3 相模湾・三浦半島に津波警報が発表されたとき。 4 東海地震注意情報及び東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき。	1 市内の一部に避難勧告を発令したとき。 2 局地的な都市災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できる体制(動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に津波警報が発表されている場合は、津波浸水想定区域にある施設に参集してはならない。)	2号配備
1 市内で震度5強以上の地震を観測したとき。 2 市域に地震による大規模な被害が発生したとき。 3 相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されたとき。	1 市内の一部に避難指示(緊急)を発令したとき。 2 特別警報が発表されるなど、重大な危険が差し迫ったとき。 3 市の全域に都市災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は局地的であつても、被害が特に甚大と予想されるとき。	動員可能な全職員をもつてあたるもので、完全な非常体制とする。(動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に津波警報が発表されている場合は、津波浸水想定区域にある施設に参集してはならない。)	3号配備

資料1-5 藤沢市災害派遣手当等の支給に関する条例

制定 昭和 38 年 12 月 26 日条例第 30 号

改正 昭和 51 年 6 月 25 日条例第 4 号

平成 7 年 9 月 21 日条例第 22 号

平成 17 年条例第 22 号

平成 28 年条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 44 条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成 7 条例 22・平成 17 条例 22・平成 28 条例 40・一部改正)

(派遣職員手当の額等)

第 2 条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて藤沢市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が藤沢市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(平成 7 条例 22・一部改正)

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法は、市長が別に定める。

(平成 7 条例 22・全改)

別表(第 2 条関係)

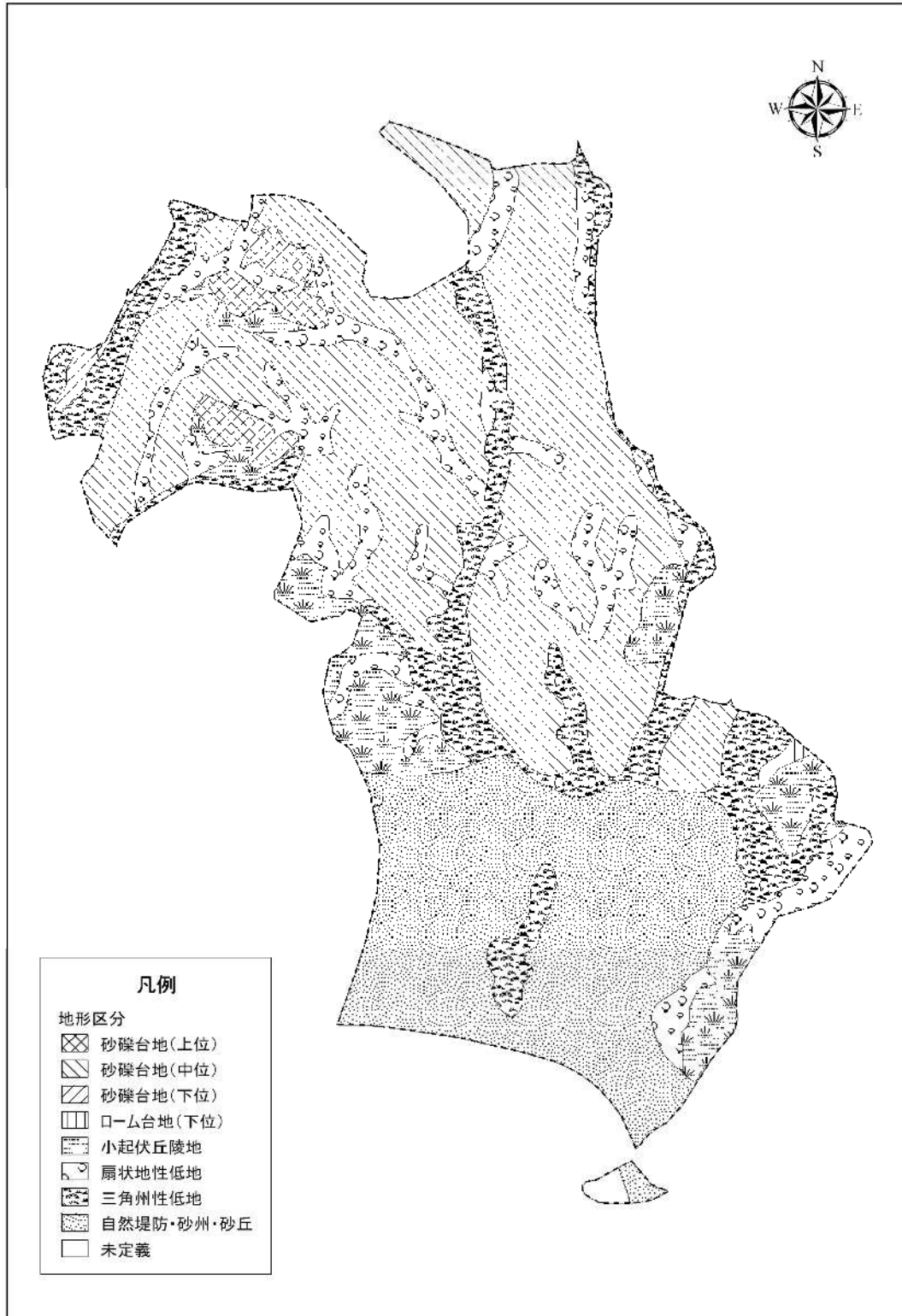
(昭和 51 条例 4・平成 7 条例 22・一部改正)

利用施設の区分 滞在した期間	公用施設又はこれに準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

備考 公用施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

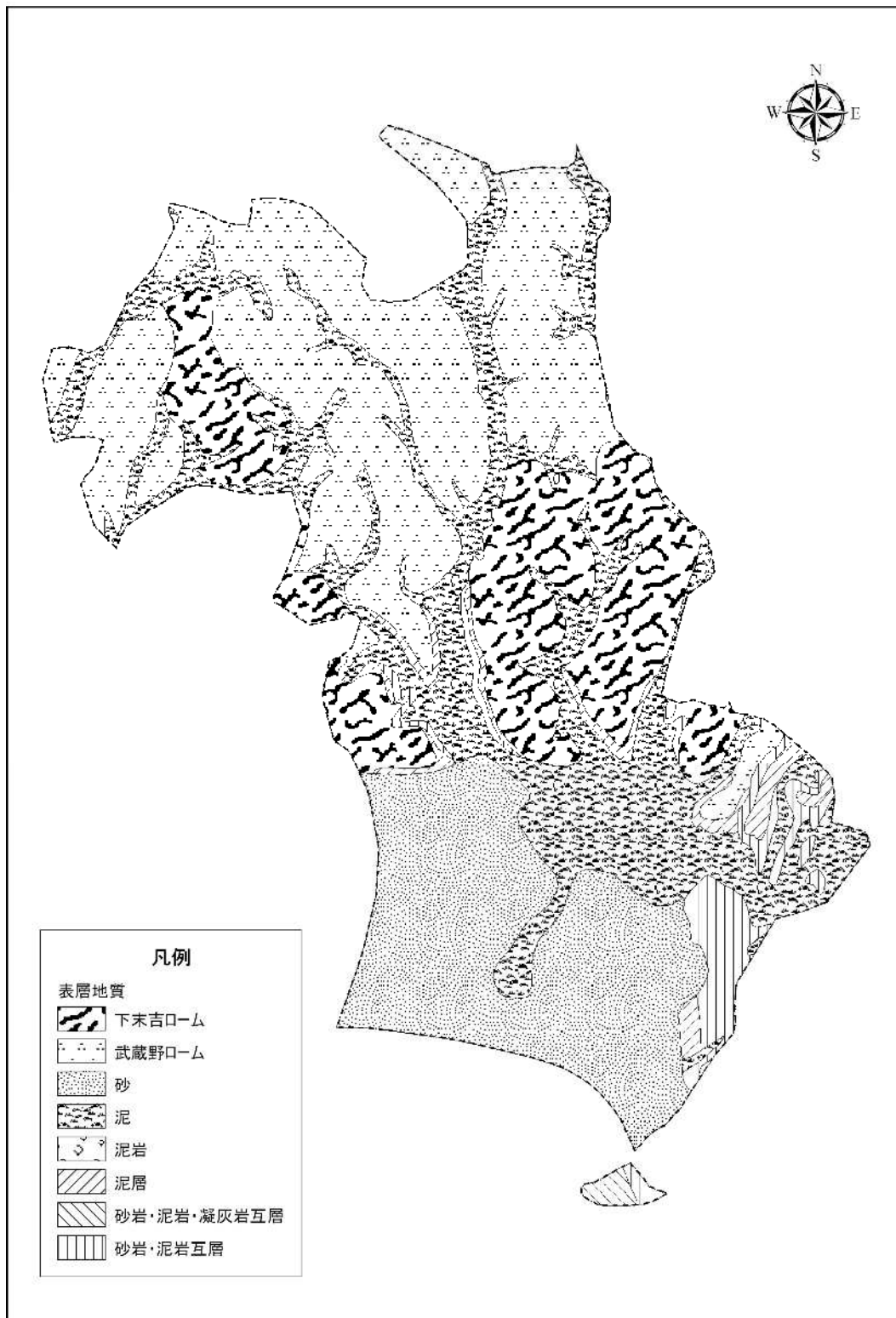
2. 市の概要及び過去の災害状況

資料2-1 地形概要図



資料：20分の1土地分類基本調査

資料2-2 地質概要図



資料：20分の1土地分類基本調査

資料2-3 気象状況

年・月	気温()			湿度(%)		降水量(mm)	風		
	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 湿度	最小 湿度	総量	主たる 風向き	平均 風速 (m/s)	瞬間最 大風速 (m/s)
平成 20 年	16.4	36.8	-1.5	61.1	8.0	1,688.5	北北東	2.3	32.2
平成 21 年	16.6	34.9	-0.8	62.1	8.8	1,565.5	北北東	2.4	27.9
平成 22 年	16.7	41.4	-0.9	63.5	9.9	1,793.5	北北東	2.5	29.3
平成 23 年	16.5	37.4	-2.2	59.4	4.0	1,301.0	北北東	2.4	38.4
平成 24 年	16.1	38.0	-2.2	60.2	7.1	1,632.0	北北東	2.3	26.2
平成 25 年	16.4	37.5	-2.7	67.8	8.6	1,242.1	北北東	2.5	22.5
平成 26 年 1 月	5.9	15.7	-1.9	55.9	13.3	31.3	北北東	2.2	18.2
2 月	5.3	18.8	-1.4	62.7	25.8	45.8	北北東	2.8	9.9
3 月	9.6	21.5	-2.2	64.0	12.2	110.0	北北東	2.9	10.9
4 月	13.8	22.6	2.9	68.4	13.7	112.3	北北東	2.3	11.9
5 月	19.1	29.4	10.3	74.5	14.9	61.5	南西	2.7	12.9
6 月	22.4	31.9	17.4	85.2	36.9	209.3	南南西	2.0	13.9
7 月	25.8	37.1	19.0	85.1	40.4	41.0	南南西	2.1	14.9
8 月	26.6	34.6	19.1	82.8	54.4	109.8	南西	3.0	15.9
9 月	22.8	31.8	15.2	74.8	29.3	92.5	北北東	2.3	16.9
10 月	18.4	29.4	9.0	75.5	29.0	382.5	北北東	2.2	17.9
11 月	13.6	22.9	4.7	71.3	27.6	54.3	北北東	2.2	18.9
12 月	6.9	18.1	-1.4	61.7	16.4	55.3	北北東	2.1	19.9
平均	15.8			71.8		108.8		2.4	

資料：平成 27 年消防年報

資料2-4 人口・世帯数一覧表

(2012.12.1 現在)

地区	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年			
	世帯数	人口 総数	世帯数	人口 総数	世帯数	人口 総数	男	女
総数	174,752	413,826	177,240	416,756	178,887	418,269	207,463	210,806
片瀬	8,343	20,014	8,380	19,924	8,474	19,964	9,434	10,530
鶴沼	23,136	54,486	23,224	54,282	23,341	54,311	25,778	28,533
辻堂	16,345	38,692	16,798	39,422	16,959	39,685	19,648	20,037
村岡	10,900	27,815	11,133	28,261	11,296	28,495	14,193	14,302
藤沢	20,308	43,953	20,532	44,363	20,677	44,586	22,467	22,119
明治	11,019	26,924	11,317	27,395	11,786	28,390	14,099	14,291
善行	17,907	42,305	18,084	42,451	18,089	42,174	20,814	21,360
湘南大庭	12,419	32,183	12,693	32,542	12,809	32,431	15,671	16,760
六会	14,680	35,008	14,881	35,243	14,943	35,263	18,110	17,153
湘南台	14,597	30,491	14,771	30,613	14,887	30,755	15,503	15,252
遠藤	4,455	11,271	4,583	11,467	4,627	11,551	6,037	5,514
長後	13,542	32,431	13,642	32,441	13,765	32,460	16,320	16,140
御所見	7,101	18,253	7,202	18,352	7,234	18,204	9,389	8,815

資料：藤沢市統計年報（2014年版）

資料2-5 建物の構造・用途別内訳表

(各年1月1日現在)

種別	年次	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
		課税家屋数	構成比%	課税家屋数	構成比%	課税家屋数	構成比%
(木造家屋)							
1 専用住宅		76,623	62.8	77,208	63.0	77,751	63.1
2 共同住宅・寄宿舍		5,797	4.8	5,802	4.7	5,811	4.7
3 併用住宅		4,425	3.7	4,311	3.5	4,206	3.4
4 農家住宅		198	0.2	190	0.2	183	0.2
5 その他		6,470	5.3	6,360	5.2	6,290	5.1
計		93,513	76.7	93,871	76.6	94,241	76.5
(非木造家屋)							
1 事務所・店舗		2,208	1.8	2,228	1.8	2,220	1.8
2 住宅・アパート		18,841	15.5	19,103	15.6	19,336	15.7
3 ホテル・病院		177	0.2	177	0.1	177	0.1
4 工場・倉庫		2,495	2.1	2,456	2.0	2,443	2.0
5 その他		4,743	3.9	4,764	3.9	4,799	3.9
計		28,464	23.3	28,728	23.4	28,975	23.5
総数		121,977	100	122,599	100	123,216	100

資料：藤沢市統計年報（2014年版）

資料2-6 藤沢市に被害を及ぼした大地震

発生年月	被害	震央 地名(地震名)	規模(M)
818年 (弘仁9年)	いわゆる阪東諸国を震害せしめた大地震で、山岳崩れて、溪谷を埋没するもの、数量圧死の百姓挙げて数うべからず。津波があった。(聚類国史171)	相模武蔵、下総、常陸下野諸国大地震	7.9
841年 (承知8年)	伊豆国地震為変、里落不完人物損傷在或被圧没(続日本紀十)	伊豆国大地震	7.0
878年 (元慶2年)	大地の各所に亀裂が生じ、特に相模、武蔵両国が最も激震地で公私の屋舎倒壊して完全なものは一つもなく、圧死する百姓は計うるに到へず、大地陥没のため住環不通となる。(三代実録34)	相模、武蔵その他関東大地震	7.4
1213年6月 (建保元年)	忽ち大地裂け、屋舎の破壊頗る多く、近代稀有りの大地震であった。(吾妻鏡)	鎌倉大地震	6.4
1241年5月 (仁治2年)	津波を伴い、由比ヶ浜の八幡宮拝殿も破壊流出した。(吾妻鏡)	鎌倉大地震	7.0
1257年10月 (正嘉元年)	正嘉元年8月23日戌刻、地鳴りと共に全ての民家は一溜まりもなく倒壊。神社仏閣も又完全なものはなく、山岳頽崖し、地上の所々裂け目からは水が湧出した。人畜の死傷多く、凄愴の限りであった。	鎌倉大地震	7.0
1292年5月 (正応5年)	夏4月甲戌、大地震土石崩、圧死者1,100余人(続本朝通鑑)	鎌倉大地震	-
1293年5月 (永仁元年)	山は崩れ地は裂け、更に津波は伴い、政庁を始め、鶴岡、若宮、大慈寺、建長寺等倒壊し建長寺炎上。特に民家の被害が甚だしく、死者2万3千20人余に及んだ。(醍醐日記、実躬郷日記、帝王編記、北条九代記)	鎌倉大地震	7.1
1433年11月 (永享5年)	十六日晴、今夜大地震二度、帝尺動地堂舎、倒人多死八幡宮金灯炉焼失(看聞御記)	相模、甲斐陸奥諸国大地震	7.1
1498年9月 (明応7年)	大津波により類海諸国の海辺二、三十町の民家悉く水に襲われ、溺死者多数を生じた。中でも伊勢では、大湊のみで流失戸数数千余、溺死者5千人を算し、鎌倉に於ては由比ヶ浜海水千度壇に至り水勢大仏殿を襲い、堂屋舎を破り、溺死者200余人に及んだ。(鎌倉大日記)	山城、大和伊勢、遠江三河、駿河甲斐、相模伊豆諸国大地震	8.6
1525年9月 (大永5年)	8月23日、日本大地震、別して鎌倉大地震、由比ヶ浜の川入江間を悉皆埋没して平地となる。(塔寺八幡宮長帳続)	相模国 鎌倉大地震	-
1605年2月 (慶長9年)	推定震度は4以下と地震の揺れはあまり大きくないが、この地震により、千葉～九州に至る非常に広域な海岸に津波が押し寄せた。県内に記録は残っていないが、静岡の白須賀(元町)では推定津波高6～7m、八丈島では10m以内、高知の佐喜浜では10～13mとなっている。(神奈川県HPより)	慶長地震	7.9
1633年3月 (寛永10年)	就中相模最も甚だしく小田原市破壊し、箱根山所々崩れ、民家数千軒潰し、圧死者おびただしく余震月を越えた。特に26日の余震にて小田原の町に民家一つもなきまでの惨状となった。(江城年鑑)	相模、駿河 伊豆諸国大地震	7.1
1647年6月 (正保4年)	14日未明の大地震で江戸城々壁馬入川渡場等破壊し、東叡山金造大仏の頭が揺り落ちた。(大酋院実記)	武蔵 相模大地震	6.4
1648年6月 (慶安元年)	小田原城破壊、小田原城領内潰家大、江戸にて武家屋敷・町屋の屋根瓦落ち、土蔵の練堀半ば砕け倒れる。(続史愚抄)	江戸地震	7.1
1649年7月 (慶安2年)	午後10時より地震甚だしく、江戸城石壁及び諸大名の邸第以下多く損じ死者多数あり。(慶安日記)	江戸地震	7.1

発生年月	被害	震央 地名(地震名)	規模(M)
1703年12月 (元禄16年)	江戸、小田原、被害最も甚だしく続いて津波来襲し、小田原、鎌倉の沿海安房の長狭、朝夷両郡、上総の夷隅郡等その災いを被った。震災地全般を通じ、潰家約20,162件、死者5,233人に達す。(基熙公記)	武蔵、相模 安房、上総 諸国大地震	8.2
1782年8月 (天明2年)	小田原城の石垣破損,人家1,000余潰る。津波あり、城中に至る。箱根、大山大崩れ死者ありという、江戸でも屋根瓦落ち、壁損じ、地裂け、潰家、死者を生じた。	江戸 相州大地震	7.3
1853年3月 (嘉永6年)	倒壊家屋3,000、死者多数、小田原にて出火(近代月表)	江戸 東海道地震	6.5
1854年11月 (安政元年)	被害区域は、関東から近畿に及ぶ。大津波あり、倒壊流失家屋8,300、焼失300、死者1,000(嘉明年間録)	安政東海地震	8.4
1855年11月 (安政2年)	下町被害大、江戸の潰家、焼失約20,000、死者4,000人余(嘉明年間録)	江戸近国大地震	8.4
1923年9月 (大正12年)	午前11時58分、東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨、茨城、群馬、長野と一都六県に地震。鎌倉、横浜は震度最も激しく、東京、横浜は震災直後の出火のため、市内3分の2を焦土化せしめ、その被害は甚大であった。	関東大地震	7.9
2011年3月 (平成23年)	11日14時46分に発生した三陸沖を震源とする大地震。沿岸部では地震に伴う津波が発生。関東においては交通機関の混乱により、多数の帰宅困難者が発生した。	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	9.0

資料2-7 関東大震災における藤沢町の被害状況

地区別	大正 12 年当時		住居被害					人的被害			倒壊率 (%)
	人口	戸数	全壊	半壊	全 焼	半 焼	流 出	死者	行方 不明	負傷者	
藤沢町 藤沢 鵜沼 辻堂	18,876	3,076	1,505	1,177	5	0	0	127	0	114	48.93
川口村 片瀬	3,090	712	285	181	5	0	0	39	50	87	40.03
村岡村 村岡	1,714	233	78	71	0	0	0	6	0	25	33.48
六会村 六会	4,800	660	256	244	0	0	0	15	0	53	38.79
御所見村 御所見	4,254	677	275	265	0	0	0	5	0	5	40.62
小出村 遠藤	3,832	588	275	219	0	0	0	7	0	40	46.77
渋谷村 長後	5,609	766	136	159	0	0	0	21	0	75	17.75
計	42,175	6,712	2,810	2,316	10	0	0	220	50	399	41.87

資料2-8 藤沢市における過去の風水害一覧表

年月日	種別	被害の状況		摘要
昭和 29. 3.20	台風 5 号	1	家屋被害 倒壊 8 棟 流出 14 棟	
		2	屋根被害 4 件	
昭和 31. 9.27	台風 15 号	1	道路被害 埋没 1 箇所 流失 5m 破損 1 箇所 (6m)	
昭和 31.10.30	豪雨	1	家屋被害 全壊住家 2 棟 流失非住家 1 棟 半壊住家 3 棟 床下浸水 15 世帯	
昭和 33. 7.23	台風 11 号	1	家屋被害 全壊非住家 42 棟 半壊住家 3 棟 半壊非住家 69 棟 部分壊住家 14 棟 部分壊非住家 36 棟 床上浸水 1 棟 流失非住家 15 棟 床下浸水 11 棟	災害対策本部設置
昭和 33. 9.18	台風 21 号	1	家屋被害 全壊非住家 2 棟 半壊住家 2 棟 半壊非住家 2 棟 床上浸水 4 棟 床下浸水 14 棟	災害対策本部設置
		2	堤防決壊 2 箇所	
		3	橋流失 1 箇所	
昭和 33 .9.26	台風 22 号	1	人的被害 死者 3 人	大島西方から江の島上陸
		2	家屋被害 全壊住家 7 棟 全壊非住家 9 棟 半壊非住家 9 棟 床上浸水 515 棟 床下浸水 1,713 棟	災害対策本部設置
昭和 34 .9.26	台風 15 号	1	家屋被害 全壊非住家 22 棟 半壊住家 2 棟 半壊非住家 7 棟 部分壊住家 20 棟 部分非住家 19 棟 床上浸水 4 棟 床下浸水 5 棟	災害対策本部設置
昭和 36. 6.28	台風 6 号	1	人的被害 死者 2 人 負傷者 3 人	降雨量 267mm 救助法適用
		2	家屋被害 全壊住家 6 棟 半壊住家 22 棟 床上浸水 323 棟 床下浸水 1,573 棟	災害対策本部設置
昭和 36. 9.16	台風 18 号	1	家屋被害 全壊 2 棟 半壊 34 棟	災害対策本部設置
		2	堤防決壊 7 箇所 護岸 5 防湖堤 1 防波堤 1	
昭和 40. 6.27	集中豪雨	1	家屋被害 床上浸水 12 棟 床下浸水 262 棟	災害対策本部設置
		2	がけ崩れ 15 箇所	
		3	道路 決壊及び洗掘 14 箇所	

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
昭和 40. 8.21	台風 17 号	1 施設被害 1 箇所	
昭和 40. 9.17	台風 24 号	1 家屋被害 全 壊 1 棟 半 壊 1 棟 床上浸水 6 棟 床下浸水 17 棟 非住家被害 57 棟 一部破損 45 棟 学校関係 17 箇所 2 道路被害 決壊及び洗掘 8 箇所 3 橋流失 1 箇所 4 堤防決壊 5 箇所 5 山崖崩れ 5 箇所	災害対策本部設置
昭和 41. 6.28	台風 4 号	1 人的被害 重症者 1 人 軽症者 4 人 2 家屋被害 全 壊 6 棟 半 壊 2 棟 一部損壊 4 棟 床上浸水 283 棟 床下浸水 479 棟 非住家 4 棟 3 田畑の被害 田流失 埋没 11.7ha 田冠水 288.9ha 畑流失 埋没 冠水 0.7ha 4 学校及び公民館被害 4 箇所 5 道路被害 4 箇所 6 橋梁流失 3 箇所 7 堤防決壊 18 箇所 8 農業用施設 6 箇所 9 がけ崩れ 41 箇所	降雨量 6.27 午後 9 時から 6.28 午後 7 時まで 306.5mm 災害対策本部設置
昭和 41. 9.24	台風 26 号	1 人的被害 軽症者 1 人 2 家屋被害 全 壊 1 棟 半 壊 24 棟 一部損壊 24 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 2 棟 非住家 72 棟 3 田畑の被害 田水稻倒伏 196.84ha 陸稲倒伏 163.85ha 4 学校、公民館、保育園、その他 45 箇所 5 道路被害 8 箇所 6 橋梁流失 1 箇所 7 堤防決壊 3 箇所	降雨量 9.24 午後 6 時から 9.25 午前 3 時まで 85.3mm 災害対策本部設置
昭和 43. 7. 6	集中豪雨	1 家屋被害 半 壊 1 棟 床上浸水 6 棟 床下浸水 17 棟 2 橋梁流失 1 箇所 3 がけ崩れ 6 箇所	降雨量 7. 6 午前 0 時から 午後 12 時まで 98mm 最高時雨量 30mm (午前 4 時～午前 5 時)
昭和 44. 6.26	集中豪雨	1 家屋被害 半 壊 2 棟 一部破損 17 棟	降雨量 6.25 午後 5 時から 6.26 午前 12 時まで 94mm
昭和 45. 5.20	集中豪雨	1 家屋被害 一部破損 1 棟 床下浸水 13 棟 (16 世帯) 2 堤防決壊 1 箇所 3 崖崩れ 2 箇所	降雨量 5.20 午後 6 時から 午後 11 時まで 75mm

年月日	種別	被害の状況	摘要
昭和45.6.14 ～6.16	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 6棟 2 堤防決壊 1箇所 3 崖崩れ 3箇所	降雨量 6.14 午後 6時から 6.16 午後 3時まで 149mm
昭和45.7.1	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 31棟(38世帯) 床下浸水 48棟(59世帯) 2 橋梁流失 1箇所 3 堤防決壊 4箇所 4 崖崩れ 4箇所	降雨量 7.1 午前 0時から 7.2 午前 1時まで 125mm 最高時雨量42mm (午前9時～午前10時) 災害対策本部設置
昭和46.3.7	落石事故	1 人的被害 死者 1人 負傷者 8人	江ノ島岩屋入口
昭和46.8.31	台風23号	1 家屋被害 一部破損 1棟 床上浸水 31棟 床下浸水 48棟 2 田畑の被害 田水稻倒伏 29ha 陸稲倒伏 9.9ha 3 堤防決壊 4箇所 4 鉄道の不通 1箇所(藤沢駅～本町駅) 5 崖崩れ 5箇所	降雨量 8.30 午後 7時から 8.31 午後 4時まで 96.1mm 最高時雨量30mm (午前5時～午前6時) 災害対策本部設置
昭和46.10.12	秋雨前線	1 崖崩れ 1箇所	降雨量 10.9 午前 10時から 10.14 午後 12時まで 116mm
昭和47.2.14	突風雨	1 人的被害 軽傷者 1人 2 家屋被害 全壊 3棟 半壊 1棟 一部損壊 21棟 床上浸水 2棟(2世帯) 床下浸水 4棟(4世帯)	
昭和47.3.20	強風	1 家屋被害 全壊 3棟 半壊 1棟 一部損壊 13棟	
昭和47.7.11	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2棟(2世帯)	降雨量 7.10 午後 2時から 7.11 午前 10時まで 75.5mm
昭和47.7.15	台風6号	1 人的被害 死者 1人 2 家屋被害 一部損壊 5棟 床上浸水 4棟(4世帯) 床下浸水 23棟(25世帯)	降雨量 7.14 午後 9時から 7.15 午後 12時まで 162.0mm
昭和47.9.16	大雨 (台風20号)	1 家屋被害 一部損壊 1棟 床上浸水 15棟(16世帯) 床下浸水 34棟(48世帯) 2 道路決壊 2箇所 3 堤防決壊 3箇所 4 崖崩れ 5箇所	降雨量 9.14 午後 11時から 9.17 午前 1時まで 236.5mm
昭和48.11.10	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 157棟(124世帯) 床下浸水 194棟(183世帯) 住宅以外浸水 66棟 2 道路決壊 7箇所 3 堤防決壊 2箇所	降雨量 11.10 午前 9時から 午後 12時まで 226.0mm 災害対策本部設置

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
昭和 49. 7 .8	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 154 棟 (187 世帯) 床下浸水 206 棟 (228 世帯)	降雨量 7. 8 午前 0時から 午前 9時まで 153.0mm 災害対策本部設置
昭和 49. 9. 1	台風 16 号	1 家屋被害 床上浸水 3 棟 (3 世帯) 床下浸水 6 棟 (6 世帯) 2 崖崩れ 2 箇所 3 堤防決壊 1 箇所	降雨量 8.31 午前 0時から 9. 1 午後 5時まで 55.0mm
昭和 50. 7. 4	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 3 棟 (3 世帯)	降雨量 7. 4 午前 0時から 午後 5時まで 98.5mm
昭和 50.10. 5	台風 13 号	1 家屋被害 床下浸水 14 棟 (13 世帯)	
昭和 50.10. 8	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 (2 世帯) 2 堤防決壊 1 箇所	降雨量 10. 8 午前 0時から 午後 1時まで 96.5mm
昭和 51 .7.11	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 3 棟 (3 世帯) 2 道路冠水 4 箇所	降雨量 7.11 午前 0時から 7.12 午前 4時まで 142mm
昭和 51. 9. 9 ~ 9.11	台風 17 号 集中豪雨	1 家屋被害 半壊家屋 1 棟 床上浸水 14 棟 (17 世帯) 床下浸水 121 棟 (130 世帯) 2 河川損壊 6 箇所 3 崖崩れ 17 箇所 4 道路冠水 15 箇所 5 鉄道の不通 1 箇所 (小田急藤沢本町駅~善行駅間)	降雨量 9.9 から 9.11 まで 120mm 災害対策本部設置
昭和 52. 9. 1	台風 9 号	1 家屋被害 床下浸水 13 棟	降雨量 125mm
昭和 52. 9.19	台風 11 号	1 家屋被害 床下浸水 9 棟	降雨量 9.19 午前 9時から 午後 5時まで 125mm
昭和 54.10.18 ~ 10.19	台風 20 号	1 人的被害 重傷 1 人,軽傷 15 人 2 家屋被害 全 壊 1 棟(1 世帯) 半 壊 47 棟(50 世帯) 一部損壊 101 棟(113 世帯) 床下浸水 4 棟(4 世帯) 3 道路冠水 6 箇所 4 道路陥没 9 箇所	降雨量 10.18 午前 2時から 10.19 午後 4時まで 137mm 災害対策本部設置
昭和 55. 3.29 ~ 3.30	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 5 棟(5 世帯) 床下浸水 11 棟(13 世帯) 2 道路冠水 5 箇所 3 崖崩れ 2 箇所	降雨量 51mm
昭和 55.10.14	台風 19 号	1 家屋被害 床上浸水 1 棟 (1 世帯) 床下浸水 2 棟 (2 世帯)	降雨量 10.14 午後 1時から 午後 10時まで 81.5mm
昭和 56. 7.22	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 (2 世帯)	降雨量 7.22 午前 1時から 午前 3時まで 51mm

年月日	種別	被害の状況	摘要
昭和 56. 10. 22	台風 24 号	1 家屋被害 床上浸水 143 棟 床下浸水 151 棟 2 道路冠水 14 箇所 3 道路陥没 5 箇所 4 路肩の崩れ 17 箇所 5 崖崩れ 3 箇所	降雨量 10. 22 午前 7 時から 10. 23 午前 0 時まで 186mm 最多時雨量 30mm 午後 10 時から 11 時まで 災害対策本部設置
昭和 57. 8. 1	台風 10 号	1 人的被害 重傷者 1 人 2 建物被害 一部破損 10 棟 3 道路冠水 1 件 4 街路樹倒木 429 件 5 ブロック塀倒壊 2 件 6 崖崩れ 3 件	降雨量 8. 1 午前 0 時から 8. 2 午前 2 時まで 84mm
昭和 57. 9. 12	台風 18 号	1 家屋被害 半壊 4 棟 (4 世帯) 一部破損 31 棟 (30 世帯) 床上浸水 1,463 棟 (1,749 世帯) 床下浸水 504 棟 (574 世帯) 2 堤防決壊 1 箇所 3 鉄道の不通 1 件 (小田急藤沢駅 ~ 長後駅間) 4 崖崩れ 11 件 5 道路冠水 25 件 6 道路陥没 7 件 7 田畑冠水 105.7ha	降雨量 9. 10 午前 11 時から 9. 12 午後 6 時まで 341.5mm (南消防署) 411.0mm (北消防署) 災害対策本部設置
昭和 60. 6. 30 ~ 7. 1	台風 6 号	1 家屋被害 半壊 2 棟 (2 世帯) 一部損壊 38 棟 (38 世帯) 床上浸水 5 棟 (5 世帯) 床下浸水 25 棟 (25 世帯) 2 海浜施設 (海の家) 被害 全壊 28 棟 半壊 20 棟	降雨量 6. 30 午前 0 時から 7. 1 午前 6 時 177.0mm (南消防署) 146.5mm (北消防署) 7. 1 午前 3 時 43 分 最大瞬間風速 30.3m 災害対策本部設置
昭和 63. 7. 15 ~ 7. 16	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 3 棟 (3 世帯) 2 道路冠水 6 箇所 3 道路陥没 1 箇所 4 崖崩れ 3 箇所	降雨量 7. 15 午後 10 時から 7. 16 午前 6 時 120.0mm (南消防署) 114.0mm (北消防署)
昭和 63. 8. 11 ~ 8. 12	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 13 棟 (13 世帯) 床下浸水 45 棟 (45 世帯) 2 崖崩れ 7 箇所 3 道路冠水 17 箇所 4 道路陥没 1 箇所	降雨量 8. 11 午前 0 時から 8. 12 午前 11 時まで 230.0mm (南消防署) 239.5mm (北消防署) 災害対策本部設置
平成 1. 4. 8 ~ 4. 9	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 49 棟 (49 世帯) 床下浸水 76 棟 (76 世帯) 2 道路冠水 6 箇所 3 崖崩れ 1 箇所	降雨量 4. 8 午前 4 時から 4. 9 午前 3 時まで 133.0mm (南消防署) 162.5mm (北消防署)
平成 1. 7. 31 ~ 8. 2	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 (2 世帯) 2 道路冠水 6 箇所 3 崖崩れ 3 箇所	降雨量 7. 31 午前 2 時から 8. 2 午前 7 時まで 176.0mm (南消防署) 149.0mm (北消防署)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 1. 9.19 ~ 9.20	台風 22 号	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 (2 世帯) 2 道路冠水 6 箇所	降雨量 9.19 午前 7時から 9.20 午前 7時まで 78.5mm (南消防署) 68.0mm (北消防署)
平成 2. 8. 8 ~ 8.10	集中豪雨 台風 11 号	1 橋梁被害 落橋 1 箇所 (藤沢橋) 2 海浜施設 (海の家) 被害 半壊 3 棟 3 林産被害 街路、公園樹木の倒木 150 本 4 道路冠水 5 箇所 5 停電 遠藤地区 50 世帯 (8.10 13:01~17:00) 藤沢・亀井野・湘南台地区 (8.10 6:29~7:59)	降雨量 8. 8 午後 7時から 8.10 午後 2時まで 81.0mm (南消防署) 139.5mm (北消防署) 最大瞬間風速 23.3m
平成 2. 9.19 ~ 9.20	台風 19 号	1 非住家被害 全壊 1 棟 2 道路冠水 1 箇所 3 車両被害 3台(倒木による)	降雨量 9.19 午後 12時から 9.20 午前 9時まで 44.5mm (南消防署) 34.0mm (北消防署) 最大瞬間風速 27.8m
平成 2. 9.30	台風 20 号	1 公共建物被害 床上浸水 4 棟 2 家屋被害 床上浸水 233 棟 床下浸水 259 棟 3 道路冠水 47 箇所 4 崖崩れ 7 箇所 5 橋梁被害 落橋 1 箇所(鵠沼橋) 6 護岸崩壊 1 箇所 7 田畑被害 21.33 ha 冠水 8 水産被害 漁船 1 隻損壊 遊漁船 3 隻流失不明	降雨量 9.30 午前 4時から 10. 1 午前 0時まで 195.5mm (南消防署) 173.0mm (北消防署) 災害対策本部設置
平成 2.11.30	台風 28 号	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 2 道路冠水 10 箇所 3 護岸崩壊 1 箇所	降雨量 11.30 午前 9時から 12. 1 午前 0時まで 157.5mm (南消防署) 187.5mm (北消防署)
平成 3. 9.18 9.19	台風 18 号	1 家屋被害 床上浸水 77 棟 床下浸水 23 棟 2 非住家 床上浸水 12 棟 床下浸水 1 棟 3 護岸崩壊 2 箇所 (境川) 4 河川溢水 4 箇所 (境川,白旗川) 5 道路冠水 27 箇所 6 田畑被害 41.1 ha 冠水 7 畜産被害 豚 19 頭	降雨量 9.18 午前 10時から 9.19 午後 8時まで 252.0mm (南消防署) 225.0mm (北消防署)
平成 5.11.13 11.14	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 154 棟 床下浸水 175 棟 2 非住家被害 床上浸水 74 棟 3 護岸破損 3 箇所 (引地川 2、境川 1) 4 河川溢水 5 箇所 (境川・引地川・白旗川・滝川・不動川) 5 道路冠水 41 箇所 6 田畑被害 ハウス破損等 6 件	降雨量 11.13 午前 8時から 11.14 午後 1時まで 163.0mm (南消防署) 143.5mm (北消防署)
平成 6. 7.12	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 1 棟 床下浸水 3 棟 2 道路冠水 6 箇所	降雨量 7.12 午後 6時から 午後 8時まで 30.0mm (南消防署) 40.5mm (北消防署)

年月日	種別	被害の状況	摘要
平成 6. 7.18	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 2 棟 床下浸水 3 棟 2 電気施設被害 湘南大庭・鵠沼海岸地区 落雷による停電(9,100戸) 3 道路冠水 6 箇所	降雨量 7.18 午前 0時から 午後 6時まで 67.5mm (南消防署) 89.0mm (北消防署)
平成 6. 8.20	大雨	1 家屋被害 床上浸水 12 棟 床下浸水 8 棟 2 道路冠水 8 箇所	降雨量 54.5mm (南消防署) 11.0mm (北消防署)
平成 7. 9.16	台風 12 号	1 人的被害 重傷者 1 名 2 建物被害 一部損壊 18 棟 学校関係 8 棟 3 公共施設被害 61 件 (樹木倒木・防護ネット破損)	降雨量 9.16 から 9.17 まで 104.5mm (南消防署) 113.0mm (北消防署) 災害対策本部設置
平成 8. 7. 9	台風 15 号	1 土砂崩れ 4 箇所	降雨量 7. 7 午後 6時から 7.10 午後 4時まで 247.5mm (南消防署) 222.5mm (北消防署)
平成 8. 7.21	集中豪雨	1 道路冠水 23 箇所 2 道路陥没・路面剥離 6 箇所	降雨量 7.21 午前 0時から 午前 11時まで 139.5mm (南消防署) 167.0mm (北消防署)
平成 8. 9.22	台風 17 号	1 人的被害 軽傷 1 名 2 建物被害 床下浸水 2 棟 一部損壊 32 棟 学校関係 4 棟 公共施設 14 棟 3 非住家被害 一部損壊 8 棟 4 道路陥没 1 箇所 5 道路冠水 7 箇所 6 崖崩れ 1 箇所 7 樹木倒木 72 箇所 8 農産物等被害 3 箇所 9 工作物被害 14 箇所 10 その他被害 25 箇所	降雨量 9.22 午前 0時から 午後 6時まで 157.5mm (南消防署) 191.5mm (北消防署) 災害対策本部設置
平成 9. 6.20	台風 7 号	1 建物被害 一部破損 9 棟 2 非住家被害 一部破損 1 棟 3 車両被害 一部破損 10 台 4 工作物等被害 5 件 5 道路冠水 7 箇所 6 倒木 25 箇所	降雨量 6.20 午前 0時から 午後 5時まで 96.0mm (南消防署) 107.5mm (北消防署)
平成 9. 8.25	集中豪雨	1 建物被害 床上浸水 19 棟 床下浸水 25 棟 一部破損 1 棟 2 非住家被害 床上浸水 4 棟 床下浸水 4 棟 3 河川溢水 2 箇所 4 道路冠水 28 箇所 5 車両被害 水没被害 22 台 6 工作物被害 1 件 7 その他被害 11 件	降雨量 8.25 午前 5時から 8.25 午後 9時まで 96.0mm (南消防署) 19.0mm (北消防署)
平成 10. 1. 8	大雪	1 人的被害 5 件(5人) (重傷 1 件,中傷 1 件,軽症 3 件) 2 倒木 1 件	1.8 午後 7時から 午後 10時 総積雪 12.0cm (南消防署)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 10. 1. 14	大雪	1 人的被害 7件(10人) (重傷2件,軽症8件) 2 道路陥没 1件 3 倒木 6件 4 停電 13:50~15:30 長後高校周辺(250世帯) 16:50~18:30 打戻周辺(690世帯)	1.14 午前 4時から 午後 1時 総積雪 9.5cm(南消防署)
平成 10. 7. 30	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 1件(1世帯) 2 道路冠水 1件	総雨量 36.0mm(南消防署) 27.0mm(北消防署)
平成 10. 8. 28	集中豪雨	1 道路冠水 12件 2 車両水没 3件	総雨量 8.28 午前 0時から 午後 3時 54.5mm(南消防署) 134.0mm(北消防署)
平成 10. 8. 30	大雨	1 家屋被害 床下浸水 11件(11世帯) 2 道路冠水 6件 3 車両水没 1件	降雨量 8.30 午前 0時から 午後 7時まで 78.5mm(南消防署) 25.0mm(北消防署)
平成 10. 9. 15 ~9. 16	大雨 台風5号	1 家屋被害 一部破損 1件 床下浸水 3件 2 道路冠水 8件 3 道路陥没 1件 4 車両水没 3件 5 倒木 10件	総雨量 9.15 午後 9時から 9.16 午前 9時 106.5mm(南消防署) 126.5mm(北消防署)
平成 11. 7. 21	大雨	1 家屋被害 床上浸水 17件 床下浸水 14件 地下冠水(非住家) 2件 2 道路冠水 16件 3 車両水没 5台 4 その他(断水等) 20:15~20:30 柄沢、大鋸の一部 断水 50世帯 断水 200世帯(水道管破裂による)	総雨量 7.21 午後 4時から 午後 10時まで 65.0mm(南消防署) 47.0mm(北消防署)
平成 11. 8. 14	大雨	1 建物被害 床下浸水 7件 2 道路冠水 22件 3 崖崩れ 1件 4 その他 2件	総雨量 8.14 午前 0時から 午後 5時まで 144.0mm(南消防署) 117.0mm(北消防署)
平成 12. 7. 7 ~7. 8	台風3号	1 家屋被害 床下浸水 2件 2 道路冠水 2件 3 崖崩れ 1件 4 車両水没 1件 5 倒木 4件 6 その他 停電(2:18~3:38) 藤沢一~五丁目一帯(630世帯)	総雨量 7.7 午後 7時から 7.8 午前 6時 151.0mm(南消防署) 119.0mm(北消防署)
平成 12. 9. 11	大雨	1 家屋被害 床下浸水 2件 2 道路冠水 19件 3 車両水没 2件	総雨量 9.11 午前 5時から 午後 6時 49.5mm(南消防署) 81.0mm(北消防署)

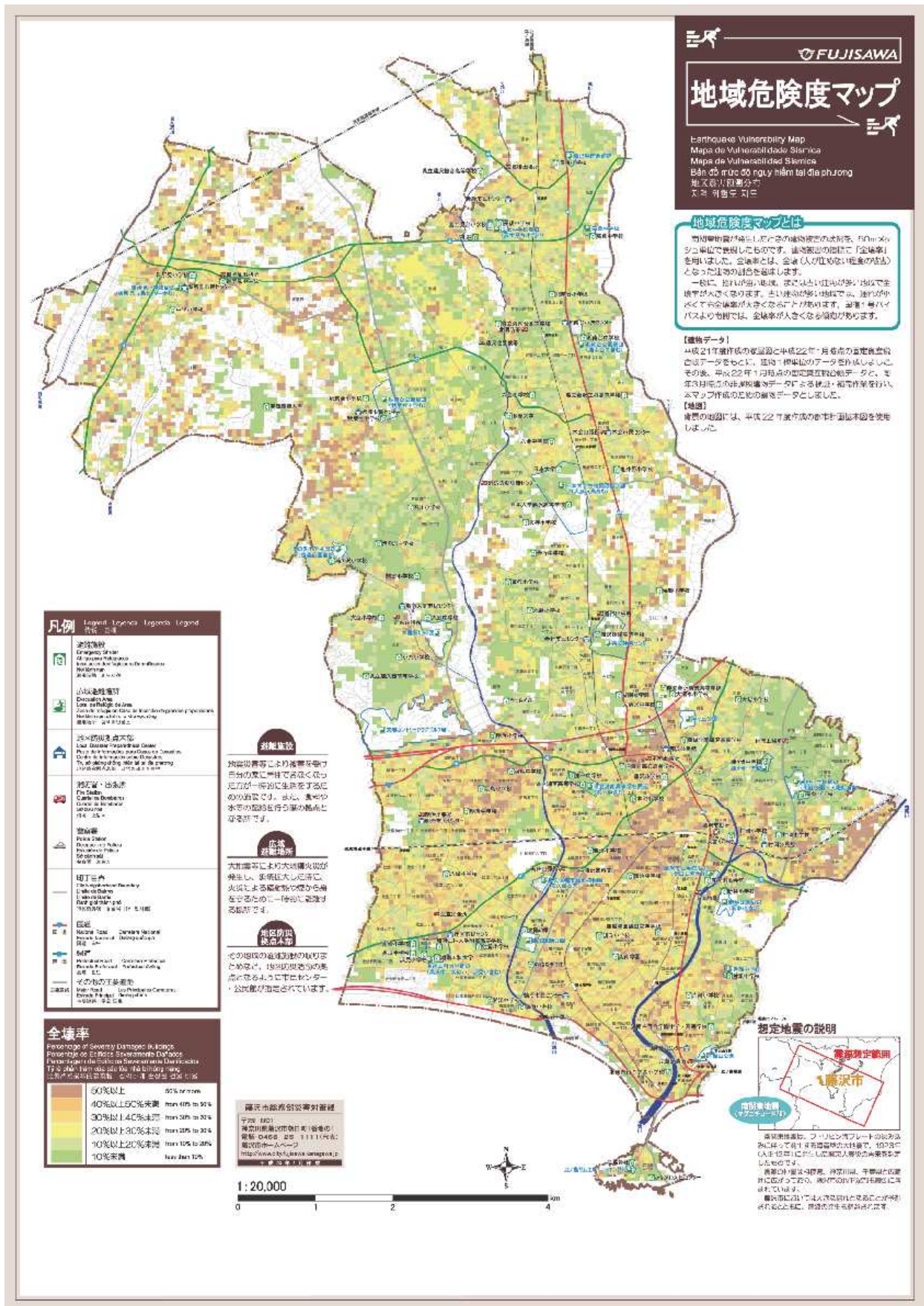
年月日	種別	被害の状況	摘要
平成 12. 9.16 ~9.17	大雨	1 道路冠水 15 件 2 その他 5 件	総雨量 9.16 午前 2時から 9.17 午後 3時 33.5mm (南消防署) 44.5mm (北消防署)
平成 13. 1.27	大雪	1 人的被害 14 件 (14 人) (重傷 1, 中傷 9, 軽症 4) 2 交通事故 3 件 (6 人) (中傷 3, 軽症 3) 3 その他 停電 (9:27 ~ 11:00) 弥勒寺二丁目, 村岡東二, 三, 四丁目一帯 (約 3,700 世帯)	総積雪 1.27 午前 4時から 午後 1時 9.5cm (南消防署)
平成 13. 8.21	台風 11 号	1 道路冠水 6 件 2 倒木 1 件	総雨量 8.21 午後 1時から 8.22 午後 2時 136.5mm (南消防署) 137.5mm (北消防署)
平成 13. 9.10	台風 15 号	1 道路冠水 3 件 2 車両水没 1 件 3 倒木 4 件	総雨量 9.10 午前 0時から 9.11 午後 3時 157.0mm (南消防署) 145.5mm (北消防署)
平成 14. 7.16	台風 7 号	1 床下浸水 4 件 2 道路冠水 7 件	総雨量 7.16 午前 0時から 正午 52.0mm (南消防署) 22.5mm (北消防署)
平成 15. 3. 1	集中豪雨	1 床上浸水 64 件 2 床下浸水 106 件 3 崖崩れ 3 件 4 道路冠水 11 件	総雨量 3.1 午後 3時から 3.2 午前 0時まで 207.5mm (防災センター) 100.5mm (北消防署) 最大時雨量 午後 10時 ~ 11時 53.5mm (防災センター)
平成 15. 5.31	台風 4 号	1 床上浸水 24 件 2 床下浸水 15 件 3 道路冠水 17 件	降雨量 5.31 午前 8時から 午後 6時まで 154.0mm (防災センター) 123.0mm (北消防署)
平成 15. 8. 8	台風 10 号	1 家屋被害 5 件 2 倒木 2 件	降雨量 8.8 午後 1時から 午後 6時まで 23.5mm (防災センター)
平成 15. 8.15	集中豪雨	1 床下浸水 1 件 2 道路冠水 2 件 3 崖崩れ 1 件	総雨量 8.14 午前 1時から 8.16 午後 10時まで 336.0mm (防災センター)
平成 16.10. 8 ~10. 9	台風 22 号	1 床上浸水 100 件 2 床下浸水 141 件 3 道路冠水 22 件 4 倒木 8 件 5 崖崩れ 17 件 6 家屋損壊 5 件 7 その他 16 件	総雨量 10. 9 午前 0時から 午後 0時まで 180.0mm (防災センター)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 16.10.19 ~ 10.20	台風 23 号	1 床下浸水 18 件 2 道路冠水 20 件 3 崖崩れ 4 件 4 その他 3 件	総雨量 10.19 午前 1時から 10.21 午前 0時まで 193.0mm (防災センター)
平成 17.9.4	集中豪雨	1 床上浸水 2 件 2 床下浸水 2 件 3 道路冠水 22 件	総雨量 9.4 午後 10時から 午後 11時まで 53.5mm (防災センター)
平成 19.7.29	集中豪雨	1 床上浸水 1 件 2 床下浸水 8 件 3 道路冠水 12 件	総雨量 7.29 午後 8時から 午前 0時まで 62.5mm (防災センター)
平成 21.10.7 ~ 10.8	台風 18 号	1 床下浸水 1 件 2 道路冠水 6 件 3 崖崩れ 1 件 4 家屋損壊 2 件 5 倒壊 1 件	総雨量 10.7 午前 3時から 10.8 午前 9時まで 121.5mm (防災センター) 91.5mm (北消防署)
平成 22.12.2 ~ 12.3	集中豪雨	1 床上浸水 2 件 2 床下浸水 1 件 3 道路冠水 29 件 4 車両水没 3 件 5 家屋損壊 52 件	総雨量 12.2 午後 7時から 12.3 午前 11時まで 82.0mm (防災センター) 86.0mm (北消防署)
平成 23.9.21	台風 15 号	1 家屋損壊 92 件 2 倒木 23 件 3 その他 27 件	総雨量 9.21 午前 0時から 9.21 午後 12時まで 94.0mm (防災センター) 最大瞬間風速 38.4m
平成 24.6.19	台風 4 号	1 人的被害 1 件(1人) (中傷 1人) 2 倒木 2 件 3 家屋損壊 16 件 4 倒壊 1 件 5 その他の被害 2 件	総雨量 6.19 午前 5時から 6.20 午前 0時まで 59.0mm (辻堂)
平成 25.1.14	大雪	1 人的被害 61 件(61人) (軽傷 32 中傷 28 重傷 1) 2 倒木 2 件 3 家屋損壊 1 件 4 その他の被害 2 件	
平成 25.4.6	集中豪雨	1 人的被害 2 件(2人) (軽傷 1 中傷 1) 2 道路冠水 8 件 3 崖崩れ 1 件 4 家屋損壊 1 件 5 その他 1 件	総雨量 4.6 午後 4時から 4.7 午前 4時まで 97.0mm (防災センター)
平成 25.9.5	集中豪雨	車両水没 1 件	総雨量 9.5 午前 5時から 9.5 午後 3時まで 20.5mm (防災センター)

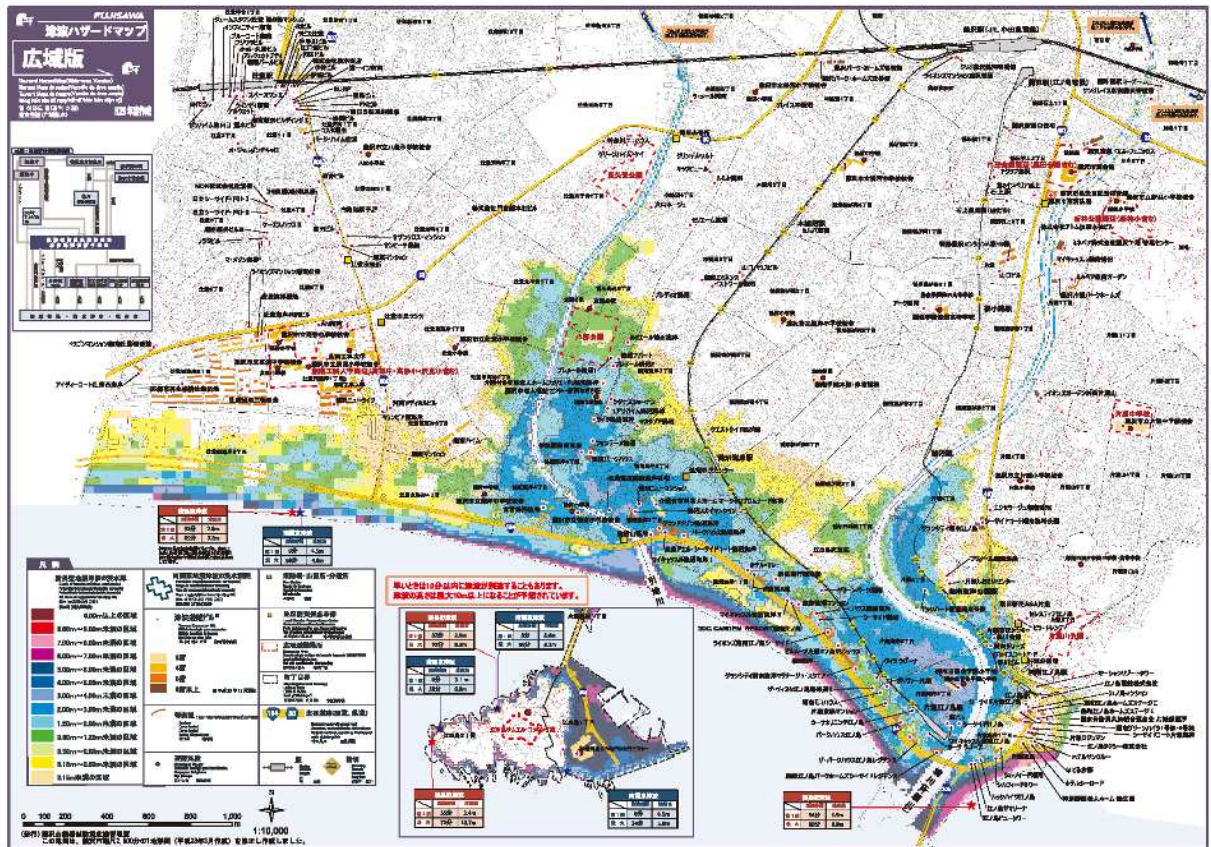
年月日	種別	被害の状況	摘要
平成 25.9.15	台風 18 号	1 家屋被害 床上浸水 2 件 床下浸水 4 件 一部損壊 5 件 2 道路冠水 23 件 3 道路損壊 1 件 4 河川溢水 1 件 5 土砂流出 1 件 6 雨水流入 1 件 7 その他 7 件	総雨量 9.15 午前 3時から 9.15 午前 10時まで 127.5mm(防災センター)
平成 25.10.15	台風 26 号	1 人的被害 1 件 2 家屋損壊 4 件 3 その他 1 件	総雨量 10.15 午後 0時から 10.16 午前 8時まで 144.0mm(防災センター)
平成 25.11.25	集中豪雨	1 道路冠水 4 件 2 その他 1 件	総雨量 11.25 午後 10時から 11.26 午前 0時まで 10.0mm(防災センター)
平成 26.10.5	台風 18 号	1 家屋被害 床上浸水 57 件 床下浸水 73 件 一部損壊 1 件 2 建物地下浸水 1 件 3 道路冠水 127 件 4 土砂流出 8 件 5 道路損壊 9 件 6 崖崩れ 4 件 7 通行止め 29 件 8 車両水損 16 件 9 船舶被害 20 件 10 倒木 4 件	総雨量 10.5 午前 5時から 10.6 午前 11時まで 272.5mm(防災センター)
平成 27.7.3	集中豪雨	1 道路冠水 2 件	総雨量 7.3 午前 9時から 7.4 午前 0時まで 67.5mm(北消防署)
平成 27.8.17	竜巻	1 家屋損害 一部損壊 22 件 その他 9 件 非住宅被害 6 件 2 その他 車両損壊 2 件	最大瞬間風速 15.3m
平成 27.9.6	集中豪雨	1 住宅 床下浸水 1 件 2 道路冠水 7 件	総雨量 9.6 午後 4時から 9.7 午前 7時まで 64.0mm(防災センター)
平成 27.9.8	集中豪雨	1 道路冠水 3 件	総雨量 9.8 午後 4時から 9.10 午後 9時まで 105.5mm(防災センター)
平成 27.12.11	集中豪雨	1 道路冠水 7 件 2 その他 1 件	総雨量 12.11 午後 5時から 12.11 午後 6時まで 64.5mm(防災センター)
平成 28.1.18	大雪	1 人的被害 6 件 (重症 1 中等症 4 軽症 1)	

資料：藤沢市消防年報（2016年版）

資料2-10 地域危険度マップ



資料2-11 津波ハザードマップ



1 津波とは

津波とは地震等による海底地殻の変形や沈降によって、海水が上下に変動することで発生します。津波の波の伝播速度は約480km/hと速く、津波の「山」とは「山」を意味し、「波」とは津波（山）の進む方向に波の谷が来ることを意味します。

津波の発生

津波の発生は、海底の山が崩れ、海水が押し上げられることで発生します。津波の波の伝播速度は約480km/hと速く、津波の「山」とは「山」を意味し、「波」とは津波（山）の進む方向に波の谷が来ることを意味します。

津波の被害

- 津波の発生
- 津波の伝播
- 津波の到達
- 津波の被害

2 津波から命を守るために

命を守るために

- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。

津波警報が発表されたら

- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。

3 津波警報・注意報と津波情報

津波に関する情報の流れ

津波警報・注意報・津波情報の流れは、地震発生から津波発生までの約15分以内です。津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。

津波警報・注意報

- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波注意報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波情報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。

4 東日本大震災の教訓

津波の被害を減らす

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、約19,000人の方が津波の犠牲になりました。津波の被害を減らすためには、津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。

津波から生き延びた人々の声

- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。
- 津波警報が発表されたら、すぐに避難することが大切です。

資料2-12 土砂災害・洪水ハザードマップ



資料2-13 液状化危険度マップ

液状化危険度マップ

Mapa de Perigo de Liquefação
Mapa de Perigo de Liquefacción
Mapa de Perigo de Liquefación

1:30,000

液状化危険度マップとは

地震発生時、地盤が液状化し、建物が沈下・傾斜・浮上・転倒・破壊する危険性を示す。液状化危険度マップは、地盤の液状化危険度を評価し、危険な地域を特定するためのツールです。

【液状化危険度の評価】
地盤の液状化危険度は、地盤の液状化危険度を評価し、危険な地域を特定するためのツールです。

液状化現象の起こり方

液状化現象の発生は、地震発生時に、地盤が液状化し、建物が沈下・傾斜・浮上・転倒・破壊する危険性を示す。

液状化現象が発生する危険性

危険性 高 中 低

例

Suva, Fiji

1:30,000

地震発生前の行動

耐震診断・耐震改修工事について

耐震診断は、建築物の耐震性を評価するための検査です。耐震改修工事は、耐震性を向上させるための工事です。

0466-25-1111

地震発生後の行動

自分の身を守る

地震発生直後は、身の安全を確保することが重要です。揺れが止まらないうちは、机の下やテーブルの下に身を隠してください。

0466-25-1111

地震発生後の行動

避難所での行動

避難所では、指示に従って行動してください。避難所での行動は、命を守るために重要です。

地震発生後の行動

家族・近所との助け合い

地震発生後は、家族や近所の人々と助け合いましょう。互いに支え合えば、乗り越えることができます。

地震発生後の行動

災害発生-5分

地震発生から5分以内に行動してください。この5分は、命を守るための貴重な時間です。

0180-904-144

3. 情報収集・伝達

資料3-1 藤沢市防災行政無線局管理運用規程

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、藤沢市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する藤沢市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和26年法律第131号。)及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「無線局」 無線設備及び無線施設の操作を行うものの総体をいう。
- (2)「固定系親局」 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3)「固定系第二親局」 固定系親局の使用出来なくなった時に、非常時に使用する設備をいう。
- (4)「固定系子局」 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5)「移動系基地局」 陸上移動局との通信を行うため、市役所内に開設した移動しない無線局をいう。
- (6)「陸上移動局」 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する車載(車載携帯兼用)、可搬、携帯型の無線局をいう。
- (7)「無線系」 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8)「無線従事者」 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の配置)

第3条 無線局の配置は、別表第1、別表第2のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、防災安部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに使用管理者、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災政策課長の職にある者をもって充てる。

(使用管理者)

第6条 次のところには、使用管理者を置く。

(1) 固定系親局、固定系第二親局及び移動系基地局の通信操作を行う課。

(2) 陸上移動局を配置してある課及び出先機関。

- 2 使用管理者は、管理責任者の命を受け、当該課及び出先機関に配置した無線局又は、施設等の管理、監督の業務を所掌する。
- 3 使用管理者は、第1項各号に掲げる無線局が置かれている課又は機関の長をもって充てる。ただし、固定系親局、固定系第二親局及び移動系基地局については防災政策課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、使用管理者の命を受け、所属の無線従事者及び通信取扱者を指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び保全に努める。
- 3 通信取扱責任者は、使用管理者が職員の中から指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置及び養成等)

第8条 総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置しなければならない。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意しなければならない。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成しなければならない。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(第1号様式の1及び2)の記載を行う。

- 2 移動系基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下、電波法及び関係法令を厳守し、法律に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく無線検査簿等の業務書類を管理保管しなければならない。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかななければならない。
- 3 管理責任者は、無線従事者(解)任届(第2号様式)の写しを常に整理保管しておくものとする。

(業務報告書)

第12条 無線従事職員は、無線業務日誌を管理責任者及び通信取扱責任者に提出しなければならない。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の通り保守点検を行う。

(1) 固定系

作動点検 通信取扱責任者が行う。

年点検 保守点検を1回行う。

(2) 移動系

週点検 通信取扱責任者が行う。

年点検 保守点検を2回行う。

2 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に合わせた総合通信訓練を行うものとする。

(2) 定期通信訓練を半年に一度行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等、伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

資料3-2 藤沢市防災行政無線局運用細則

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この細則は、藤沢市防災行政無線局管理運用規程第13条の規程により、藤沢市防災行政無線局（固定系）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送事項)

第2条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報、災害の予報又は警報及び国民保護に関すること。
- (2) 藤沢警察署又は藤沢北警察署（以下「警察署」という。）から依頼された行方不明者の捜索や防犯等に関すること。
- (3) 公害発生時における注意報及び警報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(放送の方法)

第3条 放送は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 一斉放送 全域に放送する。
- (2) ブロック放送 地域を単位として特定地域のみ放送する。
- (3) 戸別放送 各小・中学校、自治会等に放送する。
- (4) ローカル（子局）放送 1の子局の放送範囲の地域に放送する。

(放送の種類)

第4条 放送の種類は、緊急放送、防犯放送及び一般放送とする。

- 2 緊急放送とは、第2条第1号に規定する事項とする。
- 3 防犯放送とは、第2条第2号に規定する事項とする。
- 4 一般放送とは、第2条第3号及び第4号に規定する事項とする。

(放送時間)

第5条 緊急放送は、必要に応じて時間帯を問わず行うものとする。

- 2 防犯放送は、午前8時から午後8時までの間のみ行うものとする。
- 3 一般放送は、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ行うものとする。
- 4 前3項によるもののほか、定時試験電波として毎日午後5時（1月から3月及び10月から12月については午後4時30分）にミュージックチャイムを放送する。

(一般放送の依頼等)

第6条 課等の長は、その所属する事務について広報する必要があるときは、放送依頼書（第1号様式）により防災政策課長に依頼しなければならない。ただし、急を要する放送でその暇がないときは、口頭、電話等により依頼することができる。なお、口頭、電話等により依頼した場合には、放送後速やかに放送依頼書を提出しなければならない。

- 2 防災政策課長は、前項の規定により放送の依頼を受けたときは、その内容を検討し、適当と認めるときに限り放送する。
- 3 前2項の規定について、当該日が藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第3条第1項及び同第7条第1項に規定する休日又は休日であった場合、又は勤務日であっても同条例施行規則第2

条の2第1項に規定する勤務時間外であった場合は、防災政策課長を警防課通信指令担当主幹と読み替えることとする。

(防犯放送の依頼等)

第7条 警察署から防犯放送の依頼を受ける場合には、放送依頼書(第1号様式)によるものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は防犯放送の依頼について準用する。

(戸別受信機)

第8条 戸別受信機の適正な運用管理は通信取扱責任者が行うものとする。

2 通信取扱責任者は、情報を適確に伝達するとともに、常に、伝達システムの整備に努めるものとする。

(放送の制限)

第9条 総括責任者は、災害の発生その他特別な理由のあるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録簿)

第10条 無線従事者は、放送を行ったときは関係書類を作成し、適正に整理保存する。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

第 1 号様式

放送依頼書 (緊急 ・ 防犯 ・ 一般)

件 名			
依 頼 日 時	年	月	日 () 時 分
放 送 日 時	年	月	日 () 時 分
放 送 地 域	全域	ブロック	
放送内容または放送文			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
放送内容に個人情報が含まれる場合は、保護者等の同意が確認できる書類等がないと放送をしません。			
依 頼 元	課 (内線)		印
	警察署 (電話)		印
(事務処理欄)			

資料3-3 防災行政無線移動系設置状況

区 分	設置数	配 置 場 所
統制台	1	防災政策課
遠隔制御器	5	秘書課・道路維持課・道路管理課・福祉健康総務課・建設総務課
可搬型	40	各市民センター(11)・防災政策課(8)・公民館(2)・消防局警防課・南消防署 鶴沼出張所・太陽の家・柄沢区画整理事務所・長後地区整備事務所・下水道施設 課・大清水浄化センター・長久保公園管理事務所・大庭台墓園墓所管理事務所・ 秋葉台運動公園施設事務所・鶴沼運動施設事務所・病院総務課・市長宅・北部区 画整理事務所・秩父宮記念体育館・市民自治推進課・環境事業センター・藤沢市 保健所・道路維持課
車載型	70	各市民センター(11)・道路維持課(15)・下水道管路課(4)・下水道総務課(2)・ 道路管理課(6)・公民館(2)・道路整備課(3)・副市長車(2)・秩父宮記念体育 館・スポーツ推進課・公園課・みどり保全課(2)・北部区画整理事務所(2)・道 路河川総務課・防災政策課(3)・公共建築課(3)・建築指導課(2)・市長車・ 病院総務課・住宅政策課・西北部総合整備事務所・開発業務課・都市計画課・総 合市民図書館・長後地区整備事務所・柄沢区画整理事務所
携帯型	28	防災政策課(20)・公共建築課・西北部総合整備事務所・道路維持課・道路河川 総務課・みどり保全課・教育総務課・生涯学習総務課・市民自治推進課
合 計	144	

資料3-4 MCA 無線設置状況

2017.7.1 現在

基地局	5台	53	善行中学校	231	110	藤沢湘南台病院	508	
防災政策課 (999,998,256,257) 教育部(997)	4台	54	やすらぎ荘	315	111	湘南第一病院	509	
		55	藤沢翔綾高等学校	316	112	村岡ホーム	512	
	1台	56	鶴沼市民センター	111	113	藤沢特別老人ホーム	513	
半固定局	165台	57	藤沢公民館	112	114	鶴生園	514	
1	市民自治推進	100	58	村岡公民館	113	115	湘南希望の里	515
2	学校施設課	200	59	大庭小学校	234	116	湘南あおぞら	516
3	六会市民センター	101	60	滝の沢小学校	235	117	ライフケアセンターまどか	517
4	片瀬市民センター	102	61	大庭中学校	236	118	湘南マロニエ	518
5	明治市民センター	103	62	滝の沢中学校	237	119	第3 藤沢ひまわり	519
6	御所見市民センター	104	63	藤沢西高等学校	318	120	藤沢市民病院	520
7	遠藤市民センター	105	64	俣野小学校	238	121	藤沢病院	522
8	長後市民センター	106	65	亀井野小学校	239	122	クローバーホスピタル	523
9	辻堂市民センター	107	66	天神小学校	240	123	南休日夜間急病診療所	524
10	善行市民センター	108	67	石川小学校	241	124	北休日夜間急病診療所	525
11	湘南大庭市民センター	109	68	六会小学校	242	125	白鷺苑	526
12	湘南台市民センター	110	69	六会中学校	243	126	グリーンライフ湘南	527
13	片瀬小学校	201	70	湘南海上保安署	319	127	睦愛園	528
14	片瀬中学校	202	71	日本大学藤沢高等学校	320	128	ラポール藤沢	529
15	防災政策課	301	72	日本大学	321	129	みどりの園	530
16	湘南白百合高等学校	302	73	新林小学校	213	130	ガーデンア御所見	531
17	湘南白百合小学校	303	74	村岡小学校	214	131	藤沢ケアセンター	532
18	江の島神社	304	75	高谷小学校	215	132	障がい福祉課	533
19	鶴南小学校	203	76	多摩大学	322	133	かりん	534
20	鶴洋小学校	204	77	湘南台小学校	244	134	清流苑	535
21	鶴沼小学校	205	78	湘南台中学校	245	135	ケアパーク湘南台	536
22	鶴沼中学校	206	79	湘南台高等学校	323	136	湘南わかば苑	537
23	太陽の家	305	80	藤沢工科高等学校	324	137	湘風園	538
24	藤沢市民会館	306	81	秋葉台小学校	246	138	ライフ湘南	539
25	藤嶺学園鶴沼高等学校	307	82	秋葉台中学校	247	139	湘南セシリア	540
26	湘南学園	308	83	慶應大学	325	140	湘南ゆうき村	541
27	湘南なぎさ荘	309	84	長後小学校	248	141	よし介工芸館	542
28	辻堂小学校	207	85	富士見台小学校	249	142	ハートピア湘南	543
29	浜見小学校	208	86	長後中学校	250	143	エール湘南	544
30	高砂小学校	209	87	高倉中学校	251	144	石名坂温水プール	328
31	八松小学校	210	88	藤沢総合高等学校	326	145	北部環境事業所	329
32	湘洋中学校	211	89	こぶし荘	327	146	湘南工科大附属高校	330
33	高浜中学校	212	90	聖園女学院	317	147	藤沢市社会福祉協議会	545
34	湘南工科大学	310	91	駒寄小学校	232	148	藤沢市建設業協会	263
35	村岡中学校	216	92	小糸小学校	233	149	ふれあいの桜	546
36	大道小学校	217	93	御所見小学校	252	150	藤沢愛光園	547
37	大鋸小学校	218	94	中里小学校	253	151	藤沢富士白苑	548
38	藤沢小学校	219	95	御所見中学校	254	152	プロップ	549
39	大清水小学校	220	96	白浜養護学校	905	153	善行小学校	229
40	大清水中学校	221	97	座間自衛隊	255	154	湘南中央病院	505
41	藤沢清流高等学校	311	98	藤沢市医師会	258	155	藤沢御所見病院	510
42	藤ヶ岡中学校	222	99	藤沢警察署	259	156	芭蕉園	511
43	藤嶺学園藤沢高等学校	312	100	藤沢北警察署	260	157	湘南だいち	521
44	本町小学校	223	101	藤沢市保健所・地域保健課	261	158	藤沢聖苑	555
45	第一中学校	224	102	保健医療センター・総務課	262	159	グランツ遠藤	651
46	湘南高等学校	313	103	高齢者支援課	500	160	藤が岡の家	652
47	ふじさわ爽風舎	314	104	山内病院	501	161	済美館	653
48	明治小学校	225	105	サポートセンターウイング	502	162	藤沢養護学校	654
49	羽鳥小学校	226	106	湘南太平台病院	503	163	日本大学藤沢小学校	657
50	明治中学校	227	107	湘南ホスピタル	504	164	県立総合教育センタ-亀井野庁舎	655
51	羽鳥中学校	228	108	藤沢脳神経外科	506	165	県立総合教育センタ-善行庁舎	656
52	大越小学校	230	109	湘南長寿園病院	507			

携帯局		50台
広域避難場所		
1	六会市民センター（日本大学）	601
2	片瀬市民センター（サムエル・コッキング苑）	602
3	片瀬市民センター（片瀬山公園）	603
4	片瀬市民センター（片瀬中学校）	604
5	明治市民センター（芙蓉カントリークラブ）	605
6	明治市民センター（神台公園）	650
7	御所見市民センター（御所見小学校周辺）	606
8	遠藤市民センター（秋葉台公園周辺）	607
9	長後市民センター（高倉中学校）	608
10	長後市民センター（藤沢湘南台病院）	609
11	長後市民センター（長後中学校周辺）	610
12	辻堂市民センター（湘南工科大学周辺）	611
13	辻堂市民センター（長久保公園）	612
14	善行市民センター（県立体育センター）	613
15	湘南大庭市民センター（大庭城址公園）	614
16	湘南大庭市民センター（滝の沢小学校周辺）	615
17	湘南台市民センター（湘南公園周辺）	616
18	鶴沼市民センター（市民会館周辺）	617
19	鶴沼市民センター（鶴沼運動公園）	618
20	藤沢公民館（翠ヶ丘公園）	619
21	藤沢公民館（湘南高校周辺）	620
22	村岡公民館（藤ヶ岡中学校）	621
23	村岡公民館（新林公園周辺）	622
24	村岡公民館（高谷小学校周辺）	623
25	六会市民センター（バックアップ）	624
26	片瀬市民センター（ " ）	625
27	明治市民センター（ " ）	626
28	御所見市民センター（ " ）	627
29	遠藤市民センター（ " ）	628
30	長後市民センター（ " ）	629
31	辻堂市民センター（ " ）	630
32	善行市民センター（ " ）	631
33	湘南大庭市民センター（ " ）	632
34	湘南台市民センター（ " ）	633
35	鶴沼市民センター（ " ）	634
36	藤沢公民館（ " ）	635
37	村岡公民館（ " ）	636
排水ポンプ操作班		
38	防災政策課	637
39	防災政策課	638
40	防災政策課	639
41	防災政策課	640
42	防災政策課	641
43	防災政策課	642
44	防災政策課	643
45	防災政策課	644
46	防災政策課	645
47	防災政策課	646
48	防災政策課	647
49	防災政策課	648
50	防災政策課	649
車載用		7台
1	防災政策課	901
2	教育総務課	902
3	教育総務課	903
4	教育総務課	904
5	防犯交通安全課	906
6	防犯交通安全課	907
7	学校施設課	908

資料3-5 防災関係機関の連絡先一覧表

神奈川県

平成 25 年 4 月末現在

部局名	課名	グループ名等	電話 FAX 防災行政通信網	休日夜間 直通電話	住所
安全防災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414	045-210-3414	横浜市中区 日本大通 1
			045-210-8829		
			-		
		企画調整グループ	045-210-3418	045-210-3418	
			045-210-8829		
			9-400-9300		
安全防災局 安全防災部	災害対策課	計画グループ	045-210-3425	045-210-3425	
			045-210-8829		
			9-400-9304		
		応急対策グループ	045-210-3430	045-210-3430	
			045-210-8829		
			9-400-9301		
		訓練指導グループ	045-210-3433	045-210-3433	
			045-210-8829		
			-		
		支援調整グループ	045-210-5945	045-210-5945	
			045-210-8829		
			-		
	危機管理 対策課	危機管理対策 グループ	045-210-3465	045-210-3465	
			045-210-8829		
			-		
		情報通信グループ	045-210-3441	045-210-3441	
			045-210-8829		
			9-400-9302・9303		
消防課	企画グループ	045-210-3444	045-210-3444		
		045-210-8829			
		-			
	推進グループ	045-210-3436	045-210-3436		
		045-210-8829			
		9-400-9305			
工業保安課	火薬電気グループ	045-210-3475	045-210-3475		
		045-210-8830			
		9-400-9225			
	コンビナート グループ	045-210-3479	045-210-3479		
		045-210-8830			
		-			
	高圧ガスグループ (一般高圧ガス関係)	045-210-3484	045-210-3484		
		045-210-8830			
		-			
	高圧ガスグループ (エルピーガス関係)	045-210-3489	045-210-3489		
		045-210-8830			
		-			

県出先関係機関

機関名	部・課名	電話 FAX 防災行政通信網	住所
湘南地域県政総合センター	県民・安全防災課	0463-22-2711	平塚市西八幡 1-3-1
		0463-23-0599	
		9-403-9212	
藤沢土木事務所	河川砂防第2課	0466-26-2124	藤沢市鵠沼石上 2-7-1
		0466-26-4853	
		9-411-9230 (所長)	
企業庁藤沢水道営業所	管理課	0466-27-1211	藤沢市鵠沼石上 2-6-1
		0466-25-2079	
		9-411-9319	
藤沢警察署	警備課	0466-24-0110	藤沢市本鵠沼 4-1-8
		0466-24-0110	
		-	
藤沢北警察署	警備課	0466-45-0110	藤沢市円行 2-5-1
		0466-45-0110	
		-	

指定地方行政機関

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第2課	048-600-6000	埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1
		内線 5541・5542	
関東財務局 横浜財務事務所	総務課	045-681-0931	横浜市中区北中通 5-57 横浜第2合同庁舎
		045-681-0564	
関東信越地方厚生局	総務課	048-740-0711	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1
		048-601-1325	
関東農政局 神奈川支局	地方参事官室	045-211-0584	横浜市中区北中通 5-57 横浜第2合同庁舎
		045-201-8184	
関東森林管理局	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
		027-210-1154	
神奈川森林管理署	-	0463-32-2867	平塚市立野町 38-2
		0463-32-2868	
関東経済産業局	総務企画部 総務課	048-600-0213	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1
		048-601-1310	
関東運輸局	総務部 総務課	045-211-7269	横浜市中区北中通 5-57 横浜第2合同庁舎
		045-681-3328	
関東運輸局 (神奈川運輸支局)	総務企画部門	045-939-6800	横浜市都筑区池辺町 3540
		045-932-3228	
東京航空局	安全企画・ 保安対策課	03-5275-9316	東京都千代田区九段南 1-1-15
		03-3221-3671	
東京航空交通管制部	総務課	04-2992-1181	埼玉県所沢市並木 1-12
		04-2992-1925	
第三管区海上保安本部	総務部 総務課	045-211-0776	横浜市中区北中通 5-57
		045-201-7045	

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
横浜海上保安本部	-	045-671-0118	横浜市中区新港 1-2-1
		045-671-0118	
横浜地方気象台	防災管理官	045-621-1999	横浜市中区山手町 99
		045-629-6562	
関東総合通信局	防災対策推進室	03-6238-1771・1791	東京都千代田区九段南 1-2-1
		03-6238-1769	
神奈川労働局	基準部 安全課	045-211-7352	横浜市中区北中通 5-57
		045-211-0048	横浜第 2 合同庁舎
関東地方整備局	企画部 防災課	048-600-1333	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
		048-600-1376	

指定公共機関

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
日本郵便(株) 横浜中央郵便局	総務部	045-461-1381	横浜西区高島町 2-14-2
		045-441-0421	
日本郵便(株) 藤沢郵便局	-	0466-23-2401	藤沢市藤沢 115-2
		0466-24-5534	
日本郵便(株) 藤沢北郵便局	-	0466-44-5101	藤沢市高倉 1220
		0466-45-5573	
日本郵便(株) 藤沢橋通郵便局	-	0466-25-8691	藤沢市鵜沼橋 1-11-12
		0466-24-3468	

自衛隊

部隊名(駐屯地名)	室・課(科)名	電話 FAX	住所
陸上自衛隊第 31 普通科連隊 (武山駐屯地)	連隊本部第 3 科	046-856-1291	横須賀市御幸浜 1-1
		046-856-1291	
陸上自衛隊第 4 施設群 (座間駐屯地)	群本部第 3 科	046-253-7670 内線 2654	座間市座間無番地
		046-253-7670 内線 2669	
陸上自衛隊第 1 師団司令部 (練馬駐屯地)	第 3 部 防衛班	03-3933-1161	東京都練馬区北町 4-1-1
		-	
陸上自衛隊第 1 2 旅団 司令部(相馬原駐屯地)	第 3 部 防衛班	0279-54-2011	群馬県北群馬郡 榛東村大字新井 1017-2
		-	
陸上自衛隊東部方面總監部 (朝霞駐屯地)	防衛部防衛課 運用班	048-460-1711	東京都練馬区大泉学園町
		-	
陸上自衛隊中央即応集団 司令部(座間駐屯地)	防衛部防衛課 運用班	046-253-7670	相模原市南区新戸 2958
		-	
自衛隊神奈川地方協力本部	企画広報室	045-662-9476	横浜市中区山下町 253-2
		045-662-9498	

部隊名(駐屯地名)	室・課(科)名	電話 FAX	住所
海上自衛隊横須賀地方 総監部(横須賀基地)	防衛部第3幕僚室	046-822-3500	横須賀市西逸見町1丁目 無番地
		046-823-1009	
		-	
陸上自衛隊東部方面航空隊 (立川駐屯地)	航空隊本部第3科	0425-24-9321	東京都立川市緑町5
		-	
陸上自衛隊中央輸送業務隊 (横浜駐屯地)	運用科	045-335-115	横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
		-	
陸上自衛隊富士教導団 (富士駐屯地)	団本部第3科	0550-75-2311	静岡県駿東郡小山町須走 481-27
		-	
陸上自衛隊通信学校 (久里浜駐屯地)	企画室	046-841-3300	横須賀市久比里2-1-1
		-	

報道機関

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
日本放送協会 横浜放送局	放送部ニュース	045-211-0737	横浜市中区山下町281
		045-201-7867	
(株)アール・エフ・ ラジオ日本	-	045-231-1531	横浜市中区長者町5-85
		045-231-1457	
(株)テレビ神奈川	報道部	045-651-1711	横浜市中区太田町2-23
		045-641-1911	
	湘南支局(神奈川新 聞湘南総局内)	0463-23-1188	平塚市董平1-10
		0463-23-1188	
横浜エフエム放送(株)	-	045-224-1000	横浜市みなとみらい2-2-1
		045-224-1011	
藤沢エフエム放送(株)	-	0466-25-7000	藤沢市藤沢573-2
		0466-25-7511	
(株)ジェイコム 湘南藤沢局	-	0466-60-7200	藤沢市辻堂神台2-2-41
		0466-37-4251	

機関名	藤沢支局		横浜支局	
	電話	FAX	電話	FAX
朝日新聞	26-4911	26-4912	045-681-6101	045-641-9696
神奈川新聞	27-4892	27-8410	045-227-0140	045-227-0150
産経新聞	22-7545	22-7545	045-681-0921	045-224-6856
東京新聞	28-8359	28-8359	045-201-1151	045-210-1046
毎日新聞	22-2601	22-2601	045-211-2471	045-211-2476
読売新聞	0467-32-6861	0467-32-6894	045-201-7992	045-201-8341

ライフライン及び交通関係

機関名	電話	FAX
東日本電信電話(株)神奈川事業部	045-212-8945	045-212-8976
東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社	50-3052	50-2093
東京ガス(株)湘南導管ネットワークセンター	83-7940	82-7203
企業庁藤沢水道営業所	27-1211	25-2079
東日本旅客鉄道(株)藤沢駅	27-2078	27-2078
東日本旅客鉄道(株)辻堂駅	36-8481	36-4711
小田急電鉄(株)藤沢駅	22-2759	22-3056
小田急電鉄(株)湘南台駅	45-4738	46-1384
江ノ島電鉄(株)藤沢駅	23-2355	23-2355
(株)江ノ電バス藤沢湘南営業所	55-1001	55-3411
(株)藤沢神奈交バス藤沢湘南営業所	36-5121	33-5190
横浜市営地下鉄湘南台駅	45-6851	45-6851
相模鉄道(株)湘南台駅	45-4738	46-1384
湘南モノレール(株)	0467-45-3181	0467-44-5799

資料3-6 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順

神奈川県災害情報管理システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)に基づく災害時の応急活動を円滑に実施するために整備した、神奈川県災害情報管理システム(以下「システム」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)防災関係機関 災害対策基本法第2条第1項第4号、第5号及び第6号に定められた指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに、その他の公益的事業を営む者をいう。
- (2)端末機 県、市町村、防災関係機関に設置され、通信回線を通じてシステムへのデータの入力又はシステムからのデータの出力を行うことができる装置をいう。
- (3)専用端末機 端末機のうち、システム利用のための専用のノート型パソコン、プリンタ及びこれに付随する装置の一式をいう。
- (4)端末機利用機関 端末機を利用する県機関、市町村、防災関係機関をいう。
- (5)システム管理者 神奈川県安全防災局安全防災部危機管理対策課長をいう。

(利用できる情報)

第3条 システムにより利用できる情報は、次の各号のとおりとする。

- (1)災害情報 端末機利用機関が第4条の規定に基づき報告する被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報
- (2)防災基礎情報 災害時における応急対策の実施のために必要となる公共施設等の基礎的な情報
- (3)文書情報 応急措置に関するマニュアル等の資料情報
- (4)関連システム情報 他のシステムからオンライン統合により提供される雨量水位情報及び土砂災害警戒に関する情報

(報告の依頼)

第4条 神奈川県安全防災局(神奈川県災害対策本部統制部を含む。以下「県安全防災局」という。)は、被害の発生又は被害の発生のあると判断したときは、端末機利用機関に対して県防災行政通信網のファクシミリ等によりシステムを利用した情報収集開始の通知及び第5条に基づく報告を依頼する。

(端末機利用機関が行う報告)

第5条 市町村または消防本部は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、当該所管区域に係る被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、システムにより報告(端末機からのデータ入力)するものとする。なお、被害情報が無い場合については、被害無しの報告をするものとする。

2 市町村及び消防本部以外の端末機利用機関は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは

県地域防災計画その他災害対策基本法の規定により各機関が定める防災計画に基づき、所管業務に関する被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報をシステムにより報告（端末機からのデータ入力）するものとする。

- 3 前2項の規定に基づく報告内容の詳細は、別に定めるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、端末機の障害等によりシステムによる報告が困難な場合にあっては、ファクシミリや電話等による県安全防災局または地域県政総合センター（県現地災害対策本部を含む。以下「地域県政総合センター」という。）への報告をもって、システムによる報告に代えることができる。
- 5 前項の規定により、報告を受けた県安全防災局または地域県政総合センターは、端末機利用機関に代わってデータの入力を行うものとする。

（報告内容の確認）

第6条 県安全防災局は、システムにより報告された被害情報等を確認し、訂正等の必要がある場合は、当該端末機利用機関に対して入力された情報の訂正等を求めるものとする。

（災害の確定）

第7条 端末機利用機関は、第5条に基づく報告内容を確定する場合は、確定報告を行うものとする。

2 確定報告後に端末機利用機関が報告内容の追加又は訂正を行う場合は、県安全防災局に確定の解除を依頼し、確定が解除された後に、改めて確定報告を行うものとする。

3 県安全防災局は、すべての端末機利用機関からの確定報告があった場合は、災害の確定を行うものとする。

（利用機関 ID 及びパスワードの設定）

第8条 システム管理者は、端末機の適正な利用を図るため、利用機関 ID 及びパスワードを設定し、端末機利用機関に通知するものとする。

2 システム管理者が特に必要と認めた場合は、パスワードを変更し通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第9条 システムを利用する者は、システムの利用により知り得た情報を防災に関する業務以外の目的で利用又は提供しないものとする。

2 利用機関 ID 及びパスワードは、各機関が適切に保管し、管理するものとする。

3 専用端末機は、防災に関する業務以外には利用しないものとし、初期利用環境以外のソフトウェアをインストールしないものとする。

4 専用端末機のハードディスクには、業務上必要な最小限のデータファイル以外のデータは保存しないものとする。

5 専用端末機には、業務上必要なデータファイルを利用するため、USB メモリ等の記憶媒体を一時的に接続する場合を除き、指定された機器以外のものを接続しないものとする。

6 専用端末機に外部のデータファイルを保存する場合には、必ずウイルスチェックを行うものとする。

7 専用端末機及び通信等に障害等が発生した場合は、遅滞なくシステム管理者に報告するものとする。

（研修の実施）

第 10 条 システム管理者は、端末機を利用する者が、システムを活用した防災業務を円滑に実施できるよう、利用マニュアル等の整備に努めるとともに、定期的な研修を実施するものとする。

(調整)

第 11 条 システム管理者は、システムの円滑な利用が図られるよう、県機関、市町村及び防災関係機関との間で、必要な連絡調整を行う。

(細目)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営に必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県防災情報ネットワークシステム運営要綱(平成 7 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県災害情報管理システムの運用手順

1 趣旨

この運用手順は、神奈川県災害情報管理システム（以下「システム」という。）を利用して災害情報収集、報告を行うときに必要な手順を示すものである。

2 運用時間

システムは、保守点検等による停止を除いて常時運用とし、端末機利用機関はいつでもシステムを起動し、利用することができる。

3 システムを利用して情報を収集する事象

県安全防災局（県災害対策本部統制部等を含む。以下同様。）は、次の事象が発生したときにシステムを利用して情報を収集する。

- (1) 県内で震度4以上の地震を観測したとき
- (2) 津波予報区の「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報又は津波注意報が発表されたとき
- (3) 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪または高潮警報のいずれかが発表されたとき
- (4) 県内に地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- (5) その他、県安全防災局が必要と認めるとき（大規模林野火災、大規模事故など）

4 情報収集の開始

県安全防災局は、3に掲げる事象が発生したときは、直ちに災害名を命名し、システムに登録する。また、報告を求める端末機利用機関に対して県防災行政通信網のファクシミリ等により情報収集の開始及び報告依頼を通知する。

情報収集の開始及び報告依頼を通知された端末機利用機関は、速やかにシステムを起動するとともに県安全防災局に登録した災害名を選択の上、災害関連情報の報告を開始する。

【関連】第1号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集開始通知

5 報告の依頼

県安全防災局は、報告を求める端末機利用機関に対して、指定する時点（以下、「指定時点」という。）の情報報告を依頼することができる。なお、この依頼については、県防災行政通信網のファクシミリ及びシステム等を利用して通知するものとする。

【関連】第2号様式 被害情報の報告依頼

6 報告内容について

報告を行う機関は、システムの各機能を利用して、次のとおり情報の入力を行う。

(1) 県・市町村配備状況

県安全防災局、地域県政総合センター（県現地災害対策本部等を含む）並びに市町村は、災害等の対応のために特別な配備体制をとったときは、その体制を入力する。

(2) 市町村別被害概況

市町村は、県内で震度4以上の地震が観測されたときは、市町村庁舎内及びその周辺の被害有無等の概況を報告する。

他の災害においても市町村庁舎内及びその周辺で被害・異常等が発生している場合はこの報告を行うものとする。

(3) 被害数値情報（「被害なし報告」を含む）

ア 市町村は、県安全防災局の依頼に応じて、指定時点の被害数値情報をシステム入力により報告する。なお、被害数値情報を報告する際の認定基準は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月消防防第246号消防庁長官通知）」の「第2 記入要領」によるものとする。

イ 市町村は、指定時点における被害数値を確認できないとき、又は、今後被害拡大が見込まれるときなどに推測値を報告することができる。

ウ 市町村は、指定時点において被害がないと確認されたときは「被害なし」の報告を行う。

エ 市町村は、指定時点において、被害の発生有無を確認できないときは、状況欄で「未確認」を選択する。

オ 最新の指定時点報告が、前回の指定時点報告から変更されている場合は、状況欄で「変更あり」を、変更がない場合は、「変更なし」を選択する。なお、被害が発生しているときの第一報報告は、状況欄で「変更あり」を選択する。

カ 市町村は、当該事象について、今後、状況の変化がないと判断するときは、確定欄にチェックをする。

(4) 避難勧告・避難指示等の状況

ア 避難勧告・避難指示及び避難準備状況について、発令・解除の権限を有する機関が、その権限を行使したときは、速やかにその状況を入力する。また、市町村は、自主避難の状況を確認したときも速やかにその状況を入力するものとする。

イ 県安全防災局は、システム上に報告された避難勧告、避難指示及び避難準備情報について、原則として速やかに県ホームページ等でその状況を公開するものとする。

(5) 災害文字情報

ア 端末機利用機関は、所管する業務に関わる災害関連情報を判明次第、随時、文字入力により報告するものとする。

イ 市町村は、(3)により被害数値を報告したときは、その具体的な内容を文字入力により報告するものとする。

ウ 報告に当たっては、その内容に応じて、発生地域及び別表に示す分類、詳細分類を選択するものとする。なお、報告内容が人的被害に係るときには、詳細分類は「人的被害」を必ず選択するものとする。

エ 報告内容は、参照した際に内容が一覧でわかるように、原則として内容要旨欄のみを用いて端的に情報入力するものとする。なお、内容によりやむをえない場合は、内容詳細欄も利用して入力するものとする。

オ 既に報告した文字情報について、関連する情報及び時系列の状況変化などを報告するときは、適宜、報告済みの文字情報の「関連情報」として情報入力するものとする。

カ 原則として報告された内容は、県安全防災局の判断で県ホームページ等に公開できるものとするが、次に該当するものについては、報告した機関（以下「報告機関」という）が、県ホームページ公開対象欄で「否」とすることにより非公開扱いとすることができる。

（ア）伝聞、予測の域を出ない情報

（イ）公開により、県民に混乱を生じさせるおそれのある情報

(ウ) 報告機関が非公開と判断する正当な理由がある情報

キ 報告機関は、既に報告した文字情報の内容を修正又は取り消すときは、その旨を関連情報として登録する。ただし、誤字の修正等で内容自体の修正にいたらない場合は、直接修正を行うことができるものとする。

ク 報告機関は、報告内容を補うために1メガバイト以内の写真や文書ファイルを5個まで添付することができる。

(6) 避難所管理

ア 市町村は、管内にある避難所を開設又は閉鎖した場合は、その旨の情報入力を行うものとする。

イ 市町村は、管内にある避難所に被害が発生した場合は、その旨の情報入力を行うものとする。

ウ 本情報については、原則として、県ホームページ等を通じて速やかに公開するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

ア 市町村は、自衛隊派遣要請を要請するときその内容を入力するものとする。

イ 県安全防災局は、市町村からの要請に対する措置状況を入力するものとする。

ウ 入力情報は、自衛隊派遣要請情報共有のために活用し、正式要請は、別に定められた方法で実施するものとする。

(8) 緊急消防援助隊要請

ア 市町村は、緊急消防援助隊を要請するときは、所定の様式をシステムから取得の上、必要事項を入力し、災害文字情報機能を利用してその内容を登録するものとする。

イ 県安全防災局は、市町村からの要請に対する措置状況を災害文字情報機能を利用して登録するものとする。

ウ 県安全防災局の求めに応じて、市町村が緊急消防援助隊派遣可能隊数報告を行うときは、所定の様式に必要事項を入力し、災害文字情報機能を利用してその内容を登録するものとする。

エ 入力情報は、緊急消防援助隊要請情報共有のために活用し、正式要請は、別に定められた方法で実施するものとする。

(9) 応援物資要請

ア 市町村は、応援物資を要請するときは、所定の様式をシステムから取得の上、必要事項を入力し、災害文字情報機能を利用してその内容を登録するものとする。

イ 県安全防災局は、市町村の要請に対する措置状況を災害文字情報機能を利用して登録するものとする。

(10) 公共施設等被害

県安全防災局から公共施設等被害の入力を求められた機関は、予めシステムに登録されている所管の公共施設等の被害状況を入力するものとする。

7 代行入力

端末機利用機関は、諸般の事情により、システムを利用した報告ができないときは、ファクシミリや電話等の代替手段により報告を行うものとし、県安全防災局及び地域県政総合センターは、

収集した情報を当該機関に代行してシステムに入力できるものとする。なお、地域県政総合センターが代行入力を行うのは、原則として所管の市町村に関する情報とする。

8 災害報告資料の作成

県安全防災局は、入力された情報をとりまとめ、記者発表資料をはじめとする災害報告資料を作成し、関係機関に提供するとともに、県ホームページ等を通じて公開するものとする。

9 連絡先一覧

報告機関は、災害等に備え、平時から連絡先として所属名、電話番号、ファクシミリ番号等を連絡先一覧に登録しておくものとする。また、災害時に連絡先等が変更された場合には、システム登録内容も変更するものとする。

10 端末相互間の連絡

端末機利用機関は、連絡文通知機能を利用し、所定の相手方に業務上必要な事項を通知することができるものとする。なお、連絡文の内容を補うために1メガバイト以内の写真、文書等の電子ファイルを5個まで添付することができるものとする。

11 情報掲示板について

端末機利用機関は、業務上必要な事項を情報掲示板に掲載し、情報の共有化を図ることができるものとする。ただし、災害文字情報で報告すべき事項を除くものとする。

端末機利用機関は、情報掲示板に掲載された事項に対して、関連情報を投稿することができるものとする。

県安全防災局は、システム管理上、必要と判断するときは、予告なく情報掲示板に掲載された内容を削除することができるものとする。

12 システムによる情報収集終了

県安全防災局は、発生した災害について、これ以上被害の拡大等がないと判断した場合は、県防災行政通信網のファクシミリや連絡文通知機能等を利用して、システムによる情報収集を一時、終了することを通知する。なお、報告機関は、被害情報の確定報告を行うまでの間は、当該災害に関して、随時、情報入力することができるものとする。

【関連】第3号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集の終了通知

13 被害情報の確定報告

県安全防災局は災害の終結を行うため、報告機関に対して被害の確定報告依頼を通知する。報告機関は、県安全防災局が指定する期日までに確定報告を行うものとする。

【関連報告】第4号様式 被害情報の確定報告依頼

14 災害の確定

県安全防災局は、全報告機関の確定報告が完了したとき、災害の確定を行うものとする。

15 訓練モードの利用

端末機利用機関は、訓練モードを利用し、県安全防災局が予め登録した訓練用の災害名を選択して、随時、システム操作訓練を行うことができるものとする。

資料3-7 被害の分類認定基準

被害状況等報告に係る人及び住家、その他被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

- 1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、症状不明者として報告すること。
 - (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
 - (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
 - (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
 - (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
 - (5)「症状不明者」とは、負傷しているがその程度が不明のものとする。
- 2 住家被害
 - (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
 - (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとする。
 - (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものとする。
 - (4)「大規模半壊」とは、構造耐力上主要部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害基準判定）が40パーセント以上50パーセント未満のもの。

- (5) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (6) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
- (7) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものである。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎・公民館・公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長2メートル以上のものをいう。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29条）第1号に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「がけ崩れ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人工がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方メートルを超えられるものは報告するものとする。
- (12) 「鉄道不通」とは自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものと及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない

程度の被害を受けたものとする。

- (14) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (15) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (16) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (17) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同住宅を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (21) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり・魚貝・漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

様式 1

[第 報]

人的・建物被害等 (災害発生) 報告
被害中間

報告の期限	日 時 分 現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名	TEL	受信者名	
内 容			
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人的被害	死 者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者	重傷	人
		軽傷	人
建物被害	全 壊	棟	世帯 人
	半 壊	棟	世帯 人
	一部破損	棟	世帯 人
	公共建物	棟 ()	
火災発生	り災世帯数	世帯	
	り災者数	人	
	建 物	棟	
	危 険 物	件	
	そ の 他	件	
その他参考事項			

様式2

[第 報]

公共施設等被害 〔 災害発生 〕 報告
被害中間

報告の时限	日 時 分 現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名	TEL	受信者名	
内 容			
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 20%;">・文教施設 <li style="width: 20%;">・病 院 <li style="width: 20%;">・道 路 <li style="width: 20%;">・橋りょう <li style="width: 20%;">・河 川 <li style="width: 20%;">・港湾・漁港 <li style="width: 20%;">・砂 防 <li style="width: 20%;">・がけ崩れ <li style="width: 20%;">・清掃施設 <li style="width: 20%;">・鉄道施設 <li style="width: 20%;">・船 船 <li style="width: 20%;">・水道施設 <li style="width: 20%;">・電話施設 <li style="width: 20%;">・電力施設 <li style="width: 20%;">・ガス施設 <li style="width: 20%;">・その他 () 		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管理者	(TEL)	
	被害程度 (概 要)		
	応急対策の 状 況		
	復旧見込		
	その他 参考事項		

様式3

確定報告

市 町 村				区 分			被 害	
災 害 名				田 被 害	流 失 ・ 埋 没	ha		
確 定 年 月 日					冠 水	ha		
報 告 者 名		TEL		畑 被 害	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水	ha		
区 分			被 害	そ の 他 の 被 害	文 教 施 設	箇所		
人 的 被	死 者	人			病 院	箇所		
	行 方 不 明 者	人			道 路	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			橋 り よ う	箇所	
		軽 傷	人			河 川	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			港 湾	箇所		
		世帯			砂 防	箇所		
		人			清 掃 施 設	箇所		
	半 壊	棟			が け 崩 れ	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		
		人			被 害 船 舶	隻		
	一 部 破 損	棟			水 道	戸		
		世帯			電 話	回線		
		人			電 気	戸		
	床 上 浸 水	棟			ガ ス	戸		
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数		世帯			
	世帯		り 災 者 数		人			
	人							
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害	市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千円			配 置	月	日	時	分
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村	団体							
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円	消防職員出動延人数	人				
被害総額		千円	消防団員出動延人数	人				
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）							

様式4

[第 報]

避難状況・救護所開設状況 (速 報) 報告
(中 間)

報告の时限	日 時 分 現在			受信時刻	時 分		
発信機関				受信機関			
発信者名	TEL			受信者名			
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示 の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(勧告、指示、 自主、解除) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、 自主、解除) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、 自主、解除) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、 自主、解除) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、 自主、解除) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重 傷	軽 傷			

資料3-8 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防長長官
最終改正 平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（2）「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

（3）「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告

を行うものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

- 3) 特定事業所内の火災(1) 以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

の

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明

白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

（１）一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（２）個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（３）社会的影響基準

（１）一般基準、（２）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の（2）のアのウ）に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の（2）のイ1）、2）に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の（2）のウ1）、2）に同じ。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第 2 の 1 の (2) のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第 2 の 3 の 1)、2) に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第 2 の 4 の (2) のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

< 火災等即報 >

1 第 1 号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び

「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 (株) 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出勤状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み

替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1.建物	2.林野	3.車両	4.船舶	5.航空機	6.その他	
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出荷箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造		建築面積		m ²		
	階層		延べ面積		m ²		
焼損程度	焼損程度	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積		m ²
		半焼棟			建物焼損表面積		m ²
部分焼棟	林野焼損面積			a			
ぼや棟							
り災世帯数			世帯	気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他		台	人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1.石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2.危険物等に係る事故 3.原子力施設等に係る事故 4.その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1.火災 2.爆発 3.漏えい 4.その他()					
発生場所						
事業署名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()		物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人			
			重症 人(人)			
			中等症 人(人)			
			軽症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人数	出場資機材	
			事業所	自衛防衛組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
				消防本部(署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				海 上 保 安 庁	人	
				自 衛 隊	人	
	そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式
(救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1. 救急事故	2. 救助事故	3. 武力攻撃災害	4. 緊急処理事態
発生場所				
発見日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等		人(人)
	計 人	{ 重症 中等症 軽 症	人(人)	人(人)
不明 人	人(人)		人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注)第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区 分 被 害		区 分 被 害		等 災		都 道 府 県	
災害名	災害名	第 報	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	の 害	市 町 村
				冠 水	ha	農林水産業施設	千円		
報告番号	報告番号	(月 日 時現在)	畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円	設 対	計
				冠 水	ha	その他の公共施設	千円		
報告者名	報告者名		そ	文教施設	箇所	小 計	千円	置 策	団 体
				病 院	箇所	公共施設被害市町村数	団体		
区 分 被 害	区 分 被 害		の	道 路	箇所	農 業 被 害	千円	状 本	計
				橋 り よ う	箇所	林 業 被 害	千円		
人 的 被 害	死 者	人	の	下 線	箇所	畜 産 被 害	千円	適 災	団 体
		行方不明者		人	港 湾	箇所	水 産 被 害		
負 傷 者	重 傷	人	の	砂 防	箇所	商 工 被 害	千円	市 救	計
	軽 傷	人		清 掃 施 設	箇所				
住 家 被 害	全 壊	棟	の	崖 く ず れ	箇所	そ の 他	千円	町 助	計
		世帯		鉄 道 不 通	箇所	被 害 船 舶	隻		
半 壊	棟	世帯	の	水 道 戸	戸	備	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況		
				人	電 話 回 線				
一 部 損 壊	棟	世帯	の	ガ ス 戸	戸	考			
				人	ブ ロ ッ ク 塀 等				
床 上 浸 水	棟	世帯	の	り 災 世 帯 数	世帯				
				人	り 災 者 数				人
床 下 浸 水	棟	世帯	の	建 物	件				
				人	火 災 発 生				危 険 物
非 住 家	公 共 建 物	棟	の	そ の 他	件				
				そ の 他	棟				そ の 他

1 被害額は省略することができるものとする。

2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料3-9 地区別被害状況報告

(様式第 号)

区分	種別		累計	藤沢東部	藤沢西部	村岡地区	鶴沼地区	片瀬地区	辻堂地区	明治地区	湘南大庭地区	善行地区	六会地区	長後地区	遠藤地区	御所見地区	湘南台地区		
人的被害	死者	人																	
	行方不明	人																	
	負傷者	重傷	人																
		軽傷	人																
	避難指示	件																	
		世帯																	
	避難勧告	件																	
		世帯																	
	住家被害	全壊	件																
			世帯																
全焼 流失		人																	
		件																	
半壊 半焼		世帯																	
		人																	
一部破損		件																	
		世帯																	
床上浸水		人																	
		世帯																	
床下浸水	人																		
	世帯																		
り災世帯数		世帯																	
り災者数		人																	
非住家	公共 建物	全壊	棟																
		半壊	棟																
		一部	棟																
	その他	全壊	棟																
		一部	棟																
その他	文教施設		箇所																
	病院		箇所																
	清掃施設		箇所																
	石油 施設	損壊	箇所																
		移動	箇所																

区分	種別	累計	藤沢東部	藤沢西部	村岡地区	鵠沼地区	片瀬地区	辻堂地区	明治地区	湘南大庭地区	善行地区	六会地区	長後地区	遠藤地区	御所見地区	湘南台地区
田	流失・埋没	ha														
	冠水	ha														
畑	流失・埋没	ha														
	冠水	ha														
池	流失・埋没	箇所														
	冠水	箇所														
用水路	決壊	箇所														
頭首工	決壊	箇所														
河川	決壊	箇所														
	溢水氾濫	箇所														
橋梁	流失	箇所														
	破損	箇所														
砂防		箇所														
道路	崩壊	箇所														
	閉塞	箇所														
溝	溢水	箇所														
樹木	倒壊	本														
塀	倒壊	箇所														
崖崩れ	土砂	箇所														
	石垣	箇所														
地すべり		箇所														
港	湾	箇所														
船舶	沈没	隻														
	破損	隻														
	座礁	隻														
電気	停電	世帯														
ガス	供給停止	世帯														
水道	断水	世帯														
電話	不通	回線														
鉄道	不通	箇所														
火災発生	建物	件														
	危険物	件														
	その他	件														

資料3-10 災害救助に関する被害状況報告

(様式第 号)

中間報告

区分	種	別	累 計	藤沢東部	藤沢西部	村岡地区	鶴沼地区	片瀬地区	辻堂地区	明治地区	湘南大庭地区	善行地区	六会地区	長後地区	遠藤地区	御所見地区	湘南台地区	
人的被害	死 者	人																
	行方不明	人																
	重 傷	人																
	軽 傷	人																
	計	人																
住家被害	全 壊 全焼 焼失	棟																
		世帯																
		人																
	半 壊 半焼	棟																
		世帯																
		人																
	一部損壊	棟																
		世帯																
		人																
	床上浸水	棟																
		世帯																
		人																
床下浸水	棟																	
	世帯																	
	人																	
計	棟																	
	世帯																	
	人																	

資料3-11 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月31日改定)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度 相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	-	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ¹ や液状化 ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ³ 。
7		

- 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

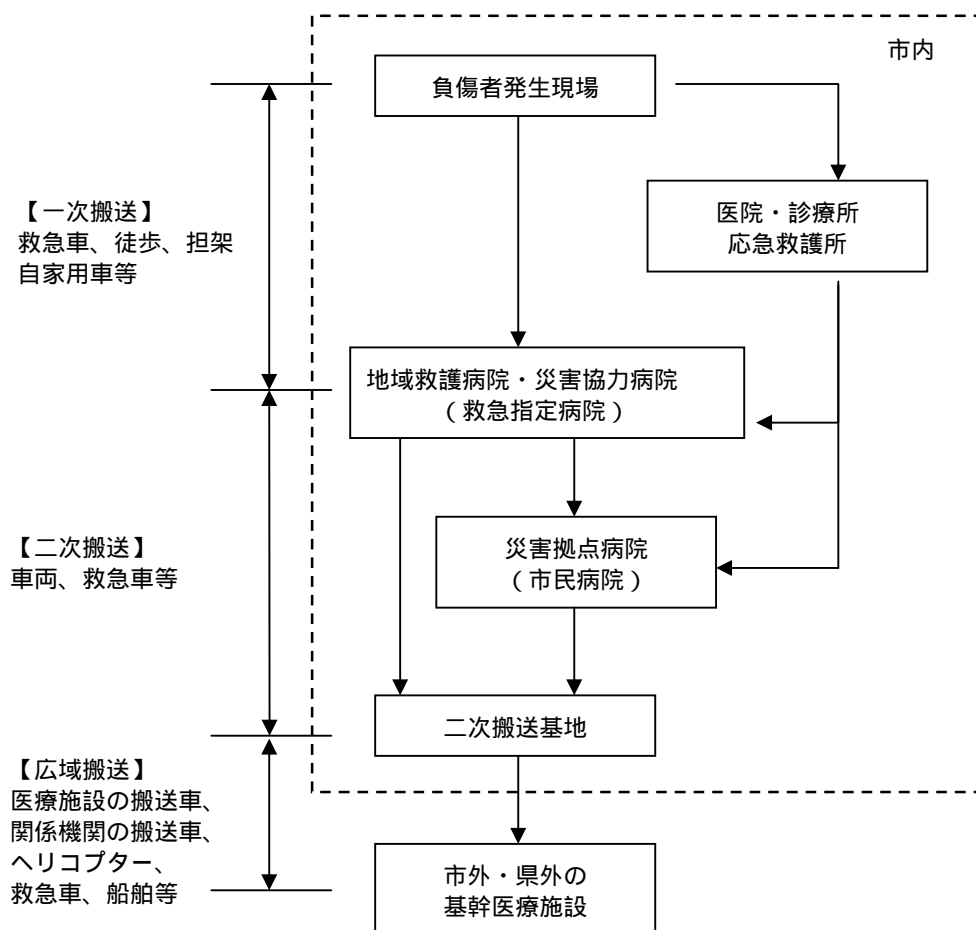
大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

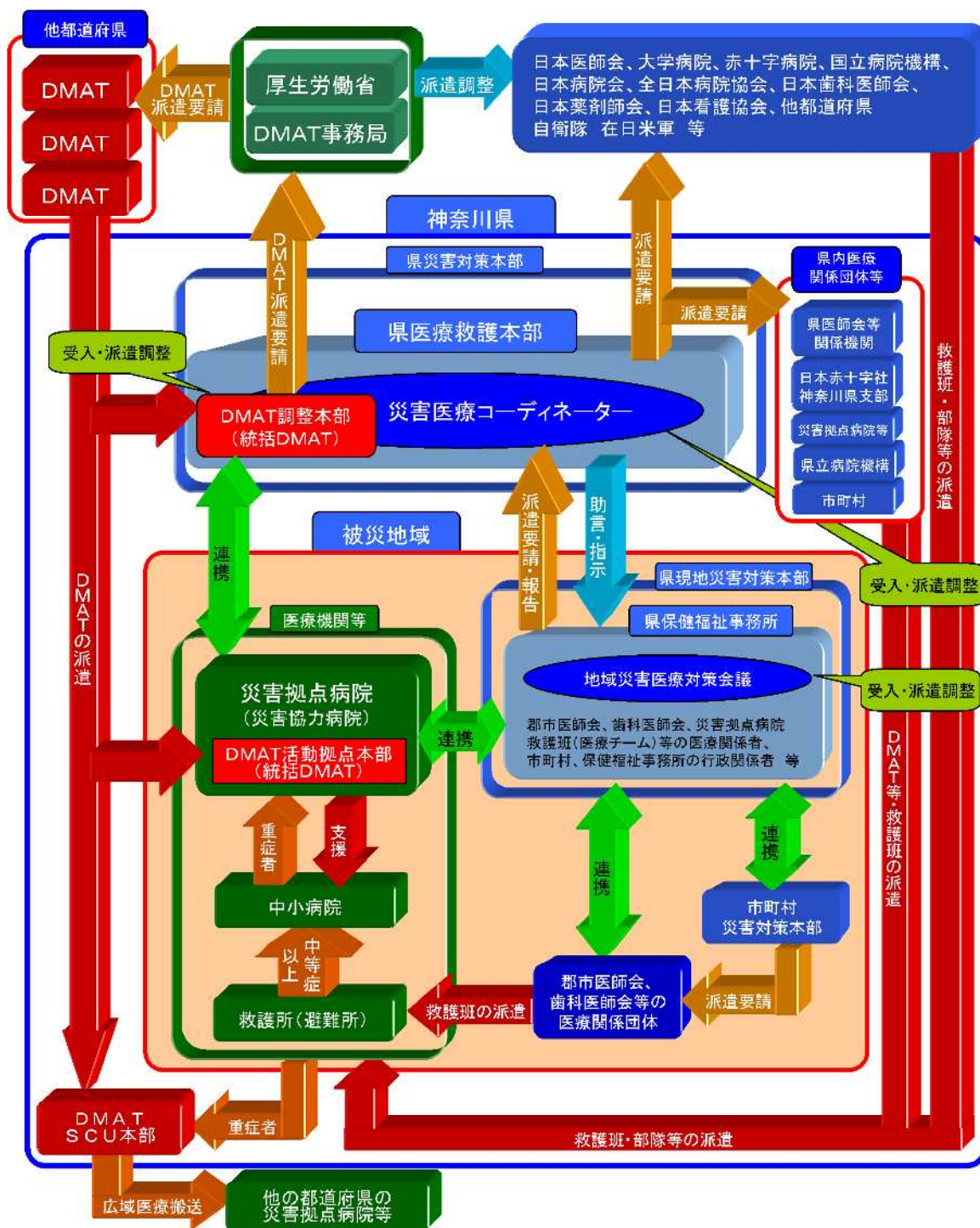
規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

4. 医療救護

資料4-1 医療救護体制



資料4-2 災害時医療救護体制概念図



注) 本図は、原則として県所管域を想定したものであり、県内の政令指定都市及び保健所設置市における医療救護活動は、各市の医療救護体制に基づき対応することとなります。

資料：神奈川県医療救護計画（平成 24 年 12 月）

資料4-3 市内の医療機関一覧表

平成 27 年 4 月 1 日現在

区分	医療機関分類	施設名称	所在地
災害拠点病院	病院	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1
災害協力病院	病院	湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台 1-5-1
災害協力病院 地域救護病院	病院	藤沢脳神経外科病院	藤沢市片瀬 2-15-36
	病院	藤沢湘南台病院	藤沢市高倉 2345
	病院	藤沢御所見病院	藤沢市獺郷 580
	病院	湘南中央病院	藤沢市羽鳥 1-3-43
地域救護病院	病院	山内病院	藤沢市南藤沢 4-6
	病院	藤沢病院	藤沢市小塚 383
	病院	クローバーホスピタル	藤沢市鵜沼石上 3-3-6
	病院	湘南太平台病院	藤沢市辻堂太平台 2-13-27
	病院	湘南ホスピタル	藤沢市辻堂 3-10-2
	病院	湘南長寿園病院	藤沢市白旗 1-11-1
	病院	湘南第一病院	藤沢市湘南台 1-19-7

資料：災害時における医療救護マニュアル

資料4-4 県内の災害拠点病院一覧表

平成 23 年 4 月 30 日現在

	保健医療圏	病院名	所在地	許可病床数
1	横浜北部	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	602
2	横浜北部	横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	650
3	横浜北部	昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	563
4	横浜北部	済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	506
5	横浜西部	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	518
6	横浜西部	けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	410
7	横浜西部	横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56	624
8	横浜西部	国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	500
9	横浜南部	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	676
10	横浜南部	済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	500
11	横浜南部	横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	592
12	横浜南部	横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	591
13	横浜南部	横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	584
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	1,156
15	川崎北部	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区溝口 3-8-3	400
16	川崎北部	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	683
18	川崎南部	関東労災病院	川崎市中区木月住吉町 1-1	610
19	川崎南部	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中区小杉 1-396	372
20	横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	735
21	横須賀・三浦	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	476
22	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	530
23	湘南東部	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	401
24	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	804
25	湘南西部	平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	410
26	湘南西部	秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	320
27	県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	350
28	県央	大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	403
29	相模原	北里大学病院	相模原市北里 1-15-1	1,033
30	相模原	相模原協同病院	相模原市橋本 2-8-18	431
31	相模原	津久井赤十字病院	相模原市津久井町中野 256	132
32	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	258
33	県西	小田原市立病院	小田原市久野 46	417
計		33 病院		17,613

資料：神奈川県 HP（平成 27 年 4 月 1 日現在）

資料4-5 県内の災害協力病院一覧表

平成 26 年 3 月 28 日現在

	病院名	所在地
1	医療法人五星会菊名記念病院	横浜市港北区菊名4-4-27
2	医療法人すこやか高田中央病院	横浜市港北区高田西2-6-5
3	公益財団法人横浜勤労者福祉協会 汐田総合病院	横浜市鶴見区矢向1-6-20
4	医療法人財団慈啓会 大口東総合病院	横浜市神奈川区入江2-19-1
5	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷横浜病院	横浜市保土ヶ谷区岩井町215
6	医療法人社団恵生会 上白根病院	横浜市旭区上白根2-65-1
7	医療法人柏堤会(財団)戸塚共立第1病院	横浜市戸塚区戸塚町116
8	医療法人柏堤会(財団)戸塚共立第2病院	横浜市戸塚区吉田町579-1
9	社会福祉法人親善福祉協会 国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡1-28-1
10	医療法人柏堤会(財団) 戸塚共立リハビリテーション病院	横浜市泉区和泉町4259-1
11	神奈川県立汐見台病院	横浜市磯子区汐見台1-6-5
12	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢字都古255
13	医療法人誠医会 宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13
14	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1
15	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36
16	医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本1370-1
17	一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院	藤沢市高倉2345
18	特定医療法人グループ・プラクティス 研究会 藤沢御所見病院	藤沢市獺郷580
19	藤沢脳神経外科病院	藤沢市片瀬2-15-36
20	社会医療法人社団三思会 東名厚木病院	厚木市船子232
21	医療法人仁厚会 仁厚会病院	厚木市中町3-8-11
22	医療法人新都市医療研究会「君津」会 南大和病院	大和市下和田1331-2
23	社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス 海老名総合病院	海老名市河原口1320
24	独立行政法人国立病院機構 相模原病院	相模原市南区桜台18-1
25	医療法人社団仁恵会 黒河内病院	相模原市南区豊町17-36
26	東芝林間病院	相模原市南区上鶴間7-9-1
27	医療法人尽誠会 山近記念総合病院	小田原市小八幡3-19-14

平成 27 年 4 月 1 日現在

	病 院 名	所 在 地
28	医療法人青葉会 牧野記念病院	横浜市緑区鴨居 2 - 2 1 - 1 1
29	医療法人順正会 横浜鶴ヶ峰病院	横浜市旭区川島町 1 7 6 4
30	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東 6 - 1 6 - 1 1
31	医療法人 愛仁会 太田総合病院	川崎市川崎区日進町 1 - 5 0
32	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台 1 - 5 - 1
33	特定医療法人若林会 湘南中央病院	藤沢市羽鳥 1 - 3 - 4 3
34	神奈川県厚生農業協同組合連合会 伊勢原協同病院	伊勢原市田中 3 4 5
35	医療法人同愛会 小澤病院	小田原市本町 1 - 1 - 1 7

資料：神奈川県 HP（平成 27 年 4 月 1 日現在）

資料4-6 医療機関施設状況一覧

区分	医療機関 分類	施設名称	所在地	病床数 (床)	透析ベット (床)	受水槽容量 ¹ (m ³)	透析必要水量 ² (ℓ/日)
災害拠点病院	病院	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	536	20	360	14,983
災害協力病院	病院	湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台 1-5-1	419	50	135	22,920
災害協力病院 地域救護病院	病院	藤沢脳神経外科病院	藤沢市片瀬 2-1 5-3 6	55	-	12.75	-
	病院	藤沢湘南台病院	藤沢市高倉 2345	322	-	63	-
	病院	藤沢御所見病院	藤沢市獺郷 580	154	12	40	11,057
	病院	湘南中央病院	藤沢市羽鳥 1-3-43	199	35	55	13,371
地域救護病院	病院	山内病院	藤沢市南藤沢 4-6	91	-	20	-
	病院	藤沢病院	藤沢市小塚 383	480	-	106	-
	病院	クローバーホスピタル	藤沢市鵠沼石上 3-3-6	120	-	70	-
	病院	湘南太平台病院	藤沢市辻堂太平台 2-13-27	82	-	39	-
	病院	湘南ホスピタル	藤沢市辻堂 3-10-2	104	-	45	-
	病院	湘南長寿園病院	藤沢市白旗 1-11-1	180	-	49	-
	病院	湘南第一病院	藤沢市湘南台 1-19-7	94	-	14	-
透析医療機関	診療所	藤沢湘南台クリニック	藤沢市湘南台 2-8-11	-	43	0.6	17,486
	診療所	望星藤沢クリニック	藤沢市辻堂新町 3-7-20	-	40	12	18,154
	診療所	藤沢メディカルクリニック	藤沢市鵠沼石上 1-12-13	-	37	18	12,703
	診療所	湘南星和クリニック	藤沢市遠藤 641-14	-	38	9	13,834
	診療所	湘南台じんクリニック	藤沢市湘南台 1-10-6	-	23	-	9,669
	診療所	広本クリニック	藤沢市藤沢 221-1	-	14	12	4,989
	診療所	THP メディカルクリニック	藤沢市藤沢 498	-	15	4	2,366
	診療所	湘南台東口クリニック	藤沢市湘南台 1-1-1	-	20	1.5	4,474

区分	医療機関 分類	施設名称	所在地	病床数 (床)	透析ベット (床)	受水槽容量 ¹ (m ³)	透析必要水量 ² (ℓ/日)
	診療所	ありあけ内科クリニック	藤沢市鵜沼松が岡 4-15-27	-	15	5	1,029

¹自己申告に基づく

²平成 28 年 2 月時点の通院・入院患者数より算出。

すべての通院・入院患者が透析実施と仮定。(通院患者=週 3 回、入院患者=週 7 回とする。1 回 120 ℓを使用。)

5. 自主防災

資料5-1 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱

制定	昭和61年	3月31日
改正	平成5年10月	1日
改正	平成12年	4月1日
改正	平成21年	4月1日
改正	平成22年	7月1日
改正	平成23年	4月1日
改正	平成25年	4月1日
改正	平成25年	7月1日
改正	平成29年	4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を推進するため、この組織が行う事業に対し、予算の範囲内において奨励補助金等を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、組織が行う事業へのその他の支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において組織とは、自治会、町内会等の自治組織を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策確立のために組織する団体で、藤沢市地震対策条例（昭和59年6月藤沢市条例第6号）第31条第2項の規定に基づく届出があり、次に掲げる自主防災活動を行うものをいう。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材（以下「資機材」という。）の整備及び点検
- (4) 災害発生時における情報の収集及び伝達並びに出火防止、初期消火、救出救護、給食、給水及び救援物資等の配布
- (5) その他組織の目的を達成するために必要な活動

(事業)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、組織に対して次に掲げる事業を行う。

- (1) 奨励補助金の交付
- (2) 資機材更新補助金の交付
- (3) 資機材の貸与

(奨励補助金の交付)

第4条 市長は、組織に対し、奨励補助金を交付するものとする。

2 奨励補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる資機材の購入及び修繕並びに防災倉庫の移設等に要する経費とする。

(奨励補助金の額等)

第5条 奨励補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額以内とし、その累計の限度額は、次の各号に掲げる組織を構成する世帯の数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 100世帯以下 | 50万円 |
| (2) 101世帯以上300世帯以下 | 60万円 |
| (3) 301世帯以上500世帯以下 | 70万円 |
| (4) 501世帯以上1000世帯以下 | 80万円 |
| (5) 1001世帯以上 | 100万円 |

2 前項の規定により算出した奨励補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する世帯の数は、毎年4月1日現在において組織を構成する世帯の数(新たに結成された組織にあっては、その結成時において組織を構成する世帯の数)とする。

4 第6条第1項の資機材更新補助金の交付を受けた組織については、奨励補助金の交付対象としない。

(資機材更新補助金の交付)

第6条 市長は、最後に奨励補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過した組織に対し、資機材更新補助金を交付することができる。

2 資機材更新補助金の交付の対象となる経費は、組織が保有する別表第1に掲げる資機材の更新に要する経費とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別表第1に掲げる資機材の購入及び修繕、防災倉庫の移設等に要する経費を資機材更新補助金の交付対象とすることができる。

(資機材更新補助金の額等)

第7条 資機材更新補助金の額は、前条第2項に規定する資機材の更新に要する経費の額又は同条第3項に規定する事業に要する経費の額の2分の1に相当する額以内とし、その累計の限度額は、第5条第1項各号に掲げる組織を構成する世帯の数の区分に応じ、同項各号に定める額の2分の1に相当する額とする。

2 資機材更新補助金の額の算出については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(奨励補助金及び資機材更新補助金交付申請)

第8条 奨励補助金又は資機材更新補助金の交付を受けようとする組織は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材の購入に係る見積書の写し
- (2) 自主防災会規約の写し
- (3) 当該年度の自主防災会役員名簿の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、別表第1に掲げる資機材のうち、消火器箱付(10型以上・街頭設置

用)又は防災施設の購入及び設置をするときは、土地の所有者の承諾書等の写しを添えなければならない。

- 3 奨励補助金及び資機材更新補助金の申請に係る受付期間は、原則として4月1日(当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直後の開庁日)から翌年1月31日(当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日)までとする。ただし、市長が受付期間の延長を認めるときは、この限りではない。

(奨励補助金及び資機材更新補助金交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査の上奨励補助金又は資機材更新補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査過程において必要と認めるときは、前条第1項に規定する書類の原本の提示を申請者に求めることができる。

(事業の完了)

第10条 前条第1項の規定に基づく奨励補助金又は資機材更新補助金の交付の決定通知を受けた組織は、資機材の購入等の事業が完了したときは、交付が決定された日の属する会計年度の3月31日(当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は直前の開庁日)までに自主防災組織防災資機材購入等完了届(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材の購入等に係る領収書の写し
- (2) 購入等した資機材の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付時期)

第11条 奨励補助金又は資機材更新補助金は、前条に規定する自主防災組織防災資機材購入等完了届等の審査完了後に交付する。

(資機材の管理義務)

第12条 奨励補助金又は資機材更新補助金の交付を受けた組織は、当該補助金に係る資機材について善良な管理をしなければならない。

(申請組織による申請の取下げ)

第13条 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定を受けた組織が、やむを得ない事情により当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請取下願(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第14条 市長は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定を受けた組織が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 前条に規定する申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請やその他不正な行為により補助金の交付を受けようとしたとき。
- (4) 補助金の交付を受けて購入した防災資機材等を、当該防災資機材等の耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け

又は担保に供する等の処分を行ったとき。なお、防災資機材等の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消したときは、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（資機材の貸与）

第15条 貸与する資機材の種類及び貸与数は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 資機材の貸与は、1組織に対し、1回限りとする。

（資機材の貸与申請）

第16条 資機材の貸与を受けようとする組織は、自主防災組織防災資機材貸与申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 自主防災会規約の写し

(2) 当該年度の自主防災会役員名簿の写し

（資機材の受領）

第17条 資機材の貸与を受けた組織は、自主防災組織防災資機材貸与受領書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（費用の負担）

第18条 資機材の貸与を受けた組織は、貸与期間中における当該資機材の維持管理に要する費用を負担するものとする。

（貸与資機材の検査）

第19条 市長は、貸与をした資機材の検査をすることができる。

（滅失等の報告）

第20条 資機材の貸与を受けた組織は、当該資機材が滅失又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に報告し、かつ、その指示を受けなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、既に組織に対して貸与した資機材については、この要綱により貸与した資機材とみなす。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 改正後の藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 4 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表第1（第4条関係）

奨励補助金交付対象防災資機材の種類

区 分		防 災 資 機 材 用 品
防 災 資 機 材	情報収集・ 受伝達用具	トランシーバー, トランジスターメガホン, 安否確認用マグネットシート (表記布), 災害対策用自転車(ノーパンクタイプ), 掲示板(安否確認・ 伝言用)
	初期消火用具	消火器箱付(10型以上・街頭設置用), 箱付消火器薬剤詰替え, 消火用バケ ツ, 小型可搬動力ポンプ一式
	活動識別用具	標旗, 腕章, 識別用ベスト
	救出用具	はしご, バール, ジャッキ, 可搬式ウィンチ, チェーンブロック, スコップ, ノコギリ, 斧, ロープ, チェンソー, エンジンカッター, リヤカー, ヘルメッ ト, 鉄線カッター, 鉄パイプ, 保護メガネ
	救護用具	担架, A E D一式, 救急セット, 外傷用副木, 三角巾, 組織活動用大型テ ント, 毛布, シート, ゴザ, 車椅子
	給食給水用具	釜, ナベ, コンロ, ポリタンク, 収納容器, 炊き出し用具類, ろ水機
	避難用具	照明用具, コードリール, 発電機一式, ガソリン携行缶(燃料は除く), 非 常用階段避難車
	生活用具	ポータブルトイレ一式, 備蓄用簡易トイレ処理袋(100回分以上)
	水防用具	防雨シート, ツルハシ, かけや, くい, 熊手, 一輪車, 排水ポンプ
防 災 施 設	収納庫・防災倉庫	

1 災害対策備蓄品として上記品目に準じたものであれば、補助金交付対象とする。ただし、次の品目等については補助金の交付対象からは除外する。

(1)非常食 (2)飲料水 (3)燃料(薪炭含む) (4)電池 (5)補充用薬品 (6)作業服・手袋・作業靴(個人の被服に類するもの) (7)A E Dの消耗品及び修繕費 (8)消火栓使用の用途に供するもの

2 A E D本体の申請にあつては、次に掲げるものを添えて提出しなければならない。

(1)A E Dについての維持管理規程(写)

(2)申請自主防災組織員の申請年度または前年度の普通救命講習会修了証(写)

3 防災倉庫を設置する場合は、組織が設置したことが判別できるよう、名入れ等必要な措置を講じなければならない。

別表第2（第15条関係）

貸付資機材

資機材の種類	貸与	数
トランシーバー	1 自主防災組織につき	1 組
トランジスターメガホン	〃	1 台
担架	〃	1 台
救急セット	〃	1 セット
自主防災組織役員用ヘルメット	〃	3 個

第1号様式（第8条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書

藤 沢 市 長	年 月 日
<p>申 請 者</p> <p>自主防災組織名 _____</p> <p>代 表 者 住 所 藤 沢 市 _____</p> <p>代表者役職・氏名</p> <p>(役職) _____ (氏名) _____ 印</p> <p>電 話 番 号 _____</p> <p>次 の と お り 申 請 し ま す 。</p>	
防 災 資 機 材 購 入 等 金 額	円
防 災 資 機 材 購 入 等 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	見積書（写し） 防災会規約 役員名簿 土地所有者の承諾書等の写し（収納庫等設置の場合）
補 助 金 区 分	奨励補助金 資機材更新補助金（初回）
補 助 金 最 終 交 付 年 月 日	年 月 日（資機材更新補助金初回時のみ記入）
<p>奨 励 補 助 金 残 額 円（資機材更新補助金初回時のみ記入）</p> <p>資機材更新補助金の交付を受ける組織については、要綱第5条第4項の規定に基づき、奨励補助金の交付対象となりません。</p>	

太線の枠内を記入してください。

（事務処理欄）

決 定 区 分	交 付	不 交 付
交 付 金 額	, 0 0 0 円	
限 度 額	, 0 0 0 円 （ 世帯）	
交 付 額 累 計	今まで交付した額 今 回 交付額累計 (円) + (, 0 0 0 円) = (, 0 0 0 円)	

第2号様式(第9条関係)

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書

年(年) 月 日							
自主防災会 様 藤沢市長							
次のとおり決定したので通知します。							
決 定 区 分	交 付 し ま す				交 付 し ま せ ん		
防災資機材購入等金額	百	十	万	千	百	十	円
補 助 金 交 付 額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
条 件	目的以外に使用しないこと。						
交付しない理由							

(事務担当 危機管理課)

第3号様式（第10条関係）

自主防災組織防災資機材購入等完了届

年 月 日						
藤 沢 市 長						
申 請 者 自主防災組織名 _____ 代 表 者 住 所 藤沢市 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____ 印						
次のとおり届け出ます。						
防 災 資 機 材 購 入 等 完 了 年 月 日	. . .					
防 災 資 機 材 購 入 等 金 額	円					
補 助 金 交 付 額	, 0 0 0 円					
添 付 書 類	資機材の購入等に係る領収書の写し 購入等した資機材等の写真 ()					
上記のとおり届出がありました。						
決 裁	課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	起 案 . .
						決 裁 . .

太線の枠内を記入してください。

第4号様式(第13条関係)

自主防災組織防災資機材購入等補助金申請取下げ願

年 月 日

藤 沢 市 長

申 請 者

自主防災組織名 _____

代 表 者 住 所 藤 沢 市 _____

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

(役 職) _____ (氏 名) _____ 印

電 話 番 号 _____

_____年(_____年) _____月 _____日付で補助金交付決定を受けた,
藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱に基づく自主防災組織防災資機材購入等
補助金交付について, 次のとおり申請を取り下げます。

1 取下げの理由

2 添付書類 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書

原本 紛失等()

(事務処理欄)

太線の枠内を記入してください。

第5号様式（第14条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定取消通知書

年（ 年） 月 日

自主防災会

様

藤沢市長

次のとおり、補助金交付決定を取り消しましたので通知します。

防災資機材購入等金額	百	十	万	千	百	十	円
補助金交付決定額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
取り消し補助金額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
取り消しの理由							

(事務担当 危機管理課)

第6号様式(第16条関係)

自主防災組織防災資機材貸与申請書

年 月 日						
藤 沢 市 長						
申 請 者 自主防災組織名 _____ 代 表 者 住 所 藤沢市 _____ 代表者役職・氏名 (役 職) _____ (氏 名) _____ 印						
次 の と お り 申 請 し ま す 。						
防 災 資 機 材 等 の 種 類			トランシーバー 1組 トランジスターメガホン 1台 担 架 1台 救急セット 1セット ヘルメット 3個			
添 付 書 類			自主防災会規約の写し 当該年度の自主防災会役員名簿の写し ()			
上記の申請に基づき貸与してよいでしょうか。						
収 受 . .						
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	台帳記入	起 案 . .
						決 裁 . .
						完 結 . .
決 定 区 分		貸与する		貸与しない		
(備 考)						

太線の枠内を記入してください

第7号様式(第17条関係)

自主防災組織防災資機材貸与受領書

<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>藤 沢 市 長</p> <p style="margin-left: 100px;">申請者</p> <p style="margin-left: 100px;">自主防災組織名 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">代表者住所 藤沢市 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">代表者役職・氏名</p> <p style="margin-left: 100px;">(役職) _____ (氏名) _____ 印</p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり受領しました。</p>	
貸与を受けた防災資機材の種類	貸与を受けた数
トランシーバー	1 組
トランジスターメガホン	1 台
担 架	1 台
救急セット	1セット
ヘルメット	3 個

資料5-2 藤沢市防災組織連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、藤沢市防災組織連絡協議会と称し、事務局を防災危機管理室に置く。

(目的)

第2条 本会は、各地区防災協議会等の情報交換及び地区間の協力体制の構築等を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止と減災を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の啓発に関すること。
- (2) 各地区防災協議会の情報交換に関すること。
- (3) その他本会の目的達成に必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、この市における各地区防災協議会の会長をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 2人
- (4) 監事 2人

2 前項の役員は、会員の中から互選により選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序に従ってその職務を代理する。
- 3 会計は、本会の経理を担当し、会計報告を行う。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中において役員の交代があった場合は、次のとおりとする。
- 2 任期の途中で、会長が地区の会長を辞した時など交代した場合は副会長が、副会長が交代した場合は会計がその職を兼務し、会計及び監事が交代した場合は後任者が、その残任期間が満了するまで職務を行う。
 - 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会・全体会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。ただし、オブザーバーとして、各地区防災協議会の事務局員の出席を求めることができる。

- 2 総会は年1回とし、必要に応じて臨時会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、会長の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、出席会員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 6 総会は、本会の事業報告の承認及び予算、決算、事業計画について議決し、及び本会の運営に関し重要な事項を決定する。

(全体会)

第10条 全体会は、会員をもって構成する。ただし、オブザーバーとして、各地区防災協議会の事務局員の出席を求めることができる。

- 2 全体会は、会長が招集する。
- 3 全体会の議長は、会長をもってあてる。
- 4 全体会は、各地区防災協議会の情報交換等を行う。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、議事の内容に応じ、会長が必要と認めた者の出席を求めることができる。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 役員会の議事は、会長が決する。

(会計)

第12条 本会の経費は、その他経費をもってこれにあてる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附則

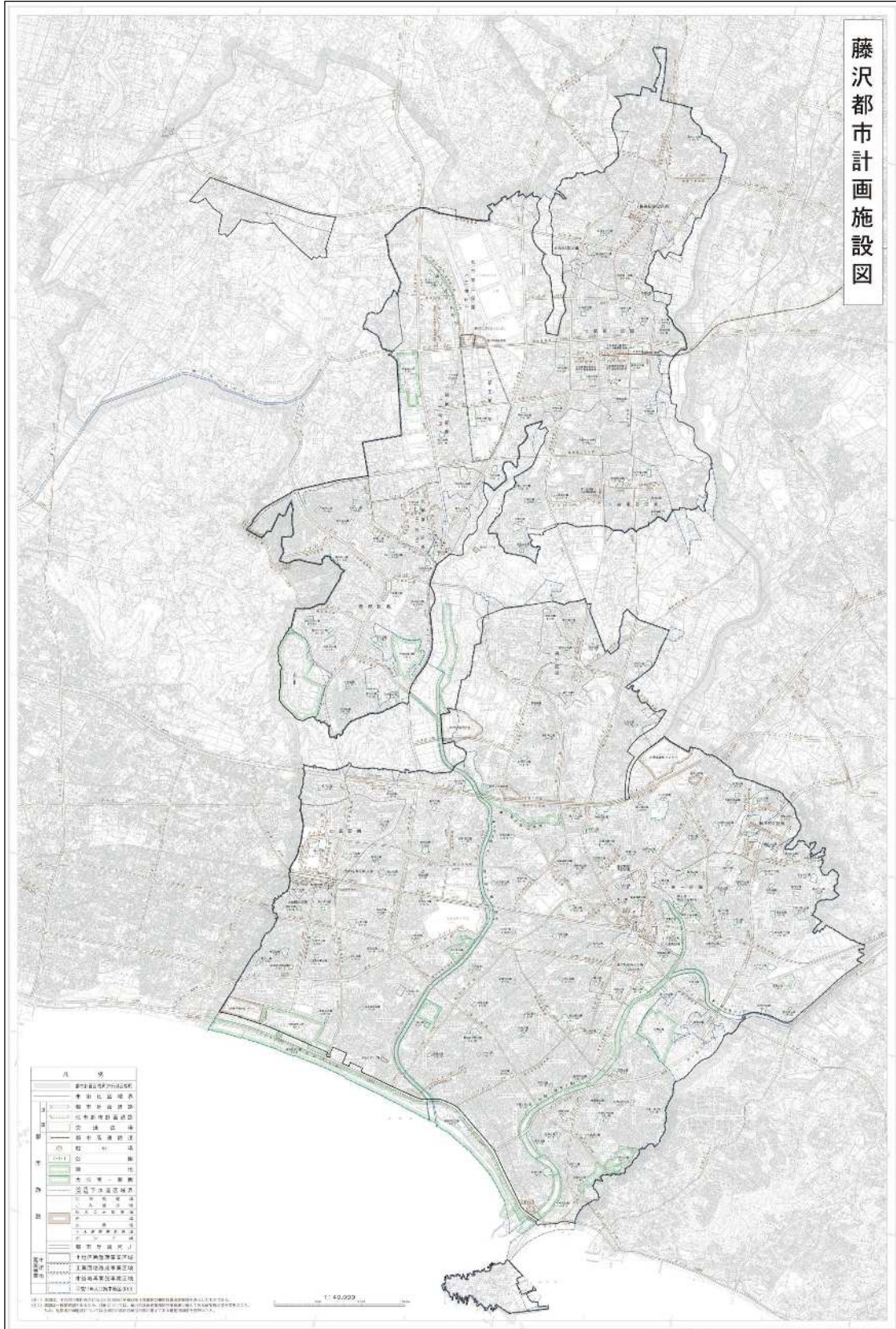
この会則は2009年5月20日から施行する。

2011年4月1日 第7条について一部改正

2013年4月1日 第1条について一部改正

6. 災害予防対策（都市の防災化）

資料6-1 都市施設計画図

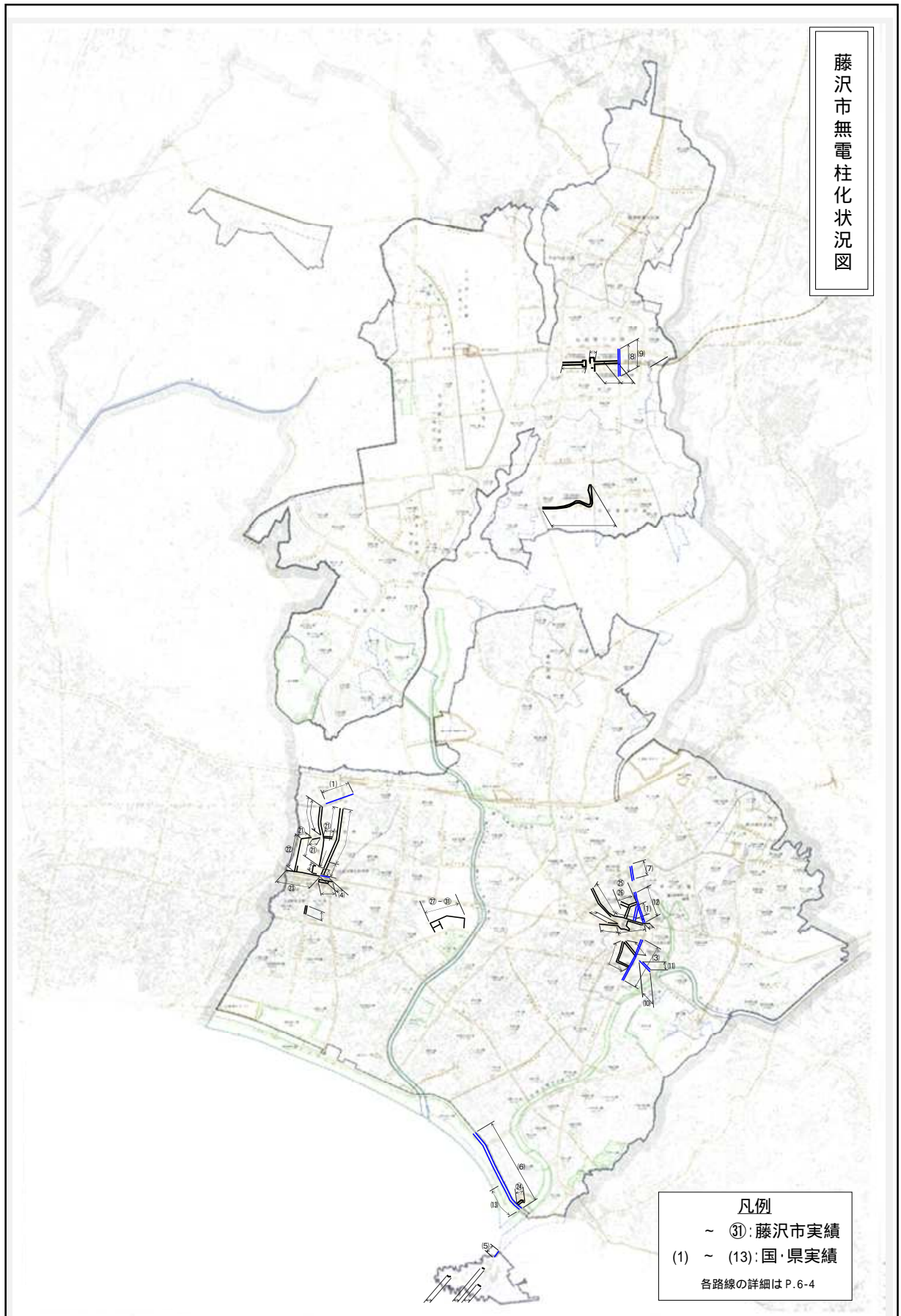


資料6-2 道路整備計画

区分	路線名	要整備延長(m)		整備箇所の位置		整備予定	備考
		延長	幅員	起点	終点		
緊急物資輸送機能を確保するため整備を要する路線	(都)横浜湘南道路	4,400	18~24	大鋸字外原	城南一丁目	平成32年度	国
	(都)横浜藤沢線	3,000	25~32	川名字通り町	鵠沼海岸一丁目	未定	県
	(都)藤沢厚木線	1,850	25~36	辻堂元町四丁目	羽鳥三丁目	未定	県
避難路機能を確保するため整備を要する路線	(都)善行長後線	140	16	亀井野字不動前	湘南台三丁目	事業中	市
	(都)藤沢石川線	540	16	藤沢四丁目	本藤沢七丁目	事業中	市
		280	16	本藤沢六丁目	善行坂一丁目	未定	市
	(都)石川下土棚線	560	25	土棚字土棚	下土棚字夏刈	事業中	市
	(都)亀井野二本松線	1,040	16	亀井野字不動前	円行一丁目	未定	市
	(都)鵠沼奥田線	1,100	15	鵠沼橘一丁目	本鵠沼二丁目	未定	市
	(都)鵠沼新屋敷線	1,690	12	本鵠沼二丁目	鵠沼藤が谷二丁目	未定	市
	(都)藤沢駅鵠沼海岸線	430	21	鵠沼桜が岡一丁目	鵠沼藤が谷一丁目	未定	市
		1,320	12	鵠沼藤が谷三丁目	鵠沼海岸二丁目	未定	市
	(都)片瀬辻堂線	2,920	15	片瀬五丁目	辻堂太平台一丁目	未定	市
1,350		15	辻堂元町四丁目	辻堂三丁目	未定	市	

資料6-3 無電柱化状況図

（平成 27 年 11 月現在）



無電柱化状況

藤沢市実績

（平成27年11月現在）

No.	道路種別	路線名	始点地先名	終点地先名	無電柱化道路延長(km)	整備延長(km)	事業着手年度	管路施設完了年度	電柱撤去完了年度
	幹線市区間幹線	112藤沢村岡線	藤沢市藤沢550番	藤沢市藤沢113番	0.33	0.80	1991	1997	1998
	幹線市区間幹線	112藤沢村岡線	藤沢市朝日町11番	藤沢市朝日町12番	0.05	0.05	1991	1992	1993
	幹線市区間幹線	117藤沢馬場町線	藤沢市藤沢484番	藤沢市藤沢1063番	0.43	0.86	1988	1988	1989
	幹線市区間幹線	111藤沢馬場土堂馬場線	藤沢市藤沢460番	藤沢市藤沢498番	0.21	0.31	1992	1992	1993
	幹線市区間幹線	104藤沢馬場川名線	藤沢市南藤沢3番	藤沢市南藤沢19番	0.20	0.40	1991	1991	1992
	一般市区間幹線	2030鶴沼30号線	藤沢市南藤沢21番	藤沢市南藤沢21番	0.08	0.16	1994	1994	1995
	一般市区間幹線	2037鶴沼37号線	藤沢市鶴沼石上1丁目2番	藤沢市南藤沢2番	0.14	0.28	1994	1994	1995
	一般市区間幹線	2033鶴沼33号線	藤沢市鶴沼石上1丁目10番	藤沢市鶴沼石上1丁目9番	0.17	0.34	1994	1994	1995
	幹線市区間幹線	122辻堂馬場線	藤沢市辻堂新町1丁目1番	藤沢市辻堂新町1丁目1番	0.09	0.21	1994	1994	1995
	幹線市区間幹線	122辻堂馬場線	藤沢市辻堂神台1丁目3番	藤沢市辻堂神台2丁目5番	0.76	1.42	1991	1993	1994
	幹線市区間幹線	109辻堂馬場每半線	藤沢市辻堂2丁目12番	藤沢市辻堂2丁目12番	0.07	0.14	1998	1998	1999
	幹線市区間幹線	140円行東大通り線	藤沢市湘南台1丁目4番	藤沢市湘南台1丁目4番	0.24	0.48	1998	1999	2000
	幹線市区間幹線	140円行東大通り線	藤沢市湘南台1丁目5番	藤沢市湘南台1丁目8番	0.15	0.29	1993	1993	1994
	幹線市区間幹線	139円行西大通り線	藤沢市湘南台2丁目13番	藤沢市湘南台2丁目10番	0.38	0.76	1997	1999	2000
	幹線市区間幹線	133六会西口大通り線	藤沢市亀井野1065番	藤沢市亀井野1866番	0.74	1.48	1994	1995	1996
	一般市区間幹線	3429辻堂429号線	藤沢市辻堂1丁目3番	藤沢市辻堂1丁目3番	0.12	0.25	1999	1999	2000
	一般市区間幹線	1358片瀬358号線	藤沢市江の島2丁目6番	藤沢市江の島2丁目6番	0.06	0.06	1987	1987	1988
	一般市区間幹線	1358片瀬358号線	藤沢市江の島2丁目4番	藤沢市江の島2丁目3番	0.08	0.08	1989	1989	1990
	一般市区間幹線	1359片瀬359号線	藤沢市江の島2丁目2番	藤沢市江の島2丁目2番	0.02	0.02	1987	1987	1988
	幹線市区間幹線	辻堂馬場北口大通り線	藤沢市辻堂神台一丁目1110番10地先	藤沢市辻堂神台二丁目430番1地先	0.73	1.25	2006	2009	2009
㉑	幹線市区間幹線	辻堂神台東線	藤沢市辻堂神台二丁目800番3地先	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	0.38	0.52	2006	2009	2009
㉒	幹線市区間幹線	辻堂神台北線	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	0.40	0.43	2006	2009	2009
㉓	幹線市区間幹線	辻堂馬場初夕線	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	藤沢市辻堂神台一丁目1165番9地先	0.29	0.29	2006	2009	2009
㉔	一般市区間幹線	片瀬工/馬場初夕線	藤沢市片瀬每岸二丁目16番10	藤沢市片瀬每岸二丁目16番17	0.08	0.16	2009	2010	2011
㉕	一般市区間幹線	市道藤沢馬場北口東西線	藤沢市藤沢字東橋須賀556番16地先	藤沢市藤沢字大道東38番6地先	0.24	0.50	2012	2014	2015
㉖	一般市区間幹線	市道藤沢馬場北口東西線	藤沢市藤沢字東橋須賀575番7地先	藤沢市藤沢字東橋須賀614番3地先	0.10	0.20	2012	2014	2015
㉗	一般市区間幹線	辻堂595号線(1)	藤沢市辻堂六丁目19番地先	藤沢市辻堂六丁目18番地先	0.21	0.42	2012	2015	
㉘	一般市区間幹線	辻堂596号線(1)	藤沢市辻堂六丁目11番地先	藤沢市辻堂六丁目18番地先	0.49	0.98	2012	2015	
㉙	一般市区間幹線	辻堂597号線(1)	藤沢市辻堂六丁目4番地先	藤沢市辻堂六丁目4番地先	0.18	0.36	2012	2015	
㉚	一般市区間幹線	辻堂598号線(1)	藤沢市辻堂六丁目4番地先	藤沢市辻堂六丁目4番地先	0.07	0.14	2012	2015	
㉛	一般市区間幹線	辻堂599号線(1)	藤沢市辻堂六丁目12番地先	藤沢市辻堂六丁目18番地先	0.32	0.64	2012	2015	

国・県実績

（平成27年11月現在）

No.	道路種別	路線名	始点地先名	終点地先名	無電柱化道路延長(km)	整備延長(km)	事業着手年度	管路施設完了年度	電柱撤去完了年度
(1)	直轄国道	国道1号	藤沢市城南5丁目1213番	藤沢市辻堂神台2丁目380番	0.00	0.37	2006		
(2)	一般国道	藤沢市馬場線	藤沢市藤沢38番	藤沢市藤沢76番	0.05	0.10	1988	1988	1988
(3)	補脚国道	国道467号	藤沢市鶴沼石上2丁目7番	藤沢市南藤沢19番	0.49	0.98	1986	1987	1987
(4)	一般国道	辻堂馬場初夕線	藤沢市辻堂新町1丁目1番	藤沢市辻堂新町1丁目2番	0.17	0.17	1994	1994	1994
(5)	一般国道	江/島線	藤沢市江の島1丁目1番	藤沢市江の島1丁目1番	0.19	0.19	1994	1994	1994
(6)	補脚国道	国道134号	藤沢市片瀬每岸2丁目17番	藤沢市片瀬每岸3丁目25番	1.13	2.26	1991	1993	1993
(7)	補脚国道	国道467号	藤沢市藤沢1番	藤沢市藤沢1丁目1番	0.13	0.26	1996	1997	1997
(8)	補脚国道	国道467号	藤沢市湘南台6丁目1番	藤沢市湘南台1丁目17番	0.16	0.31	1996	1998	2002
(9)	補脚国道	国道467号	藤沢市湘南台5丁目4番	藤沢市湘南台1丁目21番	0.16	0.31	1999	2001	2002
(10)	主要地方道(都道府県道)	藤沢市鎌倉線	藤沢市鶴沼東4番	藤沢市南藤沢17番	0.26	0.33	1997	1998	2001
(11)	主要地方道(都道府県道)	藤沢市鎌倉線	藤沢市南藤沢16番	藤沢市南藤沢17番	0.10	0.19	1999	2000	2001
(12)	補脚国道	国道467号	藤沢市藤沢大道東15	藤沢市藤沢大道東38番	0.30	0.60	2004	2007	2009
(13)	補脚国道	国道134号	藤沢市片瀬每岸2丁目20番	藤沢市片瀬每岸3丁目27番	0.14	0.28	2005	2007	2008

資料6-4 公園緑地整備計画

公園名	所在地	整備計画面積 [ha 整備完了]	都市公園 種別	整備時期 種別	備考(都市計画最終 決定年月日)
片瀬山公園	片瀬三丁目 2,800 番 1	9.5 [2.9]	風致	一部完了	S45.11.2
奥田公園	鵠沼東 12 番	1.0 [1.66]	近隣	完了	H5.2.23
八部公園	鵠沼海岸六丁目 4,131 番 2	5.7 [5.7]	運動	完了	S51.4.13
長久保公園	辻堂太平台二丁目 5,055 番	4.4 [3.4]	地区	一部完了	S45.11.2
新林公園	川名字新林 411 番 1	16.2 [16.2]	総合	完了	S47.3.14
翠ヶ丘公園	西富字西原 593 番 2	2.5 [2.36]	近隣	一部完了	S45.11.2
大庭城址公園	大庭字城山 5,230 番 1	11.8 [12.6]	総合	完了	S54.3.2
遠藤公園	遠藤字南大平 639 番 2	- [2.06]	近隣	完了	-
湘南台公園	湘南台七丁目 16 番	2.6 [2.65]	近隣	完了	S46.12.28
秋葉台公園	遠藤字向原 2,000 番 1	13.4 [7.7]	運動	一部完了	S50.11.14
神台公園	辻堂神台一丁目 6 番 2	1.0 [1.01]	近隣	完了	H17.12.13

資料6-5 橋りょう管理状況

河川名	管理橋りょう数	新設	架け替え済み	架け替え中	協議中
引地川(蓼川含む)	48	8	21	0	19
境川(柏尾川含む)	23	0	23	0	0
目久尻川	5	0	5	0	0
計	76	4	49	0	23

資料6-6 歩道橋とデッキの現況

歩道橋	市管理：12 橋　うち、市で設置：9 橋 12 橋のうち、7 橋は耐震化完成、残り 5 橋については順次耐震化
デッキ	耐震化の現況 藤沢市北口デッキ：平成 23 年度耐震化工事完了 南口デッキ：藤沢駅周辺再整備計画にあわせて実施予定 辻堂駅北口デッキ：平成 22 年度に整備完了済み 南口デッキ：平成 23 年度に整備完了済み 六会駅西口デッキ：平成 5 年当時の基準で整備

資料6-7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

(平成 27 年 3 月現在)

区域名	位置	県告示 第 号	指定年月日	面積 (ha)
藤 沢	藤沢市藤沢四丁目	第204号	昭46.3.5	2.29
大 鋸	" 大鋸一丁目	第205号	昭46.3.5	1.47
大 鋸 B	" 大鋸二丁目	第206号	昭46.3.5	1.62
江 の 島	" 江の島一丁目	第207号	昭46.3.5	0.43
大 庭	" 大庭字城山 " 大庭字中沢 " 大庭字城下	第208号	昭47.5.23	3.54
江 の 島 B	" 江の島一丁目	第661号	昭47.6.13	0.85
片 瀬	" 片瀬	第264号	昭48.3.27	1.90
片瀬目白山	" 片瀬目白山	第203号	昭56.3.10	1.24
江 の 島 C	" 江の島一丁目	第308号	昭49.4.2	1.49
大 鋸 C	" 大鋸三丁目	第265号	昭48.3.27	1.35
江 の 島 D	" 江の島二丁目	第419号	昭57.4.30	0.39
藤 沢 四 丁 目	" 藤沢四丁目	第313号	昭58.3.31	1.32
片 瀬 一 丁 目	" 片瀬、片瀬山	第280号	昭61.3.28	1.39
川 名	" 川名	第364号	昭62.3.31	0.60
江 の 島 二 丁 目	" 江の島二丁目	(第317号) 第388号	(平元.3.31) 平5.3.31	(0.47) 0.55
伊勢山辺	" 藤沢2,505	第297号	平6.3.31	0.22
西 富 2 丁 目	" 西富二丁目	第243号	平17.3.29	0.19
み そ の 台	" みその台	第131号	平24.3.16	0.05

資料6-8 急傾斜地崩壊危険区域指定地区工事概要一覧表

急傾斜地指定状況						(平成26年度末)				
区域名	位置	面積 ha	延長 m	家屋戸数	指定年月日	平成26年度	施行済延長m	進捗状況	進捗率%	
N01	藤沢	藤沢四丁目	2.29	213.4	53	S.46.3.5	(自20.2)	213.4	完成	100.0
N02	大鋸	大鋸一丁目	1.47	189.2	13	S.46.3.5	(自60.6)	60.6	概成	32.0
N03	大鋸B	大鋸二丁目	1.62	318.4	31	S.46.3.5	(市144.7)	278.4	概成	87.4
N04	江の島	江の島一丁目	0.43	123.2	42	S.46.3.5		123.2	完成	100.0
N05	大庭	大庭5220	3.54	219.0	19	S.47.5.23	(市184.0)	219.0	完成	100.0
N06	江の島B	江の島一丁目	0.85	130.0	22	S.47.6.13	(自20.0)	86.1	概成	66.2
N07	片瀬	片瀬	1.90	250.0	25	S.48.3.27		224.9	概成	90.0
N08	大鋸C	大鋸三丁目	1.35	316.4	32	S.48.3.27	(市47.8)	316.4	完成	100.0
N09	江の島C	江の島一丁目	1.49	256.7	47	S.49.4.2		212.2	概成	82.7
N010	片瀬目白山	片瀬目白山	1.24	160.6	14	S.56.3.10		160.6	完成	100.0
N011	江の島D	江の島二丁目	0.39	83.7	23	S.57.4.30	(自28.9)	83.7	完成	100.0
N012	藤沢四丁目	藤沢四丁目	1.32	243.8	33	S.58.3.31		149.9	概成	61.5
N013	片瀬一丁目	片瀬一丁目	1.39	155.8	24	S.61.3.28		150.3	概成	96.5
N014	川名	川名	0.60	125.0	21	S.62.3.31		125.0	完成	100.0
N015	江の島二丁目	江の島二丁目	(当初0.47) 0.55	177.6	(25) 27	(当初H.1.3.31) H.5.3.31	(自15.0)	177.6	完成	100.0
N016	伊勢山辺	藤沢2505	0.22	88.6	16	H.6.3.31		88.6	完成	100.0
N017	西富二丁目	西富二丁目	0.19	63.6	6	H.17.3.29		63.6	完成	100.0
N018	みその台	みその台	0.05	20.0	53	H.24.3.16		20.0	完成	100.0
合計			20.89	3,135.0	501	延長	0	2,753.5		(2,232.3) 87.8

(市施工・自費施工 521.2) ()書きは県施工分

資料6-9 公共建築物耐震化率（平成27年1月時点）

用途区分	新耐震基準前			新耐震 基準	建築物 棟数	耐震性を有 する建築物	耐震化率
	総数	耐震性有	耐震性無				
一般施設	69	38	31	163	232	201	86.6%
学 校	87	87	0	116	203	203	100.0%
市営住宅	36	35	1	30	66	65	98.5%
合 計	192	160	32	309	501	469	93.6%

資料6-10 空地に関する情報

		面積（㎡）	有効面積（㎡）
1	応急仮設住宅建設可能地	-	656,260
	文教厚生用地	1,850,157	467,700
	オープンスペース（公園等）	628,917	131,460
	空地	78,121	57,100
2	防災協力農地	-	119,192

1については、公共は3,000㎡以上、民間は2,000㎡以上

資料6-11 準用河川の指定状況一覧表

番号	水系	河川名	指定区間	指定日	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)
1	境川	滝川	鎌倉市境から 境川合流点	S48.8.11	1,925	3.98
2	境川	白旗川	善行土地区画整理地区から 境川合流点	S52.7.26	2,300	5.12
3	引地川	不動川	六会ガード下から 引地川合流点	S52.7.26	889	2.06
4	引地川	一色川	市道高倉遠藤線から 引地川合流点	S53.10.25	1,900	5.45
5	相模川	打戻川	中里小学校から 小出川合流点	S56.12.2	2,250	2.28
6	境川	滝川分水路	滝川分派点から 滝川合流点	H22.7.1	978	3.98

資料6-12 遊水地一覧表

名 称	位置	河川名	設置年度	施設内容
大庭遊水地	藤沢市大庭	引地川	平成 5 年	面積 11.5ha 貯水留量 284,000m ³ 洪水調節量 50m ³ /秒
今田遊水地	藤沢市今田	境川	遊水地機能 H25 年度 完成 上部利用の 部分 H29 年度 完成予定	面積 約 8ha 貯水留量 約 320,000m ³ 洪水調節量 約 40m ³ /秒
下土棚遊水地	藤沢市下土棚 地先	引地川	H32 年度 完成予定	面積 約 14ha 貯水留量 約 460,000m ³ 洪水調節量 約 80m ³ /秒

資料6-13 公共下水道整備状況

平成26年度未整備			2015年4月1日		(平成27年3月末現在)		
			南部処理区	東部処理区	流域処理区	藤沢市	
行政面積	A	ha	2,434.3	3,378.9	1,137.8	6,951	
内 市街化区域	B	ha	2,171.4	2,455.4	82.3	4,709.1	
内 調整区域		ha	262.9	923.5	1,055.5	2,241.9	
全体計画面積 ¹		ha	2,385.0	2,774.6	594.5	5,754.1	
内 市街化区域		ha	2,171.4	2,455.4	82.3	4,709.1	
内 調整区域		ha	213.6	319.2	512.2	1,045.0	
事業計画面積 汚水	C	ha	2,385.0	² 2,540.0	371.9	5,296.9	
内 市街化区域		ha	2,171.4	² 2,455.4	82.3	4,709.1	
内 調整区域		ha	213.6	² 84.6	289.6	587.8	
整備面積 汚水	D	ha	2,300.0	2,091.7	272.0	4,663.7	
内 市街化区域	E	ha	2,171.0	2,046.3	76.7	4,294.0	
内 調整区域		ha	129.0	45.4	195.3	369.7	
事業計画面積 雨水	F	ha	2,385.0	² 2,504.4	121.5	5,010.9	
整備面積 雨水	G	ha	2,202.3	1,083.7	49.9	3,335.9	
整備率	行政面整備率 汚水	D/A	%	94.5	61.9	23.9	67.1
	事業計画面整備率 汚水	D/C	%	96.4	82.4	73.1	88.0
	市街化面整備率 汚水	E/B	%	99.9	83.3	93.2	91.2
	行政面整備率 雨水	G/A	%	90.5	32.1	4.4	48.0
	事業計画面整備率 雨水	G/F	%	92.3	43.3	41.1	66.6
行政人口	H	人	211,614	195,636	16,185	423,435	
内 市街化区域	I	人	210,221	186,843	6,364	403,428	
内 調整区域	J	人	1,393	8,793	9,821	20,007	
事業計画区域内人口	K	人	211,614	189,580	12,731	413,925	
内 市街化区域		人	210,221	186,843	6,364	403,428	
内 調整区域		人	1,393	2,737	6,367	10,497	
処理区域内人口 事業計画	L	人	211,440	180,373	11,033	402,846	
内 市街化区域	M	人	210,158	177,799	6,318	394,275	
内 調整区域		人	1,282	2,574	4,715	8,571	
水洗化人口	N	人	209,748	174,601	10,503	394,852	
普及率	整備区域内普及率 行政	L/H	%	99.9	92.2	68.2	95.1
	整備区域内普及率 市街	M/I	%	99.9	95.2	99.3	97.7
	水洗化普及率	N/L	%	99.2	96.8	95.2	98.0
計画延長	合流式	O	km	337.6	0.0	0.0	337.6
	分流雨水	P	km	133.3	490.5	44.7	668.5
	分流汚水	Q	km	162.7	540.1	74.5	777.3
実施延長	合流式	R	km	384.3	0.0	0.0	384.3
	分流雨水	S	km	110.3	307.3	7.8	425.4
	分流汚水	T	km	164.1	544.2	62.5	770.8
整備率	合流式	R/O	%	100.0	0.0	0.0	100.0
	分流雨水	S/P	%	82.7	62.7	17.4	63.6
	分流汚水	T/Q	%	100.0	100.0	83.9	99.2

整備 = 処理

平成27年4月1日現在の住民基本台帳(外国人登録人口 含む)により算出

水洗化人口については、排水設備担当の処理区別普及率(2015/3末)により算出

1 全体計画面積は、新全体計画値

2 事業計画面積は、新事業計画値

普及状況

・南部処理区

認可年度	処理系統名	整備面積 (ha)				整備率 (%)
		事業計画	25年度までの 施行分	26年度 施行分	計	
昭和30年度	鵜沼南部	119.52	119.52	0.00	119.52	100.0
	鵜沼西部	203.80	203.80	0.00	203.80	100.0
	鵜沼東部	161.13	161.13	0.00	161.13	100.0
	片瀬	181.00	181.00	0.00	181.00	100.0
	西浜	78.37	78.37	0.00	78.37	100.0
	藤沢東部	51.60	51.13	0.00	51.13	99.1
	藤沢西部	138.72	138.72	0.00	138.72	100.0
	藤沢北部	49.78	49.78	0.00	49.78	100.0
	小計	983.92	983.45	0.00	983.45	99.9
昭和39年度	江の島	21.10	21.10	0.00	21.10	100.0
	辻堂南部	206.44	206.44	0.00	206.44	100.0
	浜見山	113.98	113.98	0.00	113.98	100.0
	大荒久	97.08	97.08	0.00	97.08	100.0
	辻堂北部	113.41	113.41	0.00	113.41	100.0
	小計	552.01	552.01	0.00	552.01	100.0
昭和43年度	羽鳥	158.59	158.59	0.00	158.59	100.0
昭和46年度	大庭	690.51	605.89	0.00	605.89	87.7
	合計	2,385.03	2,299.94	0.00	2,299.94	96.4

(注) 延長には受贈財産を含む。(26年度施行分 6,746.86m)

・ 東部処理区（汚水）

認可年度	処理系統名	整備面積（ha）				整備率 （%）
		事業計画	25年度 までの 施行分	26年度 施行分	計	
昭和52年度	柄 沢	232.20	222.08	0.00	222.08	95.6
昭和53年度	村 岡	387.80	357.59	0.00	357.59	92.2
	境 川 中 部	56.75	47.48	0.00	47.48	83.7
	小 計	444.55	405.07	0.00	405.07	91.1
昭和60年度	引地川北部	436.90	262.52	0.68	263.20	60.2
	引地川中部	94.11	79.62	0.00	79.62	84.6
	引地川南部	31.19	23.08	0.00	23.08	74.0
	一 色 川	316.76	200.78	5.70	206.48	65.2
	円 行	116.50	113.65	0.00	113.65	97.6
	不 動 川	175.92	171.72	0.00	171.72	97.6
	境 川 北 部	302.48	274.15	0.00	274.15	90.6
	白 旗 川	389.38	332.63	0.00	332.63	85.4
	小 計	1,863.24	1,458.15	6.38	1,464.53	78.6
合 計		2,539.99	2,085.30	6.38	2,091.68	82.3

（注）延長には受贈財産を含む。（26年度施行分 2,047.96m）

・ 東部処理区（雨水）

認可年度	排水区名	整備面積（ha）				整備率 （%）	
		事業計画	25年度 までの 施行分	26年度 施行分	計		
昭和52年度	西 富 第 一	21.84	1.13	0.00	1.13	5.2	
	西 富 第 二	41.26	30.46	0.00	30.46	73.8	
	遊 行 寺	11.33	0.00	0.00	0.00	0.0	
	滝 川	159.77	41.53	0.34	41.87	26.2	
	小 計	234.20	73.12	0.34	73.46	31.4	
昭和53年度	川 名 第 一	14.30	7.45	0.00	7.45	52.1	
	川 名 第 二	15.44	0.00	0.00	0.00	0.0	
	中 川 名	24.84	9.73	0.00	9.73	39.2	
	小 塚	33.55	3.14	0.04	3.18	9.5	
	村 岡	47.78	2.73	4.74	7.47	15.6	
	宮 前	128.54	82.54	0.00	82.54	64.2	
	弥 勒 寺	121.35	20.65	0.00	20.65	17.0	
	伊勢山辺 第一	5.45	1.47	0.00	1.47	27.0	
	伊勢山辺 第二	7.82	0.00	0.00	0.00	0.0	
	伊勢山辺 第三	17.82	0.00	0.00	0.00	0.0	
	伊勢山辺 第四	19.36	8.52	0.00	8.52	44.0	
		小 計	436.25	136.23	4.78	141.01	32.3

認可年度	排水区名	整備面積 (ha)				整備率 (%)
		事業計画	25年度 までの 施行分	26年度 施行分	計	
昭和60年度	諏訪ノ上	11.73	1.39	0.00	1.39	11.8
	諏訪ノ下	13.47	6.13	0.00	6.13	45.5
	中島	32.12	11.86	0.00	11.86	36.9
	上高倉	5.69	1.17	0.00	1.17	20.6
	下高倉	61.20	24.55	0.53	25.08	41.0
	高倉第一	44.77	33.40	0.00	33.40	74.6
	高倉第二	13.85	13.80	0.00	13.80	99.6
	今田第一	45.35	42.44	0.00	42.44	93.6
	今田第二	18.62	9.09	0.00	9.09	48.8
	俣野第一	25.03	0.00	0.00	0.00	0.0
	俣野第二	10.12	1.91	0.00	1.91	18.9
	天神添	15.22	4.42	0.00	4.42	29.0
	長後	36.78	18.06	0.00	18.06	49.1
	下土棚第一	24.54	3.30	0.00	3.30	13.4
	下土棚第二	17.23	0.37	0.00	0.37	2.1
	新屋敷	36.58	18.62	0.38	19.00	51.9
	土棚第一	30.76	16.66	0.50	17.16	55.8
	土棚第二	23.35	9.54	0.77	10.31	44.2
	土棚第三	109.60	16.61	0.64	17.25	15.7
	亀井野	76.11	71.95	0.00	71.95	94.5
	桐ヶ谷第一	31.80	31.80	0.00	31.80	100.0
	桐ヶ谷第二	13.36	13.30	0.00	13.30	99.6
	六会第一	18.25	5.37	0.00	5.37	29.4
	六会第二	26.25	24.05	0.00	24.05	91.6
	六会第三	38.89	38.89	0.00	38.89	100.0
	稲荷	71.79	0.07	0.00	0.07	0.1
	一色川第二	19.70	14.72	0.00	14.72	74.7
	不動前	70.62	43.40	0.00	43.40	61.5
	不動川第一	61.87	43.21	0.00	43.21	69.8
	不動川第二	41.07	12.57	0.00	12.57	30.6
	土橋	13.74	8.20	0.00	8.20	59.7
	円行第一	13.68	13.59	0.00	13.59	99.3
	円行第二	34.45	34.45	0.00	34.45	100.0
	山野神	170.20	51.96	2.89	54.85	32.2
	唐池	45.43	9.50	0.00	9.50	20.9
	石名坂	39.07	14.25	0.00	14.25	36.5
	本入	35.39	7.36	0.00	7.36	20.8
	白旗川	82.07	30.50	0.00	30.50	37.2
	大和市へ	7.05	0.40	0.00	0.40	5.7
	小計	1,486.80	702.86	5.71	708.57	47.7
平成5年度	一色川第一	133.90	61.73	3.47	65.20	48.7
	一色川第三	48.70	48.40	0.00	48.40	99.4
	近藤山	31.50	20.24	1.29	21.53	68.3
	桐ヶ原	48.25	2.69	0.00	2.69	5.6
	桐ヶ谷第三	8.50	8.50	0.00	8.50	100.0
	小計	270.85	141.56	4.76	146.32	54.0

認可年度	排水区名	整備面積 (ha)				整備率 (%)
		事業計画	25年度までの施行分	26年度施行分	計	
平成11年度	持瀬	4.17	0.00	0.00	0.00	0.0
	上谷台	26.93	8.74	0.00	8.74	32.5
	山王添	21.90	3.46	0.00	3.46	15.8
	小計	53.00	12.20	0.00	12.20	23.0
平成24年度	大六天	23.26	0.00	2.13	2.13	9.2
合計		2,504.36	1,065.97	17.72	1,083.69	43.3

(注) 延長には受贈財産を含む。(26年度施行分 2,115.06m)

(注) 延長には区域外下水道を含まない。

・相模川流域処理区（汚水）

認可年度	処理分区名	整備面積 (ha)				整備率 (%)
		事業計画	25年度までの施行分	26年度施行分	計	
昭和60年度	折戸	20.90	20.90	0.00	20.90	100.0
昭和63年度	遠藤第一	82.16	63.53	0.00	63.53	77.3
	用田	62.15	45.78	0.00	45.78	73.7
	瀬郷	97.94	54.79	3.22	58.01	59.2
	宮原第一	41.90	36.14	0.00	36.14	86.3
	小計	284.15	200.24	3.22	203.46	71.6
平成6年度	遠藤第二	34.97	26.28	0.23	26.51	75.8
平成19年度	宮原第二	31.87	21.09	0.00	21.09	66.2
合計		371.89	268.51	3.45	271.96	73.1

(注) 延長には受贈財産を含む。(26年度施行分 4.73m)

(注) 延長には区域外下水道を含まない。

・相模川流域処理区（雨水）

認可年度	排水区名	整備面積 (ha)				整備率 (%)
		事業計画	25年度までの施行分	26年度施行分	計	
昭和60年度	折戸第一	7.00	0.00	0.00	0.00	0.0
	折戸第二	13.90	0.00	0.00	0.00	0.0
	小計	20.90	0.00	0.00	0.00	0.0
昭和63年度	小出川左岸第一	48.60	44.23	0.00	44.23	91.0
	打炭川左岸第一	11.60	0.00	0.00	0.00	0.0
	御所見	10.16	0.00	0.00	0.00	0.0
	目久尻川左岸第一	21.90	0.00	0.00	0.00	0.0
	目久尻川左岸第二	2.64	0.00	0.00	0.00	0.0
	小計	94.90	44.23	0.00	44.23	46.6
平成11年度	小出川右岸第一	2.30	2.30	0.00	2.30	100.0
	小出川右岸第二	3.40	3.40	0.00	3.40	100.0
	小計	5.70	5.70	0.00	5.70	100.0
合計		121.50	49.93	0.00	49.93	41.1

資料6-14 ポンプ場一覧

（汚水）

ポンプ場名	ポンプ台数	緊急連絡先
浜見山ポンプ場	800mm 2	辻堂浄化センター 34-3330
	500mm 2	
	300mm 1	
下藤が谷ポンプ場	550mm 1	
	450mm 1	
	300mm 2	
	250mm 1	
	150mm 1	
藤が谷ポンプ場	1000mm 1	
	800mm 2	
	400mm 2	
	250mm 1	
御殿辺ポンプ場	800mm 2	
	200mm 3	
西浜ポンプ場	150mm 4	
洲鼻ポンプ場	300mm 1	
	200mm 2	
江の島東ポンプ場	150mm 3	
江の島中ポンプ場	80mm 2	
江の島西ポンプ場	100mm 2	
大庭ポンプ場	400mm 3	
村岡ポンプ場	300mm 3	大清水浄化センター 81-8899
稲荷ポンプ場	100mm 2	
今田ポンプ場	250mm 2	
	200mm 2	
石川ポンプ場	450mm 2	
	350mm 1	

（雨水）

ポンプ場名	ポンプ台数	緊急連絡先
村岡ポンプ場	1350mm 3	大清水浄化センター 81-8899
	1200mm 1	
御殿辺雨水ポンプ場	700mm 2	

資料6-15 重要水防区域（河川）重要度評定基準及び重要水防区域（河川）内訳表

重要水防区域（河川）重要度評定基準

重要度		評 定 基 準
種 別	階 級	
堤防高	A	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。
	B	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	A	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。
	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれの2分の1以上確保されている箇所。
堤防強度 （法崩れ すべり）	A	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	A	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝・ 洗堀	A	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善計画が必要な堰、橋梁、樋管、その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位）以下となる箇所。
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
工事施工	要注意区間	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡	要注意区間	新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘 防潮扉	要注意区間	陸閘、防潮扉が設置されている箇所。
-	重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間。

* 階級のAとは「水防上最も重要な区間」、Bとは「水防上重要な区間」を言う。

暫定区間を定めて改修を進めている河川にあっては、計画高水流量を暫定計画高水流量と読み替える。

資料：神奈川県水防計画（平成27年4月）

重要水防区域（河川）内訳表

河川名	図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由	水防管理 団体名
		種別	階級					
目久尻川	3	-	重点 要注意	左	藤沢市宮原	113	溢水実績	藤沢市
目久尻川	4	-	重点 要注意	左	藤沢市用田 ～宮原	730	溢水実績	藤沢市
小出川	8	堤防高 堤防断面 工作物	A A A	右	寒川町大蔵 ～ 藤沢市遠藤	3,420 (5箇所)	流下能力不足 堤防断面不足 未改修橋梁	藤沢市 寒川町
小出川	14	堤防高 堤防断面 工作物	A A A	左	茅ヶ崎市芹沢 ～ 藤沢市遠藤	3,420 (5箇所)	流下能力不足 堤防断面不足 未改修橋梁	茅ヶ崎市 藤沢市
引地川	1	堤防高	A	右	藤沢市下土棚	130	流下能力不足	藤沢市
引地川	2	堤防高 漏水	A B	左	藤沢市下土棚 ～長後	1,400	流下能力不足 漏水発生のおそれ	藤沢市
引地川	3	堤防高	A	左	藤沢市長後	300	流下能力不足	藤沢市
境川	1	防潮扉	要注意	左	藤沢市片瀬海 岸1丁目	1箇所	境川1号防潮扉	藤沢市
境川	2	防潮扉	要注意	左	藤沢市片瀬海 岸1丁目	1箇所	境川2号防潮扉	藤沢市
境川	3	防潮扉	要注意	左	藤沢市片瀬海 岸1丁目	1箇所	境川3号防潮扉	藤沢市
境川	4	防潮扉	要注意	右	藤沢市片瀬海 岸3丁目	1箇所	境川4号防潮扉	藤沢市
境川	5	防潮扉	要注意	右	藤沢市片瀬海 岸3丁目	1箇所	境川5号防潮扉	藤沢市
蓼川	1	堤防高	A	左	藤沢市下土棚	200	流下能力不足	藤沢市

資料：神奈川県水防計画（平成28年4月）

資料6-16 重要水防区域（海岸）重要度評価基準及び重要水防区域（海岸）内訳表

神奈川県「重要水防区域（海岸）重要度評価基準」

種類	水防上最も重要な区間 A	水防上重要な区間 B
堤防高	一連区間のうち堤防（護岸）高さ不足に起因し、近年の台風等による氾濫の実績があり、近隣の背後地が人家密集等の危険な箇所。	一連区間のうち堤防（護岸）高さ不足に起因し、氾濫の予想される近隣の背後地が人家密集等の危険な箇所。
堤防強度	堤体（護岸）の設置時期が古く、法崩壊、急激な沈下等の実績があり、かつ、なお予想される箇所。	堤体（護岸）の設置時期が古く、法崩壊沈下等が予想される箇所。また、新堤で完成後2年以内の箇所。
越波	近年の台風等により侵食や消波施設不足等による越波の実績があり、背後地が人家密集等の危険な箇所。	台風等により越波の恐れがあり、背後地に被害が予想される箇所。
工事施工	工事の施工に伴い堤防（護岸）を横断して開削している箇所。	その他の工事施工に伴い一時的ではあるが、危険が予想される箇所。
工作物	背後地が人家密集地で水門等の操作不良等により不慮の事故が予想される箇所	

神奈川県重要水防区域（海岸）内訳表

海岸名	図面番号	重要度		地域名	延長（m）	重要な理由	水防管理団体名
		種別	階級				
藤沢海岸（鵠沼海岸）		堤防高	A	藤沢市鵠沼海岸4丁目	200	堤防高、背後地（134号）高さ不足	藤沢市

資料：神奈川県水防計画（平成27年4月）

資料6-17 水位観測所一覧表

観測所名	河川名	位 置			水防団待 機水位 (通報水位)	はん濫注 意水位 (警戒水位)	支部名	担当 水防管理 団体名	量水標 管理者 (種類)	基 準 局	情 報 C
		郡市	区 町村	大字							
境川橋	境川	藤沢市		鶴沼 藤ヶ谷	4.00	4.50	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)		
大清水橋	境川	藤沢市		大鋸	3.90	4.50	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)		
高鎌橋	境川	横浜市	泉区	上飯田町	2.50	3.00	藤沢土木	横浜市 藤沢市	県土整備局 (テレメータ)		
神鋼橋	柏尾川	藤沢市		宮前	2.60	3.60	藤沢土木	藤沢市 鎌倉市	県土整備局 (テレメータ)		
太平橋	引地川	藤沢市		辻堂 太平台	2.40	3.40	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)		
石川橋	引地川	藤沢市		石川	2.30	3.60	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)		
長後橋	境川	藤沢市		長後	1.50	2.00	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (量水標)		

備考 テレメータ・・・各支部所管
 ・・・・基準水位観測所（各水防支部水防警報発表）
 ・・・・河川情報センター提供局

資料：神奈川県水防計画（平成 27 年 4 月）

資料6-18 潮位波高観測所一覧表

港名	潮位計名	位 置			種別	種類	事業所名	所属	観測者
		郡市	町村	大字					
湘南港	水圧式	藤沢市		江の島	潮位 風速 風向	テレメ ータ	藤沢土木事務所 (汐見台庁舎) TEL 0467-58-1473	県土整備局	事務所 職員
葉山港	水圧式	三浦郡	葉山町	堀内	潮位 風速 風向	テレメ ータ	横須賀土木事務所 TEL 046-853-8800	県土整備局	事務所 職員
大磯港	水圧式	中群	大磯町	大磯	潮位	テレメ ータ	平塚土木事務所 TEL 0463-22-2711	県土整備局	事務所 職員
小田原 漁港	フロート式	小田原市		早川	潮位	テレメ ータ	西部漁港事務所 TEL 0465-23-8521	県環境 農政局	事務所 職員
相模湾 (波浪観 測)	超音波式波 高計	平塚市		虹ヶ浜	波高 水温 流速 風向 風速 気圧	テレメ ータ	国立大学法人 東京大学 生産技術研究所 TEL 03-5452-6098	国立大学法人 東京大学 観測データは、 県砂防海岸課及 び水産課ホーム ページから公開	事務所 職員

資料：神奈川県水防計画（平成 27 年 4 月）

資料6-19 防潮扉一覧表

水防管理 団体	海岸名	位置			名称	構造	管理者	操作責任者	
		郡市	町村	大字				氏名	電話
藤沢市	境川	藤沢市	片瀬海岸	1丁目	1	開閉式	神奈川県	藤沢土木 事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市	片瀬海岸	1丁目	2	開閉式	神奈川県	藤沢土木 事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市	片瀬	4丁目	3	開閉式	神奈川県	藤沢土木 事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市	片瀬海岸	3丁目	4	開閉式	神奈川県	藤沢土木 事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市	片瀬海岸	3丁目	5	開閉式	神奈川県	藤沢土木 事務所	0466 26-2111
藤沢市	藤沢海岸	藤沢市			1	開閉式	神奈川県	藤沢土木 事務所	0466 26-2111

資料：神奈川県水防計画（平成27年4月）

資料6-20 取水堰等内訳表

水防管理 団体名	河川名	位置			名称	構造	管 理 者
		郡市	町村 (区)	大字			
横浜市	境川	横浜市	泉区	上飯田	高飯堰	自動	高飯堰水利組合
横浜市	境川	横浜市	泉区	上飯田	上高倉堰	自動	中下水利組合
藤沢市	境川	藤沢市		西俣野	俣野堰	自動	藤沢市西俣野土地改良区
藤沢市	境川	藤沢市		高倉	高飯堰	自動	高倉水利組合
藤沢市	境川	藤沢市		高倉	上高倉堰	自動	上高倉水利組合
藤沢市	引地川	藤沢市		大庭	城稻荷 ポンプ	機械 揚水	城稻荷水利組合
藤沢市	引地川	藤沢市		円行	石川堰	自動	石川堰水利組合 大庭稻荷水利組合
藤沢市	引地川	藤沢市		長後	長後堰	自動	長後堰水利組合
藤沢市	目久尻川	藤沢市		用田	目久尻堰	自動	目久尻川用排水組合
藤沢市	目久尻川	藤沢市		用田	用田堰	自動	用田堰水利組合
藤沢市	小出川	藤沢市		打戻	矢崎堰	角落	打戻矢崎水利組合
茅ヶ崎市	小出川	茅ヶ崎市		西久保	西久保 ポンプ	揚水	西久保生産組合
茅ヶ崎市	小出川	茅ヶ崎市		芹沢	芹沢中部堰	手動	芹沢中部水利組合
寒川町	目久尻川	高座郡	寒川町	一之宮	寒川揚水堰	自動	相模川左岸土地改良区

資料：神奈川県水防計画（平成28年4月）

資料6-21 水防警報を行う河川、海岸

国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
相模川	平塚 藤沢	茅ヶ崎市 平塚市 寒川町 藤沢市	左岸 高座郡寒川町一之宮 3,175 番地の 11 番先 右岸 平塚市田村町宮前 6,256 番地先	の神川橋上流端から 海上まで

知事が水防警報を行う河川

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
小出川	藤沢土木	茅ヶ崎市 藤沢市 寒川町	左岸 藤沢市遠藤 4,148 番地先 右岸 同 4,152 番地先	諸の木橋から 相模川合流点まで
目久尻川	藤沢土木 東部センター	海老名市 座間市 綾瀬市 寒川町 藤沢市	左岸 座間市栗原 1,351 番の 1 地先 右岸 同 1,193 番の 1 地先	中橋から 相模川合流点まで
境川	東部センター 藤沢土木 津久井治水センター	相模原市 横浜市 藤沢市 大和市 町田市	左岸 横浜市瀬谷区五貫目町 の 4 地先 右岸 相模原市緑区川尻 5,693 番の 2 地先	東京都界から 海まで
柏尾川	横浜川崎治水 藤沢土木	横浜市 鎌倉市 藤沢市	左岸 横浜市戸塚区柏尾町 337 番地先 右岸 同	平戸永谷川、 阿久和川合流 点から 境川合流点まで
引地川	藤沢土木 東部センター	藤沢市 大和市	左岸 大和市福田 2,667 番地先 右岸 同 3,000 番地先	県道丸子中山 茅ヶ崎から 海まで
蓼川	東部センター 藤沢土木	綾瀬市 藤沢市	左岸 綾瀬市本蓼川 897 番地先 右岸 同 深谷 6,924 番地先	に設置した 標柱から 引地川合流点まで

知事が水防警報を行う海岸

海岸名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
藤沢	藤沢土木	藤沢市	藤沢市辻堂字大浜見 7,825 番の 25 地先	に設置した 標柱から 藤沢市片瀬字西浜 2,932 番の 233 地先 に設置した 標柱まで

知事が水防警報を行う港湾区域

海岸名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
湘南港	藤沢土木	藤沢市	藤沢市片瀬 2,931 番の 17 地先	に設置した 標柱から 藤沢市江の島字東町 229 番地先 に設置した 標柱まで

資料：神奈川県水防計画（平成 28 年 4 月）

資料6-22 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。または、水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

資料：神奈川県水防計画（平成27年4月）

資料6-23 水防管理団体水防実施状況報告書

第4号様式（第15章関係） 水防管理団体水防実施状況報告書

平成 年 月 日

作成責任者

印

水防管理団体名										特定、非指定の別						
水防実施時の台風名又は豪雨名										所 要 経 費	人 件 物 件 費		管理団体	県支給分	その他	計
水防実施 箇所	左 郡 町 川 岸 地先 右 市 区											手当	円	円	円	円
												その他				
												計				
												資材費				
日 時	自 月 日 時 平成 年											器材費				
	至 月 日 時											燃料費				
出 動 人 員 数	水防団員	消防団員	その他	計								雑費				
	人	人	人	人								計				
水防作業 の概況及 び工法												使 用 資 材	土のう	袋	袋	袋
工法 箇所 m										公用負担						
										合計						
水 防 の 結 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他		土のう	袋	袋	袋	袋		
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		作り土のう	袋	袋	袋	袋		
被害										なわ	kg	kg	kg	kg		
										丸太	本	本	本	本		
水防団員の 出動内訳										県の応援状況						
消防団員の 出動内訳										立退きの状況及びそれを指示した理由						
居住者の 出動状況										水防関係者の死傷						
その他の 出動状況										水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要						
雨量水位 の状況																
公用負担 の内訳										水防活動に関する自己批判						
他の団体 の応援 状況																
警察官の 応援状況										備考						

- （備考）1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 箇所ごとの報告書に集計表を添付した3部水防支部長に提出すること。
 3 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には、箇所数のみ記入すること。
 4 管内図（1/5,000以上）を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 5 はんらん区域ごとに、床上戸数、床下戸数、はんらん面積を記入すること。

資料6-24 鉄道施設の現況

JR 東日本

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
藤沢駅	20,848.88	鉄筋造 3階	島式	346	9.6	2	1
辻堂駅	2,856.92	鉄筋造 2階	島式	354	7.8	3	2

資料：東日本旅客鉄道（株）

小田急電鉄（株）

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
長後駅	583.80	鉄骨造	島式	210	8	2	1
湘南台駅	335.40	鉄骨造	相対式	210	11	8	1
六会日大前駅	773.80	鉄骨造	相対式	125	9	2	1
善行駅	663.00	鉄骨造	相対式	125	8	2	1
藤沢本町駅	171.00	鉄骨造	相対式	125	8	1	1
藤沢駅	262.40	鉄骨造	相対式	210	9	1	2
本鵠沼駅	145.40	鉄骨造	相対式	125	9	1	1
鵠沼海岸駅	145.80	鉄骨造	相対式	125	8	1	1
片瀬江ノ島駅	474.80	木造	頭端式	210	9	1	1

資料：小田急電鉄（株）

江ノ島電鉄（株）

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
藤沢	75.83	鉄骨造	頭端式	乗 60 降 60	乗 13 降 5.5	1	1
石上	2.89	鉄骨造	-	55	2	1	-
柳小路	2.72	鉄骨造	-	55	2.3	2	-
鵠沼	39.24	鉄骨造	島式	61	5.6	2	1
湘南海岸公園	9.4	鉄骨造	-	55.5	3.6	2	-
江ノ島	77.2	木造	相対式	上 51 下 57	上 6.3 下 8.1	1	1

資料：江ノ島電鉄（株）

横浜市営地下鉄

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m^2)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
湘南台	4,458	地下2階	島式	120	10	8	1

資料：横浜市営地下鉄

相模鉄道（株）

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m^2)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
湘南台	1,759.13	鉄筋造	島式	210	10	8	1

資料：相模鉄道（株）

資料6-25 鉄道利用者数一覧表

JR 東日本（東海道線）

駅名	乗車客数
1. 藤沢駅	102,054 人
2. 辻堂駅	50,203

資料：東日本旅客鉄道（株）横浜支社 平成 23 年度

小田急電鉄（江ノ島線）

駅名	乗車客数
1. 長後駅	34,811 人
2. 湘南台駅	83,460
3. 六会日大前駅	27,991
4. 善行駅	26,266
5. 藤沢本町駅	20,282
6. 小田急藤沢駅	153,771
7. 本鵜沼駅	11,629
8. 鵜沼海岸駅	19,110
9. 片瀬江ノ島駅	17,260

資料：小田急電鉄（株） 平成 23 年度

江ノ島電鉄

駅名	乗車客数 人	降車客数 人	乗降客数 人
1. 藤沢	16,520	9,480	26,001
2. 石上	117	348	465
3. 柳小路	536	1,537	2,073
4. 鵜沼	1,355	2,902	4,258
5. 湘南海岸公園	430	1,099	1,529
6. 江ノ島	2,433	3,222	5,656
(鎌倉)	11,707	7,482	19,190

資料：江ノ島電鉄（株） 平成 22 年度

湘南モノレール

駅名	乗車客数 人	降車客数 人	乗降客数 人
1. 目白山下	133	150	283
2. 湘南江の島	1,845	2,457	4,302
(片瀬山)	1,791	1,913	3,704
(大船)	13,578	12,184	25,762

資料：湘南モノレール（株） 平成 22 年度

横浜市営地下鉄

駅名	乗車客数 人	降車客数 人	乗降客数 人
湘南台駅	22,553	22,173	44,726

資料：横浜市営地下鉄 平成 23 年度

相模鉄道

駅名	乗降客数 人
湘南台駅	26,525

資料：相模鉄道（株） 平成 23 年度

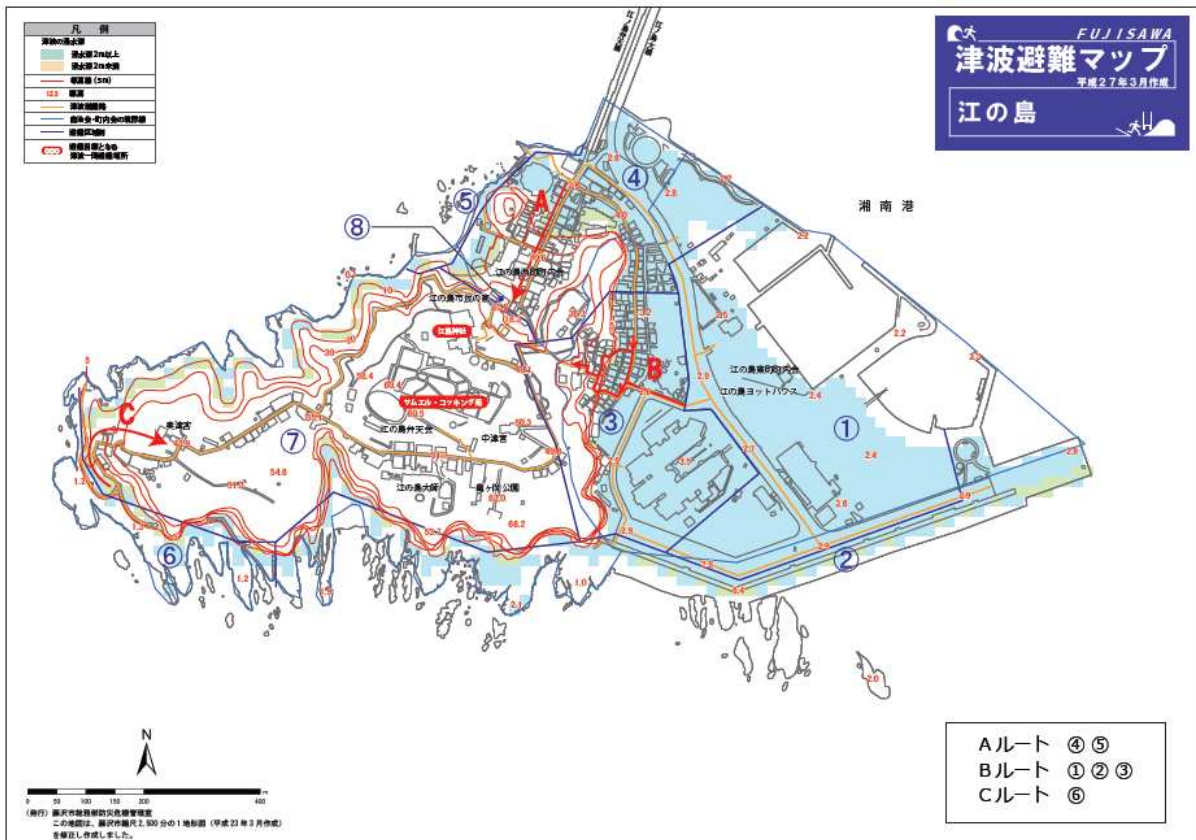
資料6-26 管種別送水管延長

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

所別		藤沢	
口径	管種	管種別延長	口径別延長
1,200mm	鋼管	6,387.8	10,440.3
	鋳鉄管	4,052.5	
1,100mm	鋼管	2,825.1	4,696.6
	鋳鉄管	1,871.5	
1,000mm	鋼管	1,351.5	1,351.5
	鋳鉄管	0.0	
900mm	鋼管	1,893.5	2,529.8
	鋳鉄管	636.3	
800mm	鋼管	0.0	1,165.1
	鋳鉄管	1,165.1	
700mm	鋼管	0.0	1.9
	鋳鉄管	1.9	
600mm	鋼管	21.1	21.1
	鋳鉄管	0.0	
500mm	鋼管	0.0	777.0
	鋳鉄管	777.0	
450mm	鋼管	0.0	0.0
	鋳鉄管	0.0	
400mm	鋼管	91.1	154.6
	鋳鉄管	63.5	
350mm	鋼管	0.0	0.0
	鋳鉄管	0.0	
300mm	鋼管	11.5	11.5
	鋳鉄管	0.0	
250mm	鋼管	4.5	13.5
	鋳鉄管	9.0	
管種別計	鋼管	12,586.1	21,162.9
	鋳鉄管	8,576.8	
合計			21,162.9
全地区延長に対する比（%）			9.68

資料：平成 26 年度水道事業統計年報（神奈川県企業庁）

資料6-27 江の島津波避難マップ



資料6-28 江の島津波避難計画

江の島津波避難計画

	対象地域	対象者	避難場所	収容可能人数	避難誘導者	避難経路	避難手段
1	湘南港(漁港区・ヨットハーバー・小田急ヨットクラブ・北側県営駐車場)	利用者、関係者	サムエルコッキング苑付近 かながわ女性センター 湘南港津波避難デッキ	9,000 550 300~400	湘南港関係者及び施設管理者	B	徒歩
2	江の島南側(本船岸壁・南緑地南側県営駐車場・鞆島・水道口付近磯場等)	利用者・釣り人等	サムエルコッキング苑付近 かながわ女性センター 湘南港津波避難デッキ	9,000 550 300~400	湘南港関係者等	B	徒歩
3	東町町内会の一部 江の島1丁目⑤~⑫地区・観光協会駐車場	住民・利用者	中津宮広場 江島神社 かながわ女性センター	300 100 550	町内会・消防団	B	徒歩
4	西町町内会、東町町内会の一部 江の島北側(江の島1丁目①~④地区、2丁目①②地区)	住民・観光客	サムエルコッキング苑付近 江島神社	9,000 100	町内会・消防団	A	徒歩
5	江の島西側(西浦・磯場)	観光客・釣り人等	サムエルコッキング苑付近 江島神社	9,000 100	町内会・消防団	A	徒歩
6	船着き場・岩屋洞窟・磯場	観光客・釣り人等	サムエルコッキング苑付近	9,000	観光協会・町内会	C	徒歩
7	弁天台町内会 江の島2丁目③~⑥地区	住民・観光客	サムエルコッキング苑付近 (住民は自宅待機)	9,000	町内会・消防団		徒歩
8	江の島1丁目・江の島2丁目地区 要配慮者	住民・観光客	江の島市民の家	50	町内会・消防団	A	徒歩等

※避難経路→Aルート(参道)、Bルート(東町)、Cルート(稚児ヶ淵)

※原則として、島内の住民及び観光客等は島内避難とする。(江の島大橋は通行否)

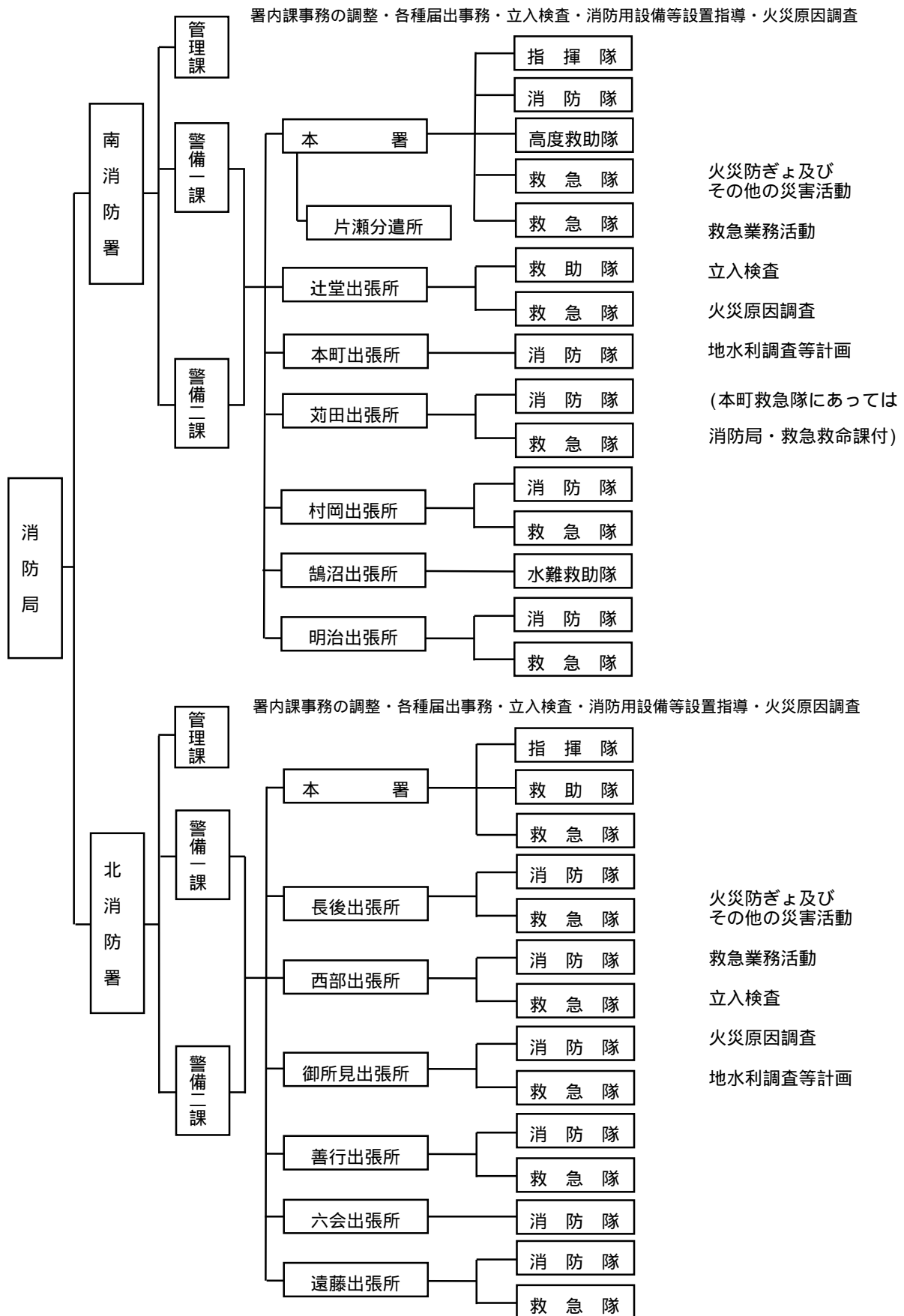
※海上で逃げ遅れた人や早急な高台への避難が困難な場合は、湘南港津波避難デッキまたは、かながわ女性センター上階に避難する。

※かながわ女性センターについては、平成26年12月末日で会館利用不可ですが、建物は、3月末日まで使用可

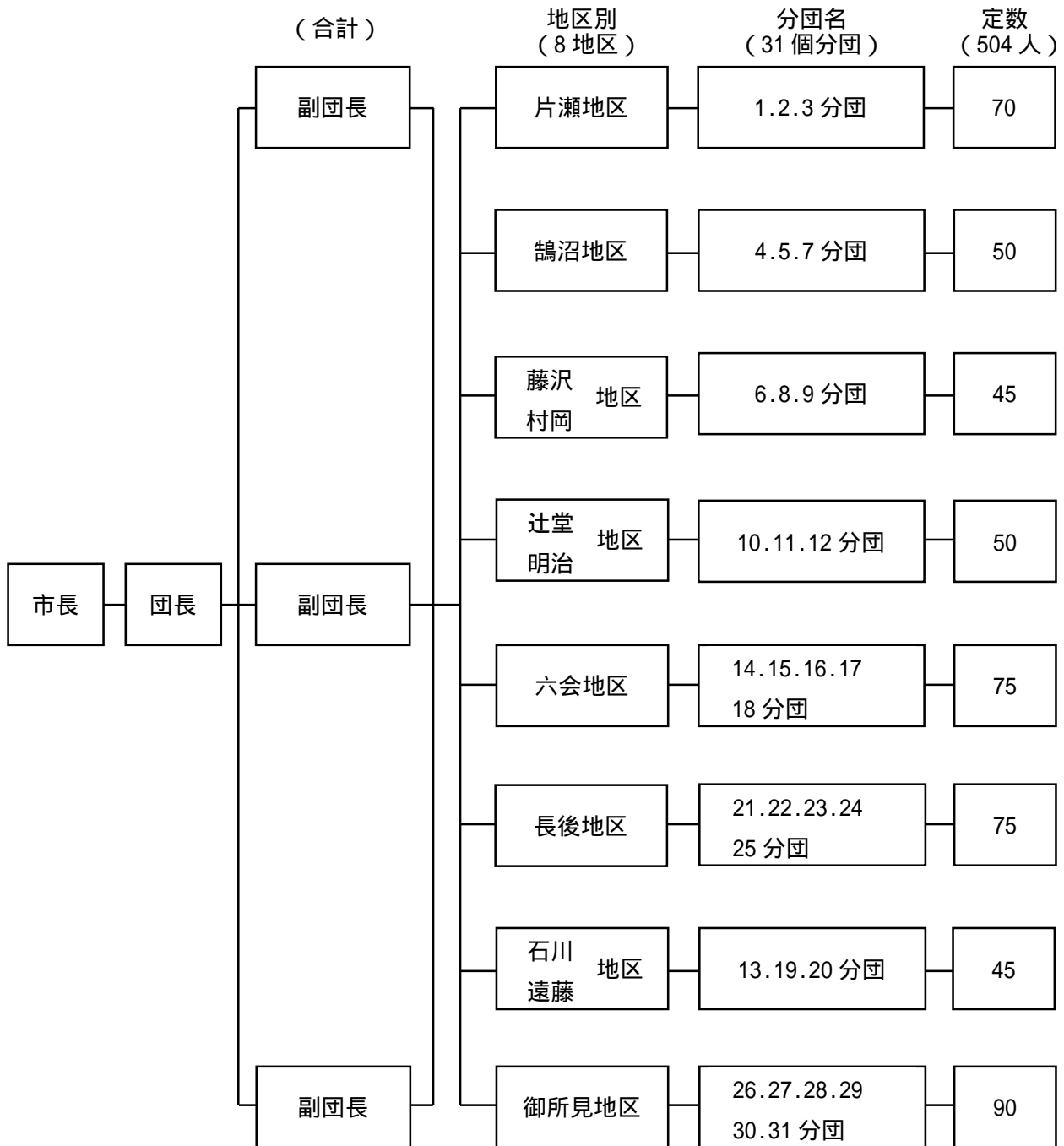
※サムエルコッキング苑は、原則として開園時間のみで、夜間は、付近の江ノ電ガーデンバーラー及び亀ヶ岡広場になります。

7. 消防

資料7-1 消防署組織図



資料7-2 消防団組織図



資料：藤沢市消防年報（2016年版）

資料7-3 高所見張場所及び見張員一覧表

署 別	高所見張場所（指定建物等）	見張り要員
南 署	ライオンズマンション片瀬江の島	南藤沢救急隊 2 隊員
	鵜沼スカイマンション	鵜沼水難救助隊員
	日総浜見マンション	辻堂救急隊員
	アルス藤沢	荻田救急隊員
	秩父宮体育館	南救助隊員
	市役所新館	南藤沢救急隊 1 隊員
	藤沢市民病院	本町救急隊員
	辻堂駅前ハイツ 9 号棟	明治消防隊員
	藤ヶ岡中学校	村岡救急隊員
北 署	東急ドエルアルス藤沢善行	善行救急隊員
	パークサイド駒寄 3 号棟	西部救急隊員
	六会駅前高層住宅	六会消防隊員
	東急ドエルアルス湘南台アネックス	北藤沢救急隊員
	諸節ビル	長後救急隊員
	御所見中学校	御所見救急隊員

- 1 1号配備をもって高所見張りを開始する。
- 2 見張要員は、無線機・双眼鏡を携行し、指定建物で監視を行う。
- 3 情報収集する内容
 - (1) 延焼火災の発生場所・延焼程度・延焼方向等
 - (2) 家屋等の倒壊・損壊等
 - (3) 崖崩れの状況
 - (4) 交通渋滞箇所等
 - (5) 津波監視（鵜沼スカイマンション・ライオンズマンション片瀬江の島）
 - (6) その他必要と認める事項

8. 避難

資料8-1 避難施設一覧表

(平成27年4月1日)

地区名	No	施設名	収容人数	所在地	電話番号
片瀬	1	片瀬小学校	650	片瀬2-14-29	26-1440
	2	片瀬中学校	700	片瀬山4-1-1	26-2814
	3	湘南港湾管理事務所 (通称ヨットハウス)	98	江の島1-12-2	22-2128
	4	湘南白百合学園中学校・高等学校	500	片瀬目白山4-1	27-6211
	5	湘南白百合学園小学校	350	片瀬海岸2-2-30	22-0200
	6	江島神社	100	江の島2-3-8	22-4020
			2,398		
鵠沼	7	鵠南小学校	700	鵠沼海岸4-7-34	34-0179
	8	鵠洋小学校	750	鵠沼桜が岡3-16-38	26-3989
	9	鵠沼小学校	900	本鵠沼5-4-23	23-3119
	10	鵠沼中学校	1,100	鵠沼桜が岡4-3-37	25-6255
	11	太陽の家	250	鵠沼海岸6-6-12	33-1411
	12	藤沢市民会館	300	鵠沼東8-1	23-2415
	13	藤嶺学園鵠沼高等学校	250	鵠沼藤が谷4-9-10	22-4783
	14	湘南学園	450	鵠沼松が岡4-1-32	23-6611
	15	湘南なぎさ荘	150	鵠沼海岸6-17-7	36-2315
			4,850		
辻堂	16	辻堂小学校	750	辻堂東海岸1-17-1	33-4121
	17	浜見小学校	650	辻堂西海岸1-4-1	34-0278
	18	高砂小学校	600	辻堂西海岸1-3-1	36-5149
	19	八松小学校	600	辻堂元町3-1-6	35-3500
	20	湘洋中学校	900	辻堂東海岸4-17-1	33-2215
	21	高浜中学校	750	辻堂西海岸1-4-3	34-5225
	22	湘南工科大学	550	辻堂西海岸1-1-25	34-4111
	23	湘南工科大学附属高等学校	885	辻堂西海岸1-1-25	34-4111
			5,685		
村岡	24	新林小学校	900	川名400	27-1951
	25	村岡小学校	850	弥勒寺1-16-1	26-3290
	26	高谷小学校	750	高谷9-1	25-6151
	27	村岡中学校	900	弥勒寺2-1-27	27-6421
	28	藤ヶ岡中学校	850	藤が岡3-18-1	26-5197
			4,250		

地区名	No	施設名	収容人数	所在地	電話番号
藤沢東部	29	大道小学校	850	朝日町3-3	26-3976
	30	大鋸小学校	650	大鋸1020	27-6131
	31	藤沢小学校	1,050	本町1-9-1	25-7533
	32	藤嶺学園藤沢高等学校	400	西富1-7-1	23-3150
			2,950		
藤沢西部	33	大清水小学校	500	大鋸1433	81-2348
	34	大清水中学校	700	大鋸1400	82-2503
	35	藤沢清流高等学校	1,500	大鋸1450	82-8111
	36	本町小学校	850	本町2-6-17	26-1577
	37	第一中学校	900	鵜沼神明5-10-9	25-3100
	38	県立湘南高等学校	2,500	鵜沼神明5-6-10	26-4151
			6,950		
明治	39	明治小学校	1,150	城南3-3-1	33-2442
	40	羽鳥小学校	750	羽鳥3-11-1	34-1617
	41	明治中学校	950	辻堂新町2-13-1	33-1300
	42	羽鳥中学校	750	羽鳥4-13-14	36-3111
			3,600		
善行	43	善行小学校	1,100	善行団地6-1	81-6573
	44	大越小学校	650	善行坂1-19-1	81-6051
	45	善行中学校	1,000	石川3988-1	82-2212
	46	やすらぎ荘	650	稲荷586	81-6068
	47	藤沢翔陵高等学校	800	善行7-1-3	81-3456
	48	聖園女学院	150	みその台1-4	81-3333
			4,350		
湘南大庭	49	駒寄小学校	750	大庭5527-2	87-4611
	50	小糸小学校	950	大庭5062-1	87-9149
	51	大庭小学校	950	大庭5307-7	87-1100
	52	滝の沢小学校	1,100	遠藤641-3	87-3521
	53	大庭中学校	1,000	大庭5416-6	87-5271
	54	滝の沢中学校	1,100	遠藤699-3	87-9148
	55	県立藤沢西高等学校 (耐震工事中)	1,500	大庭3608-2	87-2150
			7,350		

地区名	No	施設名	収容人数	所在地	電話番号
六会	56	俣野小学校	850	西俣野2660	81-7751
	57	亀井野小学校	1,000	亀井野3-31	81-5551
	58	天神小学校	700	天神町1-1	81-2451
	59	石川小学校	750	石川4-19-1	86-2551
	60	六会小学校	850	亀井野550	81-5595
	61	六会中学校	1,000	亀井野1000	81-2802
	62	日本大学藤沢小学校	380	亀井野1866	81-7111
	63	日本大学藤沢高等学校	850	亀井野1866	81-0123
	64	日本大学生物資源科学部	3,050	亀井野1866	81-6241
	65	藤沢工科高等学校	1,150	今田744	43-3402
			10,580		
湘南台	66	湘南台小学校	950	湘南台5-23	43-3682
	67	湘南台中学校	1,000	湘南台7-18-1	45-4811
	68	湘南台高等学校	1,650	円行1986	45-6600
	69	多摩大学	200	円行802	82-3331
		3,800			
遠藤	70	秋葉台小学校	950	遠藤2959	87-3014
	71	秋葉台中学校	700	遠藤2000-2	87-6815
	72	慶應義塾大学	1,400	遠藤5322	47-5111
		3,050			
長後	73	長後小学校	850	長後770	44-0129
	74	富士見台小学校	800	下土棚591-1	44-4725
	75	長後中学校	950	下土棚590	44-0341
	76	高倉中学校	750	高倉1122	45-5320
	77	藤沢総合高等学校	2,000	長後1909	45-5200
	78	老人福祉センターこぶし荘	350	下土棚800-1	45-3121
		5,700			
御所見	79	御所見小学校	850	打戻1902	48-1255
	80	中里小学校	800	獺郷68	48-7733
	81	御所見中学校	900	用田500	48-1014
		2,550			
合計			68,063		

計～81箇所 1人2.0m²

資料8-2 水害避難所一覧表

(1) 避難施設 50 箇所

(2) 各市民センター・公民館 13 箇所

(3) 単独水害避難所

地区	番号	施設名	所在地	電話番号
片瀬	1	片瀬しおさいセンター（片瀬公民館分館）	片瀬 4-9-22	29-6668
	2	江の島市民の家	江の島 2-2-14	-
鵜沼	3	JFE エンジニアリング(株)江の島苑友荘	鵜沼松が岡 1-17-4	-
村岡	4	宮前町内会館	宮前 561	-
	5	小塚東町内会館	小塚 41-21	-
藤沢東部	6	済美館（藤沢公民館分館）	本町 4-6-16	28-4471
藤沢西部	7	石名坂温水プール	本藤沢 1-10-1	82-5131
善行	8	神奈川県立総合教育センター善行庁舎	善行 7-1-1	81-0188
湘南台	9	藤沢市まちづくり協会ビル	円行 2-3-17	46-7788
六会	10	北部環境事業所	石川 2168	44-0702
遠藤	11	遠藤市民の家	遠藤 1	-
御所見	12	葛原公民館	葛原 1385	-

資料8-3 広域避難場所一覧表

地区	番号	名称	所在地	総面積 (㎡)
片瀬	1	江の島サムエルコッキング苑	江の島2-3	19,159
	2	片瀬山公園	片瀬3-12	29,000
	3	片瀬中学校	片瀬山4-1-1	22,407
鵜沼	4	市民会館周辺 (奥田公園含む)	鵜沼東8-1 (鵜沼東5-3)	33,358
	5	鵜沼運動公園	鵜沼海岸6-12	54,000
辻堂	6	湘南工科大学周辺 (高浜中・高砂小・浜見小含む)	辻堂西海岸1-1-25 (辻堂西海岸1-4-3,1-3-1,1-4-1)	127,026
	7	長久保公園	辻堂太平台2-13-35	34,052
村岡	8	新林公園周辺 (新林小含む)	川名411-1 (川名400)	93,435
	9	藤ヶ岡中学校	藤が岡3-18-1	30,164
	10	高谷小学校周辺 (高谷公園・天獄院含む)	高谷9番1号 (渡内1-670・渡内1-1-1)	67,078
藤沢東部	11	翠ヶ丘公園	西富590	23,590
藤沢西部	12	湘南高等学校周辺 (第一中含む)	鵜沼神明5-6-10 (鵜沼神明5-10-9)	73,427
明治	13	芙蓉カントリークラブ	大庭2320	495,000
	14	神台公園周辺(C-1含む) (湘南藤沢徳州会病院・E-3含む)	辻堂神台1-6-2 (辻堂神台1-5-1)	50,000
湘南大庭	15	大庭城址公園	大庭5230-1	126,000
	16	滝の沢小学校周辺 (遠藤公園含む)	遠藤641-3 (遠藤639)	37,266
善行	17	県立体育センター	善行7-1-2	144,675
六会	18	日本大学	亀井野1866	405,006
湘南台	19	湘南台公園周辺 (湘南台中含む)	湘南台7-16 湘南台7-18-1)	47,943
長後	20	高倉中学校	高倉1122	10,919
	21	藤沢湘南台病院	高倉2345	23,750
	22	長後中学校周辺 (富士見台小含む)	下土棚590 (下土棚591-1)	37,003
遠藤	23	秋葉台公園周辺 (秋葉台中含む)	遠藤2000-1 (遠藤2000)	93,529
御所見	24	御所見小学校周辺 (御所見市民センター含む)	打戻1902 (打戻1760-1)	19,730
合計				2,097,517

地区割りで指定していますが、状況に応じて最寄りの広域避難場所へも避難できます。

資料8-4 福祉避難所一覧表

地区	施設名	所在地	電話番号
藤沢東部 藤沢西部	藤沢公民館	藤沢 1-9-17	22-0019
村岡	村岡公民館	弥勒寺 1-7-7	23-0634
鵜沼	鵜沼市民センター	鵜沼海岸 2-10-34	33-2001
片瀬	片瀬市民センター	片瀬 3-9-6	27-2711
辻堂	辻堂市民センター	辻堂東海岸 1-1-41	34-8661
明治	明治市民センター	辻堂新町 1-11-23	34-3444
湘南大庭	湘南大庭市民センター	大庭 5406-1	87-1111
善行	善行市民センター	善行 1-2-3	81-4431
六会	六会市民センター	亀井野 4-8-1	81-6677
湘南台	湘南台市民センター	湘南台 1-8	45-1600
長後	長後市民センター	長後 513	44-1622
遠藤	遠藤市民センター	遠藤 2984-3	87-3009
御所見	御所見市民センター	打戻 1760-1	48-1002

福祉避難所：避難施設での生活が困難な災害時要援護者（高齢者や身体障がい者等）が地域の福祉施設（協定締結済みの福祉の避難施設及び事前協定を締結している福祉施設等）へ移動するまでの間、一時的に避難するための施設をいう。市民センター・公民館に開設される。受入れ可能な福祉施設を確認後、災害時要援護者は福祉避難所から福祉施設へ移送される。

資料8-5 外国人避難所一覧表

地区	施設名	所在地	電話番号
片瀬・鵜沼	湘南白百合学園高等学校	片瀬目白山4-1	27-6211
村岡・藤沢	藤嶺学園藤沢高等学校	西富1-7-1	23-3150
辻堂・明治	湘南工科大学	辻堂西海岸1-1-25	34-4111
善行・六会	聖園女学院	みその台1-4	81-3333
湘南台	湘南台高等学校	円行1986	45-6600
長後	藤沢総合高等学校	長後1909	45-5200
湘南大庭・遠藤・御所見	慶應義塾大学	遠藤5322	47-5111

資料8-6 各主要駅における帰宅困難者対策の一時滞在施設

駅名	施設名	所在地	電話番号
藤沢駅	神奈川県藤沢合同庁舎	藤沢市鵜沼石上 2-7-1	26-2111
	藤沢市役所	藤沢市朝日町 1-1	25-1111
	秩父宮記念体育館	藤沢市鵜沼東 8-2	22-5335
	藤沢市民会館	藤沢市鵜沼東 8-1	23-2415
	藤沢商工会館ミナパーク	藤沢市藤沢 607-1	29-3789
	スポーツクラブN A S 藤沢	藤沢市藤沢 490-1	21-8981
辻堂駅	ココテラス湘南	藤沢市辻堂神台 2-2-2	34-3579
	テラスモール湘南	藤沢市辻堂神台 1-3-1	38-1000
	ココカラ辻堂	藤沢市辻堂神台 1-6-5	37-3353
湘南台駅	藤沢市湘南台文化センター	藤沢市湘南台 1-8	45-1550
	スポーツクラブN A S 湘南台	藤沢市湘南台 1-7-7	47-7081

9. 災害時要配慮者

資料9-1 福祉関係等施設一覧表

保育園・幼稚園等

分類	ID	施設名	住所	電話	備考
保育園	1	小糸保育園	藤沢市大庭 5103 - 3	87-9121	公立
	2	またの保育園	藤沢市西俣野 1962	81-8727	公立
	3	高山保育園	藤沢市辻堂新町 4 - 2 - 3	33-1022	公立
	4	しぶやがはら保育園	藤沢市湘南台 4 - 30 - 14	44-4855	公立
	5	あずま保育園	藤沢市石川 3985	81-6077	公立
	6	柄沢保育園	藤沢市柄沢 235	26-1355	公立
	7	善行乳児保育園	藤沢市善行 2 - 18 - 5	82-0521	公立
	8	湘南台保育園	藤沢市湘南台 6 - 31 - 6	43-3830	公立
	9	浜見保育園	藤沢市鶴沼海岸 4 - 17 - 6	34-4545	公立
	10	明治保育園	藤沢市城南 3 - 6 - 18	36-1221	公立
	11	たかすな保育園	藤沢市辻堂西海岸 2 - 12 - 1	86-7676	法人立等
	12	善行保育園	藤沢市善行 2 - 18 - 1	81-6169	公立
	13	藤が岡保育園	藤沢市藤が岡 2 - 3 - 16	22-2794	公立
	14	鶴沼保育園	藤沢市本鶴沼 3 - 16 - 25	36-4594	公立
	15	辻堂保育園	藤沢市羽鳥 1 - 3 - 12	36-6695	公立
	16	藤沢保育園	藤沢市鶴沼石上 1 - 11 - 5	22-6889	公立
	17	わかたけ保育園	藤沢市辻堂 3-9-16	34-2417	法人立等
	18	御所見愛児園	藤沢市用田 569	48-1070	法人立等
	19	神愛保育園	藤沢市高倉 745	44-0065	法人立等
	20	遠藤保育園	藤沢市遠藤 2469	87-3251	法人立等
	21	六会保育園	藤沢市亀井野 914-5	81-5011	法人立等
	22	神明保育園	藤沢市鶴沼神明 5-5-32	25-3518	法人立等
	23	富士見保育園	藤沢市片瀬 5-13-15	25-7211	法人立等
	24	白旗保育園	藤沢市藤沢 2-5-1	26-3440	法人立等
	25	村岡保育園	藤沢市大鋸 1 - 2 - 15	26-6431	法人立等
	26	下土棚保育園	藤沢市下土棚 1014-1	44-2670	法人立等
	27	二葉保育園	藤沢市鶴沼海岸 6-6-10	33-1823	法人立等
	28	亀井野保育園	藤沢市亀井野 4-4-2	82-1654	法人立等
	29	大庭保育園	藤沢市遠藤 732-9	87-1795	法人立等
	30	五反田保育園	藤沢市石川 646-22	87-8764	法人立等
	31	高谷保育園	藤沢市村岡東 3-413-1	26-2737	法人立等
	32	ときわぎ保育園	藤沢市円行 2-3-1	45-3711	法人立等
	33	藤沢ベビーセンター	藤沢市藤沢 145	22-5245	法人立等
	34	神明保育園(分園)	藤沢市藤沢 987-5 ヌマカミビル 2階	26-1161	法人立等
	35	すくすく保育園	藤沢市湘南台 2-13-8 神中第5ビル 2F	44-2945	法人立等
	36	五反田保育園(分園)	藤沢市石川 3-30-12	86-6558	法人立等
	37	キディ鶴沼・藤沢	藤沢市鶴沼藤が谷 1-7-8	52-2345	法人立等
	38	石上保育園	藤沢市鶴沼石上 3-1-8	54-3311	法人立等
	39	保育園小さなほし	藤沢市湘南台 5-1-2	41-3660	法人立等
	40	グリーンキッズ湘南	藤沢市大庭 7990-1	81-7300	法人立等
	41	キディ湘南C-X	藤沢市辻堂神台 1-3-39	30-3515	法人立等
	42	キディ鶴沼・藤沢(分園)	藤沢市鶴沼藤が谷 1-8-16	52-2370	法人立等
	43	ときわぎ保育園(分園)	藤沢市円行 2-10-5	86-7111	法人立等
	44	湘南ひばり保育園	藤沢市柄沢 592	86-7766	法人立等

分類	ID	施設名	住所	電話	備考
保育園	45	保育園アワーキッズ辻堂	藤沢市辻堂 2-7-7	86-5519	法人立等
	46	藤沢もりのこ保育園	藤沢市鵠沼花沢町 1-12	24-5000	法人立等
	47	にじいろ保育園藤沢	藤沢市藤沢 989-4	54-8989	法人立等
	48	にじいろ保育園鵠沼神明	藤沢市鵠沼神明 5-8-12	52-4601	法人立等
	49	あいまーる保育園	藤沢市藤沢 551-1 日進ビル 2F	52-4150	法人立等
	50	ゆめの森保育園	藤沢市鵠沼石上 1-5-9 マカサンスビル 2F	50-2896	法人立等
	51	にじいろ保育園本鵠沼	藤沢市鵠沼桜が岡 3-4-16	41-9100	法人立等
	52	湘南台南保育園	藤沢市湘南台 2-31-11	53-8014	法人立等
	53	湘南台もりのこ保育園	藤沢市湘南台 1-21-10	41-5355	法人立等
	54	湘南まるめる保育園	藤沢市城南 1-16-16	36-0500	法人立等
	55	グリーンキッズ湘南ライフタウン	藤沢市大庭 5406-14	53-8544	法人立等
	56	保育園あんふぁん	藤沢市辻堂 1-4-21.Fビル 2・3階	53-8558	法人立等
	57	保育園アワーキッズ南藤沢	藤沢市南藤沢 17-10 1階・2階	53-9530	法人立等
	58	善行あさぎ台保育園	藤沢市善行 3-14-7	47-9104	法人立等
59	善行あにまる保育園	藤沢市善行 7-3-5 1階	84-2358	法人立等	
幼稚園	1	青木幼稚園	藤沢市円行 2-10-13	45-9811	
	2	秋葉台幼稚園	藤沢市遠藤 2958-3	87-6055	
	3	大庭城山幼稚園	藤沢市大庭 5233-1	87-9120	
	4	片瀬のぞみ幼稚園	藤沢市片瀬 4-3-14	22-4637	
	5	片瀬山幼稚園	藤沢市片瀬山 4-3-1	22-6176	
	6	鵠沼幼稚園	藤沢市鵠沼桜が岡 3-5-20	22-5321	
	7	鵠沼めぐみルーテル幼稚園	藤沢市鵠沼松が岡 1-1-6	22-3574	
	8	こばやし幼稚園	藤沢市遠藤 641-13	87-8040	
	9	相模幼稚園	藤沢市下土棚 550	44-0005	
	10	湘南学園幼稚園	藤沢市鵠沼松が岡 4-1-32	23-6611	
	11	湘南白百合学園幼稚園	藤沢市片瀬海岸 2-2-30	22-4432	
	12	湘南台幼稚園	藤沢市湘南台 7-11-10	44-5863	
	13	湘南みどりが丘幼稚園	藤沢市高倉 485-1	43-1226	
	14	聖マルコ幼稚園	藤沢市鵠沼海岸 7-10-20	34-5315	
	15	聖和学院第二幼稚園	藤沢市辻堂 6-18-11	36-0406	
	16	善行森の幼稚園	藤沢市石川 3914-1	82-1515	
	17	つかさ幼稚園	藤沢市高倉 1039	43-6025	
	18	辻堂二葉幼稚園	藤沢市辻堂元町 4-13-3	34-4128	
	19	のぞみ幼稚園	藤沢市辻堂 6-18-36	34-9511	
	20	広田幼稚園	藤沢市湘南台 5-28-1	44-6335	
	21	富士幼稚園	藤沢市本鵠沼 1-3-7	23-2272	
	22	ふじがおか幼稚園	藤沢市藤が岡 3-8-10	23-3263	
	23	ふじがおか第二幼稚園	藤沢市藤が岡 3-13-8	25-3101	
	24	藤沢いずみ幼稚園	藤沢市亀井野 3224	81-2808	
	25	藤沢芙蓉幼稚園	藤沢市本藤沢 5-9-9	81-1225	
	26	藤沢若葉幼稚園	藤沢市大庭 5055-22	87-4908	
	27	みくに幼稚園	藤沢市鵠沼花沢町 2-5	23-1893	
	28	聖園女学院附属聖園幼稚園	藤沢市本町 4-8-7	22-2636	
	29	聖園女学院附属聖園マリア幼稚園	藤沢市善行 7-1-4	81-4141	
	30	六会幼稚園	藤沢市亀井野 1-10	82-4583	
	31	むらおか幼稚園	藤沢市弥勒寺 2-3-19	25-2020	
	32	もみじ幼稚園	藤沢市鵠沼桜が岡 1-5-13	22-8285	
	33	わかふじ幼稚園	藤沢市本町 2-3-17	22-6882	
	34	明治学園羽鳥幼稚舎	藤沢市羽鳥 3-10-24	36-3528	幼児教育施設
	35	幼児教室すなやま園	藤沢市辻堂西海岸 2-14-43	35-5998	幼児教育施設
	36	善行団地自治会立ちびっこ幼児教室	藤沢市善行団地 3-18 善行団地老人憩いの家	82-1922	幼児教育施設

分類	ID	施設名	住所	電話	備考
幼稚園	37	幼児教室ひまわり園	藤沢市羽鳥 4-6-8	33-4737	幼児教育施設
	38	幼児教室どんぐり園	藤沢市藤が岡 1-4-2 1F西	23-1154	幼児教育施設
	39	おおばこどもの家	藤沢市大庭 5091-1	88-5536	幼児教育施設
	40	幼児グループつくしんぼ	藤沢市大鋸 1035-3	27-5473	幼児教育施設
	41	2・3才児保育ひよこ会	藤沢市藤が岡 1-12 コンフォール藤沢 C3-104	50-5886	幼児教育施設
	42	スズキメソッド幼児学園	藤沢市鵜沼石上 3-2-3	27-3411	幼児教育施設
	43	Glopath Education Company Shonan International School	羽鳥 3-1-8 アイリス辻堂 C棟 2階	37-1030	幼児教育施設
	44	ハーモニーインターナショナルスクール	藤沢市鵜沼海岸 6-14-12	47-9986	幼児教育施設
	45	InternationalPreSchool mush-ROOM	藤沢市辻堂神台 2-2-2 ココテラス湘南 1階	53-8553	幼児教育施設
児童福祉施設	1	東京都片瀬学園	藤沢市片瀬 4-9-38	22-4464	児童養護施設

老人福祉施設

分類	ID	施設名	住所	電話
特別養護老人ホーム	1	グリーンライフ湘南	藤沢市石川 3928 - 5	84-1165
	2	芭蕉苑	藤沢市遠藤 35	87-1710
	3	藤沢愛光園	藤沢市大庭 5526-2	86-9090
	4	鶴生園	藤沢市片瀬海岸 1-7-9	28-2662
	5	睦愛園	藤沢市亀井野 2520-3	82-7317
	6	藤沢特別養護老人ホーム	藤沢市鶴沼 1559	22-2346
	7	地域密着型小規模特別養護老人ホーム みどりの園 鶴沼	藤沢市鶴沼桜が岡 2-1-16	55-2666
	8	みどりの園	藤沢市小塚 370-1	52-2511
	9	白鷺苑	藤沢市用田 820	48-0896
	10	ラポール藤沢	藤沢市稲荷 345	83-4165
	11	村岡ホーム	藤沢市渡内 3-8-60	26-3339
	12	かりん	藤沢市城南 1-22-7	36-8101
	13	特別養護老人ホーム ラポール藤沢 サテライト城南	藤沢市城南 4-9-8	31-0766
	14	藤沢富士白苑	藤沢市長後 2722-1	45-3815
養護老人ホーム	1	藤沢養護老人ホーム	藤沢市鶴沼 1559	22-2426
有料老人ホーム	1	湘南長寿園	藤沢市白旗 1-11-1	81-3776
	2	サンフォーレ鶴沼	藤沢市鶴沼橋 1-12-9	50-1300
	3	メディカルホーム グラニー辻堂	藤沢市辻堂元町 1-8-6	35-7600
	4	オーシャンプロムナード湘南	藤沢市鶴沼海岸 2-11-17	30-5251
	5	メディカルホームグラニー湘南台・藤沢	藤沢市湘南台 5-2-1	41-3690
	6	ベストライフ湘南台	藤沢市湘南台 1-1-8	41-2877
	7	ボンセジュール湘南台	藤沢市湘南台 5-24-5	42-6338
	8	グランダ本藤沢	藤沢市本藤沢 1-1-8	80-5701
	9	グランダ藤沢本町	藤沢市本町 3-5-6	29-5801
	10	ココファンメゾン湘南台	藤沢市高倉 531-1	41-2180
	11	クロスハート湘南台・藤沢	藤沢市円行 1-1-7	41-2234
	12	サンライズ・ヴィラ藤沢湘南台	藤沢市菖蒲沢 1222	49-5166
	13	フェリエ ドゥ 鶴沼海岸	藤沢市鶴沼海岸 6-14-17	35-6011
	14	有料老人ホーム サニーライフ藤沢	藤沢市柄沢 388-1	28-0036
	15	ライフケアガーデン湘南	藤沢市稲荷 1-9-40	29-9510
	16	グラニー鶴沼・藤沢	藤沢市鶴沼松が岡 1-17-22	52-1421
	17	ニチイケアセンター湘南藤沢	藤沢市柄沢 256-1	29-6631
	18	ココファンメゾン大庭	藤沢市大庭 5423-1	88-3151
	19	介護付有料老人ホーム クローバーガーデン	藤沢市片瀬 4-10-22	22-7500
	20	メディカルホーム グランダ鶴沼松が岡	藤沢市鶴沼松が岡 1-16-17	54-3062
	21	かいごや藤沢	藤沢市片瀬 1-6-6	55-1321
	22	かいごや片瀬江ノ島	藤沢市片瀬 2-2-26	27-0202
	23	エクセルシオール湘南台	藤沢市円行 2-8-3	41-2481
	24	エルダーホームケア藤沢	藤沢市柄沢 626-1	24-6136
	25	ミモザ湘南台新館	藤沢市円行 1-9-13	42-1133
	26	ココファンレジデンス湘南台	藤沢市石川 6-25-3	89-6101
	27	サンライズ・ヴィラ藤沢羽鳥	藤沢市羽鳥 5-5-46	33-6832
	28	クロスハート石名坂・藤沢	藤沢市本藤沢 1-10-14	84-3033
	29	ミモザ藤沢	藤沢市柄沢 277-1	29-5551
	30	ぐるーぷ藤一番館	藤沢市藤が岡 1-4-2	24-3100

分類	ID	施設名	住所	電話
有料老人ホーム	31	住宅型有料老人ホーム藤沢エデンの園一番館	藤沢市大庭 5526-2	86-9100(代表)
	32	介護付有料老人ホーム藤沢エデンの園二番館	藤沢市大庭 5526-2	86-9100(代表)
	33	ココファンメディカル藤沢	藤沢市本藤沢 5-8-19	54-7631
	34	ココファンメディカル藤沢	藤沢市本藤沢 5-8-19	54-7631
	35	ゴールドエイジさくらんぼ藤沢	藤沢市長後 707	41-2601
	36	こもれび湘南	藤沢市石川 5-21-5	89-0421
	37	ココファンメゾン鶴沼	藤沢市本鶴沼 4-2-5	90-4333
	38	藤沢ロマン館	藤沢市菖蒲沢 538	49-1140
	39	花珠の家ふじさわ	藤沢市菖蒲沢 790	49-3287
	40	リーフヴィラ湘南台	藤沢市菖蒲沢 1225	48-1110
	41	有料老人ホームルピナス	藤沢市羽鳥 4-1-43	31-0867
	42	花物語くげぬま	藤沢市鶴沼松が岡 5-1-32	38-6020
	43	ロイヤルレジデンス鶴沼	藤沢市本鶴沼 2-10-25	53-8120
	44	メディカルケア センチュリーハウス藤沢	藤沢市大鋸 1-1-5	55-2020
	45	クロスハート湘南台二番館	藤沢市円行 2-25-1	43-2700
	46	イリーゼ湘南辻堂	藤沢市辻堂 4-6-26	38-1321
	47	グランダ鶴沼海岸	藤沢市鶴沼海岸 7-5-29	38-6020
	48	ココファンメゾン鶴沼	藤沢市本鶴沼 4-2-5	90-4333
	49	藤沢ロマン館	藤沢市菖蒲沢 538	49-1140
介護老人保健施設	1	藤沢ケアセンター	藤沢市高倉 2301-1	43-8551
	2	清流苑	藤沢市高谷 116-1	50-0550
	3	湘南わかば苑	藤沢市石川 591	89-0551
	4	ガーデニア・ごしょみ	藤沢市獺郷 218	47-0580
	5	ケアパーク湘南台	藤沢市円行 991	43-0800
	6	ふれあいの桜	藤沢市遠藤 446-1	86-9311
	7	老健リハビリセンター クローバーヴィラ	藤沢市鶴沼神明 3-1-1	55-3011
介護療養型医療施設	1	湘南長寿園病院	藤沢市白旗 1-11-1	82-7311
認知症高齢者グループホーム	1	ミモザ湘南台	藤沢市円行 1-9-13	46-6260
	2	グループホーム 結	藤沢市亀井野 4-12-93	80-3779
	3	メールブルー鶴沼	藤沢市本鶴沼 3-13-2	33-5533
	4	偕老ホーム	藤沢市打戻 1896	48-7812
	5	グループホーム 花樹	藤沢市柄沢 372	26-6612
	6	ホームフレンド 藤沢	藤沢市大庭 5448-2	89-0170
	7	湘南グループホーム えん	藤沢市宮前 371-5	29-0180
	8	グループホーム クロスハート本鶴沼・藤沢	藤沢市本鶴沼 3-11-39	35-6622
	9	ミモザ藤沢いしかわ	藤沢市石川 4-8-22	86-6157
	10	グループホーム葡萄畑	藤沢市辻堂新町 2-12-34	63-8787
	11	のぞみの家 とみ丘	藤沢市村岡東 4-21-5	50-5096
	12	ホームフレンド 湘南台	藤沢市円行 1-10-20	63-1165
	13	ホームフレンド辻堂	藤沢市辻堂元町 4-11-6	63-8998
	14	ことりの森 ふじさわ	藤沢市菖蒲沢 790	47-6681
	15	ウイル長後	藤沢市下土棚 350-5	44-9303
	16	愛の家グループホーム藤沢遠藤	藤沢市遠藤 3013	86-8815
	17	ニチイケアセンター藤沢	藤沢市柄沢 580-7	29-5531
	18	グループホーム えん	藤沢市大庭 5137-1	89-4291
	19	グループホーム クロスハート円行・藤沢	藤沢市円行 2-13-1	52-4330
	20	リフシア神明	藤沢市鶴沼神明 2-12-17	21-7893

分類	ID	施設名	住所	電話
認知症高齢者グループホーム	21	ココファンホーム湘南台	藤沢市石川 6-25-3	89-6101
	22	グループホーム「へいあん善行」	藤沢市善行 2-23-8	81-8611
	23	ラ・プラージュ湘南	藤沢市鶴沼海岸 6-7-14	33-6555
	24	愛の家グループホーム藤沢長後	藤沢市長後 1346-4	45-1150
	25	愛の家グループホーム藤沢片瀬	藤沢市片瀬 1-4-7	54-3180
	26	リフシア善行	藤沢市善行 3-10-4	53-7875
	27	「結」ケアセンターふじさわ	藤沢市辻堂元町 6-3-8	47-9015
	28	セントケア鶴沼	藤沢市鶴沼藤が谷 4-19-57	28-1011
サービス付高齢者向け住宅	1	ココファン湘南	藤沢市大庭 5560-1	88-5931
	2	ココファン湘南片瀬	藤沢市片瀬 5-12-23	55-3351
	3	ココファンリビング辻堂太平台	藤沢市辻堂太平台 1-15-30	37-3035
	4	ココファンリビング辻堂	藤沢市辻堂 5-10-30	47-8265
	5	ココファンリビング湘南台	藤沢市湘南台 6-45-10	45-9779
	6	いちごホーム	藤沢市長後 1163-2	41-3401
	7	レヴィータ湘南台	藤沢市湘南台 4-26-1	41-4165
	8	ミモザ藤沢山桃苑	藤沢市柄沢 598-3	28-7300
	9	ふるさとホーム湘南台	藤沢市石川 1-4-8	89-0567
	10	グリーンテラス湘南藤沢	藤沢市遠藤 855-4	53-7728
	11	なごやかレジデンス藤沢本町	藤沢市藤沢 5-3-166	29-1281
	12	ミモザ藤沢躑躅苑	藤沢市遠藤 733-5	87-7666
	13	ディーフェスタ藤沢	藤沢市高倉 2118	41-1600
	14	ゴールドエイジ藤沢	藤沢市長後 706	41-2601
ケアハウス	1	村岡ケアハウス	藤沢市渡内 3-8-60	26-9505

障がい者関連施設

分類	ID	施設名	住所	電話	備考
養護学校	1	藤沢市立白浜養護学校	藤沢市辻堂西海岸 1-2-2	33-1500	-
	2	神奈川県立藤沢養護学校	藤沢市亀井野 2547-19	82-8101	-
障がい者 施設	1	湘南希望の郷	藤沢市獺郷 1003	48-4500	入所
	2	湘南セシリア	藤沢市石川 4663	82-5755	入所
	3	湘南あおぞら	藤沢市弥勒寺 2-7-13	25-5551	入所
	4	湘南マロニエ	藤沢市石川 636-25	87-2800	通所
	5	よし介工芸館	藤沢市遠藤 3225	88-6722	通所
	6	藤沢市太陽の家藤の実学園	藤沢市鶴沼海岸 6-6-12	33-1411	通所
	7	湘南ゆうき村デイセンター	藤沢市西俣野 410	82-6400	通所
	8	ふじさわ爽風舎	藤沢市遠藤 3550-2	49-3112	通所
	9	ふじさわ爽風舎(ピターボンド) (従)	藤沢市円行 1-15-8	88-1488	通所
	10	グランツ遠藤	藤沢市遠藤 2020-17	89-6770	通所
	11	カナルの台所(従)	藤沢市円行 2-23-10	42-1500	通所
	12	ライフケアセンターまどか	藤沢市辻堂元町 5-17-1	34-3550	通所
	13	湘南ゆうき村	藤沢市西俣野 410	82-6400	通所
	14	湘南ゆうき村分場(アポロ)	藤沢市本町 3-1-9	55-5618	通所
	15	サポートセンターウィング	藤沢市石川 6-18-15	86-0870	通所
	16	湘南希望の郷ケアセンター	藤沢市獺郷 1008-3	48-4586	通所
	17	すてっぷ渡内	藤沢市渡内 1-13-13 サニテラス1F	24-0129	通所
	18	すてっぷ川名	藤沢市川名 672 リステージ湘南川名 1F	65-4743	通所
	19	プロップ	藤沢市亀井野 1-30-9	80-5040	通所
	20	湘南むぎばたけ	藤沢市善行 4-3689-1	81-1192	通所
	21	第1木曜クラブ	藤沢市辻堂西海岸 2-1-15	34-7886	通所
	22	いとぐるま	藤沢市亀井野 3187	90-5777	通所
	23	クラブハウス・インユー	藤沢市善行 7-6-2	65-4774	通所
	24	ケアセンターふわふわ	藤沢市石川 1-31-3-102	52-6641	通所
	25	神奈川ワークショップ	藤沢市獺郷 1008-1	48-1500	通所
	26	かわうそ工房(従)	藤沢市獺郷 50-4	54-8671	通所
	27	みらい社	藤沢市石川 4662	83-6481	通所
	28	ライフ湘南	藤沢市遠藤 642-6	86-6563	通所
	29	ハートピア湘南	藤沢市善行 4-3689-1	81-1188	通所
	30	福祉コミュニティカフェ 亀吉	藤沢市鶴沼海岸 7-5-30	62-0077	通所
	31	Melk 湘南藤沢 Office	藤沢市鶴沼石上 1-5-4 三井生命藤沢ビル 2F	54-8237	通所
	32	Melk 湘南辻堂 Office	藤沢市辻堂神台 1-3-39 サザンビル 6F-606	53-7231	通所
	33	プレミアム藤沢	藤沢市鶴沼石上 2-5-1	53-9292	通所
	34	ウェルビー藤沢センター	藤沢市鶴沼花沢町 13-9 ハザンビル 5F	29-2921	通所
	35	るる湘南	藤沢市辻堂元町 4-3-32	90-3906	通所
	36	Biz パートナー藤沢	藤沢市南藤沢 9-2 山下ビル 501	53-8476	通所
	37	かたくりの里	藤沢市湘南台 2-18-1 サウエイ湘南 2F-A	45-8512	通所
	38	パソコン工房(従)	藤沢市湘南台 3-17-11 104	45-1577	通所
	39	藤沢ひまわり	藤沢市西俣野 1925-3	82-4384	通所
	40	第3藤沢ひまわり(従)	藤沢市西富 368-1	28-2072	通所
	41	エール湘南	藤沢市遠藤 642-2	86-0625	通所
	42	すばる工房	藤沢市藤沢 545-5ライオンマンション湘南藤沢 1F	50-1875	通所
	43	Cafe すばる(従)	藤沢市大鋸 2-2-22	23-6880	通所
	44	ハートピア湘南第二	藤沢市善行団地 3街区 14号棟第2号室	84-2101	通所
	45	すかいはーと(従)	藤沢市鶴沼東 8-1 藤沢市民会館前庭 旧 近藤亭	50-6080	通所

分類	ID	施設名	住所	電話	備考
障がい者 施設	46	就労継続支援B型事業 喫茶ホトビ	藤沢市大鋸 2-2-22	28-5900	通所
	47	Music of Mind	藤沢市大庭 5251-1	86-7857	通所
	48	けいずらいふ 24	藤沢市石川 4663	60-1306	通所
	49	藤沢市太陽の家しいの実学園	藤沢市遠藤 856-15	33-1411	通所
	50	藤沢市太陽の家ちゅーりっぷ	藤沢市鵜沼海岸 6-6-12	33-1411	通所
	51	はぐ	藤沢市鵜沼海岸 6-6-12	28-0909	通所
	52	カラフル	藤沢市小塚 592	28-0909	通所
	53	湘南北部療育センター	藤沢市善行 7-6-2 藤ビル 1F	90-0808	通所
	54	ひかり児童デイサービス	藤沢市亀井野 2-20-10	54-8270	通所
	55	太陽の家ほっとスペース	藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル 3F	33-1411	通所
	56	ポップコーン	藤沢市鵜沼海岸 6-6-12	82-5432	通所
	57	児童デイサービス星の村	藤沢市亀井野 2536	28-0909	通所
	58	児童デイ わかば	藤沢市羽鳥 2-15-41	80-3204	通所
	59	児童デイサービス あおば	藤沢市善行団地 3-14-3	80-3204	通所
	60	児童デイサービス DEN	藤沢市善行 2丁目 10-7	090-2721-9544	通所
	61	ポップコーン 2	藤沢市渡内 2-1-4	65-0624	通所
	62	児童デイサービスおそごう	藤沢市亀井野 278	48-4586	通所
	63	児童デイサービスたんぼぼ	藤沢市獺郷 1003	90-0516	通所
	64	おひさま	藤沢市本藤沢 6-1-9	77-5186	通所
	65	児童デイサービス プリズム	藤沢市亀井野 1-25-5 1階	28-0909	通所
	66	第2ひまわり	藤沢市善行 1-5-9 伊藤ビル 2F	22-1177	通所
	67	ワークショップポトピ	藤沢市藤沢 1-3-26	23-5780	通所
	68	カフェ・ドゥ・ソーじゃん	藤沢市大鋸 1-7-14	27-8426	通所
	69	Cafe すばる	藤沢市大鋸 2-2-22	23-6880	通所
	70	ジョブサポートひまわり	藤沢市南藤沢 7-10 英邦第1ビル 2F	82-4389	通所
	71	善行ひばりの家	藤沢市西俣野 1925-3	82-7233	通所
	72	朝日ねんどの会	藤沢市善行坂 1-13-26	33-4310	通所
	73	ピープルファクトリー	藤沢市辻堂神台 2-2-51	23-5110	通所
	74	第2木曜クラブ	藤沢市鵜沼橋 1-9-8	30-1747	通所
	75	第3木曜クラブ	藤沢市辻堂西海岸 2-10-3-6	36-0383	通所
	76	第4木曜クラブ	藤沢市辻堂 6-18-5	34-9955	通所
	77	フリークラブ湘南	藤沢市羽鳥 4-1-19	48-6600	通所
	78	放課後デイサービス グリーンス クール善行	藤沢市善行 1-16-5	47-3056	通所
	79	遊びりパーク Lino' a	藤沢市辻堂西海岸 2-10-3-1	86-7120	通所
	80	海っ子クラブ	藤沢市辻堂元町 5-17-1	34-3550	通所
	81	けいずらいふ 24	藤沢市遠藤 856-15	60-1306	通所
	82	サテライト DEN	藤沢市亀井野 3-2-11	070-5459-0639	通所
	83	さんわーくかぐや	藤沢市本藤沢 6-11-27	77-8610	通所
	84	湘南あおぞら日中一時支援事業	藤沢市弥勒寺 2-7-13	25-5551	通所
	85	湘南希望の郷第2ケアセンター	藤沢市獺郷 1008-1	48-4586	通所
	86	日中一時支援 ふれあいの郷	藤沢市善行団地 3-14-3	80-3204	通所
	87	ポップコーン	藤沢市亀井野 2536	82-5432	通所
	88	善行ひばりの家	藤沢市善行坂 1-13-26	82-7233	通所
	89	朝日ねんどの会	藤沢市辻堂神台 2-2-51	33-4310	通所
	90	ピープルファクトリー	藤沢市鵜沼橋 1-9-8	23-5110	通所
	91	フリークラブ湘南	藤沢市宮原 1442	48-6600	通所
92	第2木曜クラブ	藤沢市辻堂西海岸 2-10-3-6	30-1747	通所	
93	第4木曜クラブ	藤沢市羽鳥 4-1-19	34-9955	通所	
94	カフェ・ドゥ・ソーじゃん	藤沢市大鋸 2-2-22 青木ビル 2F	27-8426	通所	
95	ワークショップポトピ	藤沢市大鋸 1-7-14	23-5780	通所	
96	第2ひまわり	藤沢市藤沢 1-3-26	22-1177	通所	

分類	ID	施設名	住所	電話	備考
	97	ジョブサポートひまわり	藤沢市西俣野 1925-3	82-4384	通所
相談支援 事業所	1	生活支援センターかわうそ	藤沢市獺郷 1008-1	48-4586	-
	2	地域生活支援センターおあしす	藤沢市藤沢 1063 新倉ビル 3・4 階	55-1399	-
	3	ふらっと	藤沢市亀井野 2-2-5 ハイムワ 1 階	80-5250	-
	4	地域福祉支援センターマロニエ	藤沢市石川 636-25	87-2800	-
	5	子ども相談室ぶれっじ	藤沢市亀井野 3187	90-5777	-
	6	湘南北部療育センター	藤沢市亀井野 2-20-10	90-0808	-
	7	計画サポートぐるーぷ藤	藤沢市藤が岡 1-4-2	24-3100	-
	8	なでしこ	藤沢市高谷 108-1	50-0673	-
	9	あい相談サポート	藤沢市辻堂元町 2-14-3	31-0670	-
	10	相談支援事業所リブラン	藤沢市辻堂元町 5-17-1	34-3550	-
	11	障がい児相談支援事業所マール			
	12	在宅福祉サービスセンター	藤沢市鶴沼東 1-1 玉半ビル 3F	50-1362	-
	13	藤沢市太陽の家しいの実学園	藤沢市鶴沼海岸 6-6-12	33-1411	-
	14	地域福祉支援センター亀吉	藤沢市鶴沼海岸 7-20-21	34-8777	-
委託相談 支援事業	1	リート	藤沢市辻堂神台 2-2-1 アイクロス湘南 2 階	86-7853	-
	2	チャレンジ	藤沢市辻堂神台 2-2-1 アイクロス湘南 2 階	90-5672	-
	3	ふらっと	藤沢市亀井野 2-2-5 ハイムワ 1 階	80-5250	-
	4	藤沢障害者生活支援センターか わうそ	藤沢市獺郷 1008-1	48-4586	-
	5	藤沢市地域生活支援センターお あしす	藤沢市藤沢 1063 新倉ビル 3 階	55-1399	-
	6	地域福祉支援センター・マロニエ	藤沢市石川 636-25	87-2800	-
	7	ふじさわ基幹相談支援センター えぼめいく	藤沢市辻堂神台 2-2-1 アイクロス湘南 2 階	47-7462	-

資料9-2 藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画

藤沢市避難行動要支援者 避難支援プラン全体計画



2015年(平成27年)4月

藤 沢 市

目 次

第 1 章	基本的な考え方	1
1.	背景と目的	1
2.	基本的な考え方	1
第 2 章	避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲	2
第 3 章	名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法	3
1.	名簿の種類	3
2.	名簿に掲載される個人情報の範囲	3
3.	名簿に掲載される個人情報の収集方法	3
4.	名簿情報の更新	4
第 4 章	避難行動要支援者の避難支援等に関する事項	5
1.	地域及び市における避難支援体制	5
2.	名簿の提供	5
3.	安否確認体制の構築(名簿の活用)	6
4.	個別避難支援プランの作成	9
5.	避難行動要支援者の避難場所	9
6.	津波災害が予想される場合	9
第 5 章	避難支援等関係者に関する事項	10
1.	避難支援等関係者の範囲	10
2.	避難支援等関係者の安全確保	10
第 6 章	避難施設における支援対策	10
第 7 章	関係機関等との連携	10
第 8 章	普及啓発等	12
1.	地域住民の防災意識の啓発	12

2 . 防災訓練等の実施	12
3 . 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発	12
第9章 避難行動要支援者名簿の受領・更新手順	13
第10章 個人情報の取り扱い	15
1 . 個人情報の活用と共有	15
2 . 個人情報の保護	15
3 . 自主防災組織等における規程・規約の整備	15

資料集

・ 避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書(様式 1)	16
・ 地震等の災害発生時における避難支援希望確認書(様式 2)	17
・ 避難行動要支援者名簿(平常時)受領書(様式 3)	18
・ 避難行動要支援者名簿管理責任者(代表者)交代届(様式 4)	19
・ 避難行動要支援者名簿(災害発生時)受領書(様式 5)	20
・ 避難行動要支援者聞き取り調査票(参考様式)	21
・ 地震発生時の避難計画	22
・ 避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規程(モデル)	24

第1章 基本的な考え方

1. 背景と目的

本市では、平成22年度から、国が示したガイドラインに基づき、災害時要援護者名簿を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自主防災組織等に、名簿提供を行ってきました。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されています。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっています。

こうした状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

本市では、法改正を受けた取組として、平成26年3月に避難行動要支援者対策を「藤沢市地域防災計画」に位置付け、その下位計画として、この「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行いました。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・地域（近隣）の共助、及び市による公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2. 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者も含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、自治会・町内会、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となります。

このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより、「私たちのまちは、私たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが必要となります。

第 2 章 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々を「要配慮者」といいます。

本市では、これらの要配慮者のうち、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する以下の方々を、「避難行動要支援者」と位置付け、地域での避難支援体制づくりのために名簿を作成することとしています。(病院や施設に入所されている方は名簿掲載の対象外です。)

「要配慮者」と「避難行動要支援者(名簿掲載対象者)」

要配慮者

避難行動要支援者

高齢者

- ・ひとり暮らし高齢者(75歳以上) ・ねたきり高齢者(65歳以上)
- ・高齢者のみ世帯(75歳以上)

障がい者

- ・身体障がい(視覚 6 級以上、聴覚 6 級以上、上肢 1～2 級、下肢 1～3 級、体幹 1～3 級、腎機能障がい 1 級)
- ・知的障がい(A1、A2、B1、B2)
- ・精神障がい(1～2 級)のうち、単身世帯の方
- ・精神障がい(3 級)のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方

要介護者

- ・介護保険要介護 3 以上

自立支援医療受給者のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方
難病患者のうち、市の生活支援を受けている方

妊婦・乳幼児 未就学児童 児童生徒

日本語の理解が十分でない外国人

その他、災害発生時に負傷された方 等

第3章 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法

1. 名簿の種類

市が作成する避難行動要支援者名簿は、「平常時から自主防災組織等に情報を提供することに同意したもの」と、「災害発生時に名簿掲載対象者の同意の有無に関わらず、法令に基づき自主防災組織等に提供されるもの」の2種類があります。

2. 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

本市では、国の取組指針を受け、次の(1)～(9)に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 本人連絡先(電話番号)
- (6) 緊急時連絡先(電話番号、本人との関係)
- (7) 避難支援等を必要とする事由
- (8) 必要とする支援内容
- (9) 自治会・町内会名

3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される個人情報のうち、(1)氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所、(7)避難支援等を必要とする事由は、市の福祉担当部署で管理している情報を集約します。

また、(5)本人連絡先、(6)緊急時連絡先、(8)必要とする支援内容、(9)自治会・町内会名は、市から名簿掲載対象者に対して送付する「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」へ対象者本人(もしくはその家族等)が記入した情報を利用します。

なお、自主防災組織等は、市から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理責任者(自主防災組織の代表等)を設置するものとします。

名簿に利用する情報を管理している福祉担当部署

名簿掲載対象者	担当部署
高齢者 (ひとり暮らし、ねたきり、高齢者のみ世帯)	高齢者支援課
障がい者(身体、知的、精神) 自立支援医療受給者 難病患者で市の生活支援を受けている方	障がい福祉課
要介護者	介護保険課

4. 名簿情報の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新を定期的に(年1回以上)行うものとします。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員などの名簿提供者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

また、避難行動要支援者の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿から削除します。

第4章 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項

1. 地域及び市における避難支援体制

	平常時	災害発生時
<p>地域</p> <p>〔 自主防災組織 〕 自治会・町内会 民生委員・児童委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の見守り、声掛け ・地域における避難支援体制づくり（安否確認体制の構築等） ・地域全体で防災活動を推進する風土づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達 ・安否確認、避難誘導、救援物資等の配布 など
<p>市民センター 公民館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等による避難支援体制づくりへの支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災拠点本部 ・自主防災組織等との連絡調整 ・名簿の提供 ・安否情報の収集管理 など
<p>市役所(本庁)</p> <p>〔 福祉総務課 〕 高齢者支援課 障がい福祉課 介護保険課 防災危機管理室 保健所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者情報の収集、提供 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難支援のための計画策定及び管理 ・名簿制度の広報、啓発 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための情報伝達 ・避難施設での生活に支障のある方の受入のための社会福祉施設との連絡調整 ・医師会との連絡調整 ・日本赤十字社との連絡調整 ・医薬品、衛生材料の調達 など

2. 名簿の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者（10ページ参照）に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、市は国の取組指針に基づき、予め避難行動要支援者本人の同意を得た名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から避難支援等関係者へ提供します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿を提供することができます。

3. 安否確認体制の構築（名簿の活用）

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが重要です。

安否確認の実施に当たっては、地域住民の全員が対象となりますが、特に避難行動要支援者は自ら避難するなどの行動をとることが困難であるため、その安否をいち早く把握することが、犠牲者を減らす第一歩となります。

自主防災組織等の状況により、個別避難支援プラン（9ページ参照）の作成が困難な場合でも、いざという時に安否確認を行う体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

（1）平常時の取り組み

地域での安否確認については、自主防災組織の会長や自治会長等が主体となり、市から提供された避難行動要支援者名簿に基づき一世帯ずつ確認する方法がありますが、これでは数十～数百世帯を確認するのに多くの時間がかかってしまいます。また、名簿に記載された方だけの安否確認を行う場合は、名簿に記載されていない方が災害発生時に救助が必要な状況となった場合、取り残されてしまう可能性があります。このため、次のような安否確認の方法を地域で取り決めておくことが推奨されます。

【安否確認の方法（例）】

- ・地域を小さなブロック（10～20世帯程度の組や班など）に分割し、ブロックごとに長を決める。ブロック長は手分けしてブロック内の家々を回り、安否を確認する。
- ・事前に『無事です』と書いた旗やマグネットなどを準備しておき、無事ならばそれを外に出すという約束をしておく。ブロック長はブロック内の家を回り、旗やマグネットが出ていない家だけ安否を確認する。
- ・自治会・町内会等であらかじめ指定した一時避難場所に集合していない世帯を近隣の方が安否を確認する。
- ・自主防災組織名簿の情報を地図に転記しておく。

安否確認を実施する際は、自主防災組織の名簿を準備し、上記の小さなブロックごとに名簿を作成することが理想的です。（すでに自治会・町内会の班や組ごとに名簿や連絡簿が作成されていれば、それを活用します。）

市から提供された避難行動要支援者名簿を活用して、自主防災組織の名簿に避難の支援が必要な方かどうかの情報を記載します。

この自主防災組織の名簿は、避難行動要支援者名簿が更新される時期などに合

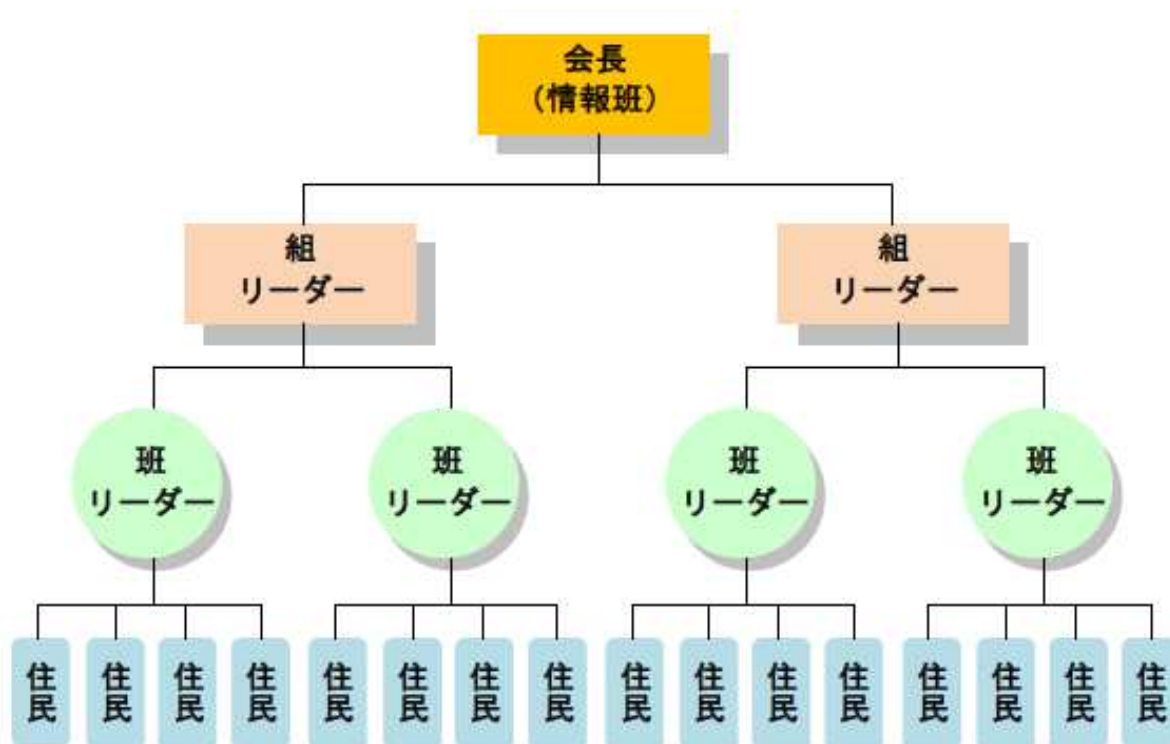
わせて、定期的に見直します。また、平常時から、安否確認に携わる方の役割分担や確認の方法を決めておき、地域の中で周知・共有しておくことが重要です。

避難行動要支援者を含め、自主防災組織の皆さんで、大地震が起きたことを想定し、自主防災組織で指定した「一時避難場所」を拠点とした訓練を実施することで、災害発生時における安否確認の実効性が高まります。

(2) 災害発生時の取り組み

災害発生時には、平常時に予め決めておいた方法により、安否確認を実施します。避難行動要支援者はひとりで避難することが困難であるため、必要に応じて避難支援を行います。

(安否確認体制の例)



黄色いマグネット作戦

- 鶺沼地区のあるマンションでは、一刻も早く住民の安否情報を収集するため、各世帯にマグネットシートを配布しました。
- 訓練の開始時間になると、住民が一斉にマグネットシートを玄関に貼り、活動要員はマグネットシートが貼られていない世帯のみを確認します。この工夫により、大幅な時間短縮が図られました。

マグネットが貼られている世帯は、確認する必要はありません。



集められた情報をまとめ、会長へ報告します。



安否確認や訓練実施時の情報の流れ等、詳しくは「ふじさわ防災ナビ～防災訓練編～」をご参照ください。

4．個別避難支援プランの作成

個別避難支援プランは、災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、自主防災組織等の避難支援等関係者が中心となり、「避難行動要支援者聞き取り調査票」(21ページ参照)等を利用しながら、避難行動要支援者に関する次の項目等について計画するものです。

プランの作成にあたっては、避難行動要支援者本人(もしくはその家族等)と話し合いながら進めることが重要です。

個別避難支援プランに盛り込む事項(例)

避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報の伝達方法、個人で備蓄が困難な物資、必要な支援の内容

災害発生時の具体的な自主防災活動等、詳しくは「ふじさわ防災ナビ～自主防災活動編～」をご参照ください。

5．避難行動要支援者の避難場所

通常、災害などにより被害を受け、自分の家に居住できなくなった場合、小中学校などの避難施設で一定の期間生活を送ることになります。

しかし、避難行動要支援者の中でも、介護が必要な高齢者や障がい者など、避難施設では生活に支障のある方が受入れ可能な福祉施設等へ移動できるようになるまでの期間は、一時的に福祉避難所へ避難することができます。

本市では、市民センター・公民館を福祉避難所に指定しています。個別避難支援プランを作成する際には、避難行動要支援者の避難先として、避難施設と福祉避難所のどちらが適当か、検討が必要です。

6．津波災害が予想される場合

地震等により、津波の発生が予想される場合、まずは避難支援等関係者も自身の命を守ることが最優先です。津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、避難距離等にもよりますが、自身の安全確保をした上で、できる範囲の避難支援等を行ってください。

詳しくは「藤沢市津波避難計画」をご参照ください。

第5章 避難支援等関係者に関する事項

1. 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、避難施設等での生活支援の実施に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

市は、避難支援等関係者と連携して地域における避難支援体制づくりを推進します。

避難支援等関係者

自主防災組織、自治会、町内会、民生委員・児童委員、消防局、警察

2. 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となります。個別避難支援プランを作成する際に避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要です。

また、災害発生時の状況によっては、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが必要です。

第6章 避難施設における支援対策

避難施設においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や、スロープ等の段差解消設備等、様々な対応が必要となります。

また、避難施設では避難施設運営委員会の救護班等が中心になり、避難行動要支援者の要望を把握し、プライバシー保護のための間仕切りの設置や冷暖房機器等の増設などの環境整備が必要となります。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、避難施設から福祉避難所への移動や受入れ可能な福祉施設等への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。市は、関係団体、事業者等と事前協定を締結するなどにより、平常時から対策を講じることとします。

第7章 関係機関等との連携

災害発生時において、市は次の関係機関と連携しながら避難行動要支援者の支援を行うものとし、

(1) 災害救援ボランティアセンター

災害発生時には、全国から多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート（適正な配置）をする機関として藤沢市災害救援ボランティアセンターを設置します。

この機関の体制強化を図るとともに、市、藤沢市社会福祉協議会、NPO 法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク（FSV）が互いに連携し、避難行動要支援者に対して円滑なボランティア活動が行われるよう支援します。

(2) 藤沢市社会福祉協議会

災害発生時には、藤沢市社会福祉協議会が主体となり、災害救援ボランティアセンターを開設します。また、各地区の社会福祉協議会と連携し、被災者への支援を行います。

(3) 福祉施設等

学校等の避難施設での生活に支障のある避難行動要支援者が、必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整備された福祉施設を災害発生時に確保できるよう、本市では施設の管理者と事前協定を締結しています。

また、市内の施設の受入れ能力を超える場合は、他市町村へ避難（広域避難）することがあります。

(4) 民間企業等

本市では、災害発生時における情報収集や被災者等の搬送に関して、運送会社やタクシー協会等の民間企業と協定を締結しています。

第8章 普及啓発等

地域の防災力の強化や、避難行動要支援者が安心して生活していくためには、地域住民の方々の連携、すなわち「共に助けあう」体制づくりをしていくことが不可欠です。本市では、避難行動要支援者の避難支援体制づくりのために、行政関係機関、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会・町内会、近隣の方などが連携して助け合う仕組みづくりを推進しています。

地域においては、避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、自主防災組織等の活動等により、平常時から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要です。

また、災害発生時に避難行動要支援者の安全を確保するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の平常時の備え（自助）がその基礎となります。

1．地域住民の防災意識の啓発

市は、地域住民に対して、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に当たって配慮すべき事項などの防災に関する知識について理解を深めるとともに、協働の考え方から行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」等により図ることとします。

また、日頃から、自主防災組織等は、地域住民の協力により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めるものとしします。

2．防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者本人の防災意識を高めていくため、地域の中で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を取り入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者本人が参加する訓練・講習会等を実施することとします。

3．避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発

災害発生時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者本人やその家族等が日頃から災害への備えを行うとともに、近隣の方と気軽に声をかけあえる関係を築いておくことが重要です。

また、大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者であるため、必要な備えや避難方法、さらに避難施設での生活等について、避難行動要支援者本人及びその家族や支援者等が日頃から話しあっておくことが必要です。

第 9 章 避難行動要支援者名簿の受領・更新手順

Step1 避難行動要支援者名簿の受領についての意向確認

自主防災組織等の代表者は、市（市民センター・公民館）に対して「避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書」（様式 1）に名簿受領についての意向を記入して提出します。

Step2 市から避難行動要支援者宅へ避難支援希望確認書を送付

市の担当課から、避難行動要支援者名簿を受領する意向があった自主防災組織等の区域内に住所のある避難行動要支援者あてに、「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」（様式 2）を送付します。

Step3 避難支援希望確認書の提出

避難行動要支援者は、市から届いた「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」（様式 2）に避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報提供）への同意確認などの必要事項を記入して、市に返送します。

提出先は従来の自主防災組織等の代表者ではなく、市の担当課となります。

Step4 避難行動要支援者名簿の提供

市は、自主防災組織等の代表者へ、避難行動要支援者のうち個人情報の提供に同意した方の名簿を提供します。

避難行動要支援者名簿を受け取る際に、自主防災組織等の代表者は、「避難行動要支援者名簿（平常時）受領書」（様式 3）を市（市民センター・公民館）へ提出します。

また、代表者が交代した場合には、名簿管理責任者の交代を「避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届」（様式 4）または「市民組織役員（変更）届」によって、市（市民センター・公民館）に届け出ます。

Step5 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿の更新を定期的に（年 1 回以上）行い、名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者）へ、古い名簿と引き換えに更新名簿を提供します。

名簿を更新する際には、新たに避難行動要支援者に該当となる方に対して、Step2 と同様の書類を市から送付し、避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報提供）への同意について確認します。

避難行動要支援者名簿（イメージ）

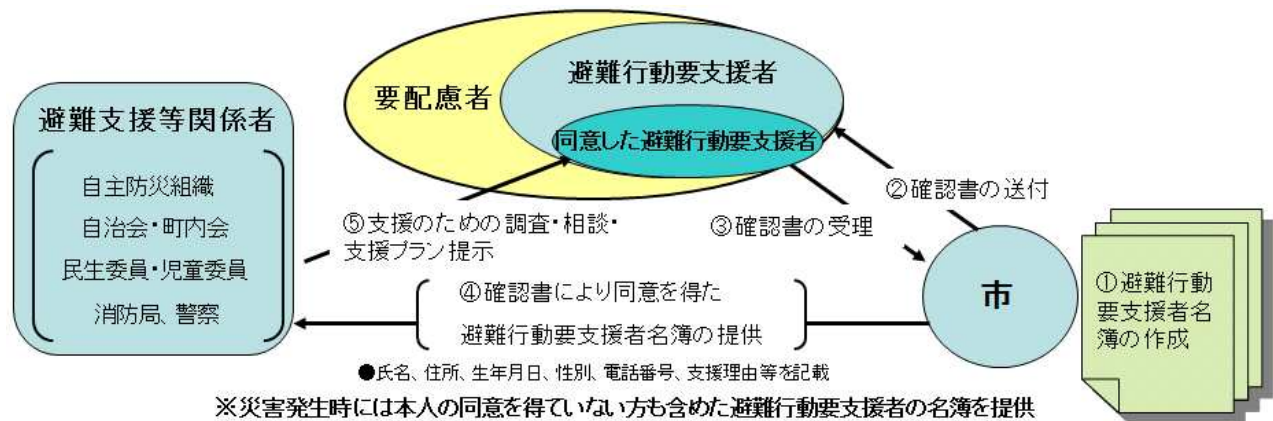
201X年XX月XX日

平成2X年度 避難行動要支援者名簿

No.	氏名	生年月日	性別	住所	本人連絡先	緊急時連絡先・氏名 本人との関係(1)	避難支援等を 必要とする事由	必要とする 支援内容 (2)	自治会・町内会名
1	藤沢 太郎	S5.1.1	男	羽鳥X丁目X番XX号	25-XXXX	045-XXXX-XXXX 村岡 公子	2 高齢者のみ世帯	1	XXXXXXXXXX自治会
2	藤沢 花子	T11.2.2	女	羽鳥X丁目X番XX号	090-XXXX-XXXX	045-XXXX-XXXX 村岡 公子	2 高齢者のみ世帯	1	XXXXXXXXXX自治会
3	辻堂 一郎	H12.12.12	男	善行X丁目XXXX番地のX	81-XXXX	090-XXXX-XXXX 辻堂 藤男	1 知的障がい	2	XXXXXXXXXX自治会
4	片瀬 次郎	S3.4.4	男	亀井野XXX番地	26-XXXX		要介護	2	XXXXXXXXXX自治会
5	鶴沼 良子	S22.8.8	女	用田XXX番地のX		080-XXXX-XXXX 大庭 一輝	1 ねたきり高齢者	3	XXXXXXXXXX自治会

(1) 本人との関係 1: 親族(同居) 2: 親族(別居) 3: 親族以外
(2) 必要とする支援内容 1: 避難勧告等の情報を伝えてほしい 2: 避難施設等まで付き添ってほしい(自力歩行は可能) 3: 自力で避難できないので、手助けしてほしい

避難行動要支援者の名簿提供までの流れ



第10章 個人情報の取り扱い

1. 個人情報の共有と活用

避難行動要支援者名簿に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、名簿管理責任者が情報を保有しているだけでは、地域の取り組みとして活用することは困難です。

そのため、誰がどの避難行動要支援者に関する名簿を管理しているのかを把握した上で、避難支援の取り組みに必要な範囲の情報として、対象となる名簿(複写)を班長や組長等、避難支援に携わる方へ配布することが法で認められています。

名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自主防災組織、自治会・町内会ごとに取り組み方法を定め、事前に住民へ周知・共有することで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

2. 個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意してください。

避難行動要支援者名簿の提供を受けた自主防災組織等においては、できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底します。

また、名簿管理責任者(自主防災組織等の代表者)の交代があった際には、速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行います。

市では、避難行動要支援者名簿を提供する際に、誓約書の提出により守秘義務を確保し、各地域での個人情報の取り扱いに関する規約等の整備を推進することなどにより、個人情報保護の徹底を図ります。

加えて、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、その利益が損なわれることがないように、避難支援等関係者へ名簿提供時等に説明するとともに、市で保管する名簿についても、バックアップデータ等を含め、情報を適正に管理します。

3. 自主防災組織等における規程・規約の整備

自主防災組織等で避難行動要支援者名簿を適正に管理するために、名簿の取り扱い等を定めた「規程」や「規約」を整備することが重要です。(24～26ページ参照)

避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書

私が代表を務める自主防災組織等は、藤沢市が作成する避難行動要支援者名簿に関して、

(該当する番号1つに)

- 1 名簿を受領する意向があります。
- 2 当該自主防災組織等では、区域内に居住する避難行動要支援者の情報を既に把握しているため、名簿を受領する意向はありません。
- 3 その他の理由により、名簿を受領する意向はありません。
(下欄に理由を記入してください)

名簿を受領する意向がない理由

(例)自治会内で避難支援を行う体制が整っていないため。

年 月 日

藤 沢 市 長

自主防災組織等の名称

代表者の住所 藤沢市

代表者の氏名

印

電話番号

地震等の災害発生時における避難支援希望確認書

藤沢市長 宛

記入日	平成 年 月 日	代理人による 記入の場合	氏名	
			名簿対象者 本人との関係	
フリガナ		生年月日	(明・大・昭・平)	
氏名 (名簿対象者)	(男・女)		年 月 日	
住所	〒 - 藤沢市			
電話番号 (本人)	- -	自治会・ 町内会名		

情報提供の同意及び地震等の災害発生時における避難支援の希望について、いずれかあてはまるものに☑をつけてください。	
地震等の災害に備えるため、あらかじめ私に関する情報(この確認書に記載する私の情報及び市の保有する高齢者、障がい者、要介護者等の状態に関する情報)を自主防災組織、自治会・町内会、民生委員、消防局、警察へ提供することについて、	
<input type="checkbox"/>	情報提供に同意し、避難支援を希望します。
<input type="checkbox"/>	情報提供に同意しません。
<input type="checkbox"/>	入院・施設入所等により自宅にいません。
	引き続き、下欄に必要とする支援内容をご記入ください。
	記入は以上で終了です。下欄の記入は必要ありません。

必要とする支援内容 (あてはまるもの1つに☑)	<input type="checkbox"/>	自力で避難できるが、避難勧告等の情報を伝えてほしい
	<input type="checkbox"/>	自力歩行は可能だが、不安があるので避難施設等まで付き添ってほしい
	<input type="checkbox"/>	寝たきり等で自力避難が困難なので、避難に際して手助けしてほしい
緊急時連絡先 電話番号 (本人以外)	- -	緊急時 連絡先氏名 名簿対象者 本人との関係
		同居親族 ・ 別居親族 ・ その他

情報提供の同意について、変更の申出がない限り自動で継続されます。

避難支援に関する情報確認のため、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員による訪問調査が実施される場合があります。

災害の状況等によっては避難行動の支援をすることが困難になることもあります。避難支援の希望によって災害時の避難行動の支援を約束するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

様式3

年 月 日

藤 沢 市 長

避難行動要支援者名簿（平常時）受領書

本日、私は避難行動要支援者名簿（平常時）を受領しました。

自主防災組織等の名称 _____

代表者住所 藤沢市 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者電話番号 _____

【名簿の保管・利用にあたって】

名簿管理責任者として法律上の守秘義務を厳守するとともに、
「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」の趣旨を
理解し、避難行動要支援者の避難支援対策又は災害発生時の
緊急対策以外には一切使用しないでください。

避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届

今般、{ 任期满了・その他（ ） } により、自主防災組織等の代表者を交代しました。

つきましては、藤沢市よりお預かりしている避難行動要支援者名簿を、新管理責任者（代表者）に引き継ぎましたのでご報告します。

年 月 日

藤 沢 市 長

自主防災組織等の名称

現管理責任者（代表者）

住所 藤沢市 _____

氏名 _____ 印

新管理責任者（代表者）

住所 藤沢市 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日

藤 沢 市 長

避難行動要支援者名簿（災害発生時）受領書

本日、私は避難行動要支援者名簿（災害発生時）を受領しました。

自主防災組織等の名称 _____

代表者住所 藤沢市 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者電話番号 _____

避難行動要支援者聞き取り調査票 (自主防災組織)

調査日	年 月 日 ()	聞き取り 実施者	
調査 対象者	氏名		
	住所	藤沢市	
	連絡先		

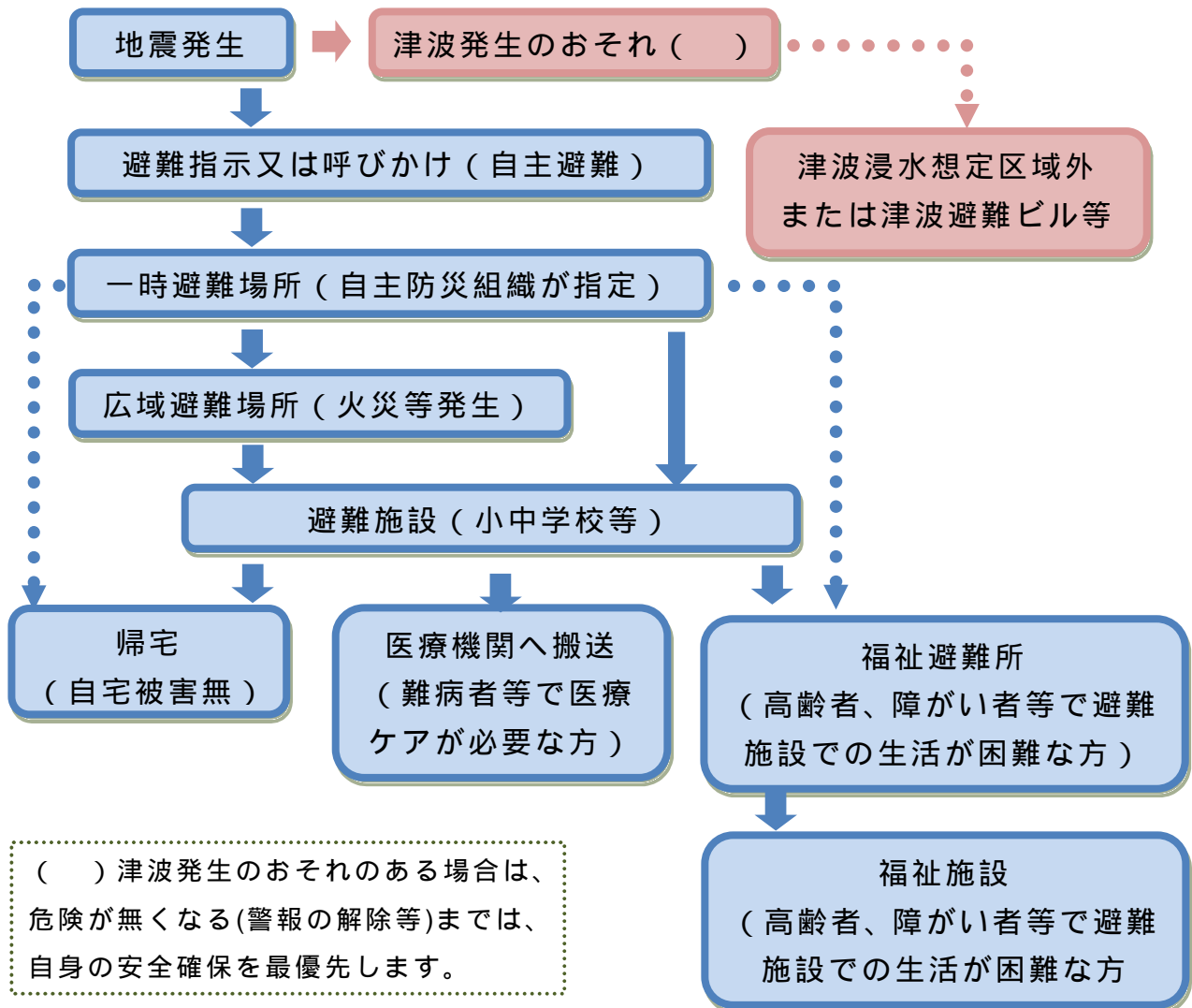
調査 結果 記 入 欄	家族等の状況	
	支援する際に 確認が必要な事項	
	支援する際の 注意事項	
	支援に必要な資機材	

支 援 計 画 等 記 入 欄	支援者氏名又はグループ (指定可能な場合)	
	支援計画・方法	
	特記事項	

地震発生時の避難計画

地震発生に伴う家屋倒壊、火災等により、避難が必要な状況が発生した場合の避難計画は地域防災計画で次のとおり示されています。(計画より一部抜粋)

ただし、地震が発生しても自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありません。まずは避難せずに済むよう自宅の防災対策を進めましょう。



避難指示又は呼びかけ(自主避難)

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が発生したため、避難指示が発令されたり、市民自らの判断で避難が必要な状況が発生したときは、避難行動を開始します。避難行動は、自主防災組織や自治会等の単位で一団となって避難することを原則とします。

一時避難場所への避難

地震災害から一時的に身を守るとき、又は、広域避難場所に一団となって避難するときは、一時避難場所へ避難又は集合します。集合後は拠点として、自主防災組織による住民の安否確認や、初動期の共助による人命救助活動が行われます。

広域避難場所への避難

地震に伴う火災が拡大して地域全体が危険な状態となったときは、広域避難場所へ避難します。広域避難場所での避難は、延焼火災が収束するまでの一時的な避難とします。

避難施設への避難

地震による延焼火災や崖崩れ等の危険が去った後、火災や倒壊等によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む。）は、一定の期間、市が指定する施設で避難生活を送ります。

避難施設は、地域の情報収集拠点となるほか、住宅を失っていない市民（在宅被災者）の物資等の供給場所となることから、住宅を失っていない方も避難施設にて、在宅被災者の名簿に登録する必要があります。

避難者の帰宅

一時避難した市民のうち、自宅周辺での火災等の危険が去り、かつ自宅が被害を免れ又は被害が軽微な場合、それぞれ帰宅します。また、住宅の応急修理やライフラインの復旧などに伴い、自宅での生活が可能となった場合も帰宅します。

医療機関への搬送

避難施設に避難した医療処置の必要な避難行動要支援者（難病者や人工透析患者等）は、症状や対応の状況によって、医療機関に搬送されます。

福祉避難所への避難

避難施設での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）は、受け入れ可能な福祉施設が見つかるまで一時的に福祉避難所（市民センター・公民館）へ避難します。

福祉施設への搬送

受け入れ可能な福祉施設が確保でき次第、福祉避難所から搬送されます。

避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規程（モデル）

_____ 地区自主防災組織

（趣旨・目的）

第1条 この規程は、当自主防災組織が避難行動要支援者に関する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、当自主防災組織の区域内に居住する避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に掲載された情報及び当自主防災組織が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

2 前項の「避難行動要支援者名簿」とは、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無に関わらず災害発生後に市から提供される名簿掲載対象者全員を含むものをいう。

3 この規程において「保有個人情報」とは、当自主防災組織が保有する、避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

4 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

（利用目的）

第3条 当自主防災組織は、個人情報を避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

（利用目的による制限）

第4条 当自主防災組織は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

（適正な取得）

第5条 当自主防災組織は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（適正な管理）

第6条 当自主防災組織は、個人情報の保護を図るため避難行動要支援者名簿管理責任者を定め、個人情報の漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止するとともに、名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、速やかに応じなければならない。

（第三者提供の制限）

第7条 当自主防災組織の役員及び役員であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

（利用目的の公表）

第8条 当自主防災組織は、保有個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、当自主防災組織が発行する会報等に掲載するなどの手段により、避難行動要支援者の知り得る状態に置かなければならない。

（開示等）

第9条 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対して当該保有個人情報を開示しなければならない。なお、本人が開示を求めることができない又はやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によって行うことができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

また、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

3 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報が本規程に反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

（理由の説明）

第10条 当自主防災組織は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（苦情の処理）

第11条 当自主防災組織は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

第 1 2 条 当自主防災組織の役員に改選があったときは、新旧の役員は避難行動要支援者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

(その他)

第 1 3 条 本規程に定めのない事項については、藤沢市個人情報の保護に関する条例の本旨に従い、個人情報を適正に取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画
平成27年4月

編集発行 藤沢市福祉部福祉総務課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL : 0466-50-8245 FAX : 0466-50-8411

10. 被災者救援

資料10-1 藤沢市防災井戸の指定に関する要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 6 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、災害により水道が長期の断水状態になった場合に備え、市内に存する井戸を防災井戸として指定することにより市民の生活用水の供給源を確保、維持すること及び指定を受けた防災井戸の所有者等に対して当該井戸に係る揚水用のポンプ(手動式のものに限る。以下「揚水用ポンプ」という。)の新規設置、取り替え又は修繕(以下「設置等」という。)に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災井戸 災害時において、市民の生活用水を供給するための井戸をいう。
- (2) 所有者等 防災井戸の所有権又は防災井戸を使用する権利を有する者をいう。
- (3) 自主防災組織等 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱(昭和61年藤沢市告示第76号)第2条に規定する自主防災組織及び当該自主防災組織の結成されていない地域における自治会、町内会等の自治組織をいう。

(防災井戸の指定手続等)

第3条 自主防災組織等の代表者は、その区域内に存する井戸について防災井戸としての指定を受けようとするときは、当該井戸の所有者等の同意を得たうえ、防災井戸指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を防災井戸指定決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(防災井戸の管理義務等)

第4条 前条第2項の規定により防災井戸の指定を受けた井戸の所有者等は、当該防災井戸を常時良好な状態で維持管理し、また、災害が発生したときは、当該防災井戸を市民の生活用水を供給するための水源として提供しなければならない。

2 防災井戸の所有者等は、当該防災井戸に係る申請事項について変更が生じた場合は、防災井戸指定申請事項変更届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(防災井戸の指定解除手続等)

第5条 自主防災組織等の代表者は、その区域内に存する防災井戸について、防災井戸としての機能を失ったと認めるとき、又は機能を失うことが明らかであると認めるときは、防災井戸指定解除届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書が提出されたとき、及び防災井戸がその機能を失ったと認めるときは、当該防災井戸の指定の申請をした自主防災組織等の代表者及び所有者等に防災井戸指定解

除通知書（第5号様式）により通知し、防災井戸の指定を解除することができる。

（補助金の交付）

第6条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）は、指定を受けた防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等を対象とする。

2 補助金は、その申請する時点において、既に防災井戸として指定を受けており、かつ、揚水用ポンプの設置等に着手していない場合に交付する。

3 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた日から10年を経過する日までの間は、当該防災井戸について再び補助金の交付を受けることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、指定を受けた防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等に要する費用の2分の1以内とし、50,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額を算定する場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請手続等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、防災井戸補助金交付申請書（第6号様式）に当該防災井戸の指定の申請をした自主防災組織等の代表者と連署の上、当該申請書に前条第1項に規定する費用に係る見積書その他市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その旨を防災井戸補助金交付等決定通知書（第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（完了検査）

第9条 前条第2項の通知を受けた者のうち補助金の交付を決定された者は、防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等が完了したときは、速やかに防災井戸設備設置等完了届出書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の検査を受けなければならない。

（1）揚水用ポンプの設置等の工事に係る領収書の写し

（2）前号に掲げるもののほか、市長が提出することを指示した書類

（補助金の交付手続）

第10条 補助金の交付を決定された者は、前条に規定する検査が終了したときは、当該補助金に係る請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書が提出された日から30日以内に当該請求者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）補助金を目的以外に使用したとき。

（2）補助金交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 平成27年度における補助金の交付に係る第6条第2項の適用については、同項中「着手していない場合」とあるのは、「着手していない場合及び平成27年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに着手した場合」とする。

資料10-2 飲料水の供給

(1) 災害用指定配水池一覧表

所別	名称	所在地	確保水量 (m ³)
藤沢	片瀬	片瀬山 1 丁目	4,780
	稲荷	稲荷 1 丁目 9 番	19,990
	二本松	遠藤 621 番地	9,690
	葛原	葛原 518-1 番地	18,540
合計	4 箇所		53,000

(2) 鋼板プール・ろ水機設置状況一覧表

< 鋼板プール・ろ水機設置校 >

地区	施設名	所在地	構造	容量 (m ³)	電話番号
片瀬	片瀬小学校	片瀬 2-14-29	鋼板	325	26-1440
	片瀬中学校	片瀬山 4-1-1	FRP	325	26-2814
鵠沼	鵠南小学校	鵠沼海岸 4-7-34	鋼板	325	34-0179
	鵠洋小学校	鵠沼桜が岡 3-16-38	鋼板	325	26-3989
	鵠沼小学校	本鵠沼 5-4-23	鋼板	275	23-3119
	鵠沼中学校	鵠沼桜が岡 4-3-37	アルミ	325	25-6255
辻堂	辻堂小学校	辻堂東海岸 1-17-1	アルミ	325	33-4121
	浜見小学校	辻堂西海岸 1-4-1	鋼板	275	34-0278
	高砂小学校	辻堂西海岸 1-3-1	FRP	325	36-5140
	八松小学校	辻堂元町 3-1-6	鋼板	325	34-3500
	湘洋中学校	辻堂東海岸 4-17-1	アルミ	325	33-2215
	高浜中学校	辻堂西海岸 1-4-3	鋼板	275	34-5225
	白浜養護学校	辻堂西海岸 1-2-2	FRP	135(120+15)	33-1500
村岡	新林小学校	川名 400	アルミ	325	27-1951
	村岡小学校	弥勒寺 1-16-1	アルミ	325	26-3290
	高谷小学校	高谷 9-1	アルミ	325	25-6151
	村岡中学校	弥勒寺 2-1-27	アルミ	325	27-6421
	藤ヶ岡中学校	藤が岡 3-18-1	FRP	325	26-5197
藤沢東部	大道小学校	朝日町 3-3	鋼板	325	26-3976
	大鋸小学校	大鋸 1020	アルミ	325	27-6131
	藤沢小学校	本町 1-9-1	鋼板	325	25-7533
藤沢西部	大清水小学校	大鋸 1433	アルミ	325	81-2348
	大清水中学校	大鋸 1400	アルミ	325	82-2503
	本町小学校	本町 2-6-17	鉄筋コンクリート	375	26-1577
	第一中学校	鵠沼神明 5-10-9	鋼板	325	25-3100
明治	明治小学校	城南 3-3-1	アルミ	325	33-2442
	羽鳥小学校	羽鳥 3-11-1	鋼板	325	34-1617
	明治中学校	辻堂新町 2-13-1	FRP	325	33-1300
	羽鳥中学校	羽鳥 4-13-14	アルミ	325	36-3111

地区	施設名	所在地	構造	容量 (m ³)	電話番号
善行	善行小学校	善行団地 6-1	鋼板	325	81-6573
	大越小学校	善行坂 1-19-1	鋼板	325	81-6051
	善行中学校	石川 3988-1	アルミ	325	82-2212
湘南大庭	駒寄小学校	大庭 5527-2	アルミ	325	87-4611
	小糸小学校	大庭 5062-1	アルミ	325	87-9149
	大庭小学校	大庭 5307-7	アルミ	325	87-1100
	滝の沢小学校	遠藤 641-3	アルミ	325	87-3521
	大庭中学校	大庭 5416-6	アルミ	325	87-5271
	滝の沢中学校	遠藤 699-3	アルミ	325	87-9148
六会	俣野小学校	西俣野 2660	アルミ	325	81-7751
	亀井野小学校	亀井野 3-31	アルミ	325	81-5551
	天神小学校	天神町 1-1	アルミ	325	81-2451
	石川小学校	石川 4-19-1	FRP	275	86-2551
	六会小学校	亀井野 550	FRP	325	81-5595
	六会中学校	亀井野 1000	アルミ	325	81-2802
湘南台	湘南台小学校	湘南台 5-23	アルミ	325	43-3682
	湘南台中学校	湘南台 7-18-1	アルミ	325	45-4811
遠藤	秋葉台小学校	遠藤 2959	鋼板	325	87-3014
	秋葉台中学校	遠藤 2000-2	アルミ	325	87-6815
長後	長後小学校	長後 770	鋼板	325	44-0129
	富士見台小学校	下土棚 591-1	鋼板	325	44-4725
	長後中学校	下土棚 590	FRP	325	44-0341
	高倉中学校	高倉 1122	アルミ	325	45-5320
御所見	御所見小学校	打戻 1902	アルミ	325	48-1255
	中里小学校	獺郷 68	アルミ	325	48-7733
	御所見中学校	用田 500	鋼板	325	48-1014

<ろ水機配置施設(学校施設以外)>

平成 27 年 11 月 27 日現在

	施設名	所在地	ろ水機の 設置年度	設置台数
1	八部公園	鶴沼海岸 6-12-1	昭和 60 平成 25	15
2	日本大学藤沢高等学校	亀井野 1866	昭和 62	1
3	石名坂温水プール	本藤沢 1-10-1	平成 9,13	1
4	秋葉台公園	遠藤 2000-1	平成 9	1
5	湘南工科大附属高等学校	辻堂西海岸 1-1-25	平成 20	1

(3) 耐震性飲料用貯水槽(100t)設置状況

番号	設置年度	地区	名称	設置場所
1	平成7年	長後	長後市民センター	長後 513
2	7	辻堂	長久保公園	辻堂太平台 2-13
3	8	村岡	新林公園	川名 411-1
4	9	明治	明治市民センター	辻堂新町 1-11-23
5	10	遠藤	秋葉台公園	遠藤 2000-1
6	11	湘南大庭	湘南大庭市民センター	大庭 5406-1
7	12	善行	善行市民センター	善行 1-2-3
8	13	六会	天神公園	天神町 2-14
9	14	湘南台	湘南台公園	湘南台 7-16
10	15	片瀬	片瀬上西原公園	片瀬 5-9
11	16	鵠沼	鵠沼砥上公園	鵠沼石上 1-11
12	18	藤沢東部	大鋸外原公園	大鋸 1028
13	19	御所見	御所見市民センター	宮原 3618
14	21	明治	神台公園(シークロス公園)	辻堂神台 1-6-2

(4) 応急資機材状況一覧表

種類	能力	保有数	保管場所
給水タンク	1ト	2基	神奈川県企業庁水道局営業所 27-1211
ポリタンク	20ℓ	86個	
	10ℓ	80個	
キャンパス水槽	1ト	135基	防災倉庫
	2ト	15基	
災害用濾水機	83ccガリソエンジンプール過性能平均2,500ℓ/時	19台	防災倉庫
		56台	市立小中特別支援学校格納庫
ポリ容器	10ℓ	16,500個	市立小中特別支援学校格納庫
ポリ容器	10ℓ	30,800個	耐震性飲料用貯水槽(100t)倉庫

資料10-3 給食施設一覧表

藤沢市立給食施設（LPガス使用）

区分	明治・秋葉台・羽鳥小学校	御所見・富士見台・ 亀井野・大鋸小学校	長後小学校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 ・2段式1台(7kg×8釜)
機器の燃料等	LPガス・電気	LPガス・電気	LPガス・電気
機能・能力	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で56kg(500人分) 1人110g(おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス	LPガス	LPガス
機能・能力	1回で750L(3750人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で550L(2750人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で750L(3750人分) 1人200cc(具入りの汁物)

区分	中里小学校	大清水小学校
*炊飯器の台数	立体式3段式1台 ・2段式1台(7kg×5釜)	立体式3段式1台 ・2段式1台(7kg×5釜)
機器の燃料等	LPガス・電気	LPガス・電気
機能・能力	1回で35kg(300人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で35kg(300人分) 1人110g(おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス	LPガス
機能・能力	1回で550L(2750人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で550L(2750人分) 1人200cc(具入りの汁物)

炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

LPガス 使用施設	供給業者名	電 話	LPガス 使用施設	供給業者名	電 話
秋葉台小学校	湘南昭石プロパン ガス協同組合	81-1223	亀井野小学校	藤沢市ガス事業 協同組合	48-2255
富士見台小学校	(株)イワサワ	87-4571	明治小学校	レモンガス(株)	81-4531
御所見小学校			羽鳥小学校	信光実業(株)	81-8181
中里小学校	藤沢プロパン瓦斯(株)	36-8637	大鋸小学校	三共石油瓦斯(株)	27-3941
長後小学校			大清水小学校		

藤沢市立給食施設（都市ガス使用）

区 分	藤 沢 ・ 八 松 ・ 大 越 小 学 校	辻 堂 ・ 湘 南 台 ・ 新 林 小 学 校	大 道 ・ 高 砂 ・ 浜 見 ・ 俣 野 ・ 天 神 ・ 高 谷 小 学 校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス(変換後)	LPガス(変換後)	LPガス(変換後)
機能・能力	1回で550L(2750人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で750L(3750人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で550L(2750人分) 1人200cc(具入りの汁物)

区 分	村 岡 小 学 校	鵠 沼 小 学 校	六 会 小 学 校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式3台 (7kg×9釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で63kg(570人分) 1人110g(おむすび2個)
*回転釜の台数	4釜	5釜	6釜
機器の燃料	LPガス(変換後)	LPガス(変換後)	LPガス(変換後)
機能・能力	1回で440L(2200人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で710L(3550人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で920L(4600人分) 1人200cc(具入りの汁物)

区 分	鵠 洋 小 学 校	片 瀬 小 学 校	鵠 南 小 学 校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 ・2段式1台(7kg×8釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で56kg(500人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)	1回で42kg(380人分) 1人110g(おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜	4釜
機器の燃料	LPガス(変換後)	LPガス(変換後)	LPガス(変換後)
機能・能力	1回で750L(3750人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で660L(3300人分) 1人200cc(具入りの汁物)	1回で600L(3000人分) 1人200cc(具入りの汁物)

炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

藤沢市立給食施設（都市ガス使用）

区 分	小 系 小 学 校	石 川 小 学 校	白 浜 養 護 学 校
*炊飯器の台数	立体式3段式1台 (7kg×3釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式2段式1台 (7kg×2釜)
機器の燃料等	L P ガス(変換後)・電気	L P ガス(変換後)・電気	L P ガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で21kg (190人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で14kg (120人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	4釜	4釜	2釜
機器の燃料	L P ガス (変換後)	L P ガス (変換後)	L P ガス (変換後)
機能・能力	1回で440L (2200人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で630L (3150人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で220L (1100人分) 1人200cc (具入りの汁物)

炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

藤沢市立給食施設（都市ガス使用）

藤沢市立給食施設（電化厨房機器使用）

区 分	善 行 ・ 駒 寄 小 学 校	区 分	本 町 ・ 大 庭 ・ 滝 の 沢 小 学 校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (6kg×6釜)
機器の燃料等	L P ガス(変換後)・電気	機器の燃料等	電気
機能・能力	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	機能・能力	1回で36kg (320人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	*回転釜の台数	5釜
機器の燃料	L P ガス (変換後)	機器の燃料	電気
機能・能力	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	機能・能力	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)

炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

都市ガス使用施設 1回の調理能力	L P ガス使用施設 1回の調理能力	電化厨房機器使用施設 1回の調理能力	1回の調理能力 総合計
炊飯機器 8,600人分 1人110g (おむすび2個)	炊飯機器 3,760人分 1人110g (おむすび2個)	炊飯機器 960人分 1人110g (おむすび2個)	炊飯機器 13,320人分 1人110g (おむすび2個)
回転釜 68,350人分 1人200cc (具入りの汁物)	回転釜 31,500人分 1人200cc (具入りの汁物)	回転釜 8,250人分 1人200cc (具入りの汁物)	回転釜 108,100人分 1人200cc (具入りの汁物)

炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

給食施設保有校（平成26年4月現在）

学 校 名	燃 料	電 話	学 校 名	燃 料	電 話
藤沢小学校	都市ガス	25-7533	浜見小学校	都市ガス	34-0278
明治小学校	LPガス	33-2442	俣野小学校	都市ガス	81-7751
鵜沼小学校	都市ガス	23-3119	大越小学校	都市ガス	81-6051
本町小学校	電気	26-1577	羽鳥小学校	LP ガス	34-1617
村岡小学校	都市ガス	26-3290	湘南台小学校	都市ガス	43-3682
六会小学校	都市ガス	81-5595	大庭小学校	電気	87-1100
辻堂小学校	都市ガス	33-4121	亀井野小学校	LPガス	81-5551
鵜洋小学校	都市ガス	26-3989	新林小学校	都市ガス	27-1951
片瀬小学校	都市ガス	26-1440	中里小学校	LP ガス	48-7733
大道小学校	都市ガス	26-3976	滝の沢小学校	電気	87-3521
秋葉台小学校	LPガス	87-3014	大鋸小学校	LP ガス	27-6131
御所見小学校	LPガス	48-1255	天神小学校	都市ガス	81-2451
長後小学校	LP ガス	44-0129	駒寄小学校	都市ガス	87-4611
八松小学校	都市ガス	34-3500	高谷小学校	都市ガス	25-6151
高砂小学校	都市ガス	36-5149	小糸小学校	都市ガス	87-9149
善行小学校	都市ガス	81-6573	大清水小学校	LP ガス	81-2348
富士見台小学校	LP ガス	44-4725	石川小学校	都市ガス	86-2551
鵜南小学校	都市ガス	34-0179	白浜養護学校	都市ガス	33-1500

資料10-4 災害救助用食料供給要請について

事務連絡

平成 28 年 4 月

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号統合食料局長通知（以下「要領」という。））第 4 章 I 第 10 に基づき、都道府県知事又は市町村長から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 都道府県知事は、要領第 4 章 I 第 10 の 1 の (1) に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村の担当者が、政策統括官付貿易業務課担当者（別紙 1）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙 2）に基づく情報（希望希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) なお、市町村長が直接、政策統括官に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

2. 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

政策統括官は、1 の (1) の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び都道府県知事と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 貿易業務課担当者は、2 の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約書を参照）を都道府県担当者に 2 部 送付する。
- (2) 都道府県担当者は、(1) で送付された売買契約書の内容を確認し、都道府県知事の記名、押印の上、貿易業務課の担当者に 2 部返送する。
- (3) 貿易業務課担当者は、(2) で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、1 部を都道府県担当者に送付する。
- (4) 政策統括官は、売買契約の締結後、速やかに受託事業者に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。

4. 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、3の(4)の指示された内容に従って、都道府県知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県知事は、政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。なお、納付期限は、要領第4章I第10の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署(連絡先)

担当部署名 : 農林水産省政策統括官付貿易業務課米穀業務班
連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(TEL) 03-6744-1354
(FAX) 03-6744-1391

2. 担当者(緊急連絡先)

役職等	氏名	メールアドレス(職場)	携帯
課長補佐 (米穀業務班担当)			
指揮官			
米穀業務第2係長			

(別紙2)

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

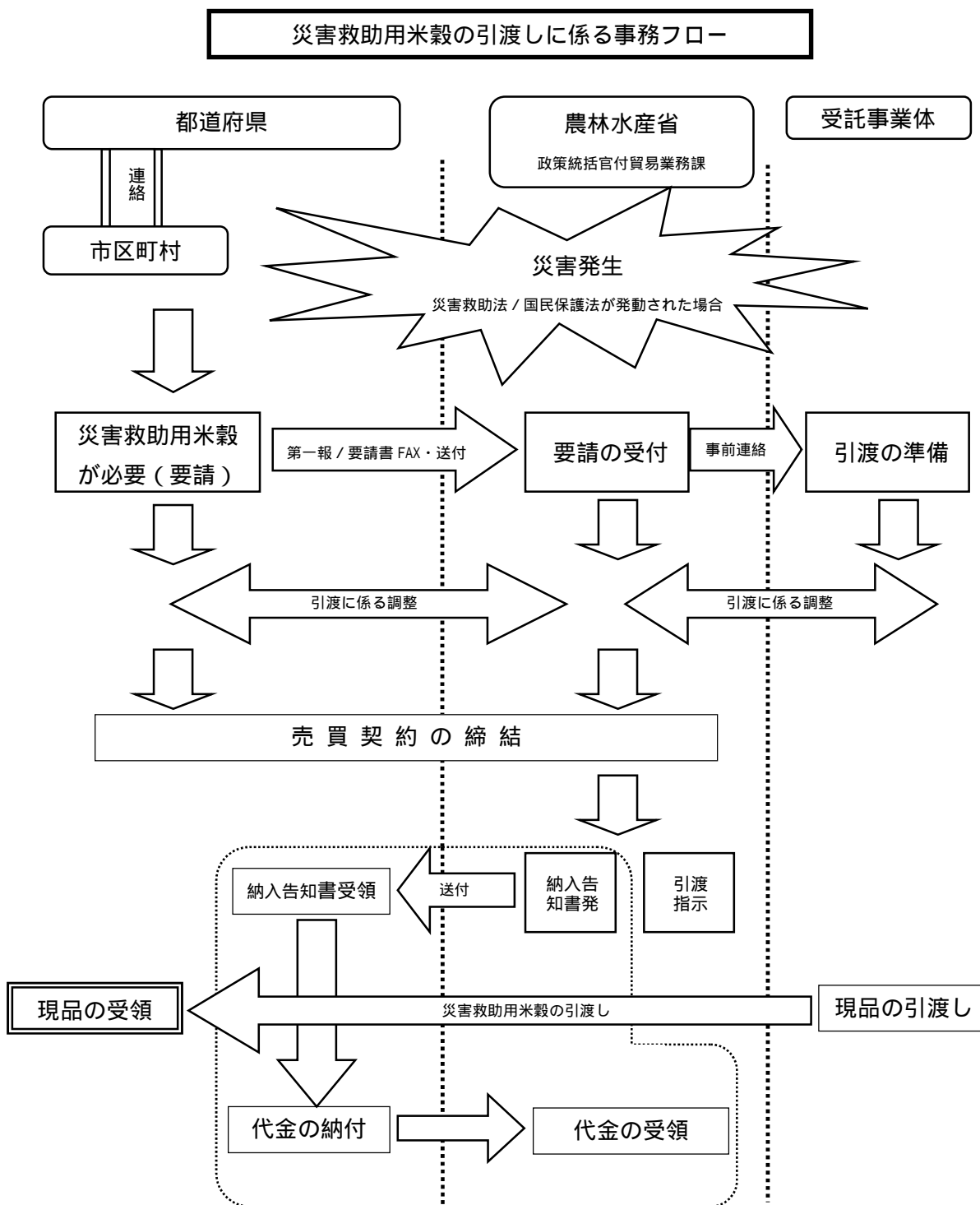
都道府県知事(市町村長) 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)第4章 第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

【参考】



代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政策統括官と都道府県知事が協議して決定

資料10-5 災害用応急必需物資の調達に関する協定締結対象一覧表

(平成27年2月末現在)

調達物資名	協定締結対象	所在地	電話
プロパンガス等	(公社)県LPガス協会湘南支部藤沢部会	藤沢市湘南台 5-4-6	44-0338
	藤沢市ガス事業協同組合	藤沢市菖蒲沢 1415-2	48 - 2255
ガソリン・軽油・灯油等	神奈川県石油業協同組合藤沢支部	藤沢市石川 1761-2	87-1303
	有限会社池田商会	藤沢市弥勒寺 3-5-1	26 - 6111
トラック	(一社)神奈川県トラック協会県南サービスセンター	横浜市港北区新横浜 2-11-1	045-471-8005
医薬品等	(一社)藤沢市薬剤師会	藤沢市藤沢 921	22-8664
救急手当て資器材等	株式会社 エニー	藤沢市大庭 5247-8	86-8255
仮設トイレ等	(株)レンタルのニッケン藤沢営業所	藤沢市遠藤 2021-21	89-0461
寝具類	小山(株)神奈川営業所	藤沢市高倉 2177	44-2551
食料品・衣料品・ 日用雑貨品	イオン株式会社ジャスコ藤沢店(現名:イオンリテール株式会社イオン藤沢店)	藤沢市大庭 5061-2	88-4114
	株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8	03-6238-2111
	相鉄ローゼン株式会社	横浜市西区北幸 2-19-14	045-319-7060
	消費生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜 2-5-11	045-472-7975
	(株)藤沢さいか屋	藤沢市藤沢 555	27 - 1111
	株式会社小田急百貨店藤沢店	藤沢市南藤沢 21-10	26 - 6111
	株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町 4-1-1	03-6388-7340
	オーケー株式会社	東京都大田区仲六郷 2-43-2	34 - 2335
	社団法人藤沢市商店会連合会	藤沢市藤沢 597	27 - 1111
	富士シティオ株式会社(Fuji's-バー)	横浜市中区日本大通り 17	045-641-1111
	湘南とうきゅう	藤沢市遠藤 698-10	81 - 5434
	湘南モールフィル	藤沢市辻堂新町 4-1-1	31-6110
	国分株式会社	東京都中央区日本橋 1-1-1	03-3276-4074
株式会社クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西 2-3-2	045-914-8161	
副食品	秋本食品株式会社	綾瀬市早川 2696-11	0467-71-6001
米穀類	さがみ農業協同組合	藤沢市湘南台 5-14-10	48 - 2500
青果及び野菜類	湘南青果(株)	藤沢市稲荷 520	82 - 1111
飲料水等 (災害対応ベンダー)	コカコーラセントラルジャパン(株)	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	045-222-5850
	ガイドードリンコ(株)横浜支店	横浜市港南区丸山台 3-40-1	045-846-2146
	東京キリンビバレッジサービス(株)	東京都千代田区神田和泉町 1 神田和泉町ビル	03-5821-1070
	明治乳業(株)本社	東京都江東区新砂 1-2-10	03-5653-0301
土のう・地下水	三和石産株式会社	藤沢市菖蒲沢 710	48-5515

詳細は別表1のとおり。

(別表1) 災害時応急生活物資

段階想定	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧	(1)
期間	災害当日 ~ 3日	4日 ~ 6日	7日 ~	
	水・飲料 菓子パン 牛乳 果物 レトルト食品(ご飯) 缶詰(イージーオープン) なべ トイレトペーパー 粉ミルク ほ乳ビン 紙オムツ ウェットティッシュ 乾電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 卓上ガスコンロ	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳 切り餅 レトルト食品(ご飯) 缶詰(イージーオープン) インスタントラーメン なべ トイレトペーパー 粉ミルク ほ乳ビン 紙オムツ ウェットティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿	米 食パン 麺類 バター・ジャム 肉・魚 野菜・果物 インスタントラーメン レトルト食品(おかず類) 緑茶・コーヒー・紅茶 なべ トイレトペーパー 洗濯・洗面用具 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク) 応急生活物資はおおむね上記の段階、期
夏	蚊取り線香			
冬	使い捨てカイロ 毛布			

間後との品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(2) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

印は災害直後、最優先に調達すべき品目。

資料10-6 物資受入港

港名 (管理者)	地区名	施設名	水深 (-m)	接岸 能力 (D/W)	延長 (m)	連絡先	港格
横浜港 (横浜市)	内港	山内ふ頭岸壁	-7.5	5,000	130	横浜市港湾局 TEL 045-671-2880	国際戦略 港湾
		みなとみらい 1・2号岸壁	-7.5	5,000	260		
	金沢	金沢木材ふ頭 岸壁	-10	15,000	185		
	本牧ふ 頭	BC-1岸壁	-16	100,000	300		
		D-5岸壁	-16	84,900	300		
川崎港 (川崎市)	東扇島	東扇島31号岸壁	-7.5	5,000	130	川崎市港湾局 TEL 044-200-3049	国際戦略 港湾
		東扇島9号岸壁	-12	30,000	240		
横須賀港 (横須賀市)	平成	平成2号岸壁	-5.5	2,000	270	横須賀港ふ頭 管理事務所 TEL 046-874-9002	重要港湾
	久里浜	久里浜1号 岸壁	-7.5	16,000 (G/T)	260		
葉山港 (神奈川県)	堀内	南物揚場	-3.5	300	60	葉山港管理事務所 TEL 046-875-1504	地方港湾
湘南港 (神奈川県)	江の島	本船岸壁	-6	2,000	109	湘南港管理事務所 TEL 0466-22-2128	
大磯港 (神奈川県)	大磯	東岸壁	-5	1,000	80	大磯港管理事務所 TEL 0463-61-5719	
		中央岸壁	-5	1,000	85		
		西岸壁	-5	1,000	180		
真鶴港 (神奈川県)	真鶴	第4物揚場	-4	300	78	真鶴港管理事務所 TEL 0465-68-3827	
		第5物揚場	-4	300	113		
三崎漁港 (神奈川県)	新港	-7m岸壁 (歌舞島)	-7	2,000	145	東部漁港事務所 TEL 046-882-1233	特定第3 種港湾
小田原漁港 (神奈川県)	本港	耐震強化岸壁	-5	1,000	88	西部漁港事務所 TEL 0465-23-8521	第3種 港湾

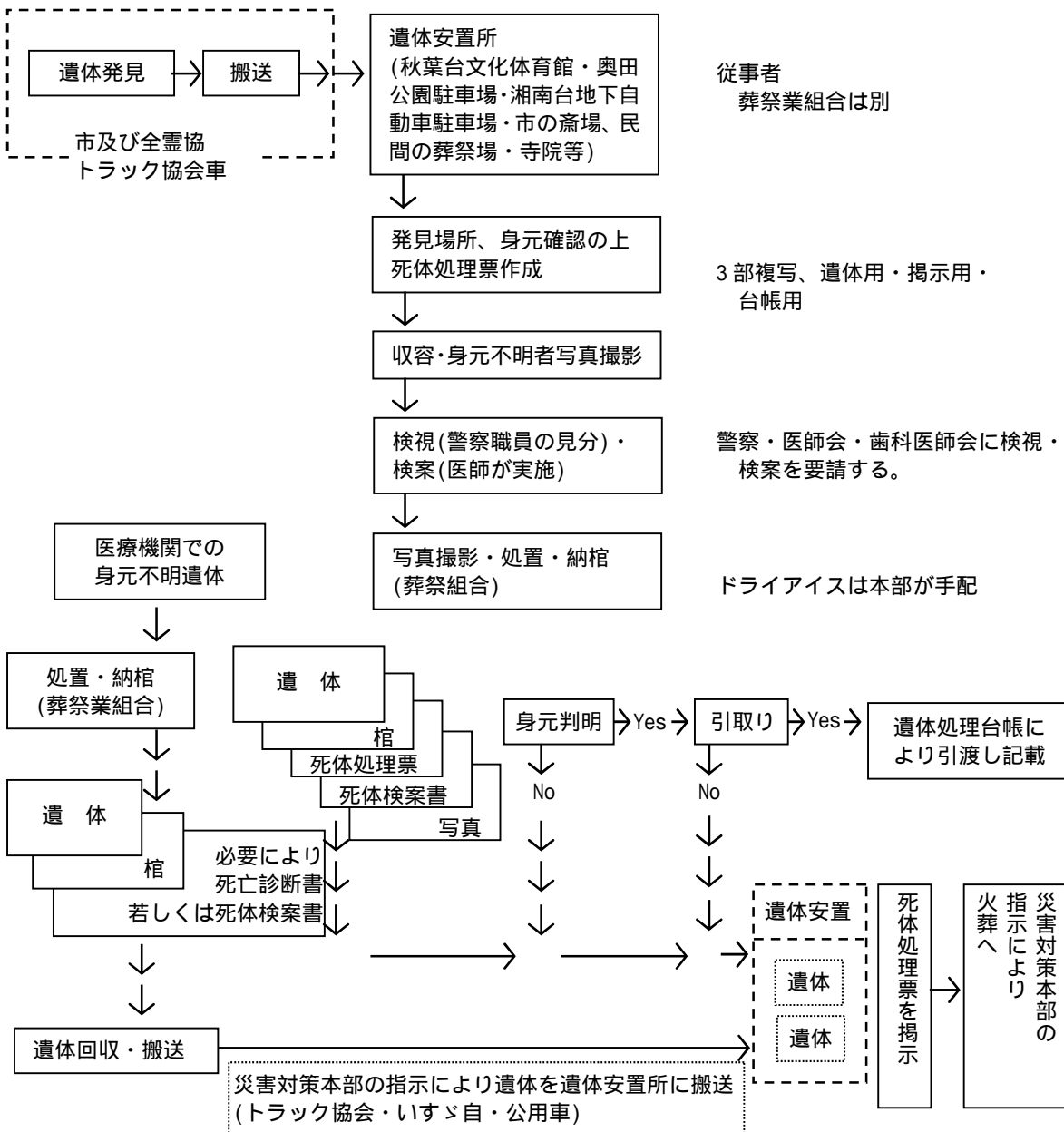
料：神奈川
県災害時広
域受援計画
- 資料編 -
(平成26年
11月)

11. 遺体処理

資料11-1 遺体収容関係機関・団体連絡先

	関係機関・団体	電 話	
1	警察	藤沢警察署 刑事第一課	24-0110
		藤沢北警察署 刑事課	45-0110
2	藤沢市葬祭業組合	和田葬儀社 死体処置納棺等 組合長	34-5444
		神奈川県葬祭業協同組合	045-721-8607
		全日本葬祭業協同組合連合会	03-322-4370
3	棺製造業者	(株)ヤマトコフィン	0878-48-3456(高松市)
4	ドライアイス業者	昭炭商事(株)	0463-21-0095(平塚市)
		田辺商事(株)	0463-54-1912(平塚市)
5	運送事業者	トラック協会	44-6263
		いすゞ自動車等	44-1121
6	秋葉台文化体育館	(財)藤沢市みらい創造財団 秋葉台運動施設事務所	内線 5361
7	奥田公園駐車場	都市整備部都市整備課	内線 4311
8	湘南台駅地下自動車駐車場	道路河川部道路河川総務課	内線 4413
9	市の斎場(大庭台墓園内)	福祉健康部福祉医療給付課	内線 3125

資料11-2 遺体処理に関する事務手続き



資料11-3 死体処理票

死 体 処 理 表			
整 理 番 号	 台帳用 掲示用	
死 亡 者 名			
性 別	男 女 死体用	
年 令			
住 所			
電 話			
発見日時及び場所又は死亡した病院			
遺族または 死体引取り人	氏 名		
	住 所		
	職 業		
	関 係		
検案・洗浄等 処理状況			
安置場所	1	 ピニール
	2		
死体の特徴・ 遺留品の状況			

12. 文教

資料12-1 藤沢市内の学校一覧表

< 市立学校 >

施設名	所在地	電話番号
片瀬小学校	片瀬 2-14-29	26-1440
片瀬中学校	片瀬山 4-1-1	26-2814
鵠南小学校	鵠沼海岸 4-7-34	34-0179
鵠洋小学校	鵠沼桜が岡 3-16-38	26-3989
鵠沼小学校	本鵠沼 5-4-23	23-3119
鵠沼中学校	鵠沼桜が岡 4-3-37	25-6255
辻堂小学校	辻堂東海岸 1-17-1	33-4121
浜見小学校	辻堂西海岸 1-4-1	34-0278
高砂小学校	辻堂西海岸 1-3-1	36-5149
八松小学校	辻堂元町 3-1-6	34-3500
湘洋中学校	辻堂東海岸 4-17-1	33-2215
高浜中学校	辻堂西海岸 1-4-3	34-5225
白浜養護学校	辻堂西海岸 1-2-2	33-1500
新林小学校	川名 400	27-1951
村岡小学校	弥勒寺 1-16-1	26-3290
高谷小学校	高谷 9-1	25-6151
村岡中学校	弥勒寺 2-1-27	27-6421
藤ヶ岡中学校	藤が岡 3-18-1	26-5197
大道小学校	朝日町 3-3	26-3976
大鋸小学校	大鋸 1020	27-6131
藤沢小学校	本町 1-9-1	25-7533
大清水小学校	大鋸 1433	81-2348
大清水中学校	大鋸 1400	82-2503
本町小学校	本町 2-6-17	26-1577
第一中学校	鵠沼神明 5-10-9	25-3100
明治小学校	城南 3-3-1	33-2442
羽鳥小学校	羽鳥 3-11-1	34-1617
明治中学校	辻堂新町 2-13-1	33-1300
羽鳥中学校	羽鳥 4-13-14	36-3111
善行小学校	善行団地 6-1	81-6573
大越小学校	善行坂 1-19-1	81-6051
善行中学校	石川 3988-1	82-2212
駒寄小学校	大庭 5527-2	87-4611
小糸小学校	大庭 5062-1	87-9149
大庭小学校	大庭 5307-7	87-1100
滝の沢小学校	遠藤 641-3	87-3521
大庭中学校	大庭 5416-6	87-5271
滝の沢中学校	遠藤 699-3	87-9148

施設名	所在地	電話番号
俣野小学校	西俣野 2660	81-7751
亀井野小学校	亀井野 3-31	81-5551
天神小学校	天神町 1-1	81-2451
石川小学校	石川 4-19-1	86-2551
六会小学校	亀井野 550	81-5595
六会中学校	亀井野 1000	81-2802
湘南台小学校	湘南台 5-23	43-3682
湘南台中学校	湘南台 7-18-1	45-4811
秋葉台小学校	遠藤 2959	87-3014
秋葉台中学校	遠藤 2000-2	87-6815
長後小学校	長後 770	44-0129
富士見台小学校	下土棚 591-1	44-4725
長後中学校	下土棚 590	44-0341
高倉中学校	高倉 1122	45-5320
御所見小学校	打戻 1902	48-1255
中里小学校	獺郷 68	48-7733
御所見中学校	用田 500	48-1014

< 県立学校 >

施設名	所在地	電話番号
藤沢養護学校	亀井野 2547-19	82-8101
藤沢清流高校	大鋸 1450	82-8112
湘南高校	鵜沼神明 5-6-10	26-4151
藤沢総合高校	長後 1909	45-5200
湘南台高校	円行 1986	45-6600
藤沢工科高校	今田 744	43-3402
藤沢西高校	大庭 3608-2	87-2150

< 私立学校 >

施設名	所在地	電話番号
湘南学園小学校	鵜沼松が岡 4-1-32	23-6611
湘南白百合学園小学校	片瀬海岸 2-2-30	22-0200
湘南学園中学校	鵜沼松が岡 4-1-32	23-6611
湘南白百合学園中学校	片瀬目白山 4-1	27-6211
聖園女学院中学校	みその台 1-4	81-3333
慶応義塾湘南藤沢中等部	遠藤 5466	49-3585
藤嶺学園藤沢中学校	西富 1-7-1	23-3150
日本大学藤沢小学校	亀井野 1866	81-7111
日本大学藤沢中学校	亀井野 1866	81-0125
藤嶺学園鵜沼高校	鵜沼藤が谷 4-9-10	22-4783
湘南工科大学附属高校	辻堂西海岸 1-1-25	34-4114
湘南学園高校	鵜沼松が岡 4-1-32	23-6611
湘南白百合学園高校	片瀬目白山 4-1	27-6211
藤嶺学園藤沢高校	西富 1-7-1	23-3150

施設名	所在地	電話番号
日本大学藤沢高校	亀井野 1866	81-0123
藤沢翔陵高校	善行 7-1-3	81-3456
聖園女学院高校	みその台 1-4	81-3333
慶応義塾湘南藤沢高等部	遠藤 5466	49-3585
湘南工科大学	辻堂西海岸 1-1-25	30-0271
日本大学生物資源科学部	亀井野 1866	84-3800
慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス	遠藤 5322	49-3404
多摩大学湘南キャンパス	円行 802	82-4141

< 専門学校 >

施設名	所在地	電話番号
市立看護専門学校	藤沢 2-6-2	25-0145
湘南看護専門学校	大庭 5062-3	86-5440

資料12-2 社会教育施設（図書館、体育館、公民館等）一覧表

施設名	所在地	電話番号
総合市民図書館	湘南台 7-18-2	43-1111
点字図書館	(藤沢市総合市民図書館内)	44-2662
南市民図書館	鵠沼東 8-2	27-1044
辻堂市民図書館	辻堂 2-15-8	35-0028
湘南大庭市民図書館	大庭 5406-4	86-1666
秩父宮記念体育館	鵠沼東 8-2	22-5335
秋葉台文化体育館	遠藤 2000-1	88-1111
藤沢公民館	藤沢 1-9-17	22-0019
済美館（藤沢公民館分館）	本町 4-6-16	28-4471
鵠沼公民館	鵠沼海岸 2-10-34	33-2002
村岡公民館	弥勒寺 1-7-7	23-0634
六会公民館	亀井野 4-8-1	81-6677
片瀬公民館	片瀬 3-9-6	27-2711
片瀬しおさいセンター（片瀬公民館分館）	片瀬 4-9-22	29-6668
明治公民館	辻堂新町 1-11-23	34-3444
御所見公民館	打戻 1760-1	48-1002
遠藤公民館	遠藤 2984-3	87-3009
長後公民館	長後 513	44-1622
辻堂公民館	辻堂東海岸 1-1-41	34-8661
善行公民館	善行 1-2-3	81-4431
湘南大庭公民館	大庭 5406-1	87-1111
湘南台公民館	湘南台 1-8	45-1600
藤沢市民ギャラリー	藤沢 438-1 ルミネ藤沢店 6F	26-5133
藤沢市アートスペース	辻堂神台 2-2-2 ココテラス湘南 6F	30-1816
石名坂温水プール	本藤沢 1-10-1	82-5131
秋葉台公園プール	遠藤 2000-1	88-1811
鵠沼公園運動施設（八部公園プール・野球場）	鵠沼海岸 6-12-1	36-1607
秋葉台公園球技場	遠藤 2000-1	88-1111

13. 緊急輸送

資料13-1 緊急交通路指定想定路一覧表

番号	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	中央高速道路	東京都境から山梨県境までの間
3	首都高速道路 (横羽線、三ツ沢線、狩場線、大黒線、川崎線及び湾岸線)	東京都境から石川町JCTまでの間(横羽線)、金港JCTから三ツ沢ICまでの間(三ツ沢線)、本牧JCTから狩場ICまでの間(狩場線)、大黒JCTから生麦JCTまでの間(大黒線)、大師JCTから川崎浮島JCTまでの間(川崎線)及び並木ICから都県境までの間(湾岸線)
4	国道1号(横浜新道、新湘南バイパス及び西湘バイパスを含む。)	東京都境から静岡県境までの間
5	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
6	国道16号(保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路を含む。)	東京都境から馬堀海岸四丁目東交差点までの間
7	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
8	国道129号	高浜台交差点から橋本五差路交差点までの間
9	国道132号	塩浜交差点から川崎区役所前交差点までの間
10	国道133号	開講広場前交差点から桜木町一丁目交差点までの間
11	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
12	国道135号 (真鶴道路を含む。)	静岡県境から早川口交差点までの間
13	国道138号	静岡県境から宮の下交差点までの間
14	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
15	国道255号	新籠場交差点から小田原市民会館前交差点までの間
16	国道271号小田原厚木道路	厚木ICから小田原西ICまでの間
17	国道409号(東京湾アクアラインを含む。)	溝の口交差点から大師河原交差点までの間、東京湾アクアラインは川崎浮島JCTから千葉県境までの間
18	国道412号	厚木市立病院前交差点から相模湖駅前交差点までの間
19	国道413号	山梨県境から国道16号と交差する地点(橋本陸橋下)までの間

番号	路線名	区間
20	国道 466 号、第三京浜道路	東京都境から横浜新道入口（三ツ沢上町交差点）までの間
21	国道 467 号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
22	国道 468 号 さがみ縦貫道路	茅ヶ崎 JCT から東京都境までの間
23	県道 2 号（東京丸子横浜）	東京都境から浦島ヶ丘交差点までの間
24	県道 3 号（世田谷町田）	多摩水道橋交差点から上麻生交差点までの間
25	県道 6 号（東京大師横浜）	東京都境から大黒町入口交差点までの間
26	県道 9 号（川崎府中）	溝口交差点から東京都境までの間
27	県道 12 号（横浜上麻生）	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
28	県道 13 号（横浜生田）	高島町交差点から荏田町交差点までの間
29	県道 14 号（鶴見溝ノ口）	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
30	県道 21 号（横浜鎌倉）	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
31	県道 22 号（横浜伊勢原）	関の下交差点から上北ノ根交差点までの間
32	県道 24 号（横須賀逗子）	船越交差点から銀座通り入口交差点までの間
33	県道 26 号（横須賀三崎） （三浦縦貫道を含む。）	本町一丁目交差点から日の出交差点までの間
34	県道 28 号（本町山中）	本町 IC から横須賀 IC までの間
35	県道 30 号（戸塚茅ヶ崎）	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
36	県道 40 号（横浜厚木）	相模大塚交差点から相模大橋東交差点までの間
37	県道 43 号（藤沢厚木）	海老名インター入口交差点から厚木市立病院前交差点までの間
38	県道 44 号（伊勢原藤沢）	伊勢原市役所入口交差点から茅ヶ崎中央インター交差点までの間
39	県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）	丸子橋交差点から茅ヶ崎駅前交差点までの間
40	県道 46 号（相模原茅ヶ崎）	上溝交差点から柳島交差点までの間
41	県道 51 号（町田厚木）	東京都境から河原口交差点までの間
42	県道 52 号（相模原町田）	下当麻交差点から東京都境までの間
43	県道 54 号（相模原愛川）	上溝交差点から半原日向交差点までの間
44	県道 62 号（平塚秦野）	相模貨物駅前交差点から堀川交差点までの間
45	県道 64 号（伊勢原津久井）	伊勢原交差点から梶野交差点までの間
46	県道 71 号（秦野二宮）	落合交差点から二宮交差点までの間
47	県道 72 号（松田国府津）	国道 255 号と交差する地点（金田交番前）から親木橋交差点までの間
48	県道 73 号（小田原停車場）	城山中学校入口交差点から早川口交差点までの間
49	県道 74 号（小田原山北）	城山中学校入口交差点から宮路交差点までの間

番号	路線名	区間
50	県道 75 号 (湯河原箱根仙石原)	千歳橋交差点から仙石原交差点までの間
51	県道 77 号 (平塚松田)	土屋橋交差点から神山交差点までの間
52	県道 78 号 (御殿場大井)	矢倉沢交差点からインター交差点までの間
53	県道 311 号 (鎌倉葉山)	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
54	逗葉新道	逗葉インター入口交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
55	横浜市道 (みなと大通り)	県庁前交差点から扇町一丁目交差点までの間
56	横浜市道 (山下本牧磯子)	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
57	横浜市道 (環状 2 号)	屏風ヶ浦交差点から上末吉交差点までの間

資料：神奈川県警察 HP (平成 28 年 11 月現在)

資料13-2 緊急輸送道路一覧表

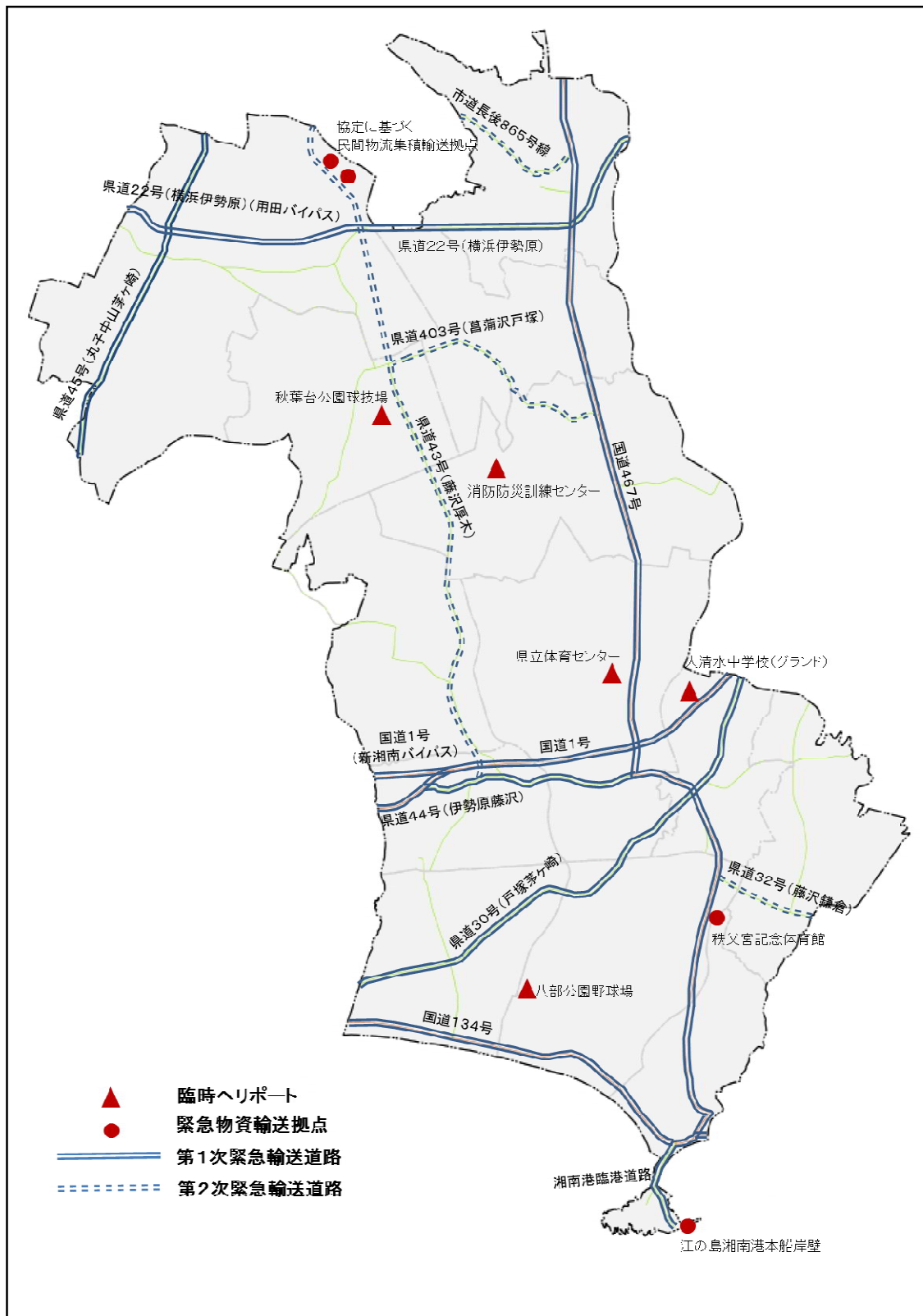
番号	順位	路線名	区域
1		国道 1 号	横浜市境～茅ヶ崎市境
2		国道 1 号(新湘南バイパス)	藤沢インター～茅ヶ崎市境
3		国道 134 号	鎌倉市境～茅ヶ崎市境
4		国道 467 号	国道 134 号交点～大和市境
5		県道 43 号(藤沢厚木)	国道 467 号交点(白旗)～県道 44 号交点 県道 44 号交点～県道 403 号交点(遠藤東)
6		県道 22 号(横浜伊勢原)(用田バイパス)	横浜市境～海老名市境
7		県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)	綾瀬市境～寒川町境
8		県道 30 号(戸塚茅ヶ崎)	横浜市境～茅ヶ崎市境
9		県道 44 号(伊勢原藤沢)	国道 1 号交点(四ッ谷)～県道 43 号交点
10		湘南港臨港道路	全線
11		県道 32 号(藤沢鎌倉)	国道 467 号交点(南藤沢)～鎌倉市境
12		県道 42 号(藤沢座間厚木)	県道 22 号交点(東山田)～綾瀬市境
13		県道 403 号(菖蒲沢戸塚)	県道 43 号交点(遠藤東)～国道 467 号交点
14		藤沢市道長後 865 号線	国道 467 号交点(長後小入口)～綾瀬市境
15		藤沢市道	県道 403 号交点(遠藤東)～県道 22 号交点 (東山田)

(平成 28 年 3 月現在)

凡例 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線
第 1 次緊急輸送道路
第 2 次緊急輸送道路

注 緊急交通路：災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、災害応急対策の的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するもの。

緊急輸送道路：地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。



資料13-3 県及び藤沢市指定臨時ヘリポート一覧表

	名称	所在地	面積 (m^2)	施設管理	連絡先
県指定	県立体育センター ()	藤沢市 善行 7 - 1 - 2	12,000	県立体育センター	0466 - 81 - 2570
	江の島湘南港本船 岸壁	藤沢市 江の島 1 丁目	3,000	県藤沢土木事務所な ぎさ港湾課	0467 - 58 - 1473
市指定	八部公園野球場	藤沢市 鵜沼海岸 6 - 12	13,200	(財)藤沢市みらい創 造財団	0466 - 36 - 1607
	藤沢市立大清水中 学校(グラウンド)	藤沢市 大鋸 1400	10,800	藤沢市立大清水中学 校	0466 - 82 - 2503
	秋葉台公園球技場	藤沢市 遠藤 2000 - 1	11,200	(財)藤沢市みらい創 造財団	0466 - 88 - 1111
	藤沢市消防防災訓 練センター	藤沢市 石川 3417 - 1	19,500	藤沢市消防局(消防総 務課)	0466 - 50 - 3576

() は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートである。

資料13-4 緊急輸送車両運送業者一覧表

(平成25年3月現在)

名 称	所 在 地	電 話	保 有 台 数
(株)江ノ電バス藤沢(湘南営業所)	藤沢市宮前1番地	55-1001	114台
神奈川中央交通(株)	藤沢市辻堂新町3-4-23	36-5121	95台
(株)藤沢神奈交バス	同上	同上	6台

資料13-5 漁業協同組合漁船一覧表

(平成26年12月現在)

組合名	事務所・連絡先	3t以上の動力船	
江の島片瀬漁業協同組合	片瀬海岸2-20-25 22-4671	22隻	231.13t
藤沢市漁業協同組合	辻堂東海岸4-3-21 36-8220	4隻	20.11t
合 計		26隻	251.24t

14. 居住環境

資料14-1 応急仮設住宅供給要領の基本的な考え方

災害の発生によって、住宅が全焼、全壊もしくは流出した被災者が発生した場合においては、恒久的な住宅に移行するまでの間の応急的な住宅が必要となる。

応急仮設住宅の供与は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号 最終改正：平成22年12月23日法律第65号）第4条で規定されている救助の種類の一つとして、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、迅速かつ大量に供給できる住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とするものである。

また、災害発生から復興までの一連の流れの中で見れば、一時的な居住の安定を図るようにするだけでなく、被災者による生活再建・住宅再建に向けての足がかりともなる重要な役割を果たすものである。

実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用されたときは県知事が実施する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは災害救助法に準じて市長が実施する。

応急仮設住宅等の供給

応急仮設住宅等の供給として、一時提供住宅の供給及び応急仮設住宅の供給とこれらの管理についての内容を定める。

1 一時提供住宅の供給

公共賃貸住宅の空家を一時提供住宅として措置する。

(1) 公営住宅等の一時使用

- ・市営住宅の一時入居について、国及び県と協議する。
- ・必要に応じて、公営住宅等の空家リストをもとに、本市市営住宅以外の県、市町村等の公営住宅、公社・公団の公的賃貸住宅、公務員宿舎、雇用促進住宅等の一時使用を要請する。
- ・被災者の一時入居のために公営住宅を供する場合は、公営住宅法による目的外使用であるため、国と協議する必要がある。

2 応急仮設住宅の供給

建設可能用地の被災状況等の現況調査を実施し、建設用地として確保するとともに、建設資機材・労力を調達し、応急仮設住宅を建設する。建設後においては、応急仮設住宅や集会所等

の管理・運営を適切に実施する。

(1) 応急仮設住宅供給の基本的考え方

計画の策定

設置戸数

- ア 全壊、全焼及び流世帯の3割以内とする。
- イ 被害程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅事情等により特に必要な場合は限度戸数を引き上げることができる。ただし、災害救助法が適用されている場合は、県知事を通じ、内閣総理大臣の承認が前提条件となる。

設置の方法

- ア 建設戸数調書に基づき、別に定める規格により計画建築部がその建築を実施する。
- イ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

着工の時期

- ア 直接建設型の応急仮設住宅は、原則として、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。しかし、大災害等で現実の問題として20日以内に着工することができない場合も予想されるため、このような場合には事前に県知事を通じ、内閣総理大臣へ協議して必要最小限度の期間を延長することが認められる。期間延長の協議は、必ず応急仮設住宅の着工期間内(災害発生の日から20日以内)に行わなければならない。期間の再延長の場合についても同様に、現に同意を得ている期間内に行わなければならない。
- イ 延長の協議は、取りあえず電話等で行い、災害が収まった後、原則として当該年度の後半に行われる国庫負担金精算監査において整理をした上で、災害救助費国庫負担金精算交付申請書と合わせて正式に文書をもって行うこととする。

応急仮設住宅の入居募集

迅速かつ計画的に応急仮設住宅を被災者に提供するため、入居者の募集、選定を円滑かつ計画的に実施し、速やかに入居手続き等の事務を実施する。

入居者募集計画

- ア 応急仮設住宅の入居者募集計画の作成にあたっては、被災者の生活圏や地域コミュニティを考慮するとともに、特定の年齢階層に偏ることのないよう、入居者層のバランスに留意する。
- イ 募集窓口の設置にあたっては、被災者の利便性や、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮し、出張窓口の設置や巡回受付、福祉ボランティアの配置などの工夫を行う。
- ウ 広報については、あらゆる媒体を活用し提供することとするが、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者への情報提供には特に配慮する。

留意事項

- ア 高齢者、障がい者等を優先すべきであるが、孤立や災害関連死の防止、地域コミュニティへの復帰支援についても考慮し、特定の年齢階層に偏ることのないよう留意する。
- イ 地域コミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、コミュニティ

単位での入居方法も検討することが重要である。

供与対象者

選定の考え方

応急仮設住宅への入居者は災害による被災者（り災証明が発行された者又は発行が見込まれる者）で次に定める者から選定するものとする。

ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者。

イ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者と同等とみなす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない者で災害救助法に基づく応急修理の適用を受けない者（厚生労働省との調整を要す）。

ウ 優先選定基準は、原則として公営住宅募集の優遇区分に準じた取り扱いとするが、特に優遇区分を絞り込む必要があるときは、次に定める者を優先的に選定するものとする。

- ・ 重度障がい者（身体障がい者手帳1・2級の者、療育手帳Aの者、身体障がい者手帳3級で療育手帳Bの者）がいる世帯
- ・ 65歳以上の高齢者がいる世帯
- ・ 3歳児未満の乳幼児を扶養する世帯
- ・ その他、入居希望者に特別な事情があり、早急に入居すべき合理的な理由を持つ世帯

入居者への生活支援

応急仮設住宅の入居者に対して、以下のような生活支援を行う。

入居者の健康管理、メンタルヘルスケア

応急仮設住宅の衛生対策

福祉サービスの提供

訪問医療、訪問看護

恒久住宅の確保・再建に関する支援

就業、事業再開、就学に関する支援

地域コミュニティの維持・育成、地域交流の促進

その他必要な生活支援事業

ア 入居者の生活支援のための相談窓口を設置するとともに、巡回相談、個別訪問相談を実施する。

イ 入居者の実態及び必要とする生活支援を把握するため、入居者調査を実施する。

(2) 応急仮設住宅の具体的手法

直接建設型応急仮設住宅

災害時の手続き

ア 人的・建物被害等の被害報告

災害が発生した場合には、速やかに当該被害の状況等を県知事に報告する。

イ 建物戸数調書の作成

応急仮設住宅の必要戸数を算定し、建築戸数調書（神奈川県応急仮設住宅供給マニュアルによる）を作成する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地の確保

・建設用地の使用可否に関する調査の実施

建設可能用地リストを活用し、災害による建設用地の被災状況等、当該用地の使用可否に関する調査を実施する。

対象：建設用地可能リストで整理した用地（公有地、国有地、協定締結済み民有地（事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地）、その他民有地（必要に応じて））

調査項目：用地の使用可否に関する調査項目は、災害後における用地の被災状況調査を中心とし、a 地盤被害、浸水、崖崩れの状況、b 建物被害、c ライフライン施設の被災状況、d 道路・交通の被災状況、e 周辺の被災状況、を基本とし、その他の項目については必要に応じて実施する。

エ 建設用地情報のデータ整備

- ・建設可能用地リストに用地の使用可否に関する調査の結果も整理できるようにし、建設用地情報のデータベースとして整備する。
- ・応急仮設住宅の供与期間である2年間は連続して使用できる用地であるが望ましい。

応急仮設住宅標準規格

ア 戸当たり面積、29.7㎡を基準とし、世帯区分により全体面積の中で調整を図る。

単身用	19.8㎡
小家族（2人～3人）用	26.4㎡、29.7㎡、33.0㎡
大家族（4人以上）用	39.6㎡

イ 構造

原則として、鉄骨造平家連戸建とする

建設用地の選定

県と連携を図り、建設用地の使用可否に関する調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅を建設する用地を選定する。

建設用地の選定にあたっての優先順位は、公有地、国有地、民有地（協定締結済み）を基本とする。民有地については、所有者との間で、災害時における使用条件（借地期間、費用等）を調整した上で選定する。

ア 優先順位；

a 公有地、b 国有地、c 民有地（事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地）、d その他民有地（協定締結が前提）

イ 選定条件；

- a ライフライン施設が使用可能であること又は整備・復旧が比較的容易であること、
- b 道路・交通が確保されていること又は整備・復旧が比較的容易であることもしくは代

- 替移動手段が確保できること、
- c 生活環境の安全性・利便性が確保できること（災害危険箇所の回避、保健衛生、医療、福祉の確保、通学及び就業・生業への配慮）、
 - d 他の事業との間で土地利用の調整が図られていること、
 - e 使用条件が明確であること、
- を基本とし、その他の項目については必要に応じて条件を設定する。

民間活用型応急仮設住宅

応急仮設住宅については、自治体が直接建設するものと、個人一般が建てる自力仮設住宅に分けられる。

民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況を考慮し、建設される応急仮設住宅を補うものとして必要と判断された場合、民間賃貸住宅の借上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。

具体的には、市が県知事に要請し、民間賃貸住宅への家賃補助、民間賃貸住宅を借り上げ、提供する「民間賃貸住宅借上げ」を実施する。

民間賃貸住宅の借上げにより応急仮設住宅として、設置する場合は、敷金、礼金、家賃、駐車場代等が国庫負担の対象となる。

自力仮設住宅

自力仮設住宅が被災者の住宅復興過程の一つとして、自力仮設住宅に対する補助金支給について、災害救助法の仮設住宅と同様の扱いの下でできるよう、県知事を通じ、国に要請する。

(3) 応急仮設住宅の管理

市長は、知事からの委任を受け、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。

市長は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めると共に、特に以下の施策の積極的な活用を図る。

公営住宅及び都市再生機構等による住宅の設置または優先入居
各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
社会福祉施設等への収容

(4) 応急仮設住宅の衛生対策

応急仮設住宅での衛生対策として、保健所は住民に対して薬剤散布方法等の指導を行うとともに、衛生講習会、相談会等を行う。

(5) 応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援

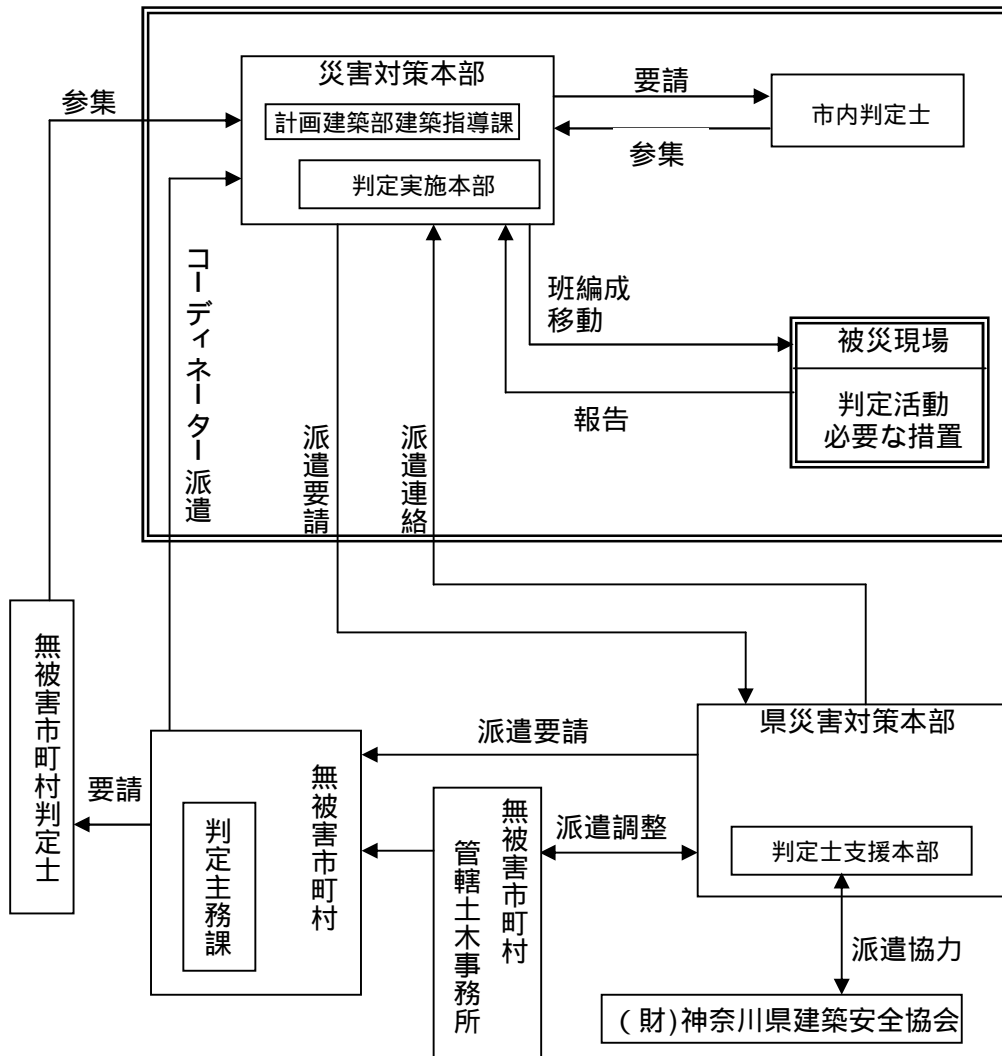
応急仮設住宅の入居者が恒久住宅に住み替えることができるよう、恒久住宅対策と連携を

図りながら、移行支援を行う。

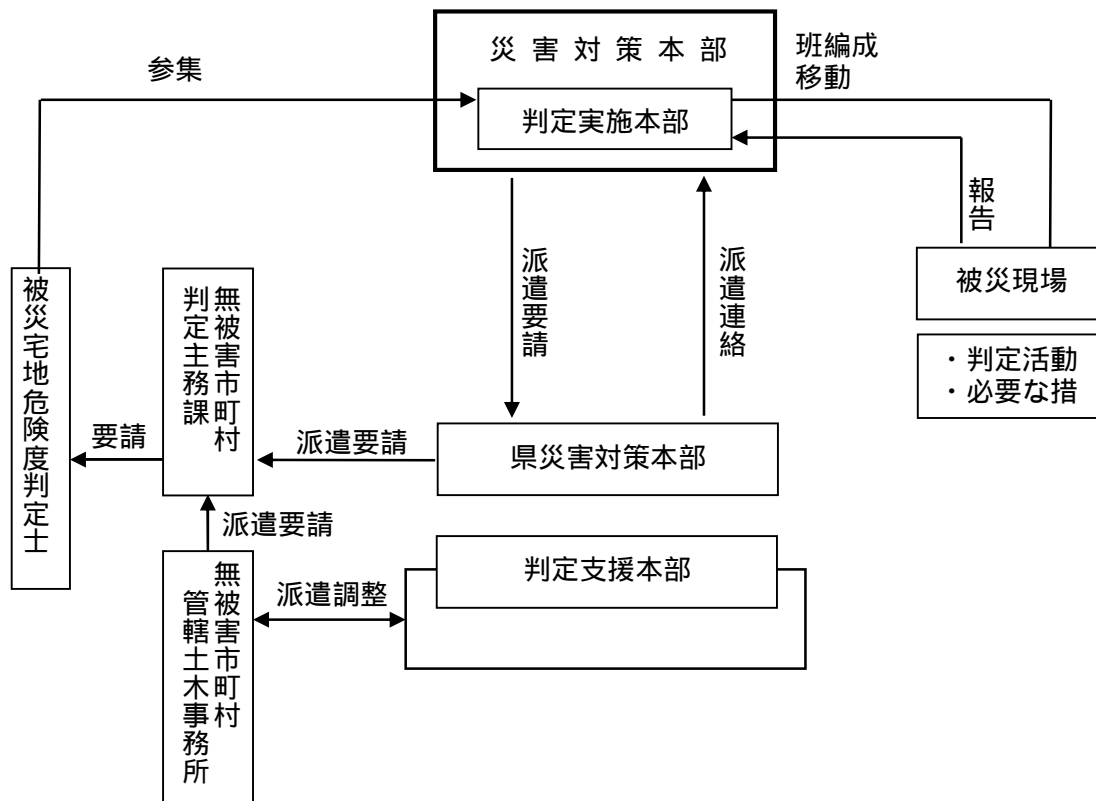
(6) 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、知事が処分を行う。

資料14-2 建築物応急危険度判定活動実施フロー



資料14-3 被災宅地危険度判定実施フロー



15. 廃棄物処理

資料15-1 災害廃棄物等処理計画概要

1 し尿発生量の予測（平成 26 年度の統計から）

(1) 地震による破損により、水洗トイレの使用ができなくなることが予想される。

人口及び大人一人一日当たりの排泄量を次のとおり想定した場合、収集を要する一日当たりの発生量は次のとおりである。

ア	汲み取り式トイレ使用世帯人口	1,791 人
イ	浄化槽式トイレ使用世帯人口	15,279 人のうち 40%
		6,112 人
ウ	下水道放流式トイレ使用世帯人口	402,846 人のうち 40%
		161,138 人
エ	合計	169,041 人
オ	大人 1 人、1 日当たりの排泄量	1.7 ㍓
カ	収集を要する 1 日当たりのし尿発生量	
	$169,041 \text{ 人} \times 1.7 \text{ ㍓} = 287,370 \text{ ㍓}$	
	人口は平成 25 年 10 月 1 日現在	

(2) 収集体制

ア	バキュームカー	8 台	(株)藤沢市興業公社所有
イ	収集作業員	48 人	8 台 × 2 人 × 3 (交代人員)
ウ	収集能力		
	4 t 車 (3.6 m ³)	× 4 台	= 14.4 m ³
	2 t 車 (1.8 m ³)	× 4 台	= 7.2 m ³
	合計		21.6 m ³

それぞれのバキュームカーが 1 日 6 回作業を行う場合の 1 日当たりの収集能力は次のとおりである。

$$21.6 \text{ m}^3 \times 6 \text{ 回} = 129.6 \text{ m}^3/\text{日}$$

エ 必要に応じて他の市町村及び民間事業者に支援を要請する。

2 ごみ発生量の予測

生活ごみの発生量は、震災の規模により異なるが、阪神・淡路大震災における神戸市の発生量をもとに予測した場合は次のとおりである。

神戸市の発生量の推移をもとに、平成 26 年度の本市の生活ごみ発生量から震災時の発生量を予測すると次のとおりである。

なお、阪神・淡路大震災における生活ごみは、平常時と比べ組成等が変化したが、ほかの廃棄物と比較し量の変化が少なかったことから、「可燃ごみ」と「資源（びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類）」をあわせて予測した。

平成 26 年度 可燃ごみ・資源量 123,797 トン、月平均 10,316 トン

平成 26 年度 1 ヶ月平均	1 月目	2 月目	3 月目	4 月目	5 月目	6 月目	7 月目以降 1 ヶ月平均
10,316	85%	106%	100%	94%	97%	94%	95%
	8,769	10,935	10,316	9,697	10,007	9,697	9,800

平成 26 年度 不燃・大型ごみ 12,998 トン、月平均 1,083 トン

平成 26 年度 1 ヶ月平均	1 月目	2 月目	3 月目	4 月目	5 月目	6 月目	7 月目以降 1 ヶ月平均
1,083	241%	518%	280%	151%	152%	165%	118%
	2,610	5,610	3,032	1,635	1,646	1,787	1,278

3 がれき等発生量の予測

神奈川県地震被害想定調査結果（大正型関東地震）に伴う本市の震災廃棄物処理計画

震源：相模トラフ

地震の規模：マグニチュード 8.2

* 大正型関東地震による被害想定概要

項 目		数 量	
建物被害	全壊棟数（重複を考慮）	28,010 棟	
	半壊棟数（重複を考慮）	21,550 棟	
	津波	全壊棟数	250 棟
		半壊棟数	2,270 棟
		床上浸水	590 棟
床下浸水		340 棟	
火災	出火件数	120 箇所	
	焼失棟数	9,380 棟	
避難者数	1 週間後	237,900 人	
	1 ヶ月後	193,720 人	
廃棄物処理施設被害		配管等に軽微な被害	

(1)地震被害による災害廃棄物発生量

全壊棟数 27,760 棟、半壊棟数 19,280 棟

災害廃棄物発生量 5,086,320 t

内訳 可燃物 406,906t 不燃物 1,424,170 t コンクリートがら 2,950,066t

金属 152,590t 柱角材 152,590t

(2)津波被害による災害廃棄物発生量

全壊棟数 250 棟、半壊棟数 2,270 棟

災害廃棄物発生量 81,460 t

内訳 可燃物 14,663t 不燃物 14,663 t コンクリートがら 42,359t

金属 5,376t 柱角材 4,399t

(3)火災による災害廃棄物発生量

焼失 9,380 棟

災害廃棄物発生量 1,021,482t

内訳 可燃物 1,022t 不燃物 606,085 t コンクリートがら 373,516t

金属 40,859t

(4)浸水による災害廃棄物発生量

床上浸水 590 棟、床下浸水 340 棟

災害廃棄物発生量 2,925t

(5)全体の災害廃棄物発生量

約 619 万 t

内訳 可燃物 422,590t 不燃物 2,045,812t コンクリートがら 3,366,068t

金属 198,825t 柱角材 156,988t

(6)津波堆積物発生量

津波浸水面積約 4.7km²

津波堆積物発生量 10 万 t

* 災害廃棄物発生量推計に使用した原単位

		原単位 (t/棟)	発生量 (%)				
			可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
地震	全壊	161	8	28	58	3	3
	半壊	32					
津波	全壊	117	18	18	52	6.6	5.4
	半壊	23					
火災	木造	106	0.1	65	31	4	0
	非木造	135		20			
浸水	床上	4.6	-				
	床下	0.62	-				

環境省災害廃棄物対策指針より

資料15-2 一般廃棄物処理施設一覧表

施設名	所在地
最終処分場	
谷根最終処分場 (埋立終了)	大鋸 1264
葛原最終処分場 (埋立終了)	葛原 1777
葛原第二最終処分場 (埋立終了)	葛原 1800
女坂最終処分場	用田 150
中間処理施設	
北部環境事業所 (焼却)	石川 2168
石名坂環境事業所 (焼却)	本藤沢 2-1-1
リサイクルプラザ藤沢 (破砕等)	桐原町 23-1

資料15-3 ごみ・がれきの仮置場一覧表

施設名	所在地	面積
谷根最終処分場(大鋸運動広場)	大鋸 1264	14,000m ²
女坂スポーツ広場	用田 220	15,700m ²
女坂最終処分場	用田 150	17,700m ²
葛原最終処分場	葛原 1777	23,000m ²
葛原第二最終処分場	葛原 1800	5,200m ²
合計		75,600m ²

資料15-4 廃棄物処理体制一覧表

	ダンプ	パッカー	軽トラック	平ボディ	軽バン	乗用車等	消毒器
環境総務課					4台		
環境事業センター	2台(2t)	25台(2t)	5台	1台(1t)	2台	1台	2台
(予備車)		7台(2t)					
南部収集事務所		20台(t)	13台	1台(2t)	5台		5台
(予備車)		7台(2t)					
興業公社	2台(2t)	45台(2t)	6台	7台(2tパ ワゲート)	14台	6台	2台
		21台(3t)				2台(4tア ムール車)	
		1台(4t)				1台(コンボ) 1台(ペイローダ) 1台(2t散水車) 1台(4t散水車)	
合計	4台	126台	24台	9台	25台		9台

協定を締結している事業者	TEL	FAX
藤沢市興業公社	22-9141	26-7684
藤沢市資源回収協同組合	43-8119	43-8196
神奈川県産業廃棄物協会	045-681-2989	045-641-8114

資料15-5 トイレ整備状況

単位(基)

地区	区分	施設名	仮設組立式トイレ		地下埋設型貯留式トイレ		マンホール上乗型 下水道 接続式 トイレ
			一般組立型	車椅子対応型(洋式)	マンホール蓋付式	ハンチ式	
片瀬	拠点	片瀬市民センター	2				
	避難	片瀬小学校		2	5		
	避難	片瀬中学校		2	5		
	避難	湘南港港湾管理事務所(ヨットハウス)		2			
	避難	湘南白百合学園高等学校		2			
	避難	湘南白百合学園小学校		5			
	避難	江島神社					
	倉庫	江の島島内	1				
	広域	江の島サムエル・コッキング苑					5
	広域	片瀬山公園					
	広域	片瀬中学校					
鶴沼	拠点	鶴沼市民センター	2				
	避難	鶴沼小学校		2	5		
	避難	鶴洋小学校		2	6		
	避難	鶴沼小学校		5	7		
	避難	鶴沼中学校		5	9		
	避難	太陽の家		2			
	避難	市民会館					
	避難	藤嶺学園鶴沼高等学校					
	避難	湘南学園		2			
	避難	湘南なぎさ荘					
	倉庫	荻田消防出張所	3				
	倉庫	八部公園	4	114			
	広域	市民会館周辺(奥田公園含む)				10	
	倉庫	奥田公園		5			
	広域	鶴沼運動公園					10
辻堂	拠点	辻堂市民センター	1	1			
	避難	辻堂小学校		5	6		
	避難	浜見小学校		5	5		
	避難	高砂小学校		2	4		
	避難	八松小学校		2	4		
	避難	高浜中学校		5	6		
	避難	湘洋中学校		2			
	避難	湘南工科大学		2			
	避難	湘南工大付属高校		3			
	福祉	白浜養護学校	2				
	倉庫	辻堂消防出張所	1				
	広域	湘南工科大学周辺 (高浜中、高砂小、浜見小含む)					
	広域	長久保公園	3			10	
	無指定	堂面第2公園				2	

地区	区分	施設名	仮設組立式トイレ		地下埋設型貯留式トイレ		マンホール上乗型 下水道 接続式 トイレ
			一般組 立型	車椅子対応 型(洋式)	マンホール 蓋付式	パンチ式	
村岡	拠点	村岡公民館	1	3			
	避難	新林小学校	2	3	7		
	避難	村岡小学校	2		7		
	避難	高谷小学校		5	6		
	避難	村岡中学校		5	7		
	避難	藤ヶ岡中学校		5	7		
	倉庫	村岡市民の家	1				
	倉庫	宮前公民館	1				
	倉庫	小塚東町内会館	1				
	倉庫	第1号防災広場(村岡地区)				5	
	広域	新林公園周辺(新林小含む)					6
	広域	高谷小学校周辺(天嶽院、高谷公園含む)					
	広域	藤ヶ岡中学校					
藤沢東部	本部	市役所					
	避難	大道小学校		5	7		
	避難	大鋸小学校		5	5		
	避難	藤沢小学校		5	9		
	避難	大清水小学校		5			
	避難	大清水中学校		5	5		
	避難	県立藤沢清流高等学校		5			
	避難	藤嶺学園藤沢高等学校		5			
	倉庫	藤が岡市民の家	1				
	倉庫	新西富集会所	1				
	倉庫	市民病院		11			
	広域	翠ヶ丘公園					6
	藤沢西部	拠点	藤沢公民館	1			
避難		本町小学校		4	7		
避難		県立湘南高等学校		4			
避難		第一中学校		5	7		
広域		湘南高校周辺(第一中含む)					
明治	拠点	明治市民センター	4				
	避難	明治小学校		5	10		
	避難	羽鳥小学校		2	6		
	避難	明治中学校		5	8		
	避難	羽鳥中学校		5	6		
	広域	芙蓉カントリークラブ					9
	広域	神台公園周辺				5	
善行	拠点	善行市民センター	2		9		
	避難	善行小学校		5	9		
	避難	大越小学校		5	5		
	避難	善行中学校	1	4	8		
	避難	やすらぎ荘			5		
	避難	藤沢翔陵高等学校		2			
	避難	聖園女学院		2			
	倉庫	やすらぎ荘		3			
	倉庫	善行団地防災倉庫	1				
	倉庫	立石公民館	1				
	広域	県立体育センター					10

地区	区分	施設名	仮設組立式トイレ		地下埋設型貯留式トイレ		マンホール上乗型 下水道 接続式 トイレ
			一般組 立型	車椅子対応 型(洋式)	マンホール 蓋付式	ﾊﾞﾝｼﾞ式	
湘南大庭	拠点	湘南大庭市民センター	4				
	避難	駒寄小学校		2	6		
	避難	小糸小学校		5	8		
	避難	大庭小学校		5	8		
	避難	滝の沢小学校		2	9		
	避難	大庭中学校		5	8		
	避難	滝の沢中学校		4	9		
	避難	県立藤沢西高等学校		2			
	広域	大庭城址公園					10
	広域	滝の沢小学校周辺(遠藤公園含む)					6
六会	拠点	六会市民センター	4				
	避難	俣野小学校		2	7		
	避難	亀井野小学校		5	8		
	避難	天神小学校		2	5		
	避難	石川小学校(ﾊﾞﾝｼﾞ式は矢端公園に設置)		5		6	
	避難	六会小学校		5	7		
	避難	六会中学校	1	4	8		
	避難	日本大学藤沢高等学校					
	避難	日本大学		2			
	避難	県立藤沢工科高等学校	2				
	倉庫	小栗塚市民の家					
	広域	日本大学					10
	無指定	なかむら公園					3
	湘南台	拠点	湘南台市民センター	1			
避難		湘南台小学校		2	8		
避難		湘南台中学校		4	8		
避難		県立湘南台高等学校					
避難		多摩大学					
倉庫		まちづくり協会	11	3			
倉庫		北消防署	1				
広域		湘南台公園周辺(湘南台中含む)					10
遠藤	拠点	遠藤市民センター	2		2		
	避難	秋葉台中学校		5	5		
	避難	秋葉台小学校		5	8		
	避難	慶應義塾大学		2			
	倉庫	秋葉台公園		2			
	広域	秋葉台公園周辺(秋葉台中含む)					10
長後	拠点	長後市民センター	4				
	避難	長後小学校		2	7		
	避難	長後中学校		5	8		
	避難	富士見台小学校		5	6		
	避難	高倉中学校		2	6		
	避難	県立藤沢総合高等学校		2			
	避難	こぶし荘			5		
	広域	高倉中学校					
	広域	藤沢湘南台病院					10
	広域	長後中学校周辺(富士見台小含む)					

地区	区分	施設名	仮設組立式トイレ		地下埋設型貯留式トイレ		マンホール上乗型 下水道接続式 トイレ
			一般組立型	車椅子対応型(洋式)	マンホール蓋付式	ベンチ式	
御所見	拠点	御所見市民センター	4	4			
	避難	御所見小学校		5	7		
	避難	中里小学校		5	6		
	避難	御所見中学校	1	3	7		
	広域	御所見小学校周辺(御所見市民センター含む)					4
合計			74	401	368	58	89

災害備蓄用トイレ処理袋

年度	納品場所	数量	単位
26	村岡防災広場	3,060	セット
27	大鋸防災倉庫	1,980	セット
	片瀬山プール跡地防災倉庫	3,600	
28	まちづくり協会ビル防災倉庫	4,080	セット
合計		12,720	セット

ベンチ式地下埋設型(貯留式)トイレ設置状況

	広域避難場所名	数量	単位
1	市民会館周辺(奥田公園含む)	10	基
2	長久保公園	10	基
3	湘南台公園	10	基
4	神台公園	5	基
5	秋葉台公園	10	基
6	矢端公園(石川小学校)	6	基
7	第1号防災広場(村岡地区)	5	基
8	堂面第2公園	2	基
合計		58	基

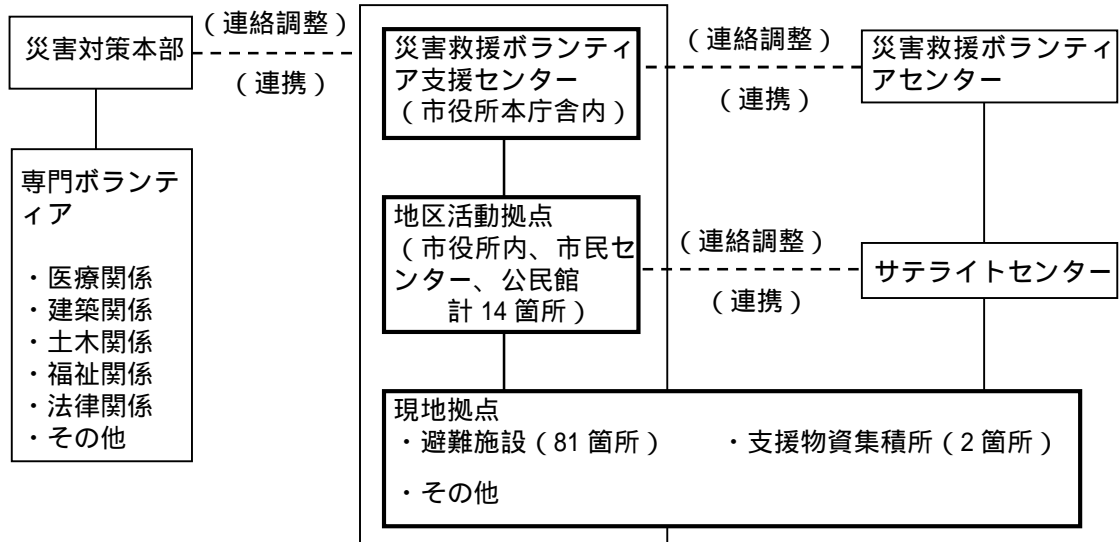
堂面第2公園の便槽は490リットル、その他は600リットル。

マンホール上乗型トイレ(下水道接続式トイレ)配置状況

	広域避難場所名	数量	単位
1	サムエルコッキング苑	5	基
2	鵜沼運動公園	10	基
3	新林公園周辺	6	基
4	翠ヶ丘公園	6	基
5	芙蓉カントリークラブ	9	基
6	大庭城址公園	10	基
7	遠藤公園	6	基
8	県立体育センター	10	基
9	なかむら公園	3	基
10	日本大学	10	基
11	藤沢湘南台病院	10	基
12	御所見市民センター	4	基
合計		89	基

16. ボランティア

資料16-1 災害救援ボランティア活動の連携協力体制



資料16-2 ボランティア受付票、受付簿、個人票

ボランティア受付票

受付月日 月 日	受付場所	情報公開		可 ・ 否
ふりがな 氏名等		性別 男・女	生年 月日	年 月 日
住 所 (電 話)	県 市 (TEL -)			
資格・業種 特殊技能等				
活動可能 日 数	日 (活動初日 年 月 日から)			
配置場所		配置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
〃		〃	年 月 日から 年 月 日まで	
〃		〃	年 月 日から 年 月 日まで	

ボランティア受付簿

NO. _____

(受付地 _____)

受付 月日	ふりがな 氏 名	住 所 (電 話)	性 別	生年月日	資格・ 種特殊 技能等	活動可能 期間	配 置	
							場 所	期 間
/		市 TEL - -	男・ 女	S・H ・				月 日 ~ 月 日
/		市 TEL - -	男・ 女	S・H ・				月 日 ~ 月 日
/		市 TEL - -	男・ 女	S・H ・				月 日 ~ 月 日

ボランティア個人票

氏 名		年齢	
住 所		性別	
資 格			
ボランティア期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

17. 被災状況調査・情報提供等

資料17-1 水害等被害状況調査票

地 区		番 号	家 屋 棟番号		固 定 処 理	
明細地図	南 北 P					

調査課名		調査者氏名	
被害場所	住 所	藤沢市	TEL
	世帯主氏名又は 事業主		職業
	事業所名 又は屋号	法人 個人	世帯数 及び 世帯人員 従業員数
1月1日現在の住所		世帯人	
立会人氏名	立会年月日	年 月	午前午後 時 分
家 屋 の 被 害		崖 等 土 地 の 被 害	
被害の種類	浸水・損壊・火災・危険物		位置
家屋の種類	一戸建て	連戸建て	アパート
	店舗	店併 住居	事務所
			倉庫
			その他
崖面等の状況	種別	高さ m	幅 m
	石積		
	コンクリート		
	樹木		
	その他		
崖面等の状況	厚さ m		
所有別	持ち家 ・ 借家		崖面等の状況
の所有者	住所		崖面等の状況
	氏名		崖面等の状況
	延床面積		崖面等の状況
被害の程度	全壊又は全焼		崖面等の状況
	半壊又は半焼		崖面等の状況
	一部破損		崖面等の状況
	床上浸水	cm (被害面積 m ²)	崖面等の状況
	床下浸水	cm (被害面積 m ²)	崖面等の状況
要望事項	消 毒	必要・不必要	崖面等の状況
	くみ取り	必要 (生・浄化槽) 不必要	崖面等の状況
	ゴミ処理		崖面等の状況
	その他		崖面等の状況
崖面等の状況	住所		崖面等の状況
	氏名		崖面等の状況
	住所		崖面等の状況
	氏名		崖面等の状況
	その他の被害 (人的被害)		

水害等被害状況調査票記入要領

この調査票は、見舞金、貸付金、証明及び市税の減免等の資料となりますので、次の事項に注意して記入して下さい。

NO	項 目	記 入 の 要 領
	調査者氏名 世帯主氏名又は事業主 事業所名又は屋号 世帯数 従業員数 1月1日現在の住所 立会人氏名 立会年月日 被害の種類 家屋の種類 所有別 借家の場合の所有者 被害の程度 消毒 汲み取り その他 その他の被害	<p>後日確認する場合もあるので、課名・担当者名を記入 2名以上で調査した場合は、全て記入。</p> <p>調査した世帯の世帯主氏名又は事業主（法人等の場合）を記入。一般個人世帯の場合に記入。</p> <p>調査した事業所の名称（個人の場合は、屋号）を記入。 事業所・店舗等場合に記入。（株）、（有）等もできる限り記入。 法人・個人の別によりそれぞれを で囲む。</p> <p>一般個人世帯の場合に記入。</p> <p>事業所・店舗の場合に記入。</p> <p>個人の場合で転入者等の場合に記入。現住所と同じ時は「同上」と記入。</p> <p>実際に面接した相手の氏名を記入。法人等の場合は、できる限り役職名も記入。</p> <p>後日では判らなくなるので、必ずその場で記入。</p> <p>該当する種別を で囲む</p> <p>該当する種別欄に階数を記入。</p> <p>該当する種別を で囲む。</p> <p>借家の場合のみ、出来るだけ聴取して記入（住所、氏名、電話）</p> <p>該当する種別ごとに詳細に記入。特に浸水の程度については、住家の場合、畳等床仕上げ材表面からの高さで計測 非住家の場合、たたきから計測（床仕上げ材の種類を記入）cf コンクリート、カーペット、フローリング等 なお、床上浸水の場合は、必ず「 cmを記入。</p> <p>必要、不要のいずれかを で囲む。</p> <p>必要、不要のいずれかを で囲む。必要な場合、生・浄化槽のいずれかを で囲む。</p> <p>その他の要望事項があれば記入。</p> <p>その他の人的被害があった場合又は特記事項があれば記入。</p>

資料17-2 災害の被害認定基準について

平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号
内閣府政策統括官（防災担当）から
警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省
社会・援護局長、中小企業庁次長、
国土交通省住宅局長あて通知

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていたものであるが、判断基準について各省庁に差異があることから、昭和 43 年 6 月に統一されたものである。

しかしながら、災害の被害認定基準はその後既に 30 数年が経過しており、特に住家の被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などから、最近の災害に係る住家の被害認定については実情に合わないのではないかとの指摘がなされた。

このような状況から、現行の被害認定基準のうち住家の全壊・半壊に係る認定基準について、関係省庁等の参加の下、内閣府に設置された「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」において検討を行った結果、このたび成案を得たので、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について（昭和 43 年 6 月 14 日総審第 115 号）」において通知した統一基準を別紙のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性にかんがみ、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この案に基づき、災害の被害認定基準に関する通達等において所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

別 紙

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料17-3 被災者生活再建支援法の一部を改正する政令の施行について

平成 22 年 9 月 3 日 府政防第 608 号
内閣府政策統括官（防災担当）から
各都道府県知事、財団法人都道府県会館理事長あて通知

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について < 抜粋 >

5 大規模半壊世帯

法第 2 条第 2 号二に定める世帯(大規模半壊世帯)については、「居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」としている。大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、「災害の被害認定基準について」(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「大規模半壊」の認定を行うこと。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の 20%以上 70%未満のもの	50%以上 70%未満
損害割合（経済的被害）が 20%以上 50%未満のもの	40%以上 50%未満

「構造耐力上主要な部分」とは、令第 2 条により、建築基準法施行令第 1 条第 3 号に定めるものとする。

具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するもの))等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

資料17-4 臨時市民相談室の開設

1 相談所の開設

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合において、本部長からの命令により、開設する。

(1) 開設者

市民相談情報課（地区防災拠点にあっては、市民センター長等）。ただし、課長が不在の場合には、予め課長が指名した者とする。

(2) 開設場所

情報公開センター及び防災拠点とする。

2 活動の概要

(1) 初期活動の実践

地震等発生後、直ちに市民相談に応じられるよう、その人員の確保を図る。

(2) 地震等、被災情報の入手

本部事務局、地区防災拠点その他避難施設等との連絡を密にし、災害に対するあらゆる情報の入手に努めるものとする。

(3) 情報伝達器材の確保

市民からの災害情報の問い合わせの殺到が予想されるため、電話機の増設あるいは断線の場合を予想し、無線、FM放送等他の伝達手段の確保を図る。

(4) 市民生活関連各課職員の応援

本部長又は副本部長の命令に基づき、市営住宅、福祉関係、下水道関係各課職員の市民相談業務への応援要請を行う。

(5) 民間企業の応援

電気、ガス、水道、電話等市民生活に欠くことのできない生活必要物資等を提供している企業の情報が必要なため、当該企業に対する社員（職員）の派遣要請を行う。

(6) 各部間との連絡調整

市民が安心して生活できるための情報を提供するため、各部間との連絡調整を密に行うものとする。

特に地区防災拠点における相談内容の情報収集を密にし、統一見解を集約して周知するものとする。

(7) 情報提供等

上記（1）から（6）までの手段により入手することができた情報を基に、速やかに市民からの問合せ等相談に応ずると共に、情報提供に努めるものとする。

3 執行体制

(1) 勤務時間内（地区防災拠点については、別に定める。）

全職員（常勤及び非常勤を含む全ての職員）

(2) 勤務時間外

次の時間帯の区分に応じ、あらかじめ課長が指名した職員とする。

地震（災害）発生後 30 分以内 5 名 徒歩又は自転車
地震（災害）発生後 1 時間以内 10 名 徒歩又は自転車
地震（災害）発生後 2 時間～3 時間以内 徒歩又は自転車その他登庁するためのあらゆる手段を講ずること。

地震（災害）発生後 3 時間～6 時間後まで と同様

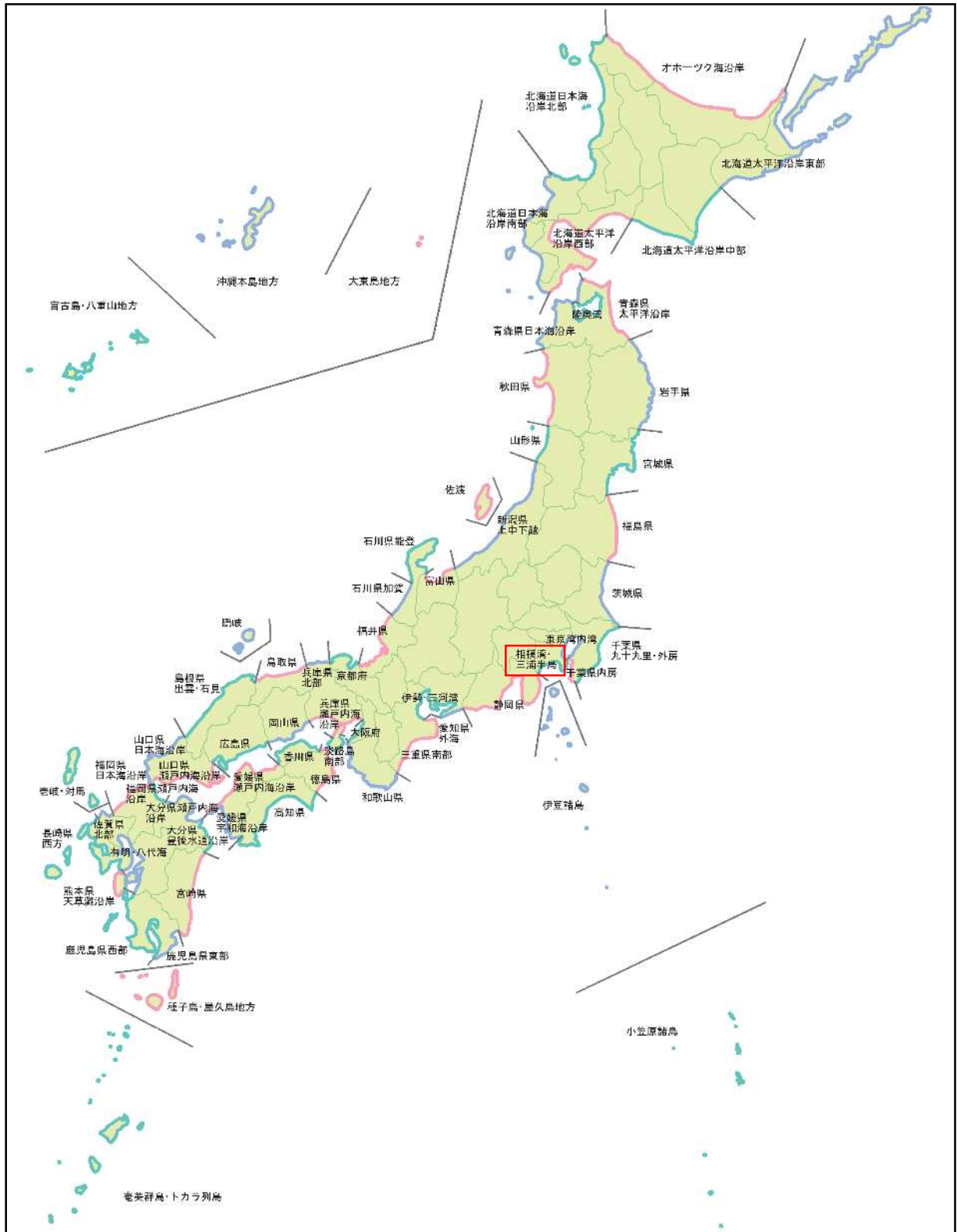
地震（災害）発生後 6 時間以降 と同様

4 活動班の区分等（地区防災拠点については、別に定める）

センターの事務分担を次の表に掲げる班に区分し、その活動内容等は、同表のとおりとする。

19. 津波

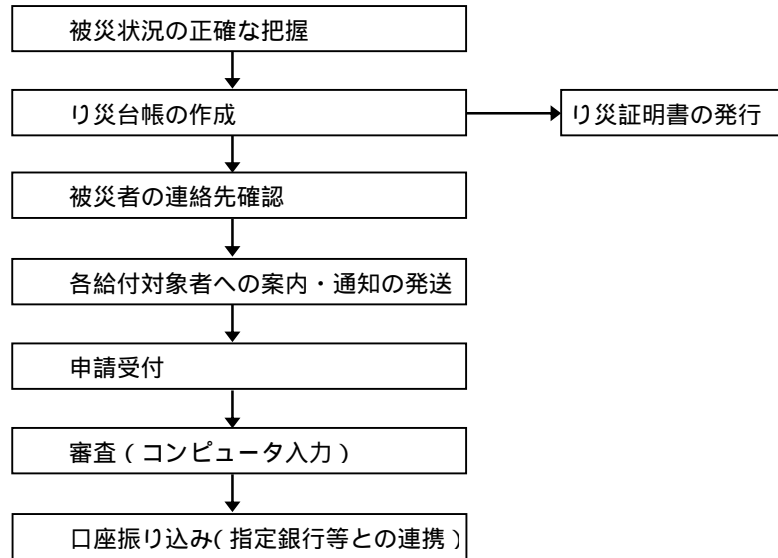
資料19-1 気象庁が定める津波予報区



出典：気象庁HP

20. 生活再建支援

資料20-1 災害弔慰金・見舞金等の支給フロー



資料20-2 災害弔慰金等の支給

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害(災害弔慰金の支給等に関する法律第2条)

(2) 支給対象となる被害の規模

ア 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条の被害

(ア) 1市町村で5世帯以上の住家の滅失

イ 災害救助法施行令第1条に該当する災害(別表1,2,3)

(ア) 人口30万人以上の市=150世帯以上の住家が滅失した場合

(イ) 県内で2,500世帯の住家が滅失し、市内で75世帯が滅失した場合

ウ 滅失世帯の算定

(ア) 全壊、全焼:1世帯で滅失1世帯

(イ) 半壊、半焼:2世帯で滅失1世帯

(ウ) 床上浸水 :3世帯で滅失1世帯

(3) 弔慰金の支給額(条例第3条第1号)

ア 死亡者が生計中心者の場合 :500万円

イ 死亡者が非生計中心者の場合:250万円

(4) 障がい見舞金の支給額(条例第7条)

ア 障がい者となった者が生計中心者の場合 :250万円

イ 障がい者となった者が非生計中心者の場合:125万円

2 「藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金の支給(条例第3条第2号、第3条の2)

(1) 適用災害

ア 火事、爆発、その他これらに準ずる原因による災害

イ 市長が認める災害

(2) 支給額

ア 死亡者が生計中心者の場合 :250万円

イ 死亡者が非生計中心者の場合 :125万円

ウ 市長が特に認めた不慮の災難等:50万円

3 「藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害見舞金（条例第 17 条、条例第 17 条の 2）

(1) 適用災害

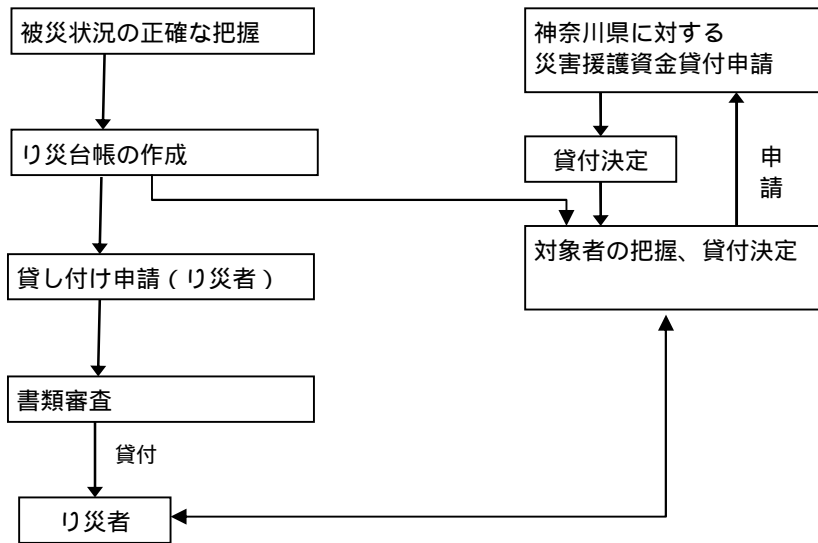
ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害（災害弔慰金の支給等に関する法律第 2 条）

イ 火事、爆発、その他これに準ずる原因による災害

(2) 支給額

被害の種類	区分	支給額
床上浸水	住家 単身世帯	2 万円
	2 人以上世帯	3 万円
	店舗・事業所	2 万円
半焼、半壊、半流失	住家 単身世帯	3 万円
	2 人以上世帯	5 万円
	店舗・事業所	2 万円
全焼、全壊、全流失	住家 単身世帯	7 万円
	2 人以上世帯	10 万円
	店舗・事業所	3 万円
重傷等	入院期間 20 日以上 60 日未満	8 万円
	入院期間 60 日以上	15 万円
障がい		80 万円

資料20-3 災害援護資金の貸付フロー



資料20-4 災害援護資金の貸付け

1 「災害甲慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害（災害甲慰金の支給等に関する法律第2条）

(2) 支給対象となる被害の規模

ア 災害甲慰金の支給等に関する法律施行令第1条の被害

(ア) 1市町村で5世帯以上の住家の滅失

イ 災害救助法施行令第1条に該当する災害（別表1, 2, 3）

(ア) 人口30万人以上の市 = 150世帯以上の住家が滅失した場合

(イ) 県内で2,500世帯の住家が滅失し、市内で75世帯が滅失した場合

ウ 滅失世帯の算定

(ア) 全壊、全焼：1世帯で滅失1世帯

(イ) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯

(ウ) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯

(3) 貸付限度額（条例第8条）

被害の種類及び程度		貸付限度額
1 世帯主の 1箇月以上 の負傷のあ る場合	1 家財等の損傷がない場合	150万円
	2 家財の3分の1以上の損害	250万円
	3 住居が半壊した場合（住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	4 住居が全壊した場合	350万円
2 世帯主の 1箇月以上 の負傷のな い場合	1 家財の3分の1以上の損害	150万円
	2 住居が半壊した場合（住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	3 住居が全壊した場合（住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	4 住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(4) 償還

ア 償還期間：据置期間3年を含み10年を超えない範囲

イ 償還方法：元利均等半年賦償還（ただし、繰り上げ償還可能）

(5) 利率

ア 据置期間中：無利子

イ 据置期間経過後：延滞の場合を除き年3%

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 「藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱」に基づく災害援護資金の貸付け

(1) 適用災害及び貸付対象者

降雨により水害が発生し、現に居住している住宅又は現に使用している店舗・事務所が床上浸水以上の災害を受けた世帯で、世帯主が市の住民基本台帳に記録されており、かつ、現に藤沢市災害援護資金の貸付けを受けていない世帯

(2) 貸付限度額

一世帯につき 100 万円とする。

(3) 償還

ア 償還期間：6 年以内（ただし、はじめの 1 年間は償還据置期間とする）

イ 償還方法：元金均等による月賦返済（ただし、繰り上げ償還可能）

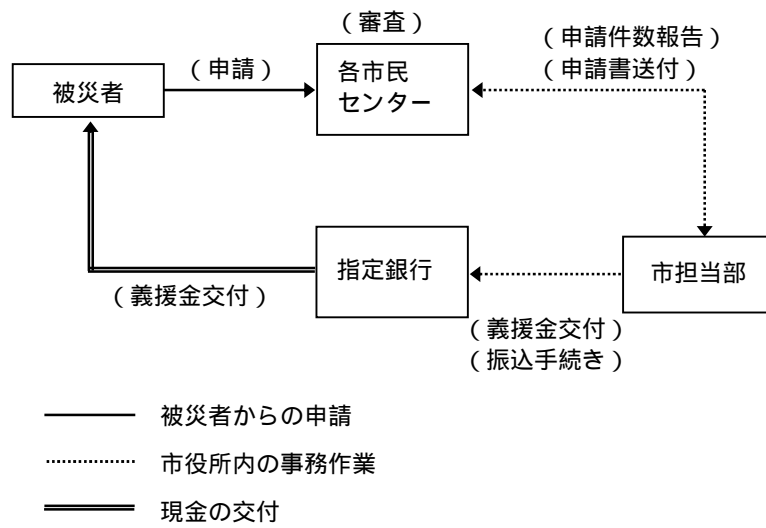
(4) 利率

ア 据置期間中：無利子

イ 据置期間経過後：延滞の場合を除き年 3%

ただし、市民税非課税世帯又は市民税均等割のみを課税されたとき、その他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

資料20-5 義援金の配分フロー



(注) 混乱期に見舞金等の名目で義援金の一部を支給するときは、できるだけ速やかに配分するために、申請時に引替券を発行し、これをもって指定した銀行で義援金を受け取る方式を検討する。

資料20-6 義援金の配分事例（仙台市の事例）

義援金受付団体（日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK 厚生文化事業団）配分分

対象となる世帯	配分金額		申請者
死亡・行方不明者のいる世帯	1人につき 1,000,000円	内訳 4団体配分 850,000円 県配分 150,000円	ア 配偶者、子、父母、孫及び祖父母の内、支給順位が最も高い方 イ アに該当する方がおられない場合は、死亡者の法定相続人の方 ウ ア及びイに該当する方がおられない場合、葬祭を執り行われたご親族の方
住宅が全壊（焼）の世帯	1世帯につき 1,000,000円	内訳 4団体配分 850,000円 県配分 150,000円	世帯主 （ただし、被災された世帯の全員が死亡された場合は、ご遺族の方）
住宅が大規模半壊の世帯	1世帯につき 750,000円	内訳 4団体配分 650,000円 県配分 150,000円	
住宅が半壊（焼）の世帯	1世帯につき 500,000円	内訳 4団体配分 450,000円 県配分 50,000円	

宮城県独自配分基準

対象となる世帯	配分金額		申請者
災害障がい見舞金を支給された方	1人につき 100,000円	内訳 県配分 100,000円	仙台市より直接ご案内
震災でご両親を失った児童 ¹	1世帯につき 500,000円	内訳 県配分 500,000円	仙台市より直接ご案内
母子・父子世帯	1世帯につき 200,000円	内訳 県配分 200,000円	申請方法未定
高齢・障がい施設に入所している要援護者	1世帯につき 100,000円	内訳 県配分 100,000円	申請方法未定

¹ 児童とは、平成4年4月2日～平成23年3月11日までに生まれた方をいう。

資料：仙台市災害義援金配分委員会 第2回会議資料（平成23年6月29日）

資料20-7 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 20 日

条例第 6 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、この市の住民の福祉及び生活の安定を図るため、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき災害弔慰金の支給、法第 8 条第 1 項の規定に基づき災害障がい見舞金の支給及び法第 10 条第 1 項の規定に基づき災害援護資金の貸付け並びに市長が認める災害に係る災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け及び災害見舞金の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(昭和 57 条例 14・平成 23 条例 36・一部改正)

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 災害 次に掲げる被害をいう。

ア 法第 2 条に規定する原因又は火事若しくは爆発その他これらに準ずる原因により生じる被害

イ アに掲げる原因に該当するもの以外で、次に掲げる原因による死亡又は負傷、疾病若しくは障がい

(ア) 人命救助等(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和 27 年法律第 245 号)第 2 条に掲げる行為をいう。)その他公共の利益に寄与する行為において生じた事故

(イ) 市長が特に認めた不慮の災難

(2) 全壊、全焼又は流失 災害のため、居住の用に供している住家、店舗及び事業所(以下「住家等」という。)の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家等の延面積の 3 分の 2 以上に達した場合、若しくは住家等の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積が 3 分の 2 に達しないが、その住家等の残存部分に修理を行っても使用できない状態をいう。

(3) 半壊、半焼又は半流失 災害のため、住家等の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家等の延床面積の 5 分の 1 以上 3 分の 2 未満の場合であつて、その部分を修理を行うことによつて、住家等として使用できる状態をいう。

(4) 床上浸水 前各号に該当しない場合であつて、浸水がその住家等の床上に達し土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態をいう。

(昭和 61 条例 34・平成 23 条例 36・平成 23 条例 10・一部改正)

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、前条第 1 号アに規定する災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支

給するものとし、その額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）
第1条適用の場合 死亡者が死亡当時次条に規定する遺族の生計を主として維持していた場合にあつては、5,000,000円とし、その他の場合にあつては、2,500,000円とする。
- (2) 火事又は爆発その他市長が特に認める災害により死亡した場合 死亡者が死亡当時次条に規定する遺族の生計を主として維持していた場合にあつては、2,500,000円とし、その他の場合にあつては、1,250,000円とする。

（昭和57条例14・全改，昭和61条例34・平成3条例20・一部改正）

第3条の2 市長は、第2条第1号アに規定する災害により死亡した者の遺族で第6条第2号の規定により前条の災害弔慰金の支給を受けることができないもの及び第2条第1号イに規定する災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金500,000円を支給するものとする。

（昭和61条例34・追加、平成3条例20・一部改正）

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

- 2 前項の規定により災害弔慰金の支給を受けることのできる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順位とする。
- 3 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、当該各項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者を第1順位者として、その者に対して災害弔慰金を支給することができる。
- 5 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした災害弔慰金の支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（昭和61条例34・平成23条例10・一部改正）

（災害による死亡の推定）

第5条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3箇月間その生死がわからない場合には、その者は当該災害によつて死亡したものと推定する。

（災害弔慰金の支給の制限）

第6条 市長は、第2条第1号アに規定する災害により死亡した者が次の各号の一に該当する場

合は、第3条に規定する災害弔慰金を支給せず、又は既に支給した災害弔慰金を返還させることがある。

- (1) 死亡の原因が死亡した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 第2条第1号アに規定する災害に際し、市長の避難の指示等に従わず、又は市長が特に支給を不相当と認めた場合
(昭和57条例14・昭和61条例34・一部改正)

第6条の2 市長は、第2条第1号イに規定する災害により死亡した者が次の各号の一に該当する場合は、第3条の2に規定する災害弔慰金は支給せず、又は既に支給した災害弔慰金を返還させることがある。

- (1) 死亡の原因が死亡した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 死亡した者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪による死亡につき、死亡した者にも、その責めに帰すべき行為があつた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その事情から判断して、災害弔慰金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合
(昭和61条例34・追加、平成23条例10・一部改正)

第3章 災害障がい見舞金の支給

(昭和57条例14・追加、平成23条例36・改称)

(災害障がい見舞金の支給)

第7条 市長は、政令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に次の各号に掲げる程度の障がいがある者(次項において「障がい者」という。)に対し、災害障がい見舞金を支給するものとする。

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) そしやく及び言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

2 災害障がい見舞金の額は、障がい者が当該災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

3 第1項に規定する災害障がい見舞金の支給については、第6条の規定を準用する。

(昭和57条例14・追加、平成3条例20・平成23条例36・一部改正)

第4章 災害援護資金

(昭和57条例14・旧第3章繰下)

(災害援護資金の貸付け等)

第8条 市長は、政令第3条に規定する災害(以下「政令による災害」という。)により、法第10条第1項各号の規定に該当する被害を受けた同法同条同項に規定する世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けをするものとする。

2 前項に規定する災害援護資金の貸付け限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

被害の種類及び程度		貸付限度額
1 世帯主の1箇月以上の負傷のある場合	1 家財等の損傷がない場合	1,500,000円
	2 家財の3分の1以上の損害	2,500,000円
	3 住居が半壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	2,700,000円 (3,500,000円)
	4 住居が全壊した場合	3,500,000円
2 世帯主の1箇月以上の負傷のない場合	1 家財の3分の1以上の損害	1,500,000円
	2 住居が半壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	1,700,000円 (2,500,000円)
	3 住居が全壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	2,500,000円 (3,500,000円)
	4 住居の全体が滅失又は流失した場合	3,500,000円

3 政令による災害以外で市長の認める災害に係る災害援護資金の貸付けについては、市長が別に定める。

(昭和50条例34・昭和52条例37・昭和53条例4・一部改正、昭和57条例14・旧第7条繰下・一部改正、平成3条例20・一部改正)

(償還方法)

第9条 災害援護資金の償還方法は、元利均等半年賦償還とする。ただし、繰り上げ償還をすることができる。

(昭和57条例14・旧第8条繰下)

(償還期間)

第10条 災害援護資金の償還期間は、据置期間3箇年を含み10年を超えない範囲内とする。

2 市長は、次の各号の一つに該当する場合は、前項に規定する据置期間を5箇年まで延長するこ

とができる。

- (1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1箇年以内に法第10条第1項の被害（災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合
- (2) 政令による災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の3に規定する特別障害者となつた場合
- (3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合
（昭和57条例14・旧第9条線下・一部改正）

（一時償還）

第11条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一つに該当する場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段にとり貸付けを受けたとき。
- (2) 償還金の償還履行を怠つたとき。
（昭和57条例14・旧第10条線下）

（利率）

第12条 災害援護資金の利率は、据置期間中に無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き年3パーセントとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
（昭和57条例14・旧第11条線下）

（償還の免除）

第13条 市長は、法第13条の規定に基づき、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一つに該当する場合は、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障がいを受けたため、償還することができなくなつたと認められるとき。
（昭和57条例14・旧第12条線下・一部改正、平成23条例36・一部改正）

（保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項に規定する保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、次条に規定する違約金を包含するものとする。
（昭和57条例14・旧第13条線下）

（違約金）

第15条 災害援護資金の貸付けを受けている者が、償還期日に償還を行わなかつたときは、延滞元利金額につき、年10.75パーセントの割合をもつて、償還期日の翌日から償還履行の日までの日数により計上した違約金を徴収するものとする。ただし、償還期日に償還を行わなかつた

ことが、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(昭和 57 条例 14・旧第 14 条線下)

(償還の猶予)

第 16 条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還の履行が当該世帯の生活に重大な支障をきたすと認められるときは、一定の期間を定めて償還を猶予するものとする。

2 前項の規定により償還の猶予がなされたときは、第 11 条に規定する利子の計算は、猶予前の償還期日に償還されたものとみなす。

(昭和 57 条例 14・旧第 15 条線下)

第 5 章 災害見舞金

(昭和 57 条例 14・旧第 4 章線下)

(災害見舞金の支給等)

第 17 条 市長は、第 2 条第 1 号アに規定する災害により次の各号の一に該当する被害を受けた者に対し、災害見舞金を支給するものとする。

(1) 住家等が、全壊、全焼又は流失した場合

(2) 住家等が、半壊、半焼又は半流失若しくは床上浸水した場合

(3) 負傷し、又は疾病にかかり、その治療に係る入院期間が 21 日以上を要した場合（以下「重傷等」という。）

(4) 負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）別表第 5 に定める 1 級から 3 級までの等級に該当する程度の障がい（以下「障がい」という。）がある場合（第 7 条の規定が適用される場合を除く。）

2 前項に規定する災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

災害の種類	被害の区分		災害見舞金
床上浸水	住家	1人世帯	20,000 円
		2人以上の世帯	30,000 円
	店舗・事業所		20,000 円
半壊, 半焼, 半流失	住家	1人世帯	30,000 円
		2人以上の世帯	50,000 円
	店舗・事業所		20,000 円
全壊, 全焼, 流失	住家	1人世帯	70,000 円
		2人以上の世帯	100,000 円
	店舗・事業所		30,000 円
重傷等	入院期間が 21 日以上 60 日未満の場合		80,000 円
	入院期間が 60 日以上の場合		150,000 円
障がい			800,000 円

3 第 1 項に規定する災害見舞金の支給については、第 6 条の規定を準用する。

(昭和 57 条例 11・一部改正、昭和 57 条例 14・旧第 16 条線下・昭和 61 条例 34・平成 3

条例 25・平成 3 条例 20・平成 23 条例 36・一部改正)

第 17 条の 2 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、災害見舞金を支給するものとする。

(1) 第 2 条第 1 号アに規定する災害により重傷等又は障がいの状態になった者で、前条第 3 項において準用する第 6 条第 2 号の規定により、前条第 2 項の重傷等又は障がいに係る災害見舞金の支給を受けることができないもの

(2) 第 2 条第 1 号イに規定する災害により重傷等又は障がいの状態になった者

2 前項に規定する災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

重傷等	入院期間が 21 日以上 60 日未満の場合	80,000 円
	入院期間が 60 日以上の場合	150,000 円
障がい		300,000 円

3 第 6 条の 2 の規定は、第 1 項に規定する災害見舞金の支給について準用する。

(昭和 61 条例 34・追加、平成 3 条例 20・平成 23 条例 36・一部改正)

第 6 章 雑則

(昭和 57 条例 14・旧第 5 章線下)

(災害弔慰金等の支給に関する調整)

第 18 条 既に災害障がい見舞金又は災害見舞金(重傷等及び障がいに係る災害見舞金に限る。)の支給を受けている者がその同一の原因により死亡した場合における災害弔慰金の支給額は、第 3 条又は第 3 条の 2 に規定する額から当該災害障がい見舞金又は当該災害見舞金の額を差引いた額とする。

(昭和 61 条例 34・全改、平成 23 条例 36・一部改正)

(委任)

第 19 条 この条例の施行について、必要な事項は別に市長が定める。

(昭和 57 条例 14・旧第 18 条線下)

資料20-8 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 20 日

規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年藤沢市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(昭和 57 規則 27・昭和 61 規則 47・平成 23 規則 18・一部改正)

(災害の届出並びに災害弔慰金、災害障がい見舞金及び災害見舞金の支給の方法)

第 2 条 条例第 3 条、第 3 条の 2、第 7 条、第 17 条又は第 17 条の 2 の規定に該当するに至つた者は、災害の区分に応じ、次の表の定めるところにより、市長に届出るものとする。ただし、住居等に係る災害については、この限りでない。

災害の区分	用いるべき届出書	添付すべき書類
死亡	災害(死亡)届出書 (第 1 号様式)	(1)死亡の原因発生地の官公署が発行する被災証明書 (やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2)死亡診断書又は死体検案書 (3)遺族であることの証明書 (4)市長が必要と認める書類
障がい	災害(障がい)届出書 (第 2 号様式)	(1)障がいの原因発生地の官公署が発行する被災証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2)障がいを有することを証明する医師の診断書(第 3 号様式) (3)市長が必要と認める書類
負傷及び疾病	災害(負傷、疾病)届出書 (第 4 号様式)	(1)負傷又は疾病の原因発生地の官公署が発行する被災証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2)入院期間を証明する医師の診断書 (3)市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があつたとき又は自ら災害発生の実を確認したときは、災害弔慰金支給調書(第 5 号様式) 同項に掲げる障がいを有することを証明する医師の診断書又は災害見舞金支給調書(第 6 号様式)により、災害弔慰金、災害障がい見舞金又は災害見舞金の支給の要否を調査のうえ、これらを交付するものとする。

(昭和 61 規則 47・全改、平成 23 規則 70・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 3 条繰上・一部改正)

(災害援護資金貸付け申請)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定による災害援護資金の貸付けを受けようとする世帯主は、災害援護資金貸付申請書(第 7 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、条例第 8 条第 1 項に規定する被害が生じた日の属する月の翌月の 1 日から起算して 3 箇月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 所得証明書(被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までに受けた場合にあつては前前年とする。) において、他の市区町村に居住していた世帯主にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書)

(2) 医師の診断書(条例第 8 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合のみとする。)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請があつたときは、市長は、内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金貸付決定通知書(第 8 号様式)により通知する。

(昭和 57 規則 27・旧第 3 条線下・一部改正・昭和 61 規則 47・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 4 条線)

(借用書の提出)

第 4 条 前条第 2 項の規定により貸付の決定を受けた者は、災害援護資金の支給を受ける際、災害援護資金借用書(第 9 号様式)を市長に提出しなければならない。

(昭和 57 規則 27・旧第 4 条線下・一部改正、昭和 61 規則 47・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 5 条線・一部改正)

(繰上償還の方法)

第 5 条 条例第 9 条ただし書の規定による繰上償還をする者は、災害援護資金繰上償還届出書(第 10 号様式)をあらかじめ市長に提出するものとする。

(昭和 61 規則 47・全改、平成 23 規則 18・旧第 6 条線)

(一時償還の通知)

第 6 条 市長は、条例第 11 条の規定により災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還させるときは、その旨を災害援護資金返還通知書(第 11 号様式)により通知するものとする。

(昭和 57 規則 27・旧第 6 条線下・一部改正、昭和 61 規則 47・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 7 条線)

(償還免除)

第 7 条 条例第 13 条の規定により償還金の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書(第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、市長は、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金償還免除決定通知書(第 13 号様式)により通知する。

(昭和 57 規則 27・旧第 7 条線下・一部改正、昭和 61 規則 47・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 8 条線)

(違約金の支払免除)

第 8 条 条例第 15 条ただし書の規定による違約金の支払いの免除を受けようとする者は、災害援護資金貸付違約金免除申請書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金貸付違約金免除決定通知書（第 15 号様式）により通知する。

（昭和 57 規則 27・旧第 8 条線下・一部改正、昭和 61 規則 47・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 9 条線上）

(償還金の支払猶予)

第 9 条 条例第 16 条第 2 項の規定により償還金の支払いの猶予を受けようとする者は、あらかじめ、災害援護資金償還猶予申請書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金償還猶予決定通知書（第 17 号様式）により通知する。

（昭和 57 規則 27・旧第 9 条線下・一部改正、昭和 61 規則 47・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 10 条線上）

(住所等の変更の届出等)

第 10 条 災害援護資金の貸付けの決定を受けた者、災害援護資金の貸付けを受けた者又は保証人は、住所又は氏名を変更したときは、住所・氏名変更届出書（第 18 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 災害援護資金の貸付けの決定を受けた者又は災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その相続人は、その旨を災害援護資金借受人死亡届出書（第 19 号様式）により、市長に届け出なければならない。

（昭和 57 規則 27・旧第 10 条線下・一部改正、昭和 61 規則 47・一部改正、平成 23 規則 18・旧第 11 条線上）

資料20-9 藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱

平成 19 年 3 月 29 日

告示第 397 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年藤沢市条例第 6 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、降雨により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け(以下「貸付け」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第 2 条 貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

- (1)降雨により水害が発生し、現に居住している住宅又は現に使用している店舗若しくは事業所が床上浸水以上の災害を受けた世帯
- (2)災害発生日において、世帯主が、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定によりこの市の住民基本台帳に記録されている世帯
- (3)現に藤沢市災害援護資金の貸付けを受けていない世帯
(平成 24 告示 133・一部改正)

(貸付限度額)

第 3 条 貸付限度額は、1 世帯につき 1,000,000 円とする。

(償還)

第 4 条 償還期間は、6 年以内とする。ただし、初めの 1 年は、償還据置期間とする。

2 償還の方法は、元金均等による月賦償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。

(一時償還)

第 5 条 市長は、貸付けを受けた者(以下「債務者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (2) 償還金の償還履行を怠ったとき。

(利率)

第 6 条 貸付けの利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。ただし、市民税非課税世帯又は市民税均等割のみを課税された世帯が貸付けを受けたときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(償還の免除)

第 7 条 市長は、債務者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため災

害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

(平成 23 告示 433・一部改正)

(保証人)

第 8 条 貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項に規定する保証人は、債務者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、次条に規定する違約金を包含するものとする。

(違約金)

第 9 条 債務者が、償還期日に償還を行わなかったときは、延滞元利金額につき、年 10.75 パーセントの割合をもって償還期日の翌日から償還履行の日までの日数により計上した違約金を徴収するものとする。ただし、償還期日に償還を行わなかったことが、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還の猶予)

第 10 条 市長は、債務者が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還の履行が当該世帯の生活に重大な支障をきたすと認められるときは、一定の期間を定めて償還を猶予するものとする。

2 前項の規定により償還の猶予がなされたときは、第 6 条に規定する利子の計算は、猶予前の償還期日に償還されたものとみなす。

(借入申込等の手続)

第 11 条 借入申込等の貸付けに係る手続については、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年藤沢市規則第 15 号)第 4 条から第 11 条までの規定を準用する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、貸付けについて必要な事項は、市長がその都度定める。

資料20-10 藤沢市災害復興条例

平成 26 年 12 月 18 日

条例第 22 号

藤沢市は、市民の生命及び財産を守ることを基本に、「防災」の視点から、災害に強い都市づくりを目指してきた。しかしながら、未曾有の被害を引き起こした平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえると、事前の対策を講じたとしても被害は生じ得るという認識のもとに、発災後の被害の最小化を図る「減災」の考え方を市民及び事業者も含めて一層徹底しなければならない。併せて、被災前及び被災後の対策のさらなる強化充実を図ることにより、迅速な復興を進めることが必要である。

また、二つの震災の教訓から、被災したまちの復興には、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しながら、生活の再建、社会経済環境の回復と向上を目指すことが必要であり、地域社会として復興することの重要性が指摘されている。

このようなことから、市としては、平常時から減災の考え方を取り入れた総合的な防災都市づくりを進めるとともに、大規模な地震や津波などによりもたらされる重大な被害からの復興に当たっては、市民の暮らしの安定及び向上により心の復興を実現することを目標として、市街地整備や産業振興等を含めた「市民生活の復興」を進めることとする。そのため、市は、市民、事業者及び市民組織と協働して、復興対策を総合的かつ計画的に推進するという決意を表明するとともに、復興に関する基本理念及び復興対策の指針を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市が市民、事業者及び市民組織と協働して復興対策を総合的かつ計画的に推進することにより、被災後における市民生活の復興を進めることによって市民の心の復興を実現し、もって市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- (2) 市民生活の復興 大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市民の生活の安定及び向上を図ることを第一義の目的とし、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しつつ、生活の再建、再度の災害の防止並びに生活及び社会経済環境の向上を目指し総合的に進める復興をいう。
- (3) 復興対策 市民生活の復興を進めるための各種の対策をいう。
- (4) 市民組織 大規模かつ重大な災害が発生した場合において、第 6 条第 2 項に規定する活動を行うことを目的として設立される組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 復興対策は、市と市民、事業者及び市民組織とが協働して市民生活の復興を進めることにより、この市のその後の持続的な発展に寄与するものとする。

2 復興対策は、コミュニティ、福祉、教育、産業及び都市づくり等の復興の課題に対し、総合的

かつ計画的に取り組み、安全で住みやすいまちの再生を図るものとする。

(市の役割)

第4条 市は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、市民生活の復興を進めるため、速やかに震災復興基本方針及び震災復興計画を定めなければならない。

2 市は、震災復興計画の策定に当たっては、市民、事業者及び市民組織の意見を聴くよう努めるとともに、復興対策の推進に当たっては、市民、事業者及び市民組織との適切な合意形成に努めなければならない。

3 市は、国、神奈川県及び関係機関との連携を図り、復興対策その他必要な施策を推進しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、自立かつ相互に協力し、自らの生活及び生業の復興並びに市民生活及び地域社会の復興に努めるものとする。

2 事業者は、その社会的責任に鑑み、被災後において可能な限り事業活動を継続し、及び市と協働して復興対策を推進することによって、市民生活及び地域社会の復興に寄与するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者(以下「市民等」という。)は、市の定めた震災復興基本方針及び震災復興計画に基づく復興を市と協働して進めるよう努めるものとする。

(市民組織)

第6条 市民組織は、地震により大規模かつ重大な被害が発生した場合において、市民生活及び地域社会の復興のために、既存の町内会・自治会組織や地区の各種協議会組織を基礎とし、又は地域に住む市民が新たに立ち上げて設立するものとする。

2 市民組織は、その活動する地域に住む市民や地域内に存する事業者との合意形成を図り、復興のための取組を進めるとともに、市民等、ボランティア及び市との連携を図りながら、自主的かつ自立的に地域社会の復興を進めるための活動を行うものとする。

3 市民組織は、市の定めた震災復興基本方針及び震災復興計画に基づく復興を市と協働して進めるよう努めるものとする。

(震災復興本部の設置)

第7条 市長は、地震により大規模かつ重大な被害が発生し、復興対策を迅速かつ円滑に推進する必要があると認めるときは、藤沢市震災復興本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。

(本部の組織及び職務)

第8条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長及び本部員は、市の職員のうちから本部長が指名する。

4 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により設置される藤沢市災害対策本部と連携し、復興対策を推進するものとする。

(本部の廃止)

第9条 市長は、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(準用)

第10条 第4条から前条までの規定は、震災以外の災害の場合において準用する。この場合において、第4条第1項、第5条第3項及び第6条第3項中「震災復興基本方針」と、第4条第1項及び第2項、第5条第3項並びに第6条第3項中「震災復興基本計画」と、第7条中「藤沢市震災復興本部」とあるのは、当該震災以外の災害に応じた名称に読み替えるものとする。

(市民等及び市民組織の参画と復興の推進)

第11条 市は、市民等及び市民組織の参画及び市民等及び市民組織との協働を基本に、市民等及び市民組織の力を最大限に活かした復興を進めるものとする。

(市民組織への支援)

第12条 市は、市民組織が地域社会の復興を進めるための活動を行うに当たり、市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資機材の提供及びその他必要な支援を行うものとする。

(災害復興基金)

第13条 市は、市民生活の復興を迅速かつ円滑に進めるため、災害復興基金を設置し、必要な財源の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、市民生活の復興の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料20-11 藤沢市災害復興条例の制定について（復旧と復興の考え方）

藤沢市地域防災計画における位置付け

【災害復旧プロセス】

「災害対策本部」を設置して対応する。

（第1段階）災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧

応急復旧

人的資源の確保 財源の確保

（第2段階）施設自体を被災前の状況に戻す本格復旧

復旧基本方針 都市基盤施設の復旧 生活安定対策 地域経済支援

【震災復興プロセス】

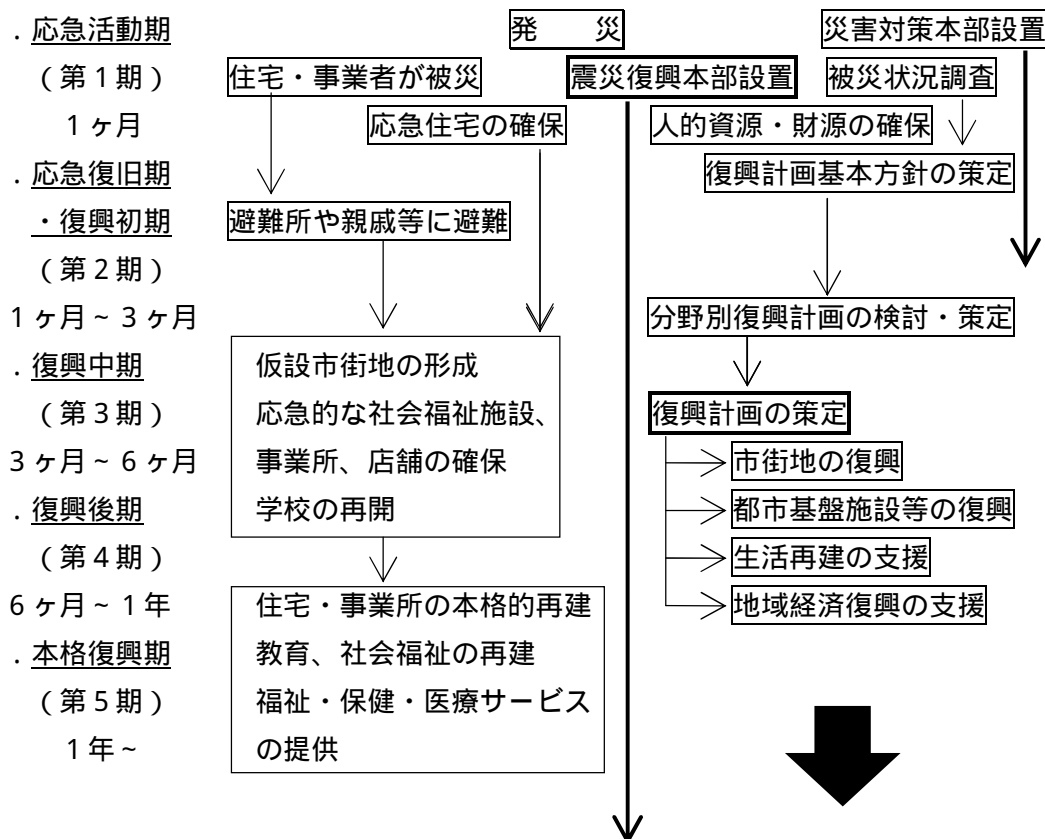
「震災復興本部」を設置し、災害対策本部と連携を図り、復旧過程の段階から迅速な復興を推進する。

（第3段階）防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興

復興基本方針 復興計画検討・策定 被害状況等補足調査

市街地復興 都市基盤施設の復興 未来に向けた創造的復興

神奈川県震災復興対策マニュアルにおける“震災復興の流れ”



資料20-12 藤沢市災害復興条例を適用する想定について

このことについては、藤沢市災害復興条例（平成26年藤沢市条例第22号。以下「復興条例」という。）を適用する災害（地震その他の異常な自然現象等により生じる被害をいう。以下同じ。）の想定等について、次のとおり、あらかじめ定めるものです。

1 復興条例の目的（復興条例第1条抜粋）

「この条例は、この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市が市民、事業者及び市民組織と協働して復興対策を総合的かつ計画的に推進することにより、被災後における市民生活の復興を進めることによって市民の心の復興を実現し、もって市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めることを目的とする。」

2 復興条例を適用する災害

復興条例の目的に掲げる「大規模かつ重大な災害が発生した場合」における災害の想定については、原則として次のとおりとするものです。ただし、それ以外の災害からの復興を迅速かつ円滑に進める必要があるときには、の場合も復興条例を適用できるものとするものです。

本市に藤沢市地域防災計画（藤沢市地域防災会議、平成25年7月策定。以下同じ。）本編各論 第1部第2章第1節（地震被害の想定）に定める想定地震又は同章第2節（津波被害の想定）に定める想定津波による災害が発生した場合。

・【地震被害の想定】（藤沢市地域防災計画抜粋）

「本市に及ぼす影響が最も大きい“南関東地震”と、今後30年の間に発生する可能性が高い“神縄・国府津 - 松田断層帯の地震”とする。」

・【津波被害の想定】（藤沢市地域防災計画抜粋）

「第1波が本市に到達するまでの時間が最も早く、規模の大きい“南関東地震”と、本市に到達する津波高が最も高く、浸水区域が最大となる“慶長型地震”を、避難態勢を整備するにあたっての最大クラスの津波とする。」

（上記2つの想定は、現行の藤沢市地域防災計画における想定地震及び想定津波であり、同計画の見直しにより今後修正された場合には、修正後の想定に置き換えて適用するものとします。）

本市において150世帯以上の住宅の滅失を含む災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号及び別表第1の規定に準ずるもの。）が発生し、市長が当該災害からの復興を迅速かつ円滑に進める必要があると認めた場合。

3 復興対策の実施

復興条例を適用する場合における復興対策については、復興条例第7条の規定による復興本部

を設置し、同第4条第1項及び第10条の規定による復興基本方針及び復興計画を策定した上で実施するものとする。

具体的な復興対策については、藤沢市地域防災計画本編各論 第5部（災害復旧・復興対策計画）の各章各節に掲げる事業等を実施することを基本とし、神奈川県震災復興対策マニュアル（神奈川県震災復興対策事前検討会議、平成20年4月作成）の内容を参考に実施するものとする。

以 上

資料20-13 藤沢市災害復興基金条例

平成 27 年 3 月 26 日
条例第 50 号

(目的及び設置)

第 1 条 この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に進めるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、藤沢市災害復興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(積立て)

第 3 条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

- (1) 寄付金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(基金の管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に掲げる目的の費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

資料20-14 藤沢市災害復興基金の充用基準について

このことについては、藤沢市災害復興基金（以下「基金」という。）を処分し、これを費用に充てる場合の基準について、次のとおり、あらかじめ定めるものです。

1 基金を処分する目的

基金を処分することができる場合については、藤沢市災害復興基金条例（平成27年藤沢市条例第50号。以下「基金条例」という。）第6条により、基金条例第1条に掲げる目的の費用に充てる場合に限ると定められています。

【基金の目的（基金条例第1条抜粋）】

「この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に進めるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、藤沢市災害復興基金を設置する。」

2 基金を充用する場合の基準

基金の目的に掲げる「大規模かつ重大な災害が発生した場合」については、原則として次のとおりとするものです。ただし、それ以外の災害（地震その他の異常な自然現象等により生じる被害をいう。以下同じ。）からの復旧を速やかに進める必要があるときについては、 の場合も基金を充用できるものとするものです。

本市に藤沢市地域防災計画（藤沢市地域防災会議、平成25年7月策定。以下同じ。）本編各論 第1部第2章第1節（地震被害の想定）に定める想定地震若しくは同章第2節（津波被害の想定）に定める想定津波による災害が発生したとき、又は本市において150世帯以上の住宅の滅失を含む災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号及び別表第1の規定に準ずるもの。）が発生し市長が当該災害からの復興を迅速かつ円滑に進める必要があると認めたとときにおいて、藤沢市災害復興条例（平成26年藤沢市条例第22号）第4条第1項及び第10条の規定による復興基本方針及び復興計画を定めた場合。

本市において10世帯以上の住宅全壊を含む災害（被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条第2号の規定に準ずるもの。）が発生し、市長が当該災害の被災者に係る生活再建支援その他の復旧を速やかに進める必要があると認めたと場合。（支給額の基準等については、別に定める。）

3 基金を充用する事業の例

- ・被災住宅の復旧費用に対する助成（全壊、解体等50万円以内、半壊25万円以内 被災者生活再建支援法による基礎支援金の2分の1の額を設定した例）
- ・被災住宅再建資金の借入金に対する利子補給
- ・地域コミュニティの復興事業に対する支援

上記の例の他、基金を充用する事業については、藤沢市地域防災計画本編各論 第5部（災害復旧・復興対策計画）の各章各節に掲げる事業等を対象とすることを基本とし、神奈川県震災復興対策マニュアル（神奈川県震災復興対策事前検討会議、平成20年4月作成）第3編第2章第3節の対策項目3（震災復興基金による支援策の検討）の内容を参考に定めるものとする。

以 上

21. 東海地震

資料21-1 警戒宣言発令時の事前避難対象地区一覧表

指定区域	区域面積 (ha)	避難対象地区	避難対象 世帯数 (戸)	避難施設
江の島地区	0.43	江の島1丁目	42	湘南港管理事務所
江の島B地区	0.85	江の島2丁目	22	
江の島C地区	1.49		47	
江の島D地区	0.39		23	
江の島2丁目	0.55		27	
片瀬目白山地区	1.24	片瀬目白山	14	片瀬市民センター
片瀬地区	1.9	片瀬1丁目	25	片瀬小学校
片瀬1丁目地区	1.39		24	
大鋸地区	1.47	大鋸1丁目 藤が岡2丁目	13	藤ヶ岡中学校
大鋸B地区	1.62	大鋸2丁目 藤が岡1丁目	31	藤沢小学校
大鋸C地区	1.35	大鋸3丁目	32	
藤沢地区	2.29	藤沢4丁目	53	第一中学校
藤沢4丁目地区	1.32		33	
川名地区	0.6	字通り町	21	新林小学校
大庭地区	3.54	字城山、字城下、字中沢	19	小糸小学校
伊勢山辺	0.22	白旗	11	大清水中学校
西富2丁目	0.19	西富2丁目	6	藤嶺学園藤沢高等学校
みその台	0.05	みその台	53	聖園女学院
18地区	20.89		501	

資料21-2 大規模災害発生時の交通規制計画等の改正について

平成 24 年 9 月 28 日

交通部交通規制課

1 大規模災害発生時の交通規制計画とは

大規模災害発生時の交通規制計画は、災害対策基本法等に基づいて定めている。

大規模災害が発生した場合、人命救助、災害の拡大防止等の災害応急対策を迅速に実施するため、一般車両の通行を禁止、又は制限することにより、災害応急対策に従事する緊急通行車両の通行を円滑にする必要がある。そこで、大規模災害が発生した際、的確かつ円滑な交通規制が実施できるよう、あらかじめ公安委員会の意思決定により、県内で被害が懸念されている想定地震に基づく交通規制計画を定めている。

2 新たな交通規制計画の要点

(1) 大規模地震発生時における交通規制計画

ア 想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

神奈川県地域防災計画において想定されている地震について、被災地域ごとに類型した上で、被災地域方向に通じる高速道路、自動車専用道路等をあらかじめ公安委員会の意思決定により、緊急交通路として指定することを定めた。

想定される地震	緊急交通路指定路線
東海地震、神縄・国府津松田断層地震 及び県西部地震	東名高速道路、中央高速道路、小田原厚木道路、 交通部長が必要と認めた路線
南関東地震	東名高速道路、中央高速道路、小田原厚木道路、 首都高速道路、アクアライン、保土ヶ谷バイパス、 横浜横須賀道路、交通部長が必要と認めた路線
三浦半島断層群地震	東名高速道路、首都高速道路、アクアライン、 保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路、 交通部長が必要と認めた路線
東京湾北部地震及び県東部地震	東名高速道路、中央高速道路、首都高速道路、 アクアライン、国道 246 号、 交通部長が必要と認めた路線

イ 震度等に基づく交通規制計画（面規制）

気象庁から行政区域ごとに発表される震度が一定の値を超えた区域、また、大津波警報が発表された場合等において、津波を警戒すべき地域について、あらかじめ公安委員会の意思決定により、同区域から区域外へ流出させ、同区域内へ進行しようとする、又は、区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を実施することを定めた。

(ア) 震度 6 強以上が観測された区域

(イ) 沿岸市長が定めた津波浸水区域

(ウ) 震度 6 弱を観測し、甚大な被害が確認された区域で、交通部長が必要と認めた区域

(2) 警戒宣言発令時における交通規制計画

大規模地震特別措置法第3条の規定に基づき、あらかじめ公安委員会の意思決定により緊急交通路を指定するとともに、地震防災対策強化地域（県内指定市町8市11町）から強化区域外へ流出させ、強化区域内へ進行しようとする、又は強化区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を実施することを定めた。

3 緊急通行車両等の事務取扱要領の主な改正点

(1) 規制除外車両の事前届出制度の新設

大規模災害発生後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である民間の医療関係車両、医薬品等輸送車、患者搬送車、建設用重機車両等については事前届出車両を認めることとする。

(2) 規制除外標章の廃止

規制除外標章は廃止し、緊急通行車両と同じく確認標章を交付することとする。

4 施行日

平成24年10月1日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）の規定に基づく交通の規制並びに災対法、大震法、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく交通の規制の対象から除く車両について、次のとおり決定する。

平成24年10月1日

神奈川県公安委員会

委員長 布施 勉

1 災対法第76条第1項の規定に基づく交通の規制

(1) 想定地震に基づく交通を規制する道路の区間

本県で想定される大規模地震発生時において、緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区間については次のとおりとする。

ア 東海地震、神縄・国府津松田断層地震及び県西部地震発生時における交通規制

(ア) 東名高速道路全線

(イ) 中央自動車道路全線

(ウ) 小田原厚木道路全線

(エ) 特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

イ 南関東地震発生時における交通規制

- (ア) 東名高速道路全線
 - (イ) 中央自動車道路全線
 - (ウ) 首都高速道路全線
 - (エ) 東京湾アクアライン全線 (国道 409 号)
 - (オ) 保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路全線 (国道 16 号)
 - (カ) 小田原厚木道路全線 (国道 271 号)
 - (キ) 特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認め
た区間
- ウ 三浦半島断層群地震発生時における交通規制
- (ア) 東名高速道路全線
 - (イ) 首都高速道路全線
 - (ウ) 東京湾アクアライン全線 (国道 409 号)
 - (エ) 保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路全線 (国道 16 号)
 - (オ) 特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認め
た区間
- エ 東京湾北部地震及び県東部地震発生時における交通規制
- (ア) 東名高速道路全線
 - (イ) 中央自動車道路全線
 - (ウ) 首都高速道路全線
 - (エ) 東京湾アクアライン全線 (国道 409 号)
 - (オ) 国道 246 号 (都県境から新石川交差点までの間の上下線)
 - (カ) 特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認め
た区間
- (2) 特定震度に基づく交通を規制する区域
- 地震による被害の甚大な区域を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁
止し、又は制限する区域については次のとおりとする。
- ア 震度 6 強以上が観測された区域
 - イ 震度 6 弱を観測し、甚大な被害が確認された区域で、交通部長が必要と認めた区域
- (3) 津波警報発表時における交通を規制する区域
- 大津波警報が発表された場合又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合にお
いて、避難するためやむを得ない場合を除き、緊急通行車両以外の車両の道路における通行
を禁止し、又は制限する区域については、沿岸市町が策定した津波浸水区域とする。
- 2 大震法第 24 条の規定に基づく交通の規制
- (1) 警戒宣言発令時における交通を規制する道路の区間
- 緊急交通路を指定し、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限す
る道路の区間については次のとおりとする。
- ア 東名高速道路全線
 - イ 中央自動車道全線

ウ 小田原厚木道路全線

エ 大震法第 3 条に規定する地震防災対策強化地域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認められた区間

(2) 警戒宣言発令時における交通を規制する区域

大震法第 3 条に規定する地震防災対策強化地域においては、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

3 大規模災害発生時における交通規制の対象から除外する車両

(1) 災対法第 76 条第 1 項、原災法第 28 条第 2 項及び国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する対象から除外する車両

ア 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車として公安委員会に指定又は届出されたもので当該目的のために使用する車両

イ 災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策、原災法第 26 条第 1 項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による自動車番号標以外のものを有しているもの

ウ 災害応急対策等責任者の行う災害応急対策等に従事する者が当該用務のため又は当該勤務場所に参集するために使用中の大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び普通自転車（以下「二輪車」という。）

エ 次のいずれかに該当する車両で災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 3 の標章（以下「災対標章」という。）を掲出しているもの

（ア）医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

（イ）医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

（ウ）患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

（エ）建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

オ 次のいずれかに該当する車両で、災対標章を掲出しているもの

（ア）緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送に使用中の車両

（イ）徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障害者等の最寄りの病院、避難所等への避難等のため通行させることがやむを得ないと認められる車両

（ウ）その他緊急交通路を通行する必要がある、かつ、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさないと交通部交通規制課長、神奈川県警察第一交通機動隊長、神奈川県警察第二交通機動隊長、神奈川県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長が認める車両

(2) 緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する期間

交通部長が必要と認められた期間とする。

4 警戒宣言発令時における交通規制の対象から除外される車両

- (1) 大震法第 24 条の規定に基づく緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する対象から除外する車両
- ア 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
 - イ 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車として公安委員会に指定又は届出されたもので当該目的のために使用する車両
 - ウ 大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策に従事する自衛隊車両等であって道路運送車両法の規定による自動車番号標以外のものを有しているもの
 - エ 大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策責任者の行う地震防災応急対策に従事する者が当該用務のため又は当該勤務場所に参集するために使用中の二輪車
 - オ 3(1)エに掲げる車両のいずれかに該当する車両で、大規模地震特別措置法施行規則(昭和 54 年総理府令第 38 号)別記様式第 6 の標章(以下「大震標章」という。)を掲出しているもの
 - カ 大震標章を掲出することにより緊急交通路の通行を認めることとなる車両については、3(1)オの規定を準用する。この場合において、「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と読み替える。
- (2) 緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する期間
警戒宣言が発令されたときから解除されるまでの間とする。

大規模地震発生時における交通規制計画

東海地震(警戒宣言発令時を含む)、神縄・国府津松田断層地震及び県西部地震



22. 火山活動

資料22-1 富士山火山防災マップ

富士山火山防災マップ



富士山火山防災マップを作成した目的

- ◆富士山は、今から約3000年前に噴火した後、現在まで静かな状態が続いています。しかし、地下深くでは今もマグマが活動を続けている活火山です。
その活動が一瞬にして再び噴火が起きたりした時に備えて、皆さんが自身の安全を確保するためのどのような知識を学び、どのような行動をすればよいかを基としていたために、この防災マップを作成しました。
- ◆なお、富士山ですでに噴火が起ったような記録は、約100年（平成21年1月）に限りありません。
- ◆このマップは2つの条件に基づいて決定された影響範囲や警戒の広さを表したものであり、実際に噴火した場合はこのマップに示された範囲と異なる部分が出てくる場合もあります。
- ◆富士山で噴き出される噴煙や噴煙の噴火が起きると、噴火の場所も山頂だけにとどまらず、山頂にも数多くの火口が分布しています。このように富士山の噴火の危険はこのマップから見て、どのような危険がどこまでやってくるかを十分理解した上で、危険な行動は避けられるよう心がけてください。
- ◆富士山火山防災マップに関するお問い合わせ
 山頂上観望所防災課 TEL: 055-223-1432
 富士山麓避難所課 TEL: 054-221-3360
 消防団総合防災課 TEL: 0545-210-3430

【企画・発行】 富士山麓避難所課（山本島、神奈川、伊豆半島）
 【監修】 内閣府、気象庁、富士山火山防災課

【資料提供】 国土交通省「山頂上観望所、山麓、山麓、伊豆半島」の「富士山火山防災マップ」を基に富士山麓避難所課が作成しました。

どのような現象が起こる? どのような注意が必要!

溶岩流 (たたら)



溶岩流は、噴火の中心部から、噴火口から遠くまで流れてくる。溶岩流は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊を流す。溶岩流は、溶岩の塊が溶岩の塊を流す。溶岩流は、溶岩の塊が溶岩の塊を流す。

土石流 (いかり)



土石流は、噴火の中心部から、噴火口から遠くまで流れてくる。土石流は、土や石が溶岩の塊と一緒に流れてくる。土石流は、土や石が溶岩の塊と一緒に流れてくる。土石流は、土や石が溶岩の塊と一緒に流れてくる。

火砕流 (たふし)



火砕流は、噴火の中心部から、噴火口から遠くまで流れてくる。火砕流は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。火砕流は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。火砕流は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。

噴石 (たけ)



噴石は、噴火の中心部から、噴火口から遠くまで流れてくる。噴石は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。噴石は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。噴石は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。

降灰 (たふ)



降灰は、噴火の中心部から、噴火口から遠くまで流れてくる。降灰は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。降灰は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。降灰は、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。

新田なだれ (たふ)



新田なだれは、噴火の中心部から、噴火口から遠くまで流れてくる。新田なだれは、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。新田なだれは、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。新田なだれは、溶岩の塊や溶岩の塊が溶岩の塊と一緒に流れてくる。

過去にはこんなことも起こっています。



この地図は、富士山の歴史的地図です。噴火の経路や影響範囲が色で示されています。地図には、噴火の経路や影響範囲が色で示されています。地図には、噴火の経路や影響範囲が色で示されています。地図には、噴火の経路や影響範囲が色で示されています。

気象庁が発表する噴火予報及び警報

【噴火予報】 噴火予報は、噴火の発生が予想される場合に、危険となる範囲を示して警戒を呼びかけます。

- 注意警報 → 噴火警報（注意警報）【噴火予報】
- 火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖 → 噴火警報（火口閉鎖）【噴火予報】

【噴火警報】 火山活動が活発（注意）な状態が継続される場合に発表されます。

【噴火警報レベル】

- 火山活動の状況によって、危険な範囲や警戒範囲を変更し、レベル1からレベル5まで、「火山活動」や「噴火」などのキーワードを用いて発表するものです。
- レベル1は「噴火警報」、レベル2及びレベル3は「火口閉鎖警報」、レベル4及びレベル5は「噴火警報」とも発表されます。
- 噴火警報レベルは、富士山と各火山の警戒範囲を決定した火山において導入されています。（噴火警報レベルを導入していない火山については、噴火警報及び警戒範囲が発表されません。）
- 噴火警報レベルの導入により、これまで発表範囲が異なる場合、注意が異なる場合があります。

予報警報の種類	発表範囲	レベルキーワード	火山活動の状況	注意等の行動	火山活動の状況
噴火警報	噴火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖	レベル5 噴火	噴火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖	噴火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖	噴火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖
	火山活動が活発	レベル4 警戒準備	火山活動が活発	火山活動が活発	火山活動が活発
火口閉鎖警報	火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖	レベル3 火山閉鎖	火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖	火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖	火口から発生範囲が広く、または火口閉鎖
	火山活動が活発	レベル2 火口閉鎖	火山活動が活発	火山活動が活発	火山活動が活発
噴火警報	噴火口	レベル1 平常	噴火口	噴火口	噴火口

噴火しそうな時、噴火が始まった時には

1. 気象庁発表する火山情報に注意しましょう。
2. デマや噂に惑わされないようにしましょう。
3. テレビやラジオのニュース、情報提供などを聞いて正しい情報を得ましょう。
4. 避難指示などの発表があった場合には従いましょう。



噴火に備えて準備しましょう

●避難のときの持ち出し品
 普段から防災用品をチェックし備えましょう!!

口布マスク	口マスク	ゴーグル
口布	口布、汗拭き	高筒靴
口布拭き	口拭き用具	非常食
口拭き、ハンカチ	口拭き、タオル	消火器、ライター
口拭き、ハンカチ	口拭き、ハンカチ	救急用品
口拭き、ハンカチ	口拭き、ハンカチ	その他


避難する場合には、以下に注意しましょう

●おそれませんか?

1. 降り、降灰、降灰の発生を確認しましょう。
2. 降灰は呼吸器に有害です。
3. 降灰は目や鼻を刺激します。
4. 降灰中の有害物質のために、避難先を言いたせをしましょう。

●避難する場合は

1. 市町村の避難所などの指定された場所に避難してください。
2. 高齢者、障害者、外国人、外国人などの避難を助けてください。
3. 避難先に行くときは、ヘルメットなどを着用してください。
4. 避難先に行くときは、ヘルメットなどを着用してください。



離れた場所にいる家族に安否を知らせるには

●災害用伝言ダイヤル
 災害用伝言ダイヤルは、大規模な災害が発生した時に被災地内をその地域の方言で「声の伝言板」の役割を果たします。117をダイヤル後、ガイダンスに従ってご利用ください。

●利用方法

留守の場合 117 → [117ガイダンス] → 1 [117ガイダンス] → (休日の場合) 被災者の電話番号 → 発信

居る場合 117 → [117ガイダンス] → 2 [117ガイダンス] → (休日の場合) 被災者の電話番号 → 発信

●災害用伝言板 (インターネット接続機能付き携帯電話)
 災害用伝言板はインターネット接続機能付き携帯電話を所持している人が被災地にいる場合に、携帯電話から発信機が自分の安否を確認し、離れた場所にいる家族や友人など、災害用伝言板を所持している人が災害用伝言板インターネットを通じて安否を確認できるシステムです。詳しくは、各携帯電話会社のホームページなどで確認してください。



資料22-2 噴火警報等の種類と発表

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合に発表される「噴火警報(居住地域)」は、特別警報に位置づけられる。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(イ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

[噴火警戒レベル表]

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火警報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であることに留意)

(ウ) 富士山の噴火警戒レベル

平成 19 年 12 月 1 日導入

富士山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864～865年):北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年):北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前):地震多発、東京など広域で揺れ
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし	・火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)

(注)・ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

- ・ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
- ・火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)で示された範囲を指す。

(エ) 箱根山の噴火警戒レベル

平成 21 年 3 月 31 日導入

箱根山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生 【過去事例】 3,000 年前: 冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 ・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし ・小規模噴火が発生し、火口から約 2km 以内に大きな噴石(注)飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13 世紀: 大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の地殻まで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2015 年 6 月～9 月: 7 月にごく小規模な噴火及び火山灰を確認
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2015 年 5 月～11 月: 地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化 2001 年 6 月～10 月: 地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏 ・一時的な地震の増加 【過去事例】 2015 年 7 月～: 火山ガスの増加 2015 年 4 月～7 月: 地震の増加 2013 年 1 月～2 月: 一時的な地震の増加 2011 年 3 月: 一時的な地震の増加 1966 年 6 月～7 月: 一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇

(注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

イ 降灰予報

気象庁は、以下の 3 種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報 (定時)

- ・ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・ 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・ 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(イ) 降灰予報 (速報)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- ・ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(ウ) 降灰予報 (詳細)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20~30分程度で発表
- ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

23. 航空機事故

資料23-1 県内で発生した航空機事故の被害状況一覧表

(昭和38年12月～平成28年9月)

年月日	事故種別	機種	事故発生場所	被害状況	備考
S38.12.23	墜落	ヘリコプター	平塚市田村	麦畑・農道	
39.1.16	墜落	ジェット機	座間市相模台	畑・家屋・屋根・ガラス	
3.18	墜落	ヘリコプター	横須賀市大和田	なし	無人ヘリコプター
4.20	落下物	ジェット機	鎌倉市腰越1000m	漁業(油流出)	補助タンク
5.11	その他	ジェット機	綾瀬市上土棚	不明	ジェット機油流出
6.19	墜落	ジェット機	中郡大磯町沖	なし	
7.24	落下物	ジェット機	厚木基地付近	なし	
7.28	不時着	ジェット機	大和市上草柳	なし	アルミニウム製の翼一部
7.31	落下物	ジェット機	相模原市 (立川飛行場南12マイル)	なし	
7.31	墜落	ジェット機	藤沢市大庭小糸	山林・畑	脚下げ固定ピン
9.8	墜落	ジェット機	大和市上草柳	死亡5名、負傷者3名、山林・建物全壊	
9.8	墜落	ジェット機	厚木市厚木(相模川河原)	なし	乗員2名死亡
10.3	その他	ヘリコプター	綾瀬町	農作物	燃料放出
10.6	墜落	ヘリコプター	横浜市金沢区富岡町	農作物	乗員4名死亡
11.20	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	車輪監視所突破
12.8	墜落	ジェット機	愛好郡清川村煤ヶ谷	民家1棟、農作物	
12.30	落下物	ジェット機	厚木基地1マイル北方	なし	ドラッグシュート
40.3.8	落下物	ジェット機	藤沢市高倉	なし	アクセスハッチ
5.5	墜落	ジェット機	相模原市(米軍住宅内)	負傷者2名、家屋損壊3	米軍家族3名死亡 負傷者7名
6.15	墜落	ジェット機	中郡二宮町梅沢沖5km	なし	
6.25	墜落	ジェット機	大和市上草柳	農作物・相鉄架線・電線	
6.30	落下物	ジェット機	厚木基地南方(相模湾)	不明	スパローを亡失
41.2.6	落下物	ジェット機	藤沢市(厚木基地南方5km)	不明	後部車輪
2.19	落下物	ジェット機	藤沢市(厚木基地南方5~6km)	不明	海軍機パネル
4.2	不時着	ヘリコプター	横浜市戸塚区	芝100㎡	
6.6	落下物	ジェット機	大和市上草柳	屋根瓦3枚	金属性パイプ
11.2	不時着	ヘリコプター	横浜市磯子区	負傷者1名、芝5坪	
42.6.24	落下物	ジェット機	大和市深見	なし	風防ガラス
12.15	落下物	プロペラ機	横浜市保土ヶ谷区下川井	被害軽微	燃料タンク
43.2.4	落下物	ジェット機	秦野市千野村	被害軽微	風防ガラス
12.16	落下物	ヘリコプター	厚木基地南方2~4マイル	不明	リアードア
44.6.21	落下物	プロペラ機	横浜市港北区鴨志田	山林	
12.16	不時着	ヘリコプター	横浜市鶴見区東寺尾	畑	
45.6.17	墜落	ジェット機	秦野市寺山	立木	
7.10	落下物	ジェット機	相模原市大沼	屋根、玄関戸	スターティングパワーユニット

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
45.10.10	その他	ヘリコプター	逗子市ヨットハーバー	所持金品	低空飛行
10.14	その他	ヘリコプター	綾瀬市	庭木、屋根	低空飛行
46. 2. 8	不時着	ヘリコプター	鎌倉市材木座海岸	なし	
2.19	不時着	ヘリコプター	横浜市磯子区陽陽光台	なし	
8.24	墜落	ジェット機	横浜市旭区上白根町	山林、屋根、自動車	
48. 5. 9	不時着	ヘリコプター	相模原市西大沼	なし	
6.21	不時着	プロペラ機	大和市福田（国有地）	高圧線、農作物	海上自衛隊乗員 1名負傷
8.20	墜落	ヘリコプター	横須賀基地内	不明	乗員 2 名死亡
49. 1.25	その他	ジェット機	綾瀬市上土棚	ビニールハウス 布団	燃料投下
12.20	不時着	ヘリコプター	足柄上郡大井町 （酒匂川中州）	なし	
50. 7. 9	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	オーバーラン
51. 6.28	その他	プロペラ機	大和市上草柳	衣服汚損	燃料放出
51.11. 2	墜落	プロペラ機	厚木基地内	なし	乗員 6 名死亡
52. 9.27	墜落	ジェット機	横浜市緑区荏田町	2 名死亡、7 名軽傷、全焼 2 棟	一部の被害者が提訴
53. 4. 6	落下物	プロペラ機	横浜市旭区今宿町	なし	右主翼の一部
6. 9	不時着	ヘリコプター	茅ヶ崎市西久保	なし	
6.15	その他	ジェット機	川崎市高津区宮崎台	なし	燃料放出
54. 2.22	不時着	ヘリコプター	藤沢市用田	なし	
4. 4	不時着	ヘリコプター	横浜市港南区日野町	なし	
56. 3.24	不時着	ヘリコプター	横浜市緑区三保町	なし	
7.29	落下物	ヘリコプター	横浜市戸塚区	なし	
57. 2.13	落下物	ジェット機	藤沢市辻堂海岸	なし	
2.25	不時着	ヘリコプター	相模原市淵野辺跡地	なし	
8.12	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	胴体着陸
10.25	不時着	ヘリコプター	横浜市緑区元石川町	なし	UH-1
58. 4.26	不時着	ヘリコプター	横浜市緑区元石川	なし	OH-58
8.23	その他	ジェット機	厚木基地内	なし	オーバーラン （A-7）
59. 8.28	不時着	ヘリコプター	川崎市多摩区	なし	
10.17	墜落	ヘリコプター	藤沢市片瀬	屋根瓦、窓ガラス	乗員 2 名負傷
11.29	不時着	ヘリコプター	横浜市旭区中尾町	なし	
12. 2	不時着	ヘリコプター	川崎市多摩区	なし	
60. 4.26	落下物	ヘリコプター	綾瀬市蓼川	なし	SH-2 ヘリコプター
61. 9.30	落下物	ヘリコプター	大和市上草柳	なし	A-4
11.14	その他	ジェット機	厚木基地内	アンテナ（ILS）	オーバーラン A-6E
62. 1.22	不時着	ヘリコプター	横浜市港南区上永谷 （遊水池）		ヒューズ 300 型 テスト飛行中
2. 7	墜落	セスナ機	厚木基地内	胴体大破	乗員 2 名死亡
4.17	落下物	ヘリコプター	大和市福田 2284	なし	ミ号ヘリ SH-3
10.26	落下物	プロペラ機	大和市南林間 2-3	民家の換気扇変形	米軍機燃料タンク カバー落下
63. 8.29	燃料放出	ジェット機	大和市上草柳 6 丁目	通行人、車被害	ミ号艦載機 NLP 時
63.11.22	不時着	ヘリコプター	秦野市堀山下 （日立製作所内）	なし	ミ号艦載機 SH-3 シーキング
63.12.11	不時着	ヘリコプター	伊勢原市下丹 1527	なし	ミ号艦載機 SH-3 シーキング

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
H1. 9. 7	不時着	ヘリコプター	大和市下鶴間 1608	植木破損	キャンプ座間所属 UH-1
4. 4. 10	部品落下	機種不明	藤沢市大庭	屋根破損	
4. 6. 22	部品落下	ジェット機	相模原市宮下	屋根破損	衝突防止用ライト の一部落下
5. 10. 28	不時着	ヘリコプター	座間市緑ヶ丘	なし	横田基地所属
12. 18	不時着	セスナ	海老名市相模川河川敷	なし	厚木基地内のフライングクラブ所属
6. 1. 4	不時着	ヘリコプター	平塚市長瀬スポーツ広場	なし	横田基地所属
7. 4. 10	不時着	ヘリコプター	鎌倉市由比ヶ浜海岸	なし	横田基地所属
9. 6. 26			大和市福田	家屋の一部損傷 植木破損	パルチート部隊落下 隊員 1 名負傷
12. 18	部品落下	ジェット機	座間市東原	なし	
10. 6. 18	不時着	ヘリコプター	厚木市中津川河川敷	なし	
9. 28	不時着	ヘリコプター	足柄上郡中井町・位置不明	なし	米軍
13. 9. 28	オーバーラン	ジェット機	厚木基地内	なし	米軍機着陸に失敗
14. 9. 15	部品落下	ジェット機	藤沢市長後	車庫の屋根破損	米軍機
15. 3. 14	部品落下	ヘリコプター	相模湾上	なし	
15. 5. 21	不時着	ヘリコプター	秦野市上大槻・上智短大グラウンド	なし	米軍機
16. 7. 19	銃弾落下	ヘリコプター	横浜市泉区和泉町	なし	米軍機
16. 8. 19	不時着	ヘリコプター	横浜市中区みなとみらい	なし	米軍機
16. 12. 7	部品落下	ジェット機	藤沢市桐原町	工場屋根破損	米軍機
17. 2. 1	不時着	ヘリコプター	伊勢原市内	なし	米軍機
17. 4. 14	はしご紛失	ジェット機	不明	なし	米軍機
17. 4. 14	模擬弾のフィン紛失	ジェット機	不明	なし	米軍機
17. 5. 23	機体装着部品の一部落下	ヘリコプター	不明	なし	米軍機
17. 7. 30	不時着	ヘリコプター	藤沢市片瀬海岸	なし	米軍機
18. 5. 22	部品落下	セスナ	丹沢山中	なし	米軍機脱出用ハッチ落下
18. 10. 12	懐中電灯落下	ヘリコプター	小田原市	なし	米軍機
19. 2. 27	部品落下	ジェット機	不明	なし	米軍機
19. 6. 13	不時着	ヘリコプター	横浜市金沢区海の公園	なし	米軍機
19. 6. 13	部品落下	プロペラ機	長後憩いの森付近	なし	海上自衛隊機
20. 6. 11	不時着	ヘリコプター	相模原市水郷田名	なし	米軍機(横田基地)
21. 2. 17	部品落下	ジェット機	綾瀬市吉岡付近	なし	米軍機左翼ゴム製帯シール落下
22. 1. 28	部品落下	ジェット機	綾瀬市大上上空	家屋一部破損	米軍機
22. 3. 4	部品落下	ジェット機	不明	なし	米軍機

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
23. 2. 3	部品落下	ヘリコプター	寒川町上空	なし	米軍機
23. 2. 9	不時着	ヘリコプター	平塚市サッカー場	なし	米軍機
24. 2. 8	部品落下	ジェット機	大和市上草柳	車両破損	米軍機
25. 2. 4	部品落下	プロペラ機	綾瀬浄水場付近	リベット頭部5個	自衛隊機(浄水場付近で鳥と衝突したときに落下した可能性あり)
25.12.17	不時着・横転	ヘリコプター	三浦市三崎埋め立て地	電柱が破損	厚木基地所属ジョージ・ワシントン艦載機米兵乗員4人の内2人負傷
26. 1. 9	部品落下	ジェット機	綾瀬市寺尾	自動車窓破損	人的被害無し
27. 4.15	部品落下	輸送機	不明	なし	厚木基地所属海上自衛隊機(飛行中に落下の可能性)
27. 7.27	燃料漏れ	輸送機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機(経年劣化で部品が摩耗し、燃料が漏れた)
27. 8. 4	部品落下	輸送機	厚木飛行場及び小牧飛行場周辺	(左後部主脚スブラッシュガード、クランプを紛失)	厚木基地所属海上自衛隊機(左後部主脚スブラッシュガード、クランプを紛失)
27.11.26	部品落下	ジェット機	不明	(エンジン内部空気整流板の一部を紛失)	厚木基地所属海上自衛隊機(エンジン内部空気整流板の一部を紛失)
28. 3.31	部品落下	プロペラ機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機(スクリー及びワッシャー)
28. 7.19	部品落下	プロペラ機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機(エンジン内プリクーラー出口ダクトの一部)
28. 9. 7	部品落下	ヘリコプター	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機(テールローターブレード保護(ポリウレタン製))

南関東防衛局のヒアリング等に基づく

資料23-2 航空事故等連絡協議会関係機関一覧表

平成 28 年 1 月 15 日現在

機 関	担 当 部 署
第三管区海上保安本部	警備救難部 救難課 運用司令センター
横浜海上保安部	警備救難課
横須賀海上保安部	警備救難課
神奈川県	政策局 基地対策部 基地対策課
	安全防災局 安全防災部 危機管理対策課
神奈川県警察本部	刑事部 国際捜査課
	警備部 危機管理対策課
横浜市	政策局 基地対策課
	総務局 危機管理室 緊急対策課
	消防局 警防部 計画課
横須賀市	政策推進部 基地対策課
	消防局 消防・救急課
藤沢市	防災安全部 危機管理課
	消防局 警防室 警防課
茅ヶ崎市	市民安全部 防災対策課
	消防本部 警防救命課
相模原市	総務局 渉外部 渉外課
	危機管理局 緊急対策課
	消防局 警防課
厚木市	危機管理部 危機管理課
	消防本部 警防課
大和市	市長室 基地対策課
	消防本部 警防課
海老名市	財務部 企画財政課 政策経営係
	消防本部 警防課
座間市	特定政策推進室 基地対策担当
	消防本部 消防管理課
綾瀬市	経営企画部 基地対策課 基地対策担当
	消防本部 消防総務課 警防担当
寒川町	企画政策部 危機管理課
	消防本部 予防課 警防担当
在日米陸軍キャンプ座間	基地管理本部 渉外課
	消防局
在日米海軍司令部	政策審議連絡室
米海軍日本管区司令部	地域危機管理官
	消防隊
米海軍厚木航空施設	渉外部

機 関	担 当 部 署
陸上自衛隊第4施設群	第3科
陸上自衛隊第31普通科連隊	第3科
海上自衛隊第4航空群	作戦幕僚
南関東防衛局	管理部 業務課 事故補償第1係
横須賀防衛事務所	業務課 業務第2係
座間防衛事務所	業務第2係
川崎市	総務局 危機管理室

オブザーバー

資料：航空事故等連絡協議会規約

25. 協定等

資料25-1 協定等一覧表

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
1	広報	藤沢市防災行政無線運用協定	藤沢市消防本部 (現：藤沢市消防局)	2009年(平成21年)10月1日	防災安全部
2		災害時における救援情報紙の発行と配布に関する協定	(株)湘南リビング新聞社	2010年(平成22年)12月1日	防災安全部
3		災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム湘南	2014年(平成26年)3月20日	防災安全部
4		災害時等における放送協力等に関する協定	藤沢エフエム放送(株)	2015年(平成27年)2月16日	防災安全部
5	医療	神奈川県自治体病院災害時相互応援に関する申し合わせ	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市	1995年(平成7年)5月1日	防災安全部
6	自治体等	神奈川県防災情報ネットワークシステム端末装置の設置、管理等に関する協定	神奈川県	1995年(平成7年)4月1日	防災安全部
7		災害時相互応援協定	松本市	1995年(平成7年)4月5日	防災安全部
8		湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定	平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	1996年(平成8年)8月21日	防災安全部
9		災害時相互応援協定	茅ヶ崎市、寒川町	1996年(平成8年)11月15日	防災安全部
10		災害時相互応援協定	岐阜市	1996年(平成8年)12月11日	防災安全部
11		災害時相互応援協定	山形市	1998年(平成10年)10月6日	防災安全部
12		大規模災害時の相互応援に関する協定	(群馬)藤岡市、富岡市(埼玉)羽生市、春日部市、富士見市(静岡)藤枝市、(愛知)江南市、津島市	2004年(平成16年)9月1日 (再締結)	防災安全部
13		神奈川県下消防相互応援協定	神奈川県下18市7町、足柄消防組合	2006年(平成18年)8月18日	防災安全部
14		災害時相互応援協定	大和市	2010年(平成22年)11月18日	防災安全部
15		災害時相互応援協定	鎌倉市	2011年(平成23年)2月7日	防災安全部
16	災害時における相互応援に関する協定	横浜市	2011年(平成23年)11月11日	防災安全部	
17	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	2012年(平成24年)3月1日	防災安全部	

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
18	自治体等	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県内各市町村	2012年(平成24年)3月29日	防災安全部
19		災害時相互応援協定	秋田県羽後町	2014年(平成26年)5月9日	防災安全部
20	米軍	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する藤沢市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	米海軍厚木航空施設司令部	2010年(平成22年)11月17日	防災安全部
21	避難	藤沢市建築物を津波避難ビルとして使用するための協定	片瀬地区、鵜沼地区、辻堂地区(2016年(平成28年)4月以降現在213対象)	2012年(平成24年)9月7日以降	防災安全部
22		災害時の相互支援協力に関する協定	テラスモール湘南 (特定目的会社湘南辻堂インベストメント)	2013年(平成25年)2月14日	防災安全部
23		大規模火災発生時における広域避難場所使用に関する協力に関する協定	医療法人徳洲会 湘南藤沢特州会病院	2013年(平成25年)2月14日	防災安全部
24	物資	災害時における防災活動に関する協定	イオン株式会社ジャスコ藤沢店(現名:イオンリテール株式会社イオン藤沢店)	2006年(平成18年)7月12日	防災安全部
25		災害用応急必需物資の調達に関する協定	(公社)神奈川県LPガス協会 湘南支部藤沢部会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
26		災害用応急必需物資の調達に関する協定	藤沢市ガス事業協同組合	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
27		災害用応急必需物資の調達に関する協定	神奈川県石油業協同組合藤沢支部	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
28		災害用応急必需物資の調達に関する協定	有限会社池田商会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
29		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	(一社)藤沢市薬剤師会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
30		災害用応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株)レンタルのニッケン藤沢営業所	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
31		災害用応急生活物資供給等の協力に関する協定	小山(株)神奈川営業所	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
32	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	相鉄ローゼン株式会社	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部	

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
33	物資	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	消費生活協同組合コープかながわ	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
34		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株)さいか屋藤沢店	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
35		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社小田急百貨店藤沢店	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
36		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ダイエー	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
37		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	オーケー株式会社	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
38		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	社団法人藤沢市商店会連合会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
39		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	富士シテイオ株式会社(富士スーパー)	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
40		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	湘南とうきゅう	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
41		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	湘南モールフィル(大和情報サービス)	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
42		災害時応急生活物資の供給協力に関する協定	秋本食品株式会社	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
43		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	さがみ農業協同組合	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
44		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	湘南青果株式会社	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
45		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	さがみ農業協同組合	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
46		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	さがみ農業協同組合	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
47		災害時・子育て・健康増進等の地域貢献協定	明治乳業株式会社	2011年(平成23年)2月3日	市民自治部
48	災害時応急手当物資供給等の協力に関する協定	株式会社エニー	2011年(平成23年)11月22日	防災安全部	
49	災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供等にかかる地域貢献協定	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社(現:コカ・コーライーストジャパン株式会社)	2013年(平成25年)3月29日	防災安全部	

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
50	物資	災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供等にかかる地域貢献協定	ダイドードリンコ株式会社	2013年(平成25年)3月29日	防災安全部
51		災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供等にかかる地域貢献協定	東京キリンビバレッジサービス株式会社	2013年(平成25年)3月29日	防災安全部
52		災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)神奈川県トラック協会 県南サービスセンター	2014年(平成26年)1月15日	防災安全部
53		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	国分株式会社	2014年(平成26年)2月1日	防災安全部
54		災害時における物資の提供及び配送等に関する協定	三和石産株式会社	2014年(平成26年)10月20日	防災安全部
55		災害時応急生活物資の供給協力に関する協定	株式会社クリエイトエス・ディー	2015年(平成27年)1月9日	防災安全部
56		災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	株式会社Jボックス	2015年(平成27年)5月7日	防災安全部
57		災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	神保段ボール株式会社	2015年(平成27年)5月7日	防災安全部
58		災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	レンゴー株式会社	2015年(平成27年)5月7日	防災安全部
59		災害時応急生活物資の供給協力に関する協定	日本マクドナルド株式会社 フランチャイジー株式会社 グッドイーティング	2017年(平成29年)4月1日	防災安全部
60	その他	災害用非常無線通信の協力に関する協定	藤沢市アマチュア無線非常通信協力会	1976年(昭和51年)5月6日	防災安全部
61		災害時海上輸送の協力に関する協定	神奈川県海難救助隊	1996年(平成8年)9月9日	防災安全部
62		災害時における藤沢市内特別郵便局・藤沢市間の協力に関する覚書	藤沢市内特定郵便局(26対象)	1997年(平成9年)10月22日	防災安全部
63		災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人救助犬訓練士協会	2005年(平成17年)8月15日	防災安全部
64		災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	神奈川県葬祭業協同組合、藤沢市葬祭業組合、社団法人全国霊柩車自動車協会	2006年(平成18年)5月23日	防災安全部
65		公園・みどりの広場・緑地等に関する災害応急措置の協力に関する協定	藤沢市緑化事業協同組合	2006年(平成18年)7月1日	防災安全部

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
66	そ の 他	災害時における応急対策の協力に関する協定	神奈川県自動車整備振興会 藤沢支部	2007年(平成19年)2月15日	防災安全部
67		災害時応急措置の協力に関する協定	藤沢市電設協会	2009年(平成21年)7月1日	防災安全部
68		災害時応急措置の協力に関する協定	湘南電業協会	2009年(平成21年)9月1日	防災安全部
69		災害応急措置等の協力に関する協定	藤沢市商店会連合会	2010年(平成22年)11月12日	防災安全部
70		災害時における情報収集及び被災者等搬送の協力に関する協定	社団法人神奈川県タクシー 協会相模支部藤沢地区会(16社)	2011年(平成23年)11月15日	防災安全部
71		災害時における情報収集及び被災者等搬送の協力に関する協定	細野運送株式会社	2011年(平成23年)12月1日	防災安全部
72		災害時の動物救護活動に関する協定	藤沢市獣医師会	2012年(平成24年)1月20日	防災安全部
73		災害時応急措置の協力に関する協定	藤沢市管工事業協同組合	2012年(平成24年)4月1日	防災安全部
74		災害時応急措置の協力に関する協定	藤沢市建設業協会	2012年(平成24年)6月5日	防災安全部
75		災害時における物資の受入及び配送等に関する協定	福山通運株式会社	2013年(平成25年)6月1日	防災安全部
76		災害時における物資の調達・仕分け及び配送等に関する協定	株式会社ハマキョウレック ス関東支社	2014年(平成26年)2月1日	防災安全部
77		防災広場としての使用に関する協定	武田薬品工業株式会社	2014年(平成26年)2月14日	防災安全部
78		災害時における地域貢献に関する協定	芙蓉観光株式会社	2014年(平成26年)3月11日	防災安全部
79		災害時における防災活動の支援等に関する協定	株式会社金沢工業	2014年(平成26年)11月6日	防災安全部
80	災害時における防災活動の支援等に関する覚書	藤沢市新庁舎建設工事 鹿島建設・門倉組共同体	2016年(平成28年)9月28日	防災安全部	

(平成 25 年 7 月 23 日防災会議)
(平成 27 年 3 月 20 日防災会議)
(平成 28 年 4 月 27 日防災会議)
(平成 29 年 7 月 25 日防災会議)

平成 29 年度修正

藤沢市地域防災計画（資料編）

編集発行 藤沢市防災会議

【事務局】藤沢市防災安全部防災政策課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1

TEL 0466-25-1111（内 8501）
